

令和3年第2回(6月)波佐見町議会定例会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内容
第1日	6月8日	火	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 提案要旨の説明 議案審議(質疑・討論・採決) 一般質問(5人)
第2日	6月9日	水	本会議	一般質問(5人)
第3日	6月10日	木	休会	議事整理
第4日	6月11日	金	休会	【閉会中の継続調査申出期限】 議事整理
第5日	6月12日	土	休会	
第6日	6月13日	日	休会	
第7日	6月14日	月	休会	議事整理
第8日	6月15日	火	本会議	議案審議(質疑・討論・採決)

令和3年第2回(6月)波佐見町議会定例会会議録目次

第1日目(6月8日)(火曜日)

1. 開 会	2
1. 諸報告	2
1. 会議録署名議員の指名	2
1. 会期の決定	2
1. 提案要旨の説明	2
1. 議案審議(質疑・討論・採決)	5
・波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
・波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例	
1. 一般質問	
岡村 達馬 議員	9
(1)波佐見町の公共事業・施設について	
(2)波佐見陶器まつりの総括について	
(3)子供たちを取り巻く情勢について	
横山 聖代 議員	24
(1)新型コロナに便乗した特殊詐欺や悪質商法被害の防止対策について	
(2)学校給食における食育と地産地消について	
田添 有喜 議員	40
(1)防犯対策について	
(2)町道及び県道の安全整備について	
(3)河川整備について	
福田 勝也 議員	57
(1)県立波佐見高等学校の支援策について	
城後 光 議員	71
(1)役場新庁舎建設実施設計について	
(2)子ども数が減少する状況における教育環境整備について	
1. 散 会	91

第2日目(6月9日)(水曜日)

1. 開 議	94
1. 一般質問	
今井 泰照 議員	94
(1)防災行政について	
(2)新型コロナ対策について	
(3)教育行政について	
澤田 昭則 議員	112

(1)ふるさとづくり応援基金活用事業について	
(2)新型コロナ対策について	
岡村真由美 議員	126
(1)地域おこし協力隊制度について	
(2)防災対策について	
脇坂 正孝 議員	142
(1)新庁舎の建設について	
(2)森林経営管理制度について	
三石 孝 議員	159
(1)防災対策について	
(2)農業政策について	
(3)波佐見町事業継続支援給付金制度について	
1. 散 会	177

第8日目（6月15日）（火曜日）

1. 開 議	180
1. 諸報告	180
1. 発委第1号	180
・波佐見町議会会議規則の一部を改正する規則	
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	182
・専決処分の承認を求めることについて	
（波佐見町税条例の一部を改正する条例）	
・専決処分の承認を求めることについて	
（令和2年度一般会計及び特別会計補正予算（以上5件））	
・令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）	
・財産の取得について	
1. 報告第1号	236
・令和2年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	
1. 議会改革調査特別委員会の設置	237
1. 閉会中の継続調査申出について	238
（総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会）	
1. 閉 会	239

第1日目（6月8日）（火曜日）

諸報告

- 1 諸般の報告
 - (1) 委員会報告
 - (2) 例月現金出納検査結果の報告（2、3、4月分）

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 提案要旨の説明
- 第 4 議案第33号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第34号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 6 一般質問

第1日目（6月8日）（火曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 筒晴香

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	前川芳徳
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課長	中村和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課長	堀池浩
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
給食センター所長	井関昌男	総務課長 総務班係長	太田誠也
企画財政課 財政管財班係長	鶴田秀幸		

午前10時 開会

○議長（百武辰美君）

御起立ください。皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年第2回波佐見町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（百武辰美君）

これから諸般の報告を行います。

委員会報告、例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（百武辰美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番 北村清美議員、10番 脇坂正孝議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（百武辰美君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月15日までの8日間と決定しました。

日程第3 提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。本日ここに令和3年第2回波佐見町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御多忙のところにお出向賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国内における新型コロナウイルスの脅威は、より感染力の強い変異株の流行などにより、これまでにない速さで感染が拡大してきたところであり、大都市圏等への緊急事態宣言の発令や延長が繰り返され、1日当たりの新規感染者がピーク時より幾分減少したとはいえ、いまだ収束の見えない闘いが続いております。

長崎県におきましても、新規感染者数が4月以降増加に転じたことから、県独自に策定した感染段階を4月16日にステージ2に引き上げ、注意報を発令、さらに4月20日にはステージ3に引き上げて警戒警報を発令したところであり、そのような状況下での開催は厳しいという判断の下、波佐見陶器まつりも2年連続で開催を見送られたところであります。

しかしながら、その後も感染拡大に歯止めがかからず、5月5日には、ステージ4への引上げと特別警戒警報の発令、5月13日にはステージ5への引上げと、医療危機事態宣言が発令される危機的状況まで推移しました。その後、5月下旬を迎え、新規感染者数の減少と病床の逼迫度合い等も一定改善したことから、5月29日にステージ3へ引き下げられ、医療危機事態宣言が解除されたところであります。

本町におきましては、ワクチンの集団接種を、県内ではいち早くスタートさせ、75歳以上を対象としてきたこれまでは順調に進捗しており、その取り組みに対して周囲からも高い評価を受けております。大変厳しい環境の中で、住民の命と健康を守るために多大なる御尽力をいただいております医療関係者や福祉関係者の皆様、そして、御協力いただいております自治会など、多くの関係者の皆様に対して深く感謝を申し上げます。

しかしながら、第5波、第6波の脅威が消えたわけではございませんので、今後とも感染状況に応じた対策を講じながら、感染予防拡大防止対策に全力を注いでまいります。

さて、九州北部地方は5月15日に平年より二十日早い梅雨入りとなり、6月に入り、いよいよ災害が発生しやすい時期となってまいりました。6月2日には波佐見町防災会議を開催し、災害に対する備えを確認したところであります。災害の発生を完全に防ぐことは不可能ではありますが、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災を防災の基本方針にして、人命を最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるように様々な対策を組み合わせ

わせて、効果的な災害対策を講じ、住民福祉の確保に万全を期してまいります。

それでは、本日提出いたしました議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第33号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染の影響に係る国民健康保険料の減免に関する特例を改正するものです。

議案第34号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染の影響に係る介護保険料の減免に関する特例を改正するものです。

議案第35号 専決第2号 波佐見町税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部が3月31日付で改正され、その一部が4月1日から施行されるため、個人住民税等の町税制度について所要の改正を行ったものであります。

議案第36号 専決第3号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第10号）は、さきの町議会定例会後において、歳入歳出の見込額に増減が生じたものについて補正したもので、歳入歳出予算の総額から6,500万円を減額し、補正後の予算総額を111億3,000万円としたものであります。歳入では、地方交付税、地方消費税、交付金の増額、国、県支出金、寄附金、繰入金、地方債の減額等で、歳出では、庁舎建設基金やふるさとづくり応援基金の積立金増額、ふるさと納税管理費、障害者総合支援事業費や児童措置費等の減額が主なもので、そのほか、各費目にわたって事務事業の実績見込みによる予算の整理を行っています。

議案第37号 専決第4号 令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から200万円を減額し、補正後の予算総額を16億1,100万円としたものであります。歳入では、国庫支出金の増額、県支出金の減額等が主なもので、歳出では、基金積立金の増額、保険給付費や保健事業費の減額が主なものです。

議案第38号 専決第5号 令和2年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から190万円を減額し、補正後の予算総額を1億7,860万円としたものであります。歳入では、保険料、諸収入の減額、歳出では、一般管理費、保険料還付金の減額が主なものです。

議案第39号 専決第6号 令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から4,560万円を減額し、補正後の予算総額を13億8,020万円としたものであります。歳入では、保険料の増額及び国、県支出金や支払基金交付金、一般会計繰入金の減額、歳出では、基金積立金の増額及び保険給付費、地域支援事業費の減額が主なものです。

議案第40号 専決第7号 令和2年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から200万円を減額し、補正後の予算総額を3億4,500万円としたものであります。歳入では、使用料や町債の減額、歳出では、処理場管理費及び管渠建設費の減額が主なものです。

議案第41号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）は、今回7,900万円を追加し、補正後の予算の総額を85億2,000万円といたしております。補正の主なものは、歳入では、国庫支出金、ふるさとづくり応援基金繰入金、雑入である違約金等の追加であります。歳出では、子育て世帯生活支援特別給付費、感染症予防接種に伴う諸費用、陶器まつり開催延期緊急対策費、小中学校修学旅行の支援など、新型コロナウイルス対策に関連するものが主なものとなっております。

議案第42号 財産の取得について。町内小中学校に電子黒板機能つきディスプレイ及び同スタンドを配備するため購入しようとするもので、地方自治法の規定により議会の同意を求めるものです。

報告第1号 令和2年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、諸般の事情により、令和2年度内に完了できる次年度への繰越明許費となった事務事業について、地方自治法の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案要旨の説明を終わりますが、詳細については御審議の折に説明いたしますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第4 議案第33号

○議長（百武辰美君）

日程第4．議案第33号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第33号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に関する特例を改正するものです。

別紙をお願いします。

波佐見町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

改正する条項は附則第9条になりますが、次の新旧対照表をお願いします。

現行の減免の対象となる保険料を、「令和元年度分及び令和2年度分」から「令和2年度分及び令和3年度分」に、また、その納期限を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」まで改めるものです。世帯の主たる生計維持者の令和3年分の収入見込みが、令和2年分の収入の3割以上減少することが減免の条件となります。

参考までに、昨年度の実績を申し上げますと、令和元年度分の減免額は196万3,000円、令和2年度分の減免額は1,159万4,400円、合計の1,355万7,400円で、70世帯に対して減免を行っております。

別紙に戻っていただき、附則において、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

第1点でございますけども、昨年度70世帯ということでしたが、これが、恐らく対象となる家庭はある程度は分かっていると思うんですけども、その中で申請をされなかったような御家庭があるものかどうかですね。

それともう1件、理由を証明する書類を添付してとあるわけですけども、この書類の内容ですけど、簡単な説明でよろしいんですが、何通ぐらい必要なものか、どんなものか、この辺をお願いします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

この減免の申請に関しては、こちらでその申請に該当する方を把握することはちょっと難しいです。その申請時点で年収がどれくらい下がるのかというのを把握するのは、私たちでは難しく、申請者の方が今年どれくらいの収入見込みがあって、それが、昨年度の申告の実績と比較をして、3割以上収入が減少することを証明といいますか、説明していただくようなものになっております。

必要な書類としましては、その前年度分の確定申告書の控えとか源泉徴収票をまず実績と

してお示しいただいて、プラス今年の収入がどの程度の内容になるのか、見込みを説明していただくということで。ただし、今年の収入で言いますと、既に1月から5月までは経過しているところだと、そこは実績を示していただきますが、それ以降はどの程度を見込んでいらっしゃるかというのを示していただくというふうになっております。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第34号

○議長（百武辰美君）

日程第5. 議案第34号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

それでは、御説明いたします。

議案第34号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第一号被保険者に係る介護保険料の減免に係る特例を定めるものでございます。

別紙をお願いいたします。

波佐見町介護保険条例の一部を次のように改正する。

改正内容でございますが、附則第10条中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和2年度分及び令和3年度分」に、そして「令和2年2月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に改めるものでございます。

この改正は、昨年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への減免を行うものですが、先ほどの国保と同様に、現条項では令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期が発生する保険料が現行では対象とならないため、対象年度及び期間を改めるものになっております。

次のページは新旧対照表になっておりますので、御確認いただきたいと思っております。

なお、先ほど国保でも参考で述べられましたので、介護のほうでも述べたいと思っておりますが、令和2年度における減免は、令和元年度分、49万400円、令和2年度分、336万9,970円、合計の386万370円、減免件数が59件となっております。

そして、附則は、この条例は公布の日から施行するというようにしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。10時35分から再開します。

午前10時23分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 一般質問

○議長（百武辰美君）

日程第6. 町政に対する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

おはようございます。お疲れさまです。

通告書に従い、一般質問を行います。

1. 波佐見町の公共事業・施設について。

(1) 1級町道は波佐見町と他市町を結ぶ、あるいは県道を起終点とする町の幹線道路である。波佐見町の道路改良工事等は道路網構想計画により進められていると思うが、特に産業や町民の福祉に最も寄与する1級（幹線）道路の整備状況は。また、今後の計画は。

(2) 実態にそぐわない県道平瀬佐世保線、県道稗木場有田線の名称変更を検討すべきであると思うがどうか。

(3) 西ノ原土地区画整理事業の整備手法である換地先の整備工事計画は。

(4) 鴻ノ巣公園運動施設を、健康増進のため、町民の予約を優先するべきでは。

2. 波佐見陶器まつりの総括について。

(1) 町の一大イベントである陶器まつりが本年も延期された。窯業界の損失とそれに伴う関連事業等への影響はどうか。

(2) 県の要請による中止決定に至った経緯とその対応は。

(3) 今後必要とされる多様な支援策と代替対策は。

3. 子供たちを取り巻く情勢について。

(1) ヤングケアラーが社会問題化している。家事に追われて、学校活動への不参加や、周期的に休む児童、生徒の把握は。子供たちと家庭への支援策は。

以上、壇上からの質問を終わり、詳細については発言席から行います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

4番 岡村達馬議員の御質問にお答えいたします。

1. 波佐見町の公共事業・施設について。

(1) 1級町道は波佐見町と他市町を結ぶ、あるいは県道を起終点とする町の幹線道路である。波佐見町の道路改良工事等は道路網構想計画により進められていると思うが、特に産業や町民の福祉に最も寄与する1級（幹線）道路の整備状況と今後の計画についての御質問ですが。

波佐見町の町道は、1級、2級、その他の道路に格付しており、内訳は、1級が20路線、2級が22路線、その他272路線の合計314路線となっています。その中で1級町道は基幹道路として、窯業や農業、観光など地場産業の活性化を図っていくためには欠かせない、公共性が高く町民の生活にとっての重要幹線として、波佐見町と隣接市町を結ぶ道路であり、県道を起終点とする道路でもあります。

1級町道の整備状況については、現在6路線で整備を行っており、うち舗装工事は、中尾本線、西部線、皿山長野線と八島田ノ頭線歩道部を計画及び実施しているところです。

また、改良工事としては、南部線の交通安全施設等整備事業、町単独工事による村木郷の峠線を実施している状況です。

1級町道に限らず、生活道路として町道整備の要望は多く、その全てに対応できていないのが現状です。今後の計画については、緊急性、重要性を勘案し、検討して計画的に進めてまいりたいと思います。

(2) 県道平瀬佐世保線、県道稗木場有田線の名称変更を検討すべきであると思うがどうかという御質問ですが。

御承知のとおり、県道については県の管理でございますので、町では判断できませんが、県のほうに名称変更についてお尋ねしたところ、現状では変更の理由がないとの回答でした。

これまで町民から名称変更の要望もあっておりませんが、両県道ともこれまで現在の名称で使用され、町民に広く周知されていることから、町としては今のところ名称変更の検討はしていません。

(3) 西ノ原土地区画整理事業の整備手法である換地先の整備工事計画についての御質問

ですが。

西ノ原土地区画整理事業の整備計画については、現在、県道佐世保嬉野線の一部である波佐見中央線の整備工事と、それに伴う移転補償及び南山手側の西ノ原環状線の墓地周辺の道路築造工事と宅地造成工事を実施している状況です。

波佐見中央線の整備は、西ノ原地区からの強い要望である雨天時の排水対策とS字カーブによる交通事故防止対策として、関係者の皆様の御協力を得ながら進めております。今後は南山手側の道路築造と宅地造成を進め、波佐見中央線と西ノ原環状線が合流し、交差点部となる涌谷商店周辺の整備を図ってまいりたいと思います。

御承知のとおり、区画整理事業には多額の費用を要するため、換地先整備については、全体の整備状況を勘案して、関係者の御理解をいただきながら進めてまいりたいと思います。

(4) 鴻ノ巣公園運動施設と3. 子供たちを取り巻く情勢については、教育委員会から報告があります。

2. 波佐見陶器まつりの総括について。

(1) 町の一大イベントである陶器まつりが本年も延期された。窯業界の損失とそれに伴う関連事業等への影響はどうか。

(2) 県の要請による中止決定に至った経緯と対応は。

(3) 今後、必要とされる多様な支援策と代替対策についての御質問ですが。

例年30万人を超える来場者を誇る本町最大、県下でも有数のイベントであります「波佐見陶器まつり」が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため2年連続延期となったことは、窯業界のみならず関連事業者も含めて経済的には計り知れない影響があったことは否めません。

今年度の陶器まつりについては、早い段階から徹底した感染予防対策を計画し、これまでの考えを一掃し、来場者一人一人に手指の消毒はもちろん、検温、リストバンドの装着、そして住所、氏名、電話番号の記入、会場内への入場は3,000人に制限し、接触を減らすための工夫として、販売員などスタッフを極力配置せず、全商品にはバーコードを貼り、ポスレジも導入し、梱包はセルフサービスにするという、これまでにない徹底した対策を施し、お客様をお迎えする予定でありました。

この対策を決定し、行うまでには、実行委員会が何回も会議を重ねて、出店者への説明など苦労に苦労を重ねて仕組みをつくり上げられたものでした。

窯業界の損失についてのお尋ねですが、まず、陶器まつり運営の直接的経費が、延期を決

定するまでに既に1,460万円ほどかかっています。これに売上げがないわけですから、機会損失は億を超える規模ではないかと推測します。加えて飲食や小売店など関連業種への影響もそれ相当のものがあると思われます。

次に、中止に至った経緯ですが、4月13日に開催された関係者全体会議のときまでは、県内の感染ステージが1であったことから、予定どおり開催する方向で協議が行われました。しかしながら、4月16日にステージ2へ移行し、県下全域に注意報が発令されました。4月20日にはステージ3へ移行するとともに、県下全域に警戒警報が発令され、県からも「多数の来場が見込まれるイベント等の開催は、中止も含め慎重に検討してください」とのお願いがあり、同日に開催した陶器まつり全体会議において、各団体の意見、考え方を確認され、総合的にコロナの状況を鑑み、苦渋の選択ではありましたが、正式に無期限の延期の決定がなされたものです。

今後の支援策や代替策ですが、まずテントや広報PRなど陶器まつり開催準備に要した経費約1,460万円のうち、ポスレジなど今後流用、活用できる資材など資産価値があるものを除き、約1,200万円の経費について、長引くコロナの影響や陶器まつり延期により経営状況が困窮する事業者への支援として、町が助成するべく、本議会で補正予算への計上をさせていただいているところです。

代替策としましては、既に多くの事業者が独自に取り組まれておりますインターネットを活用した販売の充実や、コロナの状況にもよりますが、昨年秋に開催された「あちこち陶器まつり」のような、時期や場所も分散させるイベント開催が考えられると思います。

なお、そのほかの質問については、教育委員会より答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

おはようございます。引き続き、お答えいたします。

波佐見町の公共事業・施設について。（4）鴻ノ巣公園運動施設を、健康増進のため、町民の予約を優先すべきではとのお尋ねでございますが。

鴻ノ巣公園は都市公園として整備されていますが、その中の運動施設の維持管理並びに施設予約は教育委員会が担当しています。

町内の運動施設予約の大まかな流れとしては、毎年2月中旬に町内各種団体を対象に社会体育施設年間利用調整会を開催し、次年度1年間の大会等の主要な行事について日程を調整

しています。

各体育館については、町内各種団体を対象に、毎月第3火曜日、体育館調整会を行い、1カ月先の日程について調整を行っております。

なお、学校体育館の開放については、波佐見町内に在住、在勤または在学する者が半数以上の団体を構成し、かつ当該団体に監督者として成人が含まれる場合に限り許可するものとする規定を設けております。

鴻ノ巣公園を含むその他の運動施設につきましては、毎月第3水曜日の午前8時30分から翌月の予約を受け付けており、さらに施設の利用希望日の3日前までであれば随時予約を受け付けています。

このように運動施設の予約につきましては、町民皆様に対し一定の配慮を行っているところであり、現在、予約に関しては大きな問題は発生していないとの認識でございます。

そこで、鴻ノ巣公園運動施設について、町民の予約を優先すべきではないかとお尋ねでございますが、今回、議員の質問を受け、郡内、佐世保市、有田町、嬉野市の実態調査を行ったところ、一般の運動施設について、大多数の市町で、市民、町民に使用を限定する規則などは確認できませんでしたが、一方で、市外、町外の方の使用料について、割増料金を徴収しているところが多くありました。

このため、議員御提案の趣旨は理解できるものですので、団体の要件について登録制にするなど一定の検討が必要かと思われませんが、町体育協会など関係団体に意見聴取を行い、関係条例を改正の上、次年度から町外の利用について割増料金を徴収することで検討したいと思っております。

3、子供たちを取り巻く情勢について。ヤングケアラーが社会問題化している。家事に追われて学校活動への不参加や、周期的に休む児童、生徒の把握は。子供たちと家庭への支援策はというお尋ねでございますが。

ヤングケアラーとは、病気や障害を抱えている家族や幼い兄弟の世話を追われ、学校生活や進学、就職に悪影響が出ている、主に18歳未満の児童生徒をいいます。

昨年度、厚生労働省が実施した抽出調査では、中学2年生の5.7%、高校2年生の4.1%が該当することが判明し、新聞報道等を通じて多くの方々の関心が高まっているものと思われ
ます。

まず、実態を把握しているのかとお尋ねでございますが、現時点で、先ほどの定義に基

づく実態は把握できておりません。当然、学校では日々の児童生徒の観察、各種アンケートや面談等で児童生徒の家庭状況の把握は努めており、家庭が荒れているや、保護者の養育能力が低いなどに起因する、家族の世話や家事の手伝いを行っている児童生徒は把握しておりますが、今回のように表に出しにくい事情で家族の世話や家事を行っている児童生徒の全体像は把握できていません。

このために、国においてもそのような実態を踏まえ、今回、厚生労働省と文部科学省との合同で悉皆調査が行われることで、先般、長崎県子ども家庭課から通知があったところです。調査につきましては、10月末を期限とされておりますので、今後、学校側と調整の上、実施をしたいと考えております。

また、その後の支援ですが、教育委員会としましては、調査結果を踏まえ、役場子育て部局、福祉部局との協議を行い、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会やケース検討会議等の開催を行い、学校やそれぞれの関係団体と連携をして支援策を検討したいと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

町道の整備及び町道橋の維持管理についてですけれども、町の資料によれば、町道は、先ほど町長も言われたように314でした。その延長は約15万メートルにも及んでいます。本年度も2億円を超える工事請負費等が計上されております。特に町道は町民の日常生活に直結するもので、適切な道路改良、舗装工事や良好な維持管理が求められます。町道の工事については、日常的に要望を受け、行われてはいますが、今回改めて少し具体的にお話をしたいと思えます。

本年度、町道改良工事は15路線、舗装工事は9路線、それぞれの工事については各地区との連絡や情報の提供等の協力をいただき、なされていると思えますけれども、特に県道起終点として、あるいは地区間を結ぶ、まさに町の幹線道路、1級町道、先ほども町長が言われました20路線の整備、維持管理は重要だと思います。この9町道、いわゆる幹線道路の改良工事は、地区からの要望よりも、むしろ町の主体的なまちづくりの面から、道路網構想整備計画を主体として計画を立て、工事を実施してほしいと思っております。

現在、工事实施中、あるいは今後予定されている1級町道改良計画はどのようになっているのでしょうか。それは道路網構想整備計画によるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

1級町道については、現在、20路線のうち井石本線の歩道の計画、それで村木郷の峠線ですけれども、道路の改良工事を実施しているところがございます。道路網の構想もありますけれども、町民の方からの要望が多い箇所について、現在、改良工事、舗装工事を行っている状況であります。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

というのは、幹線道路の1級町道20路線のうち、約80%は改良済なんですね。残り20%の改良が図れない理由が何かあるのでしょうか。工事推進等のできない理由はどこにあるかをお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

1級町道20路線のうち、26キロありますけれども、改良率が80%で、20%の約6キロが未改良となっておりますけれども、この未改良については、路線名で言いますと、第二西ノ谷線、小樽郷にあります。それと孟宗谷線、野々川郷ですね。第二西ノ谷線が改良率が19%、野々川の孟宗谷線が33%、三股線が10%、峠線が6%となっております。峠線については、今、ずっと改良をしているところがございますけれども、第二西ノ谷線と孟宗谷線については生活道路としての利用率が少ないということで、町民からの要望もございませんので、今のところ改良はできていないと。また、三股線については、道路にもう家が張りついてしまっていて拡張する余地がないということで、改良率が全体的に下がっている状況でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

本年度は、横枕線ほか14路線の改良工事が計画されておりますけれども、本年度改良が完成、もしくは本年度から新たに着工する路線はどこか分かっているのでしょうか、質問します。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

本年度の工事、14路線の改良工事を計画しておりますけれども、その中には側溝整備によ

る改良工事もあります。その点で、金屋郷の平田線と、乙長野郷の小野原線、この2路線については側溝設置の計画が終わりますので、本年度で完成となります。また、今年度新たに小樽郷のコフケ線の改良工事と井石本線の歩道設置の計画をしているところでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

ほかの道路改良工事についても、着工からの工期が非常に長いところがあると思うんですね。例えば、長原線、桑ノ木線などは、もう20年近く工事が続いているのではないのでしょうか。大体いつ完成するのかの目標指標があれば、お尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

今おっしゃられるとおり、改良にかなり時間がかかっております。それというのも、1路線にかかる割当てが、予算が限られておりまして、なかなか計画的に進めていけない状況になっております。大体完了する予定がありますのは、南部線が令和5年度を目標にやっております。長原線についてはあと10年ぐらい、今の予算額からいったら、あと10年ぐらいかかるだろうと。それに皿山長野線の舗装については、毎年200メートル程度をやっておりますので、あと8年ぐらいかかると。西部線については、あと6年ぐらいで完了の目標をしているところでございます。あとについては、あまりにも予算の割当てが少ないので検討がつかないという状況でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

今年度、長原線、井石本線以外は委託費が計上されておりません。それ以外の路線はもう職員ですということなのか、それとも、もう測量業務委託は済んでいますよということなのかですね。あるいは先立って実地測量業務についてはもうやりませんということなのか、お尋ねします。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

委託費については、井石本線以外は上がっていない状況でございますけれども、今年度新たに実施計画をしている小樽郷のコフケ線については、職員による自前の測量を行いたいと思います。その他の路線については、既に計画、測量が済んでいるということで計上があっ

ておりません。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

工事中の八島田ノ頭線は、佐世保嬉野線と川棚有田線のショートカット路線として交通量が増える傾向にあります。改良工事に合わせて道路付近を確保すると、大型車両等の通行を可能とするためには、この樋渡橋の解体が必要になってくると思われそうですけれども、今回の工事の中でこの樋渡橋と歩道部の橋梁の解体は行われるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

八島田ノ頭線については、今年度、歩道部の舗装ができていなかったために、この道路改良としていますけど、歩道部の舗装を主にやるつもりでございます。議員からありました拡幅に伴う橋梁改良については、まだ橋の手前で用地が相談できていない部分がありますので、その問題が解決してから、順次、橋梁拡大に伴う検討の協議とか、そういう方向に進めていければと思っているところでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

樋渡橋は昭和46年度に長崎県事業として建てられており、50年が経過をしておりました。当時はコンクリートの塩分検査もなく、当然、砂を洗浄することなく大量に使っておりましたので、強度に影響を与えているものと見られます。橋梁の長寿命化修繕計画には入っているのでしょうか。また、樋渡橋に関して報告がなされているのであれば、状況を教えてほしいと思います。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

八島田ノ頭線の樋渡橋の計画ですけれども、まず、橋梁の点検という事業を平成25年度に道路法の改正に基づき、5年に1回、橋梁の目視点検をしなければならぬとなりました。そこで、樋渡橋については、平成26年度と令和元年度に法定点検を実施しております。その判定は、健全度で言いますと、4階級のうちの健全度2の判定となっております。1が健全、2が予防保全、3が早期措置、4が緊急措置の段階となっております。状況としましては、健全度で言いますと2の予防保全の状態でありまして、橋の状況は、主桁、横桁にひび割れ

とコンクリートの剥離があります。一部、鉄筋の露出があります。また、床版についてもコンクリート剥離と鉄筋の露出があると報告がされている状況です。

以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

先ほど質問の中で、昭和46年度と申し上げましたけれども、昭和45年の誤りでした。訂正をいたします。失礼しました。あわせて、町道橋の長寿命化修繕計画、それに伴う道路橋の定期点検予想総数と、これまで実施した橋梁の数及び本年度予定の橋梁数を教えてください。それから、点検報告により、今、早急に修繕を必要としている橋梁があれば、それも併せて教えてください。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

先ほどの道路橋点検につきましては、平成25年度に始まったと述べましたけれども、波佐見町では1回目の点検を平成26年から30年度に行っており、154橋の点検を行っております。2回目の点検は令和元年度から始まりまして、令和元年度に8橋、令和2年度に20橋、今年度が29橋の点検を予定しているところでございます。

その中で、緊急措置の段階の4の判定が1橋、それと早期措置段階の3の判定が3橋ありまして、合計の4橋が早急に修繕を行わなければならないという判定をいただきました。それで皿山郷の向平線は判定4やったのですが、平成29年度に修繕を完了しております。ほかの3橋、判定3については、村木の地蔵原線の赤松橋が平成27年度に完成。村木の屋敷原線の屋敷原橋が平成27年度に完成をしております。それと湯無田の田別当線にございます鶴の川橋が令和元年度に完成をして、この四つの橋が早急にやらなければいけない工事として、現在は修繕完了しているところです。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

続いて、実態にそぐわない県道の名称変更を検討すべきだと思います。県道の名称は一般的に起点と終点との市や町の名称がつくわけですが、波佐見町を起点とする平瀬佐世保線、県道稗木場有田線の2路線については、波佐見町の字名、もしくは小字名がつけられており、分かりにくいという県外からの御指摘を受けました。確かに以前は、以前の平瀬佐世保線は、

平瀬バス停から波佐見高校、湯治楼を経て、第8分団詰所から志折、佐世保のほうに向かっておりましたが、現在は川棚有田線の分岐点からそのまま佐世保のほうに向かっております。稗木場有田線についても、現在の起点は以前の稗木場郷から村木郷になっております。両線とも道路改良を済んで、起点が変更され、現在の県道名の実態に合致しておりません。名は体を表すとも申しますので、ぜひ、要望等になるかと思えますけれども、県あたりとの協議を行い、実態に合うような名称を、今後こういったことがないように、単純にもう波佐見佐世保線、波佐見有田線とするのも一案ではないでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

そうですね、今、議員が言われましたとおり、平瀬佐世保線については起点が移動しております。前は岳辺田の平瀬バス停のところに起点があったんですけども、現在はもうちょっと川棚寄りに寄って今のところになっております。これについては、ちょっと字名を調べたのですが、平瀬という字とは少し離れておるという感じで、平瀬を中心に東側から西側に移動した形になっております。県のほうにもちょっと尋ねてみたんですけども、県のほうとしては、字名とか、小字名とか、そういう名称にはこだわっていないということで回答を得ております。

また、稗木場有田線については、地番は村木から始まっておりますので、私のほうでもちょっと調べてみたんですけど、行政区としては稗木場、波佐見自動車さんの前からの起点なんですけれども、それを県に確認をしまして、地番的には村木郷にあそこもなっております。キャノンの前の通る新しい道ができたことによって起点が変わったんですかねとお尋ねしたところ、起点は変わっていませんと。もともとの波佐見自動車のところが起点になっておりますという回答を得ております。

町民から要望とかがございましたら、県のほうにも名称の変更とかも問い合わせたいと思うんですけど、現在のところではそういう要望もあっていないと。それで、もう広く町民に周知されているということから、町としましては検討はしていない状況でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

ありがとうございました。続いて、区画整理事業についてお尋ねをいたします。

区画整理事業の最大のメリットとしては、換地による整備手法を取るため、地区内関係者は新たに土地を求める必要がなく、安心して換地された土地に移転できる事業です。それによって今までのコミュニティをそのまま生かせ、環境を大きく変えることなく新たな生活ができることなどが用地買収方式とは大きく違うところです。

ところが、その換地事業が、換地先の工事が進まないために、今まで住み続けた地区を出ていかなければならないという話をされてきております。これは土地区画整理事業の根本的な手法を逸脱し、事業として全く異質なものとなっており、異常な事態となっておりますので、見解の御答弁をお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

そうですね、区画整理事業、まちづくりについては代表的なものが二つありまして、議員おっしゃるとおり、用地買収方式と区画整理方式がございます。用地買収方式は、道路、公園などの公共施設を造るために必要な用地を買収して事業を行うもので、これは移転等が伴うことがございます。区画整理方式は、公共設備を同時に行って、個々の宅地まで含めて整備するもので、計画された道路や公園など、公共施設を造るために必要な用地のみを買収する用地買収方式とは異なって、整備することによって移転等が生じることがございません。その中では関係者皆様の減歩等が伴うものでございます。

換地先が整備されないのに整備を先に進めなければいけないということですがけれども、現在、整備を行っているのは、地元から要望が高かった排水路の、雨水時の排水がうまくいかないということで、排水路の整備、雨水解消とS字カーブですね。県道があつて、山口住建の前ぐらいからS字カーブがあつて、桶谷商店のほうがよく見えない。それで交通事故が多いということで、その解消として、まず移転補償を行っているものでございます。

補償につきましては、移転先がないという、整備されていないということでございますけれども、その移転の補償については、交渉時には十分な説明をいたしまして、まだ移転先が整備されていないのですけれども、それでもどうでしょうかと。S字カーブの少しでも交通事故を防ぐためには、皆様から強い要望があつたこちらの整備、換地先ではないんですけれども、建物を壊して交通事故防止に努めたいということを説明をいたしまして、それで了承がされた上で移転補償の調査をして、それで交渉を行って同意を得ている状況でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、鴻ノ巣公園のテニスコートの件ですけれども、運動公園は町民のレクリエーションと心身の健康増進のために大いに役立っており、多くの町民の方が利用されております。このテニスコートの使用について、町内のテニスクラブから、町外のクラブ、佐世保市民の利用が多くて、思ったときに利用できないという御意見をいただいております。ぜひ町の施設でありますので、町民を優先的に使わせてほしいのですけれども、先ほども多少御答弁いただきましたけれども、町内と町外の方の利用頻度というのはどのぐらいになっているんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回の御質問は鴻ノ巣運動施設ということでしたしまして、テニスコートということで具体的な話がありました。4月、5月の利用団体を数えたところ、4月、5月では、町内の団体の方が8団体、町外の方が3団体、そして個人では町内の方が9名、4月、5月では借りられていますが、町外の方の利用はございませんでした。教育長が答弁したとおり、適正な手続によりますと、まずは町内の方が優先的に予約ができるものというふうに考えております。一方で、町外の方の定義というのをちゃんとしておかないといけないと私は考えております。町外の方、町内の方でも、町内の団体でも、町外の方が加入されている場合がございます。一方で、町外の団体でも町内の方が加入されている団体がございます、どうやって線引きをするかということになるかと思ひます。

そこで、学校体育館については、在住、在勤の方が半数以上を占めている団体という団体が町内というふうに定義をしておりますので、こういったことをテニスコート利用の方にも調査をして、町内、町外の団体を分けて、そして教育長が申し上げましたが、町外の方について割増しを検討するというふうに考えております。

繰り返しになりますが、今までの手続によると、町内の方の予約は優先をしているということでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

ぜひ、町民ファーストまでは言いませんけれども、町民の方のいわゆる利用を損なわれる

ことがないように、ぜひ教育委員会としても御協力いただければというふうに思います。

続きまして、陶器まつりの総括と今後の動きですけれども、今年の陶器まつりは今まで以上に手間暇かけてお客様を迎える体制をつくってこられたと聞いております。先ほど町長も言われましたように、県の要請により、2年連続の陶器まつりが延期されました。30万人に及ぶお客様が来町できませんでしたし、約150店舗の店が出店できませんでした。町内の飲食店や宿泊施設なども含めて、陶器まつりの関連事業等にも大きな影響を受けたものと容易に推察できます。今、町として、その陶器まつりが開催できなかったことについて、どのくらいの算出があったというふうに見込まれているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

町全体での経済損失ということで御質問ですけれども、正直なところ、分析、算出はなかなか難しい、できていないというのが正直なところでございますが、県の観光統計調査は毎年行っていますけれども、お客様1人当たりにもどれだけ使ったかという調査は行っておりません。それが令和2年度は3,229円という数字が出ています。それに30万人ぐらいいたというのであれば、掛ければ9億から10億ぐらい。令和元年度はもっと、単価が四千何百円とかでしたので、もしそうなれば、十二、三億、これはちょっと机上論というような話もありますけれども、実際そのぐらいは経済的な損失があったのではないかなというふうな感じで思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

その、いわゆる要請を行った県からも、何らかの対策、対応の申出はあっているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

県が直接陶器まつりを名指しでやめてくださいと要請されたことはないですね。知事の記者会見の中で、ステージ3になるときの会見の中でイベントについては、多くの方が来町されるイベントについては中止も含めて慎重に検討してくださいということに対して、こちら陶器まつり協議会側がそれを重要なことというか、町民の健康を守るためには、そこはもう決断しないといけないということで決断をされたことであって、県が要請したからやめたと

いう感じとはまた違うのでしょうか。県も常々からそういったコロナ、昨年も産地パワーアップ事業とかで数千万の支援を行っていただいておりますし、毎年、窯業界については、東京のほう、あるいはいろいろな状況の補助金を随時頂いておりますので、そういった部分で、県としては支援をしているというような状況ということで、県からもちょっと話を聞いております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

町長も長崎新聞に、業界への他益を最小限に抑えるように町としても必要な支援をしなければならぬと申し述べられております。ぜひ支援等の施策ができれば、止まらずにいただきたいというふうに思います。

続きまして、子供たちを取り巻く情勢についてです。今、新聞、テレビ等で、病気、障害を持つ家族の介護や世話、家事などを行わざるを得ない、いわゆる子供ケアラーの問題が大きく取り上げられるようになりました。経緯は、先ほど教育長が言われたとおりでございます。この問題については、NHK特集や長崎新聞をはじめ、今、全国紙各紙でも大きく取り上げられております。この問題で、この子供ケアラーの一番の問題点は、単なる家事手伝いではないのです。子供が主体となってその家のことをやっている。それが、ついでに学習、それから学校活動への参加ができなくなっているということを報告をされております。

今後、各方面、例えば民生委員さんとか、ソーシャルワーカーの方々、そういった方々の御協力を得ながらこの把握に努める必要があるというふうには聞いております。今、準備段階であることは十分に承知しておりますけれども、波佐見町の場合、どのような取り組みの段階なのでしょう。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

日々、学校では児童生徒の観察を行っております。当然、議員がおっしゃったように、家事の手伝い、親の世話で学校活動に支障が出ているということであれば、当然表に出ておりますので、そういった状況は把握はできております。一方で、潜在的にそういった家庭があるかどうかということについて、今、全国的な社会問題になっているというふうに理解をしています。

今回、悉皆調査が行われますので、その状況を見て、私ども教育委員会では全てできませ

るので、役場の関係部署、ひいては県の関係機関と今後支援をやっていく必要があると思います。まだまだ調査の段階で、どういった調査をしようかということ、今、町内校長会等で検討している段階でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

これもまだまだ全国的な問題にまでは発展しておりませんが、早い自治体では、もう五、六年前から把握に努めているというところもありますので、今後ぜひこういった、なかなか家庭問題に入っていくというのは大変なところもあるでしょうけれども、御尽力いただいて、解決に向けていくようお願いをしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（百武辰美君）

以上で、4番 岡村達馬議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時45分より再開します。

午前11時35分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、7番 横山聖代議員。

○7番（横山聖代君）

皆さん、こんにちは。通告に従いまして質問いたします。

1、新型コロナウイルスに便乗した特殊詐欺や悪質商法被害の防止対策について。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって生活様式が変わり、自宅で過ごす時間、ネットショッピングの利用も増えている。そこを狙っての電話やメール、ネットにより現金などをだまし取る特殊詐欺や悪質商法、以下「詐欺など」と言います、が懸念される。新型コロナウイルス感染症の拡大によって生活が厳しくなっている中で、さらに犯罪に遭って追い打ちをかけられるようなことがあってはならない。

そこで、町民の安心安全を守るため、次のことを問う。

（1）詐欺などにはどのような種類があり、どのような対策をすればよいか。

(2) 本町での詐欺などの相談件数は。

(3) 本町にも専門の消費生活相談員を配置しているが、どのような業務をしているか。

2. 学校給食における食育と地産地消について。

学校給食とは、子供たちの健康の保持増進や、学校生活を豊かにし、明るい社交性・協同の精神を養うという目的がある。またそれに加え、家庭の経済的状況に左右されず、子供たちの発達と成長を保証するという役割も高まってきている。

そこで、次のことを問う。

(1) 食育基本法では、食は子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけるために何よりも重要とし、食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎をなすべきものと位置づけられている。町内小中学校における食育の考え方と具体的な取組状況及び今後の課題は何か。

(2) 学校給食の食材は、新鮮で安心安全な食材として地産地消を基本と考えるが、現状の取組状況と課題は何か。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

7番 横山議員の御質問にお答えいたします。

まず、新型コロナに便乗した特殊詐欺や悪質商法被害の防止対策についての質問でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大によって生活様式が変わり、自宅で過ごす時間、ネットショッピングの利用も増えている。そこを狙っての電話やメール、ネットにより現金等をだまし取る特殊詐欺や悪質商法、以下「詐欺等」という、が懸念される。新型コロナウイルス感染症の拡大によって生活が厳しくなっている中で、さらに犯罪に遭って追い打ちをかけられるようなことがあってはならない。そこで、町民の安心安全を守るために次のことを問う。(1) 詐欺等にはどのような種類があり、どのような対策をすればよいかという御質問ですが。

近年の消費者政策をめぐる状況は、高齢化の進行、成年年齢の引下げ、外国人の増加等により、脆弱な消費者の増加など、消費者の多様化が進み、懸念されています。

全国的にも相談窓口に寄せられる相談件数も増加傾向にあり、架空請求をはじめ高齢者等の社会的弱者を狙った悪質商法による消費者被害は後を絶たず、消費者政策として対応の強

化が求められているところです。

詐欺等の種類は多岐にわたりますが、近年多いのは、インターネットを使用した詐欺的勧誘や悪質商法で、その内容も副業サイトとの契約被害やサクラサイト被害、暗号資産等の投資被害、通信販売による商品被害などがあります。

また、訪問販売や電話勧誘販売などによる悪質商法も多く、いろいろな商品を訪問して販売するだけでなく、貴金属等の買取り被害も発生しています。電話勧誘では、電話の契約やネットのプロバイダーを変更する勧誘が多く、大手電話会社の関連を思わせる説明をして安心させるなど手口も巧妙化してきています。

これらの対策としては、まずネット系では、誰でも簡単にもうかるという話は信じない、よく知らない人からの勧誘には乗らない、商品購入は大手サイトを活用する、検索してみても上位に来るサイトで安易に購入しない、銀行振込で商品は買わない、自分と似たような被害がインターネットに上がっていないか事例を検索することが大切です。

訪問販売では、不要なものはきっぱりと要らないと断り、お金がないのでとか、今はいいですなどの曖昧な返答はしない、一人で判断せずに家族などに相談する、他の同商品の見積りを取るなど金額の比較を行う、契約の際は、契約書、見積書など書類がそろっているか確認し、支払った場合は領収書を受け取ったかを確認するなどが挙げられます。

本町での詐欺等の相談件数についての御質問ですが、令和2年度の本町での相談件数は、年間71件です。

(3)の本町にも専門の消費生活相談員を配置しているが、どのような業務をしているかという御質問ですが。

さきにも述べましたが、消費者政策として対応の強化が求められていますので、本町においても商工観光課内に消費生活相談窓口を設置し、専門の相談員を配置しているところです。

業務内容としては、相談案件については、相談内容を把握するために、事実の聞き取り、書面内容などの確認、状況の整理といった受付業務や、相談内容に応じた情報の提供、対応方法のアドバイスや事業者へ直接内容確認、通知書の作成援助、対応外案件の場合の対応機関紹介などを行っています。

また、注意喚起や啓発活動として、広報誌への掲載や行政放送、LINEでの周知、老人会などでの出前講座の講師、中学校での授業支援など、相談業務から啓発業務までその業務内容は多岐にわたり、幅広い相談に対応するために多くの法律等の知識も必要とする、極め

て専門性を有する業務内容となっています。

なお、そのほかの御質問については教育委員会より答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

2. 学校給食における食育と地産地消について。学校給食とは、子供たちの健康の保持増進や、学校生活を豊かにし、明るい社交性・協同の精神を養うという目的がある。またそれに加え、家庭の経済状況に左右されず、子供たちの発達と成長を保証する役割も高まっている。そこで、次のことを問う。

(1) 食育基本法では、食は子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけるために何よりも重要とし、食育は生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎をなすべきものと位置づけられている。町内小中学校における食育の考え方と具体的な取組状況及び今後の課題は何かというお尋ねでございますが。

本町におきましては、平成17年の食育基本法の施行後、平成19年度に町全体の取組を総括する波佐見町小中学校食育推進会議と、各学校の校長や教頭、担当教諭による食育推進委員会を設置し、食育理念の浸透と実践活動を行っているところです。

食育推進基本法の施行の前後においては、社会環境の大きな変化により、食生活の多様化が進み、朝食を食べない欠食や、児童生徒が家庭内でも一人で食べる孤食、偏食による肥満化傾向が社会問題になっていたことから、これらの解消を目的に、食事のバランス、食事のマナー、食事のときの姿勢など、毎年度テーマを定め、取り組みを進めております。

学校給食においても、毎週水曜日を和食の日と定め、和食に親しむメニューの提供を行うとともに、食事の際の姿勢の指導も強化しています。

さらに児童生徒及び保護者へのアンケートを行い、これらの結果に基づいた分析も行い、今後の取り組みも協議をしております。

また、第3日曜日の家庭の日に合わせ、家族でふれあう楽しい夕食デーの取り組みも進めております。

こういった取り組みで、欠食や孤食は改善傾向でございますが、偏食や小食はまだまだ改善の余地があります。

このような中、昨年度は新型コロナウイルスの関係で思うような取り組みができておらず、本年度においても状況は変わっておらず、対応に苦慮をしておりますが、コロナ禍において

家庭での食事の大切さが認識されているとも思いますので、そのような取組強化を行いたいと考えているところでございます。

(2) 学校給食の食材は、新鮮で安心安全な食材として地産地消を基本と考えるが、現状の取組状況と課題は何かとのお尋ねでございます。

本町の地産地消推進事業費補助金の取り組みは令和元年度からの事業でありまして、大量調達による価格低減が期待できない地元産の食材について、その購入時に生じる価格差を補助金によって補填するものであります。

実績としましては、令和元年度は補助金額37万3,082円、令和2年度50万円であります。主な食材としましては、牛肉、タマネギ、アスパラ、ジャガイモ、米であります。

課題は、予定していた食材が天候や台風等で収穫できなかつたり、給食食材の規格、サイズや数がそろわなかつたりすることがあることです。

今後も学校給食で実践している地産地消の取り組みをさらに推進し、地元産物の消費拡大と学校教育における食育の充実を図ることを目的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（百武辰美君）

一般質問の途中ですが、しばらく休憩します。13時より再開いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番 横山聖代議員の質問を続けます。

横山議員。

○7番（横山聖代君）

それでは、1番の新型コロナに便乗した詐欺等の防止対策から再質問していきたいと思えます。

先ほどの答弁で年間相談数が71件というのを聞いて、ちょっと驚きを隠せないのであります。きっと、この相談件数71件というのも氷山の一角なんだろうなというのも思いました。それでは、この被害額というのはどのくらいあるのか。そのうち、またどのくらい戻ってきたのか、分かりますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

被害額が、正確に言いますと、1,211万4,502円ですね。そのうち取り戻した金額が540万5,655円。また、相談する中で未然に防いだ金額としましては、138万2,796円となっております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

数字も聞いて、すごいなというのをちょっと思いました。答弁でいろんな詐欺の種類と対策をお聞きしましたけれども、ちょっと今からその一つずつ、手口がどういうものなのかというのをちょっと聞いていきたいんですが。

まずは、副業サイトによる契約被害と言います副業詐欺ですけれども、これはどのような手口なんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず、この副業サイトは、こういうコロナ禍の中で、少しでも生活の足しにしたいということで、副業を検討される方がいらっしゃると思います。でも、あまり苦勞して稼ぎたくないというのが人間の心情だと思っています。そういう中で、そういうインターネット上において、広告やメッセージに勧誘されて副業サイトに登録をクリックをしてしまいます。そして、これはサイトが言うがままにサポート料とか情報量を支払うだけで、お金を取り戻すことができなくなるという手口なんですね。これは被害額も大きくなりやすい詐欺ということになっております。全ての副業サイトが詐欺というわけじゃありませんけれども、そういうサイトもあるということで注意が必要だということでございます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

多分言葉だけの答弁じゃ分からないかなと思って、ちょっと図表を作ってみたんですけど、多分こういうやつかなと思います。

次、サクラサイトでしたね。サクラサイトの手口をお願いします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

そのサイトは説明しにくいところがあるのですが、サクラサイトは、まずはネット

上で相手がおざと間違いのメールを送ってきます。それはなぜかという、話のきっかけを作るためにおざと間違っ、それをきっかけにメールでやり取りをしているうちに、それが異性間だったりとか、あと、芸能人の卵だったりとか、そういう方からちょっと送ってきて、それに飛びついて、会話するうちにすごく仲よくなって、もうこの人とずっと話をしたい、サイトでずっとやり取りをしていきたいというふうにマインドコントロールされていきます。その中で、この通じ合うサイトには利用料が必要になりますので、そのお金が、ポイントが必要ですよということで課金を要求されるんですけども、まず相手方が、あなたともっとしゃべりたいので、私がまず先に入りますよ。そしたら相手方は、そこまで自分のことを思ってやっているんだというふうに思って、自然とコントロールされて、次からそのサイトで相手としゃべるために、会話するためにお金を課金してしまう。そういう感じで、最終的には連絡先を交換しましょうと。じゃあ、あと1,000万要りますよ。普通だったら、冷静な今の状況だったらだまされないのですけれども、コントロールされてしまっていますのでだまされるということもありますので、こういうところもちょっと注意が必要だというふうに思っています。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

ほーっという感じで聞いておりました。すごいですよね。

次に、暗号資産等の投資詐欺、こちらの手口もお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

暗号資産といったら何か分かりにくいと思うのですけれども、インターネットを通じて取引される電子的な取引データ、昔は仮想通貨とか言っていましたよね。そういったものですね。ネット上だけで知り合った人から、例えば海外の投資アプリを勧められて、確実にもうかると勧誘されます。確実にもうからないんですけどね。紹介者の言うとおりに投資をすると、アプリ内の利益が一旦上がるんですね。それで、あ、もうけたというふうに勘違いをしてのめり込んでしまう。それで実際入金したお金は当然ながら返ってこない。どこに行ったかは不明で、取り戻したくても紹介した相手とか連絡先がもう分からなくなって、連絡が取れなくなって、お金も返ってこないということで、これは匿名性が高いので、非常にお金を取り戻すのは正直難しいところでもありますので、うまい話はないということで思っていた

ければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

すごく詳しくありがとうございます。そしたら、次、通信販売による商品被害でしたかね。そちらのほうもお願いします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

最近ではネット上での通販、また電話ショッピング等もあるんですけれども、先ほど町長から答弁がありましたように、インターネット上で気になる商品を見つけます。検索したら、そういうものって結構上位に、ネットで検索したらその商品が上位に出てくるサイトもあります。それが全て悪いサイトじゃないんですけれども、それはあまり考えずに、ぼんっと検索上で、上にあったものを、商品を選んで購入手続きをしてしまう。そしたら、もう商品が届かないということもたくさんあるし、商品が届いても偽物というか、粗悪品が来たりとか、そういった被害ですね。また、最近連絡しても連絡が取れずに、支払ったお金が戻ってこないことが多いです。それは結構、外国のサイトから入ってくるということが結構あって、もう連絡を取るのには至難の業というような状況になりますので、なるべくこうした安心できるようなサイトから購入していただくことがいいかと思います。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

ちょっとこの商品被害の図表を作るのを忘れていたので、ちょっと作っていなかったんですけど、この商品被害に似た詐欺として、送りつけ商法というのがありますよね。これが逆に身に覚えのない商品が突然届いて、それで商品代を払わせるというような、そういうのもあると思います。そういうのって、受け取り拒否とかしたりすればいいんでしょうけど、やっぱり、あれっと思って受け取ったりするじゃないですか。そうなった場合とかも払ってしまったらするので、そういうときも相談員の方、消費生活相談員の方とかに相談に来て大丈夫ってことですよ。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

こういった被害というか、身に覚えのないような商品を送ってきたときは、なるべく早め

に、これは何の相談もそうなんですけれども、時間がたてば解決が難しくなりますので、なるべく早めに相談をしていただければと思っております。それは当然、それは相談員が対応いたしますので。

それと、よく電話とかの勧誘の中で、要りませんとか、きっぱり断りましょうとか、説明しているのですけれども、結構強めに要らないと言っているじゃないですかとか、いろいろ強めに言ったら、逆に相手が、何だその態度はとか、そういうふうに脅すような感じで電話をかけてくる人も、業者はいます。通常は、物すごく優しい紳士的な言葉で会話するのですけれども、そういういろんな手口がありますので、ちょっとおじけづいて、もう言いなりになるとか、そういうことがないように、まず一人で判断しないということが大切だというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

確かに、一人で悩まずに、すぐ、本町にも優秀な消費生活相談員の方がいらっしゃいますから、そちらに相談に行くというのがまず第一歩だなというのが分かりました。

そしたら、次なんですけど、最近よく耳にされる方も多いと思います。このフィッシング詐欺ですね。ちょっとこれは紹介したいのですが、このように某有名企業から、あなたのアカウントはロックされていますとか、こちら、支払い情報を更新してくださいとか、こういったメールが来たり、また、荷物を持ち帰りましたよとか、あと、あなたの支払い方法に問題がありますよみたいな、こちらはショートメールですね。こういうのが来て、そのURLとか、先に戻ったこういうところの更新をすとかいうところをタップしてしまうと、決済画面に行きますよね、大体。そこに入力してしまうことで取られてしまうと、このような感じで悪い人に取られてしまうというのがフィッシング詐欺ですね。

また、これはこのフィッシング詐欺の一種なんですけれども、Webインジェクション詐欺というのがあります。これが最近起こった事案なので、ちょっと紹介させてください。

こちらなんですけど、ネットショッピングをする際に、このような、これは正規のサイトです。正規のサイトで何か商品を選びますね。選んだら、こうやって注文手続というところが開くので、タップします。そしたら、大体こういった、クレジットで払うとかなったらこういった決済画面に行くんですけど、下が正規の画面なんですよ。その上にこのWebインジェクション詐欺というのは、もう本当に似ているような決済画面をその上にぺっとしとら

すですよ。貼り付けとらすですよ。そがんとは分からんもんやっけん、この番号とか名義、自分の名義ですね。あとセキュリティコードまで入れてしまったら、突然こうやってブーンって切れるんですよ。そしたら、あれってなって、もう1回入れるんですけども、でも、もうさっきのこちらで入力しているから、こうやって取られてしまって、フィッシング詐欺と同じようにカード番号を盗まれてしまう。

こういう詐欺がWebインジェクション詐欺というんですけども、こういったときも、身に覚えのない支払いが多分あるんですよ、そのうち、で、第三者使用というのを認められればカード会社が補償はしてくれるんですけども、こういうのって一人で悩まずに、こういうときも消費生活相談員に相談して解決に向けて動いてもらうというのをぜひしてもらいたいと思います。

それでは、先ほどいろんな手口を詳しくお聞きしましたが、こういった事案を紹介しましたけれども、こういうのもっとたくさんの町民の方に知ってもらって、自分のことだと。遠くのニュースとかで流れているようなことじゃなくて、本町でも起こっていることなんだと。自分のものにしていただきたいんですけども。

以前、本町でもこうやって消費生活課よりというのを何か発行されております。これはとてもすごい分かりやすいリーフレットで、でも、なくされた人もいるかもしれないし、そもそも持っていない方もいるかもしれません。なので、あと、この中身がいろいろ3個ぐらい事例が載っていたんですね。でも、先ほど町長たちから答弁いただきました、いろんな手口があります。なので、こういう、この3個以外にもあるので、いろんな手口を紹介するような、積極的にこういった、もう一回消費生活便りを増版したりとか。

また、周知する媒体にも、ほかにもLINEをされていると言われました。あと、広報波佐見にたまには特集を組んでもらいたいなというのはあります。あと一つ、さらには、波佐見テレビさんとちょっとタッグを組んで、波佐見テレビさんに注意喚起のコーナーの放送とかしてもらったりとか、積極的にこういった周知活動をしていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

おっしゃるように、このやっぱ啓発といいますか、皆さんにこれをお知らせをして注意をしていただくというのが一番の未然に防ぐ方法だと思っておりますので、このほかにも、う

ちの職員の手作りでございますけれども、こういった安価でできますので、積極的にPRをしていきたいと思えます。

また、波佐見テレビさんとも連携して、ぜひやらせていただきたいというふうに思っていますので、横山議員おっしゃいますように相談いたします。

また、身近なことということで捉えていただきたいということで、最近、県内でも行政からの還付金詐欺が多数発生しております。実際、振り込みされて被害に遭われていますので、行政側が還付金があると言ってATMに誘導するという事は絶対ございませんので、そこは町民の皆さん、ぜひ御注意をよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

そうですね、前向きな答弁ばいただいてすごくうれしく思います。私も長崎県警の本部に問合せをしたんですよね。そしたら、各市町のケーブルテレビでその管轄の警察の職員さんが注意喚起のコーナーをしているところもあるよと言われたんですね。なので、波佐見の管轄は川棚なので、川棚警察署にちょっと問合せをしたんですけど、自分たちはなかなかまだできていないんですと言われて、じゃあ、波佐見町と一緒にタッグを組んでしてもらえないですかと聞いたら、ぜひしたいと、いい話ですねと言われていました。なので、よかったら警察と波佐見町とタッグを組んで、どうか波佐見テレビさん、御協力をよろしくお願いいたします。

そしたら、消費生活に関連してなんですけど、来年、2022年4月から18歳が成人になりますよね、法律が改正されて。それに伴う問題があります。成人になるということは、単独で法律行為ができる。ということは契約も自分で結ぶことができる。今までは未成年者の方は、法律行為をしたら保護者の方が取消しをすることができたんですけど、それができなくなることになります。でも、18歳というのは心身共に大人に見えるけれども、やはりまだ社会的には未熟なところがあると思えます。ですので、消費者教育に積極的に取り組んでいただきたいんですけど、教育長、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。本当に今、消費者教育につきましては、高校を中心に、あるいは中学校においてもそのような指導等を学びながらやっていくというふうなことで提供してご

ざいます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

今もされているということですが、それも一歩進んで、こういう事案があるんだよ、こういう事案があるんだよ、危ないんだよというところだけではなく、もう少し契約を結ぶことの大切さとか、契約って何じゃろかとか。契約を結ぶときに必要な、見ておかないといけないような事項ってあるじゃないですか。そういうところとかも、中学生には難しいかもしれないけど、分かりやすく何か教育とかをしていただきたいなと思います。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。実際、中学校におきましても、県または役場のほうの担当課のほうから職員を招きまして、消費者教育については具体的な事例等を紹介しながら学習しているところでございます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

よろしく申し上げます。

そしたら最後に、ちょっと町長に最後、答弁をいただきたいんですけども、特殊詐欺について。これはマスコミ等でもよく知れ渡っているのは確かです。でも、こういった先ほど見たように手口も巧妙になってきて、町民の消費生活における安心安全というのがさらに揺さぶられてくるものと思います。

今もお高齢者がターゲットというのも多いんですけども、こうやってウェブを使ったりするのは、やはり高齢者だけじゃない、若者とかも対象になってきますので。また、消費者を取り巻くこういった環境の変化を受けた時代だから、また町民と直接関わりが一番強い波佐見町、だから、もっと積極的にこういう消費生活の問題に取り組んでいただきたいなと思うんですよね。ですので、町長の今後の取り組みという意気込みを聞かせていただけないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

本当に善良な人たちが、その一件だけで自分たちの生活を駄目にしてしまうような状況で、

本当に悲惨な状況になってしまう。うちでは、もう0120の番号は取るなというような、そういうことで、今日の一般の質問でも、聞いていらっしゃる方は相当な用心につながるんじゃないかというふうに思っておりますし、今おっしゃったような方法とか、有線テレビとか、警察との連携とか、そういうこともどんどんどんどん広げていきたいというふうに思っております。

だから、いろんな方々に、ちょっとやっぱり相談があったりというようなことであれば、やっぱり近くの、自分たちの身近な人に相談するということが一番大事じゃないかなというふうに、自分一人で判断できない状況になってきているんじゃないかなというふうに思っております。私もいろんな、月に一遍は各種団体、老人会、役員会、農業委員会とか民生委員会とか、全部出席をいたしまして、そういうふうな被害の模様とか、そしていろんな事件とか、イベントとか、いろいろなこととお話をしてまいりますので、精いっぱい頑張ってやっていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

町長から力強い答弁をいただきましたので、町民の安心安全のために積極的に取り組んでいていただきたいなと思います。

次に学校給食についてお伺いしていきたいと思います。

食育なんですけれども、先ほどいろいろ取り組みをされているということで評価したいなと思います。でも、今はコロナということで、ちょっと子供たちも前を向いて無言で食べるという、そういった給食になっていて、ちょっとかわいそうだなとは思っているので、一刻も早く楽しい給食に戻っていただきたいなとちょっと願っているところです。

関連質問なんですけど、給食費について少しお伺いします。保護者負担の給食費、1食当たりの単価の推移と、あと経緯をお聞かせください。

○議長（百武辰美君） 給食センター所長。

○給食センター所長（井関昌男君）

給食費の1食当たりの単価と推移と経緯ということでの御質問でございますけれども、平成26年度に1食単価、小学生が235円、中学生が280円でありました。しかし、令和2年度から10円値上げをいたしておりまして、小学生が245円、中学生が290円になっております。それは平成30年の8月に文部科学省において学校給食摂取基準といたしまして、学校給食で摂

取すべき各栄養素の基準値が改定されております。それに伴いまして、エネルギーやタンパク質の基準値が増加しております。そのような状況で、栄養量の確保が必要になってきているというのがまず1点。

それと、皆さん御承知のとおり、近年は自然災害等におきまして、食材価格の高騰によりまして、給食費の栄養価と食事内容の維持がちょっと困難になってきたということで、令和2年度に10円値上げをしているという状況でございます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

じゃあ、令和2年度から1食当たり10円ずつ上がって、小学生が245円の中学生が290円になったと。確かにその食材の原価が上がったということもあって、そこは値上げせざるを得なかったのかなということは分かりました。

では、今後またこういった物価上昇が起きた場合、なった場合は、給食費の値上げの可能性というのはあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 給食センター所長。

○給食センター所長（井関昌男君）

今後も物価上昇によって給食費の値上げの可能性があるのかという御質問でございますけれども、令和2年度に10円それぞれ値上げをしておりますので、当分の間はそのままいきたいなというふうに思っておりますけれども、今後も食材の価格の動向並びに栄養量の推移等々がありますので、今後の推移を判断しながら、その動向を見極めながら判断していきたいなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

動向次第ということですかいいね。そしたら、私、前提で申し上げたように、学校給食というのが、本来の目的に加えて、家庭の経済状況に左右されず、子供たちの発達と成長を保障するというこの役割が高まってきているわけです。要保護、準要保護世帯には給食費は就学援助費で助成されておりますが、準要保護世帯ではないけれども、その世帯ぐらい、ぎりぎりの世帯もあるわけですね。そうしますと、またこういった動向を見ながら値上げになるかもしれないとなってしまうと、学校給食の目的に相反する気がしてならないんです。

ですので、現在ある地産地消推進事業補助金ですね、ありますよね。地元産品と市場価格、

この差があるから、そこの分を補助しますよという補助金がありますけれども、それとは別に給食費に対する補助金制度の創出というのが必要ではないかなと思うんですけれども、町長、この辺いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

やはりそういう特定の人への援助はありますけれども、しかし、それにかからないすれすれの人にもたくさんいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。そういう家庭も経済状況に一人一人には線引きはできない部分の方々、全面的にある程度は見直しをですね。やっぱり地産地消しながら、そして、生活の福祉型といいますか、そこの線引きは難しいところがありますので、負担感を感じないような、当然このぐらいいは出さんばよねというような、そういう形の中で前向きにちょっと検討をしたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

すごく何か前向きな答弁でうれしくて、ほかのところから攻めようかなと思って用意していたんですけれども、ちょっとやめます。

確かに、こうやって町長のようにそうやって見ていただいて本当にありがたいなと思います。また、文部科学省で平成29年の7月27日に、こういう感じで、学校給食の無償化の実施状況及び完全給食の実施状況のこの調査結果が発表されておりました。ここに載っているんですけれども、平成29年の当時、1,740自治体ありまして、そのうち小学校、中学校ともに無償化を実施されていたところが76自治体でした。小学校のみの実施が4自治体、中学校のみの実施が2自治体で、一部補償とか一部補助というような実施自治体が424自治体ありました。波佐見町も地産地消推進補助金をしていただいているので、これも一部補助になるのかなと思います。それが予算額で50万円ついていると思います。

それで、この内容を見たんですけれども、この無償化を実施されている目的として上げられているのが、食育推進のため、人材育成のためと保護者の経済的負担の軽減、あと子育て支援です。このようなものを上げられておりました。波佐見町の給食費、年間大体6,300万かかっているんですよ。保護者からの徴収分とさっきの補助金と、それで賄われているんですけれども。町長も、いろいろ線引きは難しいけど、ちょっと考えていこうかなということをおっしゃっていましたが、小学生が月々4,000円徴収されて、中学生が月々5,000円徴収な

んですよ。年度末に精算されて、幾らか還付というのがあるんですけど、それを、じゃあ年間どのぐらいかと計算したら、小学生でしたら4万5,000円ちょいあるかな。中学生でしたら5万7,000円から8,000円ぐらい。そうしますと、一人っ子だったらそれだけなんですけど、やはり波佐見町って多子世帯の家庭って多いので、その倍とか3倍、4人やったら4倍となっていくので、一部無償化みたいな、一部補助みたいな感じで、第2子以降とか第3子以降は無償化にするよとか、また、先ほど地産地消をしながらと言われていましたので、地元食材をたくさん使ってもらうために、その分、もうちょっと町が補助しますよみたいなことはできるのかなと思うのです。

一つ紹介したいんですけども、東彼杵町も地産地消補助金、令和元年度は50万でした、波佐見町と同じ。令和2年度が60万でした。そして本年度、300万予算が計上されてきました。これが、今までは波佐見町と同じく、この価格の差を補填するよだったんですけど、本年度はもっと地産地消を推進しようじゃないかということで300万つけられたそうです。

あと、給食費の中に、主食代と副菜ですかね、で給食費で徴収しているんですけど、このうちの主食、お米代の補助として200万を一般会計から出されています。これも地元のお米をもっと子供たちに食べてもらいたいという取り組みの一つみたいです。これも農協さんと連携が必要ということでした。農協さんと連携して、地元産品のお米を確保してもらっているんだということでした。

なので、こういうことで地産地消の推進にもなっているし、子供たちの給食費の負担軽減にもなっているという。本当、すぐ近くの東彼杵町さんでも取り組みをされていたので、こういった事例を見ながら早く検討していただきたいなと思いますけど、もう1回、町長、お願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

大体、東彼3町は、一つはいろんな形で連携をしております。しかし、状況によっては、そのような形で独自の政策もいいんじゃないかなと。そして、それがいいようであれば、当然同じようなレベルで持っていかなきゃならんような思いを致しております。下準備はしているつもりです。ちゃんとやります。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

いや、すごい力強く、そして前向きな答弁をいただいたので、今後の地産地消、食育、学校給食一つ取っても、食育もあるし、地産地消もあるし、あと子育て支援にも関わってくると思いますので、この力強い答弁をもらったので、よろしくお願ひしますということで期待して終わりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、7番 横山聖代議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時45分より再開します。

午後1時35分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、3番 田添有喜議員。

○3番（田添有喜君）

こんにちは。現在本町ではワクチン接種が進められておりますが、医療関係者の皆様をはじめ、自治会、それから商工会等々、多くの皆様の協力を受けて、他市町よりも順調に進められていることを、町民の一人として誇りに思い、心から感謝申し上げます。また、町職員の皆さんの実に丁寧な対応にも心から感謝を申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1. 防犯対策について。

コロナ禍の中ではあるが、近年、町内では他県ナンバーの車が多く見られるようになっていいる。また、深夜に暴走する車やバイクも見られる。観光を掲げている町として避けて通れない課題と思うが、今後、高齢化も一層進み、独り暮らしの方が増えることも考える中、何らかの対策を講じる必要を感じる。

そこで、次のことを問う。

(1) 令和元年度に防犯対策として公用車60台にドライブレコーダーを搭載されている。搭載後の活用状況はどのようになっているのか。また、その効果は。

(2) 県外からの人の流れや暴走運転をする車などが見られる状況から、防犯カメラ設置

について前向きに取り組むべきと考えるがどうか。

(3) 近年、情報化が進み、スマートフォンなどで簡単に情報が拡散できる時代になっている。そこで、防犯の視点から、児童の登下校時の名札着用を禁止している県や市町がある。本町では今後どのような取り組みを考えているのか。

2. 町道及び県道の安全整備について。

安心安全なまちづくりの視点から、町内の県道及び町道の状況を調査してみました。その際、幾つかの箇所では対策の必要性を感じました。

そこで、次のことを問う。

(1) 自転車通行可の標識の整備設置について。自転車通行可の標識の設置がなされていない箇所がある。例えばキヤノン前の交差点から村木交差点の間である。また、自転車利用者にとって不都合な区間もある。例えば、県道1号線、ジャンボレストラン前から中学校入り口前の区間や田ノ頭のしだれ桜前の交差点である。早急に標識の設置などを行う必要があると思うがどうか。

(2) 町道のヘルシーウォークコースの整備が必要と思うがどうか。あわせて、長期展望に立って、山角橋から乙長野間の道路の拡幅を行うべきだと思うがどうか。

(3) 通学路の整備と変更について、現状を踏まえ検討が必要と考えるがどうか。協和、長野、稗木場の自転車通学の子供たちが対象です。

(4) 道路陥没箇所の早期対応はどのように考えているか。

(5) 下波佐見郵便局の利用の際、見通しが悪く危険であるという住民からの声を聞く。今後何らかの対策を考えているのか。

(6) 安心安全まちづくり事業として、各自治会より要望があった交通安全施設について、取組状況はどうか。

(7) 山角交差点の点滅式信号機の撤去が考えられているが、安全対策について、町はどのように考えているか。

3. 河川整備について。

県は早々に村木川の河川しゅんせつ工事を行っている。また、町も河川整備を行う計画があり、予算化も図られている。そこで、次のことを問う。

(1) 平成9年に河川法が改正され、しゅんせつ工事を行うときには生物の生態系に配慮した施工を行うことになっている。河川環境保全に取り組まれている団体は、県北振興局へ

しゅんせつ工事の在り方について要望書を提出されている。このことを考えると、河川整備としてまず取り組むべき内容は、しゅんせつ工事ではなく、樹木の伐採を優先すべきと考えるがどうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

3番 田添議員の御質問にお答えいたします。

まず、防犯対策についてでございますが、近年、町内では他県ナンバーの車が多く見られるようになってきている。また、深夜に暴走する車やバイクも見られる。今後、高齢化も進み、独り暮らしの方が増えることも考えられる中、何らかの対策が必要だと思う。

(1) 令和元年度に防犯対策として公用車60台にドライブレコーダーを搭載されている。搭載後の活用状況はどのようになっているのか。また、その効果はという御質問ですが。

ドライブレコーダーの設置については、令和元年度事業として、消防車を含む61台の全ての公用車に設置しております。

搭載後の活用状況との御質問ですが、ドライブレコーダーについては、事故等が発生した場合や偶然その場に居合わせた場合などに事実確認の検証ができるよう設置したものです。公用車へのドライブレコーダー設置後、そういった状況に遭遇しておりませんので、活用実績はございません。また、警察からの情報提供の依頼もありません。

(2) 県外からの人の流れや暴走運転をする車などが見られる状況から、防犯カメラの設置について前向きに取り組むべきと考えるがどうかという御質問ですが。

本町は、窯業、農業に次ぐ第3の柱となるよう観光に力を入れ、交流人口の拡大を図っており、平成29年には目標であった「来なっせ100万人」を達成し、次は150万人を目指し、諸施策に取り組んでおりますが、コロナ禍での現状では、自粛要請などにより観光が停滞しているような状況です。

これまで県外からの観光客が増えたことと本町の犯罪件数の関係については、10年前の年間発生件数は56件、令和元年度は12件と、減少傾向にありますので、人の流れが増えたからといって犯罪が増えたかといえば、必ずしもそうではないと思われまます。ただし、高齢化が進展する社会での防犯対策は重要なことであり、また、暴走車対策も含め、警察と連携し、日頃から防犯意識を高める啓発運動や見回りなどが大切だと思っています。

これらの対策として、防犯カメラの設置についてお尋ねですが、防犯カメラを設置することにより、高齢化社会での防犯対策や暴走運転対策に対して一定の抑止効果は期待できると思われませんが、一方でプライバシー保護や監視社会への懸念なども一部では社会問題化している状況で、現時点で町での防犯カメラの設置については考えておりません。

ただし、公共施設等へは、防犯も含めた施設管理の面からも、設置について今後検討すべき時期が来るものと思います。また、自治会等が自主的に設置される防犯カメラについては、補助対象として地域振興事業補助金により支援することを検討しています。

2. 町道及び県道の安全整備について御質問ですが。安心安全なまちづくりの視点から町内の県道及び町道の状況を調査した。その際、幾つかの箇所対策の必要性を感じた。

(1) 自転車通行可の標識の整備、設置について。自転車通行可の標識の設置がなされていない箇所がある。例えば、キヤノン前交差点から村木の交差点区間である。また、自転車利用者にとって不都合な区間もある。例えば県道1号線、レストランジャンボ前通りから中学校入り口前区間や田ノ頭のしだれ桜前の交差点などである。早急に標識等の設置などを行う必要があると思うがどうかという御質問ですが。

交通標識については、役場が設置するものではなく、公安委員会が現場の状況等を判断し、設置しています。自転車通行可の標識については、本来、自転車は車道の左側を通行することが基本になっていますが、次のような条件が設置の基準となっています。

- 1点目、歩行者の通行及び沿道の状況から、歩行者の通行に支障がないと認められること。
- 2点目、縦断勾配がおおむね10%未満で、自転車の通行に危険がないこと。
- 3点目、原則として歩道幅員が2メートル以上あることが設置の条件となっています。

さらに自転車の通行量が多いことも自転車通行可の要素となっているようです。

本町では、自転車通行量の多さは、通学路になっているかどうかということで判断されているようです。

議員御指摘のキヤノン前から村木交差点にかけては、警察に問い合わせたところ、通学路でもないため、自転車の交通量も少なく、自転車通行可になっていないということでした。

次に、自転車利用者にとっては不都合な区間として、御指摘のレストランジャンボ付近から中学校入り口までは、皿山方面から途中までは歩道に自転車通行可の標識がありますが、窯業技術センター入り口付近からその標識がなくなります。警察の説明では、なぜ歩道の全区間が自転車通行可の指定をされていないのか、現在は分からないということでしたが、自

転車通行可の標識がなくても、車道を自転車で走ることが危険と自ら判断した場合、歩道を自転車で通行してもいいということでした。この場合でも歩行者優先が大前提であることは言うまでもありません。

また、宿郷の陣川橋から田ノ頭、しだれ桜前の交差点までは、両側に歩道が整備され、自転車通行可の標識が設置してありますが、その先は川棚方面に向かって左側には歩道は設置されていません。基本、自転車は車道の左側通行が義務づけられていますので、車道そのまま左側通行することになります。しかし、この県道川棚有田線は、反対側に自転車通行可の歩道が整備されていることから、警察にお聞きしたところ、この歩道を自転車で双方に通行することは可能であるということでした。

(2) 町道のヘルシーウオークコースの整備が必要と思うがどうか、あわせて、長期的展望に立って、山角橋から乙長野（改善センター）間の道路拡幅を行うべきと思うがどうかという御質問ですが。

ヘルシーウオークコースは、全国的な健康志向が高まる中、簡単に取り組めるウオーキングが注目され、町民の健康づくりを目的に、桜つつみ河川公園が整備される以前の農道などでコースがつくられました。その後、平成元年から15年に整備された桜つつみ河川公園に移行していったものです。

ヘルシーウオークコースとして、町道鮎俣今熊線の拡張工事を検討するべきではないかとの御質問ですが、多くの皆様は、岳辺田郷から宿郷まで続く桜つつみ河川公園をウオーキングコースとして利用されており、整備された河川堤防を歩くことから、景色がよく、車の通行もない、交通安全上においても問題がない良好なコースとなっております。町民の健康増進や観光面においても最適なヘルシーウオークコースではないかと思っておりますので、現段階では新しくウオーキングコースを目的として町道を整備する予定はありません。

(4) 道路陥没箇所の早期対応はどのように考えているかという御質問ですが。

町道の道路陥没箇所については、職員が現場に出たときに車から道路の状況を目視点検したり、地元住民からの通報や自治会からの要望などにより補修工事を実施しています。簡易な補修の場合は、通報等のあった時点で職員が即時に行っていますが、陥没の状況が大きくて建設課の補修材で対応できない箇所については、専門業者に依頼して補修を行っています。陥没の規模や緊急性の度合いによりますが、可能な限り早期復旧に努め、通行に支障のない状態になるように対応しているところです。ただし、規模の大きな補修となりますと、原因

の解明や復旧工法の検討などにより、新たに予算を確保して対応することもありますので、ある程度の期間を要することになります。

(5) 下波佐見郵便局の利用の際、見通しが悪く危険であるという住民からの声を聞く。今後何らかの対策を考えているのかという御質問ですが。

今のところ地元からはそういった要望の申出はあっておりませんが、下波佐見郵便局が道路のカーブに位置し、見通しが効かない状況であるとは思いますが、こういった見通しが悪いところにはカーブミラーの設置が有効かと思いますが、町が設置する場合は、交差点などの公共交通の安全を確保する場合や公共施設からの出入りの安全を確保する場合としています。

今回お尋ねの下波佐見郵便局については、現在は民間事業者となりますので、その安全対策については、事業所御自身で設置していただく必要があると考えます。したがって、御指摘の場所に町がカーブミラー設置などの安全対策をする予定はございません。

(6) 安心安全まちづくり事業として、各自治会より要望があった交通安全施設について、取組状況はどうかという御質問ですが。

自治会から要望される交通安全施設につきましては、カーブミラー、ガードレール、道路の白線など、毎年要望が上がってまいります。今年度の設置状況につきましては、カーブミラーについては、設置要望があっているものについては適宜設置を進めており、現在まで、6基設置完了、2基発注しております。また、道路の白線については、現在建設課との協議が終了しましたので、これから発注業務に取りかかるようにしております。ガードレールについては、白線工事の発注業務を終えてから準備に取りかかるよう進めております。

(7) 山角交差点の点滅式信号機の撤去が考えられているが、安全対策について町はどのように考えているのかという御質問ですが。

まず、信号機については、公安委員会が設置や撤去を行います。山角交差点の点滅式信号機については、出会い頭事故防止のために、平成4年ぐらいから全国的に点滅式信号機の設置が進み、この流れの中で山角交差点にも設置されたようです。

しかし、次のような理由により、この信号機の廃止が検討されているようです。

まず、1点目は、人口減少の中、交差点を通過する自動車の減少により、信号機そのものの必要性が問われている。2点目は、信号機の運用経費を削減する。3点目は、点滅式信号機の意味合いを理解されていないためにかえって危険な状況となり、一時停止を設けるなどの交通安全対策を講じれば、そのほうが分かりやすく、十分に安全を確保できるというもの

です。

信号機に代わる安全対策として、町では、町道西部線側に、減速に効果があると言われていすドットラインを入れるよう準備を進めております。また、町道西部線と交差する町道鮎尾今熊線側には、公安委員会のほうで一時停止標識の安全施設を設置してもらうこととなっております。また、地元からの要望で交差点に設置してありますカーブミラーも、昨年度、大型のものへ交換を行い、交通安全の確保には努めているところです。

3. 河川整備についての御質問ですが、県は早々に村木川の河川しゅんせつ工事を行っている。また、町も河川整備を行う計画があり、予算化も図られている。そこで次のことを問う。平成9年に河川法が改正され、しゅんせつ工事を行うときには、生態系に配慮した施工を行うことになっている。河川環境保全に取り組まれている団体は、県北振興局へしゅんせつ工事の在り方について要望書を提出されている。このことを考えると、河川整備として緊急に取り組む内容は、しゅんせつ工事より、樹木（柳）の伐採を優先すべきと考えるがどうかという御質問ですが。

県河川においては、町要望により、毎年予算の範囲でしゅんせつや支障木伐採を実施していただいております。昨年度は、総務省の緊急しゅんせつ推進事業債の創設により事業予算が増額され、例年より広範囲に工事が実施されたものです。

県河川に対する災害防止については、住民からの要望が高いことから、今年度も4月に県北振興局河川課へ要望書を提出し、大雨や台風による自然災害に対する住民の不安が少しでも早く解消できるよう、引き続きしゅんせつ工事や支障木伐採の実施をお願いしたところがあります。

平成9年の河川法の改正では、河川の持つ多様な自然環境や水辺空間に対する国民の要請の高まりに応えるため、河川管理の目的として、治水、利水に加え、河川環境（水質、景観、生態系等）の整備と保全が位置づけられました。

2級河川川棚川においては、さきの議会でも答弁をいたしておりますが、平成17年度に川棚川水系河川整備基本方針が策定、平成21年3月に川棚川水系河川整備計画が策定されております。河川の維持管理に関する事項では、河川の流水断面の確保として、河道内の土砂の堆積状況等を確認し、必要に応じ堆積土砂の除去を行います。また、流水の阻害となっている河道内の植生については適正に管理します。

なお、土砂除去及び植生管理に当たっては、河川環境へ極力配慮しますとうたっているこ

とから、県としても河川環境保全に配慮した事業が施行されているものと思います。

お尋ねの事業の優先度が土砂のしゅんせつなのか、樹木の伐採なのかは、現場の状況により異なってくるものと思われます。

また、町が管理する普通河川においても、個所住民の要望に応えながら、現場の状況に応じて環境に配慮した施工に努めたいと思います。

その他の御質問については、教育委員会より答弁があります。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. 防犯対策について。（3）近年、情報化が進み、スマートフォンなどで簡単に情報が拡散できる時代になっている。そこで、防犯の視点から児童の登下校時の名札着用を禁止している県や市、町がある。本町では今後どのような取組を考えているかとお尋ねでございますが。

近年の情報化の進展に伴い、個人情報の管理については慎重に取扱いをしなければなりません。本町においても、不特定多数に個人を特定されないことがないように、各学校のホームページや冊子等で本人の写真と名前が一致しないよう、撮影の方法を工夫したり、必要に応じて画像を加工したりしています。

議員御指摘の個人を特定されないために名札をつけない地域もあると聞き及んでおりますが、本町においては、名札をつけていることに起因する事故や事件については、発生の報告はあっておりません。御存じのとおり、本町は地域全体で子供を見守る風土があり、名札を着用していることで、世代を超えて、どの家庭の子供か分かることで、地域の見守り活動の醸成に一役買っているのではないかと考えているところです。

また、交通事故等で児童生徒が自分の名前を言えない状況に陥った場合、名札で本人を特定し、関係先への連絡を素早く行えるなどの利点もあることから、名札をつけるように指導をしております。さらに、名札をつけることにより、学校への所属感、愛校心、自尊感情の醸成につなげたいという思いもあります。一方で、今後懸念される事象等が保護者や地域から寄せられた場合には、町内校長会等で検討していきたいと思っております。

2. 町道及び県道の安全整備について。（3）通学路の整備と変更について、現状を踏まえ検討が必要と考えるがどうか。協和、長野、稗木場の自転車通学生が対象というお尋ねでございますが。

御指摘の協和、長野、稗木場地区の自転車通学について、保護者等から具体的な懸念の声は現時点では確認できていませんが、懸念される事象等がありましたら、学校と地区PTA等を交えた検討を行いたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

まず、防犯対策についての説明がありましたけれども、61台のドライブレコーダー、約156万程度を講じて搭載されたのではないかなど。今、搭載後、事案等はないということですが、せっかく搭載をしているわけですから、その有効活用ですね。例えば、雨天時あたりの、前もつこく私、言っていますが、陥没状態、どういう車が通ったとき、または子供たちが帰っているときにどんな状況が生まれているのか。そういうのもドライブレコーダーに実際録画等をすれば、もっと子供たちが置かれている、または現実を把握するものに使えるのではないかなど。または、今後水害とかいろんな災害時もそういうものができるんだと。今ないから現状維持じゃなくて、考えておられるかと思いますが、せっかく予算を講じて61基搭載されているわけですから、その有効活用等について前向きに検討をしていただきたいと思いますが、いかがですかね。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今、公用車に設置しておりますドライブレコーダーの件でございますけども、議員御指摘のとおり、令和元年に予算化してから61台つけておりますけども、現在のところ、そういった事象がございませんので、活用した試しはございません。

ただ、今、議員がおっしゃります、その雨天時の利用というのが、全く、事故等ということとちょっと限定をしておりましたので、そういった映像が撮れているかどうか、ちょっとそこら辺りも確認もできるかどうかでしようけども、天候等でそこら辺りを撮ったらどうか、今後、何らか、ちょっと検討していきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

せっかく搭載しているわけですから、知恵を出し合えば、日々公用車は走っておりますのでね、いろんな活用する方法があるのではないかなど思っておりますので、前向きに活用する方法について検討していただければと思います。

2点目の防犯カメラについては、今何も起きていないということなのですが、やはり安全管理というのは、隣町とか、または九州内ですね。お近くの事象を見ながら、早め早めにしていかないと、一步間違うと、命を町民の方が落としてしまったとか、行方が分からなくなってしまったとかいうような、プライバシー的なものも十分あるかと思いますが、町を守るというような意味で、私は、宿の交差点とか、横枕の交差点、あのところぐらい設置をすれば人の流れ等は分かるのではないかなと。近年、この間も有田で見つかりましたですかね、行方が分かりませんというふうな、そういうのもないほうがいいんですが、そういう場合ももしかすると早く対応できる手段の一つになろうかと思います。あくまでも安全管理というのは、あってからではなくて、予想されるのであれば早めに対応をしていただきたいなと思っています。

事故あたりも減っていると言われましたが、この間、4月号、5月号ですか、広報波佐見で4月末までの事故の件数、物件事故を見ましたら、波佐見町は69件、3町の中で一番多くて、増加しているのは波佐見町だけでした。コロナ禍といえどもですね。やっぱりそういう現実も十分心して安全対策を講じる必要があるのではないかなと思います。

3点目の、子供たちの登下校時の名札着用についてです、もうこれは私が言うまでもなく、私の孫が、名札はと言ったら、いや、もう、つけていかんと学校に置いてきているということとをまず聞いて、しばらくしてから、佐賀県教育委員会が佐賀県下一斉に名札の着用をしないというのは、ここにも書いているように、子供たちの名前等が特定できるような、そういうものが掲載されて50件ぐらい上がっていたということです。佐賀県内の中で50件ですよ。数でいうと少ないなと思うかもしれませんが、佐賀県はそこを早くメスを入れました。名札の裏返し式にかちっとするような、そういうものも今もう販売されて、売り切れ状態みたいですよ。

名札の起源というのはもう戦争時代に遡っていくんです。今、教育長がいろんなことを言われましたけれども、要するに、戦時中に亡くなった方の所在とかなんかが分からないからやはり名札はちゃんと身につけておったほうがいいんじゃないかという、そこが名札の起源だと思います。いろんな考え方はあると思うんですが、もう、隣の町までそういう取り組みをして、一步山を超えたこっちはまだ何もないからじゃなくて、何も問題はないと思うんですよ。裏返しにする。教育長が言った事故等のときになって、そのときはかばんの内側にしとけばいいんです。問題は、帰っているときにぱっと撮られて、その名前からクラスも分かる、

保護者名も分かる。そういうのが全部分かっていく時代に今なって、子供たちがそういうのにさらされているという危機感を持ってほしいということでこれを質問させていただきましたが、いかがですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ただいまの件につきましては、校長会におきましても意見交換をやりました。先ほど答弁したようなことで、今の波佐見町の現状であれば、やっぱり名札をつけることの教育的な効果のほうが高いのではないかとということで確認をし、波佐見町の特性、そして環境、そして今申しましたような名札の効果等々も踏まえたときに、校長会としても、各学校におきまして、名札の着用については、やはり今後も現状で推進をしていきたいという考えを4名の校長とも持ちましたので、追認という形でそのような対応を取りたいということで考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

朝は地域力があっていろんな地区で見守りをしてもらっていますが、子供たちが帰るときは、一人で帰ったりとか、二人で帰ったりとか、そういう現実を多分、学校はちゃんと見ているのかなと思います。多かったら、まだ力をみんな合わせて何とかできるのかもしれませんが、一人で帰ったり、二人で帰ったりして、ば一って撮られたりとか、そういう危険性は少子化になったからこそ、高まっているという認識を持ってぜひ前向きに取り組んでいただきたい。そのためには、子供たちが帰っている実情をしっかりと見ていただいて、その必要性がもう来ているんだということの危機感をぜひ持っていただきたいと思います。

佐世保市では御存じのようにネットパトロールをしているので、ば一ってチェックはかかるんですが、波佐見はそういうのもないので、そこまで立ち上げてやろうとしたら大変なので、その一つの対策として、今、私が提案をしたことも含めて、今後検討を前向きにしていきたいと思います。

2番目の自転車通行可です。今、いろいろと話がありましたが、私は、その公安委員会とか警察とか、その縛りがあることは重々分かっています。私が言いたいのは、町として働きかけてほしいんです。

これは、キヤノンのセブンイレブンのところから撮らせてもらいました。今、横枕のほう

に行くところは、ここから自転車通学可です。こちらはないんですね。先ほどの説明は利用者が少ない。いや、観光をうたっている、またはレンタル自転車まで貸し出しているところを回ってください。ここの先、下りていったら、業者がおられますよ。またはずっと行ったら、畑ノ原とか、見学して回りますよ。せっかく看板をきれいにさせていただきました。

だから、多いとか少ないじゃなくて、理にかなっていないんです。こっちまでいいですよ。じゃあ、横枕までの利用者は幾らか数えているんですか。キャノン側から村木に行かれる方を数えているんですかって。そんなに変わりませんよ。そこから急に、今、青で描いている区間が標識がないんです、ずっと。

僕は、観光も目標にして、他町から来られた方も自転車でどうぞと言うんだったら、通学路あるなしは関係ないですよ。僕も法的に見たけども、通学路だからとかそういうのは書いてありません。

ここは濁淵からずーっと宿の交差点に向かっているところですね。これは反対側です。なぜこの写真を撮ったかという、川棚町の石木小学校から山道橋、中学校に行きます。この道はそんな変わらないんですよ。ここを歩行者も、小学生も中学生も、自転車通学生も、高校生も通っていますよ。確かに利用度が多いからと言われるかもしれませんが。何ら変わらない。なぜ、よそではそういうことができるのか。

また、ここから自転車通学可、さっき言ったジャンボのところですよ。ジャンボを通り過ぎて下稗観音堂の前です。ここから自転車通学可です。そしたら、ここから岩崎交差点とか宿のほうに行くやつはどうすればいいんですか。車道に行くんですか。せっかくここまでは中学生あたりは守られていたのに、車道を行かなければいけない。危険にさらされる条件下で行かなければいけないんです、この標識どおり。おかしいと思うんですよ。

これ、地図を描きましたけども、何ら問題はあります。ただ、今、現実として、おじいちゃんとかなんかが体力づくり、健康のために自転車を利用されている方がおります。

法的なことを言われたので、言うならば、私がなぜこれを質問にしたかという、道路交通法の第63条の4、通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められたときは、認められるんです。先ほど、双方通行可ですと町長が言われましたが、そういうふうなところの枠があるんです。それは町がもっと子供の、または自転車利用者を守るために強く働きかけてほしいと思うんですが、いかがですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

まず、最初のキャノン下から村木の交差点まででございますけれども、確かに、私も確認しに行きましたら、あそこの交差点から横枕の方面に行く道が、両方ともにここから、その反対側はここまでという形になっておりました。それで、村木のほうに行くところはございませんでしたので、警察のほうに問合せをしましたところ、先ほどのような回答でございまして、基本的には、確かに通学路になっているという法律上の規定とか条件とかございせんけれども、警察としては、そこを自転車が通行量が多いということでみなしているという御回答でございました。

それと、県道1号線、村木からその稗木場、それと、あと宿に至る、佐世保方面から来て左側ですね。途中で本当にここから先ほどありましたさつまラーメンの付近のここまでという、あそこの区間だけが通行可というふうになっておりました。その関係でちょっとそこも警察に問合せをしたんですけども、なぜにそこから、普通だったらその歩道の初めから最後までなんでしょうけれども、なっているかというのはちょっと今のところ分からないという御回答でした。

それで、そういった標識がないところも、自転車通行可となっていないところも通れますかということで問合せをしましたところ、基本的には自転車はもう車道を通らなければいけないけれども、そういった自分が危険を感じるということであれば、歩道を通っても大丈夫ということで御回答をいただきまして、今のところ、歩道には自転車通行可という標識はございませんけれども、歩道を自転車で、その宿の濁淵の先ぐらいまでは歩道があると思いますので、そちらまでは通行ができるものと認識をいたしております。

その歩道がされていないところについて、警察のほうに積極的に呼びかけてはどうかということでございますけれども、いろいろ御意見もございましたので、今後警察と協議をさせていただきながら、子供たちの安全な通学等のできる環境を整えられればというふうに思っております。

それと、宿の1号線の、その次は右側ですね。宿のほうから、八島のほうからこちらのローソンの交差点に向かってきます右側の歩道には自転車通行可はありません。それと、あと先ほどありました川棚のほうからということで、石木のところにはあるということでございましたけれども。私的には、その宿のないところはちょっと歩道的に狭いのかなと。基本的に2メートルというのがあるということでございましたので、もし歩行者がいたときにはちょ

っと自転車のほうが危険ということで設置をされていないのかなというふうな判断をしておりますけども、ちょっとその確認は警察のほうにはいたしておりません。そこら辺りもまたいろいろと協議をさせてもらいながら、警察と話し合いをしながら、前向きに検討をさせていただければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

ちなみにここの石木の幅は2メートルも幾らもありません。本当に狭いところですよ。私も指導はするんですが、前は、小学生は歩道の左側を歩いていきなさい、自転車は車道側を行きなさい、歩行者がいた場合は降りてからかわしなさいという、その指導が今徹底されていなくて、車道をば一つと来て、非常に山角橋のところは車が朝は多い。命と、止まって譲るのとどっちが大事かという話はするんですけども、なかなかそのところが今手薄になっていますので、学校側のほうに指導をお願いしたいと思います。

お話をいただきましたが、法的には、道路交通法の施行令第26条に、もう調べてあるかと思いますが、歩道を自転車で通っていい対象は、児童、幼児、13歳未満の子供、それから70歳以上の高齢者、それから身体に障害を持たれている方は行っていいんです。その人たちは歩道を行っていいんです。

私は、やっぱり守れるものであれば、そういう、ここに通行可の方だけじゃなくて、中学生も、今後、橋もきれいに歩道ができましたので、今が機会、いいチャンスではないかなと。ポール等が立てられないところはカラー塗装なんかをしながら、しっかり安全対策を講じていただきたいと思います。時間もありませんので、こうなっている、こうなっているじゃなくて、私がこの質問に上げたのは、町として要望できるスペースはありますよ。住民からの声がないと、住民からの声がなかったら駄目なんですかね。多分、今は住民は言おうと思っても言えない。お互い忙しかったり、コロナがあったりですね。そういうことで、私は町内をずっと回らせていただきました。

ここも、しだれ桜のところですよ。片方は、ここからって見えますかね。これから先は車道を行かなければいけない、細かいところですよ。しだれ桜を見に来られる方もかなりおられますね。自治会が頑張って受入れをされております。ここに一つ、横断歩道を入れれば、ここに青いところに横断歩道を入れれば、そうやって観光をする、あそこに警備員さんを、毎年しだれ桜の満開のときには立たせて誘導されていますが、そういう方も守ることができます。

観光に力を入れている町だねって、ちょっとしたことなんですけど、そういうこともできるんじゃないかな。

あと不思議なところがあって、ここをずっと真っすぐ来たら宿の交差点で、土地の買収がうまくいかなかったのかもしれませんが、非常に不自然な形ですね。そして僕はここは言ったんです。ポール、一つ外してくれと。これは幅は80センチぐらいしかありません。なぜ言うかというと、将来的に僕もシニアカーや車椅子で行くかもしれません。ここの手前のVのところはこう高くなっているんですよ。どうやってここに上っていくんですか。自転車通学生はどうやってここを上がっていくんですか。あの斜面で滑っていたんですよ、冬は凍って。だから、前、お願いをしたんですが、公安のほうもなかなか許可を認めませんでした。じゃあ、このままですか。車椅子でもシニアカーもここへ行かれんごと狭いですよ。実際行ってみてください。少し上がっているんですから。何て弱い人に、何というんですかね、不親切な設計になっているのか。ここは信号ですから止まりますよ、車が。そこにぼーんと入ってくるというのは、多分これは後づけのポールだと僕は思います。知らないけど。あのコンクリートでできた、あれが最初にできていて、後づけをしたんだらうと。反対側辺りと見比べてですね。そうやっておかしいところがあります。

ちょっと写真を忘れましたが、横枕から東小学校に行くあそこに自転車通行可という標識があります。モチノキで隠れて全然見えません。あれは伐採すべきです。緑はいっぱいあるんですから。安全を守るために1本目を取らないと、あの標識は見えませんよ。

それから、テクノ長崎事業所前、あそこの交差点だけ自転車横断帯が設置されています。何であそこだけ自転車は降りずに行っていくんですか。子供たちには降りて横断歩道を渡りなさいという指導をしているのに、あそこの区間だけは自転車に乗っていったいい自転車横断帯というのが設置されています。それをするのであれば、宿の交差点とか、そういうところも一遍にぴしっとして、波佐見町では自転車は横断帯を通行しますよ、降りませんよというふうにするべき。そういう不便なところもありますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

しだれ桜の交差点でございますけども、そこに横断歩道をとというお話がございましたけども、横断歩道につきましては、歩行者が安全に渡れるように設置をするべきもので、歩行者

の通行量等が検討されるということで聞いております。警察にちょっと話をしてみたいと思いますけども。時期的に、しだれ桜の時期は、あそこは確かに多いというふうには思っておりますけども、それ以外、年間を通してちょっと厳しいところもあるのかなというふうに思っております。

それと、横枕の先のモチノキで見えないというところがあるという。それとキヤノンの下に自転車横断通行可ですかね、があるということでございましたので、そこら辺りもちよつと警察とも話をしながら、どういった対応ができるか、協議をさせていただければと思っております。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

ただいま田添議員から質問がありましたローソン付近の歩道の狭さですけれども、今年度、郵便局から濁淵の公民館までの歩道の整備で、宿郷から要望がありましたので、県のほうで交通安全の事業として歩道整備を図りたいということで地元の説明会があっておりますので、今後整備をされていくものと思われま。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

私も、多分法的な縛りとか、いろんなものがあるとは分かってはいるんですけど、どうもこうおかしなところがありましたので、ぜひそこを町の意見、要望は、住民の声がなくても、この場で私が代弁をしましたので、前向きに安全対策を講じていただきたい。これが行く行くは、避難、災害と防災にもつながって、実際避難するときに非常に利用しやすい歩道になったり、道路になったりするかと思っておりますので、一つのことではなくて、いろんな視野を広くしながら、限られた予算の有効活用をぜひお願いをしたいと思います。

山角交差点の点滅式信号機の撤去について、私もずっと立っていたら、警察が来たものですから、何ですかと言ったら、これはなくなるんですよ。なくなってどうするんですか。僕個人的には、押しボタンの信号機でもいいんですが。いや、金がないと。いや、金は、押しボタン式は270万、ちょっとよかったら400万ちょっとすればありますよというふうに答えたんですが。

今、これを撤去していろんな対策を講じていますが、私が毎日見る感じでは、今の現状維持が一番いいと思うんですが、あの信号を撤去するのであれば、本当に住民の方も含めて安

全対策を講じないといけない。ちょうど橋の手前が50キロ、そこから40キロという速度も変わるところで、信号機もなくなって、朝、旗を振っても止まらずにすーっと行く、そういう現状の中で、あの信号機がなくなったときに子供たちを守れるかなという、そういう不安もありますので、ぜひそのところは状況をしばらく見ていただいて。結構利用者がおりますのでですね。

ヘルシーウオークのコースも言いましたが、歩かれている方もおるんです。もう、あっちが桜づつみに変更しているのであったら、あの表札は取ってください。そうしないと、しない人はずっとそこを歩いていきますよ。ヘルシーウオークコース。でも、朝から車は離合するのも困って、片方は止まっていて、自分は歩けない。自転車で来られている高校生もそこを歩いていっている。そういう実情を見て、将来的にはヘルシーウオークコースであるならばもっと整備が必要。もっと言うならば、今少し開けてきておりますが、あそこも何年か後には開けていくのかなと考えれば、あそこの250メートルだけ大型車可じゃなくて、ずっと改善センターまで行けるような将来的な展望、道路舗装の計画も立てられているみたいですけれども、そういう総合的なものを見ながら予算の有効活用をしていただきたい。

最後に河川整備についてです。私も分からなくなりました。皿山川のしゅんせつをしていただいて、住民の方から、ようしてもろうた。イノシシも来ん、きれいになった。そして今年度になって、県は早々に村木川のしゅんせつ工事を始めました。そこも教え子がやっておりましたので、ここも全部、道路が全部通ってしまうとかね。いや、県からストップがかかりました。何でや。いや、生態系を崩すなって言われましたって、要望書が通っているんです。

そこで、時間もありませんが、私の考えは、そういう生態系を守ろうとされている方、それから住民としては、災害防止でしゅんせつ工事をして水の流れをよくしてもらいたい。今あそこの川にはイノシシが何頭おるんでしょうかね。物すごい数のイノシシが獣道を作っていますよ。見に行ってください。農家の人の被害になるんです。麦畑にも大分入っております。そういうのをやはり防いでいくために、何とかできるのは河川の整備だということで、私、これで3回目になるかもしれませんが、絶対実現できるまでは意地でも降りるわけにはいきません。関係団体と話をし、私個人的には島をずっとこうつくっていくのが方法かな。でも、皿山川は、もうヨシが生えてきています。だから、あまり心配要らんのかなとも思います。ぜひそういう連携を取って、どうしたほうが住民を守り、景観を保ち、生物の

生態系を守れるのかということも、ぜひ関係者集まって知恵を出し合いながら、住民の命、それから環境、景観、そして誰もが住みたいというまちづくりを行ってもらいたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

いろんな角度で、それぞれ見方は違うというふうに思っておりますし、おっしゃるように景観問題、そして生態系も大事、そしてやり方も、やっぱり伐採、しゅんせつ、いろいろなやり方があって、そういうものを総合しながら、そして全体的なことを考えながら、やっぱり計画的にやっていかねばいかんじゃないかなというふうに思っております。我々の見方、考え方と、やっぱり県のやり方、考え方がまた違うところがありますし、そういう時と場所、状況に応じて適切な対応の仕方をしていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

通学路についてぜひ検討をしていただければと思います。今日は時間がなくて言えませんでした。

以上です。

○議長（百武辰美君）

以上で、3番 田添有喜議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時55分から再開します。

午後2時45分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、5番 福田勝也議員。

○5番（福田勝也君）

皆さん、こんにちは。それでは、通告に従いまして質問いたします。

1. 県立波佐見高等学校の支援策について。

近年の少子化問題や、高校生授業料の助成などで、私立高校に進学する生徒の増加に伴

い、県立高校への進学が減少し、定員割れの高校が多く見受けられる。本町にある波佐見高校においても例外ではなく、以前の半数程度の生徒数となっており、今後このような状態が続くと、統廃合が危惧されます。

(1) 本町において、地元にある波佐見高校の存在、存続についてどのように考えるか。

(2) 波佐見高校を存続するために、町としてどのような支援ができるか。

(3) 波佐見高校の美術・工芸科は県内でも唯一の専科であり、これまで多数の作品において優秀な成績を収められている。本町の地場産業でもある窯業界でも、美術・工芸科の生徒は必要とされる人材である。町として何らかの支援はできないか。

(4) 波佐見高校野球部は、春に1回、夏3回の甲子園出場を果たし、町民皆さんに元気と感動を与えてくれました。これまで以上に野球部が活躍し、甲子園に出場するために支援はできないか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

5番 福田議員の御質問にお答えいたします。

1. 県立波佐見高等学校への支援策について。近年の少子化問題や、高校生への授業料の助成などで、私立高校に進学する生徒の増加に伴い、県立高校への進学が減少し、定員割れの高校が多く見られます。本町にある波佐見高校においても例外ではなく、以前の半数程度の生徒数になっており、今後このような状態が続くと、統廃合が危惧される。

(1) 本町において、地元波佐見高校の存在、存続についてどのように考えるかという御質問ですが。

長崎県立波佐見高校は、長崎県立川棚高校下波佐見分校が前身で、町村合併を経て、波佐見分校と校名が変更され、昭和52年4月に波佐見高校として独立し、現在に至っています。

下波佐見分校の開校や波佐見高校への独立については、町民のひとかたならぬ思い入れと有形無形の支援があったことは言うまでもなく、地元で県立高校があることは、地域のシンボルであり、大きな誇りであることに間違いありません。

一方で議員御指摘のとおり、最近の少子化や私立高校の関係、高校受験の改変に伴い、入学者が減少傾向にあることは確認しており、町としても大変心配いたしております。

長崎県においては、令和2年3月に第3期長崎県立高等学校改革基本計画で向こう10年間

の県立高校の設置等の方針が示されています。その方針によると、直ちに波佐見高校の統廃合が進むものとは思われませんが、このまま入学者が減少するならば、統廃合の対象校になる可能性は否定できません。万が一、統廃合となると、波佐見町の地域活性化に大きな影響を与えるのは必然でありますので、町としても入学者の推移には大きな関心を持っています。

(2) 波佐見高校を存続するために、町としてどのような支援ができるかという御質問ですが。

これまで陶芸コースの創設や美術・工芸科の改編の際には、地域、産業界と一体となって長崎県へ陳情したところです。また、佐世保方面からのバス路線の乗り入れについても、バス事業者に要望し、実現した経過があります。さらに美術・工芸科の育成のため、町独自で波佐見町ものづくり奨学金の創設も行っています。

一方で、美術・工芸科の生徒を波佐見中学校へ招き、作陶、絵付けの指導を行っていただく、やきもの文化体験プログラムなど、中高連携事業を進めながら、波佐見高校への理解を深める取り組みも行っているところです。

今後においても、県立高校であることから直接的な支援は難しいところがありますが、波佐見高校の思いや、考え、経営方針等を伺いながら、間接的な支援は大いに検討できるものと考えています。

(3) 波佐見高校の美術・工芸科は、県内でも唯一の専科であり、これまで多数の作品において優秀な成績を収められています。本町の地場産業でもある窯業界でも美術・工芸科の生徒は必要とされる人材だと思う。町として何らかの支援はできないかという御質問ですが。

波佐見高校美術・工芸科は、平成7年に普通科に設置されました陶芸コースを発展させる形で、平成26年4月に、長崎県公立高校では初めて、九州では7番目となる美術工芸の専科として設置されました。美術・工芸科生徒の芸術やものづくりに対する意欲、意識は極めて高く、長崎県最大の公募展である長崎県美術展覧会をはじめ、国内の数々の公募展において多数の入選、入賞を果たしているのは御存じのとおりです。

また、卒業生は美術系大学等に進学する者、企業でデザイナーや工芸分野のスペシャリストとして活躍する者が多く、企業が新しい価値観と創造性豊かな人材も求める中であって、美術・工芸科の重要性はますます増してくるものと考えています。

そこで、何らかの支援はできないかの質問ですが、これまで美術・工芸科については、波佐見町ものづくり奨学金制度や中高連携のやきもの文化体験プログラムで支援や連携を深

めているところです。

一方で、県下唯一の専科で県内全域が募集地域であるにもかかわらず、通学問題が進学を断念している中学生も一定数いるのではないかとされていました。

このため美術・工芸科の生徒を対象とした学生寮の整備を求める声があることも承知しており、町としても支援ができないか考えているところです。しかし、県立高校であり、町からの直接の支援は難しいところがありますので、学生寮の運営母体等が組織されるなど、町が支援できる体制を整えば、具体的な支援策が検討できるものと思います。

(4) 波佐見高校野球部は、春1回、夏3回の甲子園出場を果たし、町民皆様に元気と感動を与えてくれました。これまで以上に野球部が活躍し、甲子園に出場するために支援はできないかという御質問ですが。

波佐見高校野球部の輝かしい歴史は言うまでもなく、町民の大きな誇りの一つです。野球部員の厳しい練習を通じて、甲子園を目指すひたむきな姿は、子供たちをはじめ、多くの町民に勇気を与えており、再び甲子園出場がかなうよう切に希望しているものです。

近年は、議員が冒頭申されましたとおり、少子化問題、私立高校との関係により、波佐見高校全体の入学者数が減少傾向である中、部員の確保も課題ではないかと思えます。また、野球部員の多くは民間の寮に住み込み、勉学と部活動に両立していますが、その寮の経営も高齢化等で運営が厳しさを増していると聞き及んでいます。

これまで、波佐見高校野球部には、甲子園出場の際には、野球部特別後援会に支援を行った経過がありますが、こういった状況を踏まえ、町としても何が支援できるか検討の時期ではないかと思えます。先ほど美術・工芸科の支援でも申し上げましたが、学生寮の支援も当然野球部にも当てはまるものと思えます。

このため、波佐見高校の将来について、町民全体で波佐見高校を支援する機運の醸成が大切だと思いますので、町行政はもちろん、町議会を含め、関係者の共通認識を図りながら、高校と協議する必要があると考えています。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

波佐見高校の支援策については、3月議会でも同僚議員からも一般質問がありました。私からも、波佐見高校の存続や支援策について質問させていただきます。

波佐見高校の歴史については、今答弁でもあったとおり、また、先般の岡村議員からの詳

しく説明がありましたので割愛させていただきますけども、現在の波佐見高校の生徒数や希望者の競争倍率などの推移について、まずお話ししたいと思います。

近年の少子化に伴い、生徒数の減少ですね。先ほど言いましたとおり、高校生への授業料の助成、無償化などの要因で私立高校に進学する生徒が増えてきていると。また、私立高校は、学校運営のために多くの生徒を獲得するために、進学クラスをつくったり、部活動を強化したり、特色ある学校づくりに力を入れております。そのため、県立高校への進学する生徒が減少し、定員割れの高校が多く見受けられるようになってきていることと思っております。

波佐見高校の生徒数の推移ですが、このようになっております。見えますかね。小さかかな。これもほかに欠席数とか遅刻数とかいろんなものがあつたもんでちょっとカットさせていただいて、在籍数だけちょっと載せたんですが。今、上のほうからいきますと、これは令和2年度の生徒数です。上から1の1というのがありますけど、1の1と1の2というのが普通科、3組が商業科、4組が美術・工芸科となっております。現在の定員は、普通科が60人で、商業科40人、美術・工芸科が20名の120名の生徒数と、定数となっているようです。それに比べて、ありますように、上から1年生全体で87名、2年生が88名、3年生が95名の270名というふうになっているようです。

生徒数の推移については、一番最後なんですけど、令和2年から平成25年まで表示があるかと思いますが、平成25年には444名の方が在籍していたと。その後、26年に438とか、400台をずっとしていたんですが、平成30年から387、令和元年327、令和2年で270名と、こういうふうな形で物すごい減少をたどっているようです。

それと、これは波佐見高校のここ数年の競争倍率の推移ですね。平成28年、29年というのは、定員数が160名に対して、まだ1.0倍、それ相応の希望者がいたわけなんですけど、平成30年度から、40人で、1クラス減った120人という定員数にもかかわらず、0.8倍とかというふうな形で、年々こう、平成30年を境に減少が顕著になっているというふうな状況でございます。これを見ましても、やはり普通科、あるいは商業科の減が顕著で、美術・工芸科については、一応定員を維持しているというような感じが見受けられるようになっております。今年度は、120人に対して71人の方が入学ということで、約6割ぐらいの入学者となっている状況でございます。

こういった状況で、生徒数の減少により、学校自体、部活動も大変寂しくなっております。今月の5日から高総体のほうが始まっておりますけども、新聞等で各競技の組合せ等が載

っておりました。こういった形で、冊子で組合せがずっと各競技、載っておったんですが、これで、一応、波佐見高校のどの競技に出ているのかということでもちょっと調べてみましたところ、男子のサッカーと、あとソフトテニス、バスケットボール、卓球の4競技だけ、この高総体の試合に出ているような状況で、ちょっと寂しいなというふうな感じをしたところでございます。以前はやはり部活動も盛んで、各競技とも頑張ってたところなんです、生徒数の減少により、部活動の存続もできないような状況に陥っているような状態があります。

このようなことで、県立高校の定員割れの学校が多数あちこちで出てきているということから、県教育委員会も県立高校の統廃合が進められていると思います。聞くところによりますと、本町に隣接する川棚高校、あるいは佐世保東翔と波佐見高校の3校を2校にとか、あるいは1校に絞るとかというような話も聞いていますし、あるいは1島1校、島に1校とか、1群1校、郡に1校というような計画もあるようにちょっと聞いております。郡で1校となれば、川棚高校との統廃合があろうかと思いますが、高校名がどうなるのかとか、校舎はどうするのかとか、どのような学科になるのかとか、いろんな問題も出てきます。波佐見高校として名を残してこそ、美術・工芸科や野球部の活躍が本町にもメリットがあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

私も最近の少子化がこんなにまで厳しくなってきたのかというような思いを致しております、やはりちょうどもう50年ぐらいなんですけども、その頃、40年、50年前は、私立というところはやっぱり公立に行けなかった人がというような、そういうイメージもあったわけですけれども、やはり私立高校は私立高校の特性、企業経営的な考え方の中で、いかに資本を投入しても学校の存続をと。そういう面では、いろんな分野におけるスペシャリストを入学させて、そして学校の知名度を上げる。学校の知名度を上げることによって地域の発展に尽くすというような、そういう思いでなかったかというような思いを致しておりますが、

本当、波佐見高校だけじゃなくして、小規模高校のほとんどがこういう、その定員割れがなっておりますし、もう五、六年すれば、はっきり言って、特色のある高校でないと生き残れないんじゃないかなという危機感を持っております。その中でやっぱり波佐見高校は、小さいながらも野球部の伝統があります。野球部がやっぱりもっといい成績を残して頑張っ

ていただく。そして美術・工芸というのは、他にない長崎県一の専科ということでございますし、いろんな美術においては素晴らしい実績を残されております。

だから、やっぱりこういう二枚看板を持ちながらいかに存続させていくかということ。これはやっぱり指導の先生、それから、しかし、いい金の卵をやっぱり入学をさせていかないと厳しい状況にあるんじゃないかなというふうに思っておりますし、そのためには、この学校に入って、やっぱり将来、大学とか、そしてまた就職においても、非常にいい道筋が見えるというような、それだけの実績と魅力ある学校にしていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

あれにしても、全国の町村の中で県立高校がなくなった町村は、火が消えたような、そういう状況になるんです。だから、やっぱり波佐見高校というのは、波佐見町にとっての非常にシンボルであり、ステータスじゃないかなというふうに思っております。

ただ、県立高校という一つの枠の中で、町が、いろいろなことが、直接的には支援が難しいところがあります。そういう中で、今日の新聞にも、西海市内高校入学者補助と、いい前例ができたなというような思いを致しておりますし、やっぱりどうあっても波佐見高校を残していきたいと。そうしないと、ときになってからは駄目なんです。今、手を打つときじゃないかなというふうに思っておりますので、来年、こういうことが考えられるんじゃないかなと。まだ公表できませんので、議員の皆さんの理解を得て、一致協力しながら、波佐見高校は実のなるような支援をやっていきたいというふうに思っておりますので、議員の皆さんのお知恵をお借りしながら、そして、また町民全体の支援を期待をしながら取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

波佐見高校もやはり地域とともに育ってきたというふうな学校でもあります。また、現在でも波佐見高校の生徒は、本町のイベントや行事でも参加してもらって、JRウォーキング、あるいはガストロノミーのウォーキングの交通整理や道案内を務めたりとか、あるいは波佐見町の一周駅伝において、野球部の選手が各地区から、あるいは補強選手としてたくさん参加して協力を得ているところでもあります。

先ほど町長からもあったように、元気のあるまちづくりには、幼児から学生までたくさんの若者が顕在することこそで町の活性につながっていくというふうな考えもありましたので、

そのためにも、やはり波佐見高校の存続について、町として対策を打っていただきたいと思っています。

先ほど町長のほうからちょっと話が出ました西海市の高校入学者の補助へということで、私もちょっと言おうかなと思って準備してきた内容なんですけど、これについては、西海市の定員割れが続く市内の高校に、生徒確保に向け、入学支援制度を来年度新入生から導入すると。補助額は1人5万円というふうな形で、やはり西海市においても、やはり同等な、市内の学校に、西海市には、大崎、西彼、西彼農業の3校があり、今年の春の募集定員は240人に対して、市内外から合わせて126人が入学したが、市内中学出身者は63人とどまっていると。市内中学卒業生が市内に入学した割合は4割に届かず、減少傾向が続いているというふうな形ですね。

そういった形で、西海市についても、やはりこういった定員割れの学校が多いということで、一律5万円の支援をしていくというふうな文章がありました。こういった形で、波佐見町もぜひ検討していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

もう、腹の中では検討しております。しかし、やっぱり議員の皆様の御協力がないとやっていけないだろうと。まだいろいろな角度から、一応素案あたりを出しながら。最も大事なのは、学校の校長先生、そして、そういう方々との協議をしながら、そして、町民皆さん、そしていろんなそういう支援者の皆さんとともに、やっぱり生き残って、そして元気で、町民に勇気と夢を与えていただくような、そういうことをしていただきたいなというふうに思っております。

美術・工芸科でも、先ほど、議員さんがおっしゃったんですけども、陶器まつりのポスターはほとんど美術・工芸の皆さんで、それと議会広報の表紙もすばらしい活動ですね。そして、そういうふうにして地域になじんで溶け込んだ活動もやっていますし、やっぱりこの町の、波佐見町立高校というような、そういう気持ちを持って支援をしていきたいというふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

ありがとうございます。こういった給付金の支援というのは、やはり県立高校でというこ

ともあり、やはり県がするのか、自治体がするのかというのはどうかというのがありますけれども、自治体が率先してしていただければいいのかなと思っております。

それで、先ほどありました、波佐見高校の大きな特徴として、やはり、美術・工芸科と野球部の活躍があるかと思えます。こういった特徴のある専科や部活を充実、あるいは強化して、魅力ある学校につくり上げていくというようなのも必要になっているかと思っております。

特に美術・工芸科は、先ほどもありますように県内でも唯一の専科であって、長崎の車のナンバープレートのデザインをやり、あるいは今、町長が言われました議会だよりの表紙のデザイン、これまでたくさんの優秀な成績を収められております。美術・工芸科では今、定数20人で、定数程度の入学者数があるようですが、県内唯一の専科であるということから、遠方、県外からも受験したいが、先ほど町長も言われましたけれども、寮や下宿といった宿泊施設がないということで受験を断念される傾向が見られるというようなことも聞いております。そのため、やはり先ほどの定例会でも、岡村議員から一般質問であったとおり、寮などの施設の提案があったものと考えております。

それで、これは5月30日の長崎新聞でございます。「地域再生の鍵は稼ぐ力」と題して、波佐見焼の振興会会長の兒玉さんと、長崎県立大学の准教授の竹田先生の対談の記事がございました。

兒玉盛介さんについては皆様御存じかと思えますけれども、波佐見焼のブランド化や、波佐見陶器まつりを県内有数のイベントに定着されたり、あるいは西ノ原を中心とした観光事業に御尽力されて、今回、春の叙勲を受賞されました。おめでとうございます。

また、県立大の竹田先生は、波佐見焼のマーケティング調査やグリーンクラフトツーリズム調査研究をなされており、来町される観光客にアンケート調査を行い、観光客の居住地、年齢、性別などを、また、本町での波佐見焼の購入額や飲食額、消費額の調査も行われている先生でございます。先生は本当に波佐見のことが大好きで、いろんなイベントにも参加され、そば塾や、ガストロノミーウオーキングでも毎回参加されるような方であって、波佐見についての著書も出版されているような方です。

このお二方の対談の中に、県立大からの支援活動をどう評価しているかとの問いに、兒玉会長が、地域と一緒にあって課題を解決することこそ、地方に存在する大学としての意義があると評価している。それともう一つ、県立大に美術工芸学科をつくってほしい。もう少し

右脳を使うような学部があれば、もっと地域と組むことができると思うと、そういうふうなこともあります。

本町は、令和2年8月に県立大学と包括連携に関する協定を締結されていると思います。そういった上で、美術・工芸科がある波佐見高校とも3者で協定を締結するというような考えはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

やはり自分たちの分野と違う組織、そういう知見を持っていらっしゃる方々、そういう人たちとのやっぱりお付き合い、交流は、本町では国際大学ともやっておりますし、それから九州大学ともやっております。そして県立大学というような形で、やっぱり町内の有識者、いろんな方々、議員の先生方との中とちょっと違った角度から、やっぱり物を見る、考える、そういうことは非常に大事なことでないかなというふうに思っております。

しかし、連携するための連携ではいけないんじゃないかな。だから、何のために連携するのかと。やっぱり、大学は大学なりの、そして我々波佐見町の行政は行政なりの立場の中で、やはりそういう目的を共有しながら、きちんとした形での連携をしていかなんじゃないかなというふうに思っております。

僕は今、美術工芸のアート、昔は私は、歴史と文化で飯は食われんって、そういう時代に育っておりましたけども、今は世の中を超えていく、やっぱり今までの過去と、それを飛び越えるというのはアートが大事じゃないかなというような思いを致しております。やっぱりそれぞれの持っている感性をいかに引き出すか。感性を持っておっても気づかないんですね。やっぱり波佐見高校の美術・工芸の先生たちのそういう引き出し方、波佐見の例で言えば、稲垣二郎先生が、そういう面では、窯元商社の若手の皆さんの知らない潜在能力を全部やっぱり引き出してくれた。それと同時に、東京ドームの今田先生が、そこもやっぱり典型的な芸術文化の先生で、その人の話をうまく受け入れる土壌ができたんですね、稲垣先生のおかげで。だから、東京ドームであれだけのことができたんじゃないかなというふうに思っております。

だからそういう面では、今から、やっぱり今までの自分たちの歴史の中での延長線じゃなくして、異分野の方々との連携を深めながら、自分が知らない能力というのが引き出されてくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひそういう美術というその大事さ

というのを後ればせながら感じておりますので、そういうふうな形での御支援をお願いしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

このような協定が提携されれば、地域と関わっている学校として県教育委員会も評価していただけるんじゃないかなと思って、こういったちょっと提案をしてみました。

先ほど美術とか芸術とかについて町長からもお話がありましたとおり、自由な発想が見いだされて、鍛えられたからといってできるものではないこと、生まれ持った才能だと思っております。

本町の地場産業である窯業界においても、焼き物のデザイン性一つで、消費にもつながり、産業の発展につながっていくものと思います。

ある関係者の方にお話を聞いてみますと、やはり本町はこういった芸術の町でも発展していきたいというふうな考えもあります。県立大、あるいはほかの芸術大学とかのキャンパスが本町にできて、その学生たちとコラボして、新たな商品開発に取り組み、また、全世界で活躍できるような人材育成の場としても、町の発展のためにも寄与したいと、大きな夢もお持ちでございました。

こういった才能を持った人材は、事業者にとっても必要とされることとっております。そういった面で、本町の人材育成として、波佐見高校の優秀な美術・工芸科の生徒にも、先ほど、ものづくり奨学金のお話もございましたけれども、奨学金制度を設立するといったような支援はお考えないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

十分いい提案だというふうに思っておりますので。しかし、やっぱり事をなすには、それぞれ手順を踏んで、そしていろんな御意見等を聞きながら、ある面では皆さんに御賛同いただけるような柱をつくっていかなくやいかんじゃないかな。そういうことの中で、本当、西海市に負けんごと、早くやらにやいかんなどというような思いを致しております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

ぜひそのような支援策を具体的に進めていただきたいなと思っております。先ほどの奨学

金の話じゃないですけども、やはりそういった奨学金を受ける生徒なんか、本町に就職や起業されて、起業家をあつせんして、3年あるいは5年継続されたらその奨学金も償還を免除するとか、そういうようなことも考えられるかと思いますので、より具体的に検討していただきたいなと思っております。

続いて、波佐見高校の野球部の活躍についてお話ししたいと思いますのですが、これまでに、平成8年夏の甲子園の初出場を皮切りに、これまでに春の選抜大会に1回、夏に3回の甲子園出場を果たしております。初出場した平成8年のときには、甲子園球場に波佐見から大型バス50台以上で応援に駆けつけて、ベスト8まで勝ち進んで、多くの町民の皆さんに元気と大きな感動を与えてくれたものです。

それで、甲子園に出場するというところで、報道各社がチームや地域の紹介など、取材が殺到して報道をよくやっております。また、試合中も、1試合大体2時間半ぐらいありますけれども、全国放送で試合中継をされ、波佐見もアピールされます。

このように波佐見高校野球部の活躍、甲子園出場は大きな本町の宣伝にもつながってきます。言わば、本町の宣伝広告塔と言うても過言ではないかなと思っております。現在では、IT産業の発達やコロナ禍でネット販売も増えております。本町の事業者さんも、このコロナ禍で、流通の変革が起こり、ネット販売にも物すごく力を注がれて充実してきております。

野球部の甲子園出場は本町に大きな影響を与えてくれるものと思っておりますけれども、どのような、また、どのくらい経済効果があるかなと考えられますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

効果というのは数字で表せないという形になってくる。しかし、もう数字以上の感動、感銘を与えるわけですね。それは自分自身の生き方とか、元気をいただくとか、そしてそれが波及効果をずっと生むとか。だから、非常にそういうことについては、選抜に、甲子園に行くということは、地元は本当盛り上がる。そのことで新たなチャレンジもいろんな形でできてくるんじゃないかなというふうな思いを致します。

数字でどのくらいということは言えませんので、御容赦をお願いします。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

野球部の選手も日々甲子園出場を目標に頑張っているわけですけども、しかしながら、冒

頭にお話ししたとおり、少子化や私立学校の無償化によって、野球で波佐見高校に希望する生徒も年々少なくなっているのが現状でございます。多いときには、1学年30人を超す選手たちが集まってきておりましたけども、最近では十数名というふうに、思うように監督も選手の補強に苦勞されているような状況でございます。

また、地元でない選手については、もちろん寮生活となるわけですが、野球というのは、やはり道具のグローブやスパイク、あるいは練習用のユニフォームなどもたくさんお金がかかります。また、寮生については、寮費に月、やはり五、六万ほどかかっているわけなんですよね。そういった形になれば、家庭の負担もかなり多くなってきていることから、やはり選手の勧誘も思うようにできずに苦勞されています。

そこで、そういういい選手の補給を充実するために、やはりそういった補強選手、毎年大体5人から6人、特別推薦枠があるように聞いておりますけども、その制度に寮費の半額とかそういうふうな助成があれば、監督も勧誘の一つの口実というか、やり口できるかと思うんですけど、そういうふうな助成の考えはないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

選手の補強に対しては、やっぱりその家庭の事情、それから本人の意向、そういうことも含めて強制的にはできませんので、やっぱりちょっと無理すれば入れるな、例えば入りたいなというようなことで対応するべきじゃないかなというような。そういうことも含めて、やっぱり学校と、当事者の学校ときちんとせんと。勝手に我々がやるわけにはいきません。やっぱりどの範囲までできるのか。そして、また、そういう後援会の皆さん方とか、そういうふうな話をせんと前に進めないなど。考えは持っておりますけども、そういう前に進めないなというような思いを致しております。もう、この機会を逃せば大変なことになるって思っておりますので、そういう危機感を共有をしていただいて、そして5年先、10年先に、やっぱり波佐見町はさすがねって言われるような、そういう取り組みをできればなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

本町は、高校野球はもちろんのこと、野球については、学童野球から、中学、大人の一般野球、還暦野球と、幅広い世代で盛んに活動しております。中でも中学校においては、毎年

のように九州大会や全国大会に出場するなど、本当に優秀な成績を収められております。小学校、中学生の野球をやっている子供たちは、みんな高校生になったら甲子園に行って、プロ野球選手になりたいというような大きな夢を持って頑張っております。ですので、高校野球をやっているお兄さんは、子供たちから見れば憧れの存在なんですよね。

そういった形で、波佐見高校も、ふだん学校のグラウンドで練習や練習試合のほうをやっておりますけども、なかなか学校に足を運んで頑張っている姿は、目に見る、見に行くという状況ではなかなか難しいようであります。ですので、野球場があれば、気軽に観戦に行けますし、やっぱり波佐見町や隣接した子供たちが、波佐見高校に行って甲子園に行きたいと。そういうふうな子供たちが、頑張っている波佐見高校の野球の選手を見て身近に感じられるように、また、環境づくりのために野球場の建設を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

野球場については大変厳しいと思います。私も野球好きの人間でしたので、しかし、やはり町民全体から支持されるような、そういうやり方をしていかないと、球場を造ったばかりになってくるおそれも出てくるんですね。要は、子供たちが高校生活の中で、勉学と、そして、自分の好きなスポーツに邁進できる、そういう環境、状況をつくってやるのが私たちの役目ではないかなというふうに思っているところで、ちょっと球場は無理ではないかなというふうに思っております。いろんな方策を考えていければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

高校の生徒の増加を図るために、やはり教育や部活動の活性化で学校の魅力向上を図るべきだというふうなことも考えられますけども、そういった形で、本町ではやはり美術・工芸科と野球部がそういうふうな形で特徴ある学校として伸ばしていただきたいと思います。

そういうことで、波佐見高校の統廃合を防ぐためには、やはり特色ある学校づくり、あるいはその中学生からやはり選ばれる学校づくりをしないと生徒数も増えませんかと思うので、ここ数年の入学者の推移を見ましても、そう遅くない時期に県の教育委員会からいろんな問題提起もされることだと思いますので、元気なまちづくりのために、本町の発展のため

に、波佐見高校と一緒にって課題を解決して考えていけないと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

るる、波佐見高校の今置かれている立場、そして波佐見高校の盛衰が波佐見町の盛衰にもつながるといような思いを持って取り組んでいかなければならないというふうに思っております。いろいろそれぞれ議員の皆さん方にも、いろんな考えなり、アイデアもあるというふうに思っておりますし、まずは学校と協議をして、そして残れる方策をあらゆる角度から協議をして、そして、県内、西海市さんはじめ、他の自治体の支援の仕方、そういうことを十分研究をして、波佐見に見合ったそういう取り組みをしていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

今日は町長のほうから前向きな答弁をいただきまして、やはり学校と協議され、中身も検討され、いろんな支援の仕方があろうかと思しますので、ぜひ検討していただきたいと思します。

以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、5番 福田勝也議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。16時より開会します。

午後3時45分 休憩

午後4時 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、6番 城後光議員。

○6番（城後 光君）

皆さん、こんにちは。新型コロナウイルス感染症が国内で拡大してもう1年以上経過します。波佐見陶器まつりも2年連続、ゴールデンウィークの開催ができず、町内事業者さんで

も経済的に非常に打撃を受けられて、大変な状況と思います。今後、町としては、プレミアム商品券の2回目の発行等、いろんな形で対策を打たれていますけれども、今後もぜひ町民の方、事業者さんに寄り添った支援をぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、通告によって質問を行います。

1. 役場新庁舎建設実施設計について。

令和6年の供用開始に向けて、役場新庁舎建設計画が進められています。現在実施設計がまとめられていますが、基本設計と実施設計において別事業者が担われています。

(1) 基本設計と実施設計において大きく設計図面が変わっている要因はどういうことでしょうか。

(2) 地域防災拠点として、大規模災害時、町民の一時避難場所の活用計画はあるのでしょうか。

(3) 改修し、活用する方針である既存庁舎の利用期間はどの程度を想定しているのでしょうか。

(4) 人口減少、行政ニーズの変化に伴う組織改編への対応は十分考慮されているのでしょうか。

2. 子供の数が減少する状況における教育環境整備について。

国の将来推計人口によれば、本町のゼロ歳から14歳までの年少人口は、2015年から20年で約20%減少すると予測されています。(国立社会保障・人口問題研究所2018年まとめ) 加えて、宅地開発により、若年世帯が少ない地区と多い地区の格差も大きくなっています。

(1) 小学校校区設定に当たり、考慮する事項にはどんなポイントがあるのでしょうか。

(2) 年少人口の増減に地域格差が顕著になる中、学校規模適正化指針を作成する考えはあるのでしょうか。

(3) ICT活用の進展、個別最適・協同的な学びの充実のため、あるべき学校像はどうお考えでしょうか。

(4) 来年度から実施される教科担任制導入は、学校規模の違いで教育格差が生じないでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長(百武辰美君) 町長。

○町長(一瀬政太君)

6番 城後議員の御質問にお答えいたします。

1. 役場新庁舎建設実施設計について。令和6年の供用開始に向けて役場新庁舎建設計画が進められている。現在、実施設計がまとめられているが、基本設定と実施設計において別業者が担われている。

(1) 基本設計と実施設計において、大きく設計図面が変わっている要因は何か。

基本設計については、昨年4月から10月末の業務期間で完了しました。建築概要としては、鉄筋コンクリート造り三階建て、建築面積1,360平方メートル、延べ床面積3,230平方メートルで、1階と2階に吹き抜けが設けられ、外構には広い緑地帯が設計されています。

これを受けて、管理職職員で構成する建設推進委員会で検討を行う中、執務スペースの拡充、吹き抜けや敷地内緑地の必要性の可否について多数の意見が出て、これをそのまま実施設計へ移行することは厳しいとの判断から、再度検討を行い、現在の基本設計概要版に反映させたところです。

今後は、この基本設計に対して、町民の皆様の意見公募を行い、よりよい庁舎づくりに反映させたいと思います。

(2) 地域防災拠点として、大規模災害時、町民の一時避難場所の活用計画はあるかという御質問ですが。

新庁舎は、防災拠点として、地震や水害などの災害時であっても庁舎機能を中断することなく継続して使用できるように、耐震性、耐久性に優れた構造としています。また、災害時には応急対策や復興対策の拠点として対応ができるように、災害対策室を設け、IT機器や無線通信設備を活用した情報収集、情報発信、指令発信機能を整備します。

庁舎は災害時にはその対策の中核となるべき施設であることから、波佐見町業務継続計画にも示しているとおり、人、物、情報など利用できる資源などに制限がある状況下において、優先的に行うべき業務を特定し、最前線で応急復興対策を行う場所として、職員約100名が3日間業務できる機能を確保するように計画します。

新庁舎は、非常時には災害対策本部となり、司令塔的機能を発揮しなければならないことから、基本的には町民皆様の一時避難場所としての利用は考えておりませんが、敷地内のオープンスペースや庁舎内のロビー空間などを非常時の一時避難場所として利用することに対しては、その状況に応じて柔軟に対応していきたいと考えています。

(3) 改修して活用する方針である既存庁舎の利用期間はどの程度を想定しているのかと

いう御質問ですが。

議場等を設置している現庁舎新館については、平成4年12月に工事が完了しました。鉄骨造り二階建てであり、延べ床面積は約1,100平方メートルとなっています。昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準を満たしていますので、新庁舎完成後においても引き続き使用する計画です。

省令による法定耐用年数は諸条件により差異はありますが、鉄骨造50年となっており、定期的なメンテナンスや維持管理を行い、場合によっては、長寿命化対策を施すなどして、可能な限り長期に使用していきたいと考えています。

(4) 人口減少、行政ニーズの変化に伴う組織改編への対応は十分考慮されているかという御質問ですが。

本町では、人口減少対策として、平成27年度に波佐見町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、各種施策に取り組んでいるものの、今後も人口減少は進むものと想定されます。

また、職員数に関しては、行財政改革や少子高齢化、新たな行政需要の増加、地方分権による権限や業務の移譲などにより業務量の増加が見込まれていることから、急激な削減はできないと思います。

こうした状況を鑑み、今後も様々な町民ニーズの変化や、行政組織の継続的な変化に対応可能な柔軟性の高い庁舎空間を実現できるように、オープンフロアを基本としたフレキシブルな新庁舎を計画しています。

なお、その他の質問には、教育委員会より答弁があります。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

2. 子供数が減少する状況における教育環境整備について。国の将来推計人口によれば、本町のゼロ歳から14歳までの年少人口は、2015年から20年間で約20%減少すると予想されている。加えて、宅地開発により、若年世帯が少ない地区と多い地区との格差も大きくなっている。(1) 小学校校区設定に当たり、考慮する事項にはどんなポイントがあるかとの御質問ですが。

小学校の校区設定につきましては、学校教育法施行規則に、小学校の学級数は12学級から18学級以下を標準とする。また、義務教育諸学校等の諸施設の国庫負担等に関する法律施行令に、通学距離が小学校においては、おおむね4キロ以内とされておりますので、学校を設

置する場合は、この二つの事項が考慮する事項になります。

一方で、その後の児童数の増減により学級数が標準と合致しなくなった場合であっても、学校教育法施行規則に、ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではないとの定めがあることから、本町においては、通学距離や地域の実態を考慮して、現在の校区としているところでございます。

(2) 年少人口の増減に地域格差が顕著になる中、学校規模適正化指針を作成する考えはあるかの御質問でございますが。

町内には3小学校があり、古い歴史とそれぞれの校区決定の経過があります。

議員御指摘の年少人口の地域格差につきましては、全体的な減少傾向の中、各小学校での児童数の差があるのは事実です。

国においては、平成25年1月に、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を策定、公表し、各自治体の取り組みを促しております。このことから、少子化が進展する自治体につきましては、学校規模適正化指針等を策定し、校区の見直しや学校の統廃合を進めているところがあります。

一方で本町の実態に目を転じますと、児童生徒の減少傾向はあるものの、他の自治体に比べ比較的緩やかに進んでおり、最も児童数が少ない東小学校においても、出生数を見る限り、おおむね現在の規模を維持するものと考えております。

また、学校は地域のシンボルであり、子供たちが住み慣れた場所で地域の皆様とともに成長する大きな意義がありますので、直ちに学校の統廃合については考えておらず、学校規模適正化指針についても策定の予定はありません。

今後、出生数の減少により複式学級が余儀なくされる事態が発生し、児童生徒の学校生活に大きな影響が生ずるおそれがある場合は、検討することになると思われませんが、その際には、まちづくりの大きな方針でありますし、全町的な論議と町民皆様の合意形成が必要だと考えております。

(3) ICT活用の進展、個別最適・協同的な学びの充実のため、あるべき学校像は、の御質問でございますが。

少子化に伴う学校を取り巻く環境の変化とともに、社会の複雑化、多様化に伴い、児童生徒が抱えている個々の状態も様々であり、それぞれの実態に応じたきめ細やかな対応が求められているのは言うまでもありません。また、GIGAスクール構想や教職員の働き方改革

など、教育現場は新しい課題に直面しており、大きな変革期にあります。

このような中、あるべき学校像のお尋ねですが、学校に申しあげていることは、学び合いの学習を進めてほしいと言っております。児童生徒一人一人はそれぞれ個性があり、資質があり、大きな可能性があります。このような可能性を伸ばすためにも、互いに自分の考えを述べ合うとともに、他者の考えを理解できるよう、グループ学習を進め、互いを磨き合う学習を深めてほしいと願っています。

このため、ICTの利活用も必要であると思われまじし、今後、様々な学習支援ツールが開発される中、個別最適化された学習内容を提供することも、当然検討していかなければならないと思っております。

また、地域社会との連携を進め、学校と地域との協働実践ができるよう、地域とともにある学校づくりを進めていきたいと考えております。これは、地域全体で子供を見守り、育むことで、郷土愛が生まれ、地域、ひいては波佐見町の活性化に資する人材が多く育つことを期待しているためです。

(4) 来年度から実施される教科担任制導入は、学校規模の違いで教育格差が生じないかの御質問でございますが。

小学校における教科担任制については、現時点で、長崎県教育委員会から導入に係る具体的な説明はあっておりません。

文部科学省の指針等によると、小学校高学年の理科、算数、外国語に導入できるものとなっておりますが、具体的な配置基準等は明らかになっていないものと理解をしております。

教科担任制は、学級担任制に比べ、より専門的な知識を有する教員による授業で、児童の理解が深まることが期待できるとともに、学級担任との業務分担、明確化が期待をされております。

一方で、現在についても、少人数指導、児童生徒支援の内容で、教職員の定数に加えての配置、いわゆる加配制度や専科制度がありますので、これらの制度との関係を注視をしております。また、加配については学校規模が加味されているのが現状でありますので、教科担任制の導入については、学校規模により格差がないよう県教育委員会にも要望したいと思っております。

今後については、教科担任制導入に備え、町内校長会等で課題の洗い出しを行いたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

まず、役場新庁舎の設計についてなんですけども、私も昨年の9月の一般質問でも行ったんですけど、以前、今見ていただいているのが基本設計時点で示された図面の案なんですけど、ちょっと出っ張っている形なんですよね。M字型になっているんですけど。真平たにしたときと違いがあるんですかという質問をさせていただきました。

というのが、やっぱり一番この絵で見ていただいて皆さんお分かりいただくと思うのが、窓がかなり多いんですね。同僚議員でも一般質問で質問されたんですけど、掃除の手間とか、あとは空調の効き具合とか、メンテナンス性とか、あと建設自体の単価とかを踏まえて、本当にこの出っ張りが要るんですかという御指摘をさせていただいたんですけども、やはりその辺が十分いろいろ考慮された結果、今、新しい図面の設計ではもうその部分がなくなって、平たい形で設計を、一応計画案を進められています。

この辺り、答弁では、職員さんとの検討の中で見直しがあったということだったんですけども、一応、この大まかに図面が変わった要因というのをちょっともう一度教えていただけないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

お答えいたします。

基本設計において、大きく設計図面が変わった理由といたしまして、基本設計を行って行く中で様々な意見が出てきました。議会のほうからも城後議員に質問していただいたような感じでいろいろ出てきた中で、管理職で構成する建設推進委員会、職員で構成される新庁舎建設検討委員会ですね。とにかく執務スペースを広く取ってくださいということで、要望が出てきました。そこで、議論を重ねた結果、延べ床面積を増やさないで建設費の増大を防ぐためには、吹き抜けや外構の緑地などの削減に努めてまいりました。その結果に、基本的な部分の、基本設計の部分で踏襲しながら、吹き抜けをなくし、執務スペースの拡充を行ってまいりました。それで設計図面の変更を行ったというのが経緯ではございます。

それで現在は、より詳細な設計、実施設計を行っている状態で、この基本設計概要版に対しては、町民の皆様のご意見公募を行い、意見を伺い、よりよい庁舎づくりに反映させてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

今、室長から意見公募の考え方が示されたんですけども、今後、パブリックコメントとかいろいろな形で意見聴取をされると思うんですけど、一応大まかなその概要版ということで設計図面が作られているんですけど。例えば、今後町民の方から意見が得られたときに、どこまで見直す、基本的な枠組みは、多分つくりとかを見直すのは考えられていないと思うんですけど、どういった形で、仮に御意見があったときの反映の仕方というのはどういうふうにご考えられていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

意見公募の町民の皆様に対しての、今後の出てきた意見に対する反映に対してですが、今現在、実施設計を行っております、もう、ほぼ間取りとか、大体、職員とかいろいろな意見を聞いて決まっております、今現在、構造計算、柱の大きさとか、そこら辺の構造計算を行っている状態で、基本的には大規模な変更はいたしかねます。そういうところで、できる限り町民の皆様の意見をお聞きしまして、反映させていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

今、答弁等にもお示しされている建設基本計画の概要版を見させていただいているんですけども、この中に、やっぱりほかの議員さんでもちょっと気になられたというところだったんですけども、先ほど延べ床面積について、室長のほうから、ちょっと狭い部分をできるだけ広めてということであったんですけども、庁舎本体の概算事業費がこの中にも書かれていまして、庁舎本体の想定される概算事業費としては15億円で、以前と変わっていないんですね。延べ床面積としては増えているんですけども、その辺りはどういう形で、この今、概算金額を出されているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

建設工事費につきましてですが、これにつきましては、基本構想の中で、総務省、国交省、

そうですね、その基準を基に3,000平米というのが適当だろうということで、基本構想、基本計画の中で3,000平米で計画しております。そこで、今回、やはり職員の、管理職職員の意見を聞いたところ、どうしても3,000平米で収まらなくて、3,300平米になりました。

そこで、予算についての整合性というか、そこら辺がないんじゃないかということと言われるかもしれませんが、一応、決めた段階での平米50万というのに対しては、他近隣市町村のデータがありますので、そこで50万に決めさせていただきました。そこで、今度3,300平米になって、整合性じゃないではないかという話になると思うんですが、そこは、近隣市町村が、先行してやっている市町村が、町がありますので、その単価を勘案しまして、45万で、設計業者にも、設計業者もちょっと一緒になりますので、やってくれということで、ここはそこで抑えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

私、この庁舎と教育の問題を含めてちょっと考えるに当たって、今の現実だけ知っておっても面白くないなと思って、波佐見町史をちょっと読んでみたんですよ。この中に、今の庁舎を建設される過程とか、校区の話もいろんな形で載せられていたんですけど、今の現庁舎ですね、造られるに当たっては、もともとは270坪で計画されていたみたいなんですけども、建設費が2,800万ということですね。当時、昭和37年とかなんで、金額はちょっと当てにならないと思いますけど。議会から、特別委員会から財政面があるので抑えたほうがいいという諮問があって、240坪で2,000万円で建設されたということなんですけども、結果、10年後に増築されて、2,500万円をかけて396坪になっているんですね。

やっぱりそういう形で、細かく、結局、その場では費用を抑えたとしても、また後でお金がかかってしまったら、結果としては町民の方に負担がかかる、そういうのは私は避けたいな、避けていただきたいなと思うんですね。

という部分で、今回、現在の庁舎を生かしながら、あとは議会棟とか、3階につけるとか、そういう考えをされていますけれども、その辺りの考え方をもう一度お聞かせいただけませんか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

今のここの議会棟ですね、耐用年数につきましては、町長答弁で申し上げたとおり、諸般ありますが、50年で考えております。あと、30年は使いたいということで考えております。使うためには、やはり防水工事、外壁工事など、メンテナンスを行いながら行っていきたいなど考えております。

それで、ここも建設、解体したらどうかという話もあったんですが、解体、建設した費用よりも維持管理の費用のほうが、した費用のほうが予算を削減できるような感じで、ライフサイクルコストですね、そういうものを踏まえまして、長寿命化を図りながら、この現庁舎を使っていきながら、新庁舎の3,300平米と、こちらの1,000平米を融合させながら、今からの庁舎を、庁舎というか、行政機能を考えていきたいなど考えて計画してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

私が前回、基本設計の時点で指摘した、私だけじゃなくて、ある程度建築に詳しい方の御意見も踏まえながら、ちょっと無駄が多いんじゃないかということで、前の設計図面を見せていただいて、今回、新たに作り直されて。本当にもうコンパクトに職員さんが使いやすい。あとは、例えば交流スペースとか、本当に町民の方が使いやすいのかという部分は適当なサイズに抑えられて、非常に全体的に無駄がない形でまとめられているなど、私の感覚です。

その中で、ただ1点だけ、ちょっと気になる点があって、今の現状の庁舎について、ちょっと町長、副町長にお伺いしたいんですけども、今、2階に入ってきた場所に、町長室、副町長室があって、扉を開放されています。その件で何か不具合というか、逆にいい点というのがあれば教えていただきたいんですけど。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

2階で階段上がってすぐのところ、いつもオープンで、おんなって言うて来ていただいて、そして、そういうふうな、いつもあれしております。やっぱり気安くお互いに話ができるというのは非常にいいじゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

一瀬町政が目指されております開かれた町政ということでは、今の現庁舎では、お越しになった皆様がすぐに訪れていただいて対応できるという機能性からいえば、非常に優れているのかなという利点はございますけれども、今後、多様化します諸問題、あるいはセキュティーと申しますかね、そういったものを考えますと、やはり今のほかの他市町村の庁舎、新しい庁舎を見てみますと、そこら辺をやはり考慮した配置というものになっているようでございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

さすが、もともと建設室にいらした副町長なんで、もう質問の意図が分かって答弁いただいたんですけども。今回新しい設計図面では、総務課の仕切りを越えて応接室があって、副町長室、町長室という形になっているんですね。一瀬町長がおっしゃられたような形で、すぐ町民の方がお越しいただける環境とはちょっと変わってくるんですけど、その辺の考え方だけですね。今、副町長はほかの自治体の考え方を踏まえたということでおっしゃったんですけど、そことちょっと大分変わってくるんですけど、その辺りは整合性は取れているというふうに思われますか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

確かに今のスタイルとは、多少と申しますか、かなり異なってくるかと思えます。今後、実施設計が進展する中において、果たして今計画しておりますセキュリティー重視が大事なのか。あるいは開かれた町政と申しますか、意見がすぐに吸収できるような配置がいいのか、議論が残るところではございますけれども、現段階ではこの設計で進めさせていきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

あと、図面を見ていて非常に気になるのが、書庫のスペースが1階、2階、3階ともに大分気になるんですね。というのが、やはり今後、DX、デジタルトランスフォーメーションとか、いろんな形で行政のデジタル化も進んでいくと思うんですよ。そのときにペーパーレスというのもいろんな形で考え方は出てくると思うんですけど、果たしてこれだけ書庫が要るような形で最初から造られるべきかどうかというところは、議論の余地があると思うんで

すけど、その辺りは考え方はいかがでしょう。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

書庫につきましては、やはり城後議員が言われたように、ペーパーレス化を進めていかないといけないと考えておりますが、すぐにはやっぱり職員というか、組織自体も変われませんで、そこでスペースの中に、本当でしたら、ユニバーサルレイアウトの中には書庫も入れられないような形が、正か負か分からないところはあるんですけど、自分たちの机の後ろに、何というんですかね、現年分の書類は置けるようなキャビネットを作ったりとかしております。そこで、やはり今後はペーパーレス化をちょっと町一丸となって行って行って、スペースを見いだしていくとか、そこら辺はちょっとやっていかないといけないのかなと考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

私も室長も考え方は同じということで安心しましたけれども。あと1点思うのが、もし仮にペーパーレスで倉庫が使える環境になるときに、せっかく防災拠点として今回新庁舎を造られるんで、ただ、備蓄倉庫は別に計画されているんですけど、最低、本当に、例えば非常に強い台風が来たときとか、外に出られないと思うんですよ。なので、最低限の備蓄はそういうところに入れられるような設計というのはぜひ考えていただきたいと思うんですけど、その辺りいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

備蓄庫につきましても、今、総務課と話し合いをしております、新庁舎の中には今のところちょっと考えていなかったのですが、こちらの議会棟のほうで一部分、ちょっと造ればなという感じで考えておりました。確かに言われるように、雨風がひどいときに、近くになればいけないものとか、あとはもう避難所のほうになればいけないものとか、あると思いますので、そこはちゃんと備蓄を各場所場所ですていかなければいけないかなというところは、こちらの新庁舎の建設のほうでも考えて、あと、総務課のほうともちょっと意見を交換しながら計画をしてまいりたいと思います。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

あと、最後、ちょっと庁舎について1点だけ伺いたいんですけど、今回、執務室の奥にランチとかミーティングをできるような形で、要するに今までやっぱり机でお弁当を食べられているというのが、仕事なのか、休憩なのかははっきりしないというところで、多分そういう形でされたと思うんですけど。今、毎日じゃないんですけど、庁舎に移動販売とかで来られて、横づけされて、職員さんが買われたり、あとは一般の方が買われたりという形がいらっしゃるんですけども、そういうのも、もし、止められるような形になれば、もっと開かれた庁舎になってくると思うんですけど、その辺りは何か、その駐車場に例えばそういう移動販売の車が来るということを想定した、止める位置とか、その辺は全然考えられてはいないですか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

今のところ全然考えていなかったんですけど、今後、貴重な御意見ですので、ちょっと考えてまいりたいと思います。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

それでは、ちょっと庁舎については以上にして、ちょっともう1点の学校校区について伺いたいんですけど。これですね、今、答弁で教育長のほうから、今のところはちょっと検討する段階にないというふうに言われたんですけど、ちょっとこれ、波佐見町の児童生徒数の推移を、教育委員会からいただいた数字をちょっと簡単にグラフにしてみたんですよ。昭和55年から、今、まだ学校に行かれていない令和8年度のお子さんまでの数値で簡単にグラフにしてみたんですけど、下がり具合を見ていただきたいと思うんですけど、明らかにやっぱり東小学校は減少の波が低いですよ。南小学校ももちろん変わっているんですけど、ただ、今、若干下げ止まりというか、斜めになっていると思うんですよ。

東小学校は、当然、校区、ちょっとばらばらになると思うんですけど、中尾、三股、永尾、小樽、野々川、湯無田が大まかに東小学校区だと思うんですけど、その中で、令和2年度で未就学児の数をあれすると、中尾はゼロ、これは令和2年の数値なんで、今はちょっと分からないんですけど、中尾がゼロとかですね。三股がゼロとか、中尾が6人、野々川が8人、非常に少ない数字ですね。

今、町としても移住を推進するために奨励金を出されていて、加算地区で東小学校区に来れば加算されるということで制度設計されていますけど、それで10万円とかもらったところで、じゃあ、移住しようかとはなかなかならないと思うんですよ。やっぱりそういうのを考えると、今、教育長が答弁されたとおり、東小学校、南小学校、中央小学校という形を維持していくのであれば、やっぱり子供が新しくその地区に入れていただくような校区を考えていかないと維持できないと思うんですね。今はこの数字で見えていくと、もう10年後には恐らく複式学級というのはもう現実的に東小学校は目に見えてくるのかなと思うんですよ。そういうのを考えると、全然先のことじゃないと思うんですけど、その辺りはどうお考えでしょう。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

今、御指摘の児童生徒数の推移等々につきまして、私たちのほうも調査をして、データ的なものは持っておるんですが、この校区のことにつきましては、本当に大変重大で繊細な問題ですので、時期を早めて研究検討したからいいとは言えない部分も確かにあるのではないかなと思っております。該当地区の町民、郷民の方々、そして町全体の方々の合意形成をやって、それを時間もかけて丁寧に丁寧にやっていかないと、大変大きな問題でございますので。確におっしゃったような数値的な要素につきましては、十分に私たちも理解をしておりますが、じゃあ、すぐにこの校区等々の見直しについて検討委員会を立ち上げましょうとか、そういう話題すら上げることも大変慎重にやっておかないと厳しいところもあるのではないかなと捉えておりますので、そういう現状でございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

教育長が言われるのは行く行く分かりまして、この波佐見町史を見ると、町村合併をされたときに、村と町が一緒になったときに、当時は南中学校ですかね、で統合するのに、学校の生徒をそっちに行かせないような何かストライキみたいなことをやって、ちょっと校区に統合するのを防いだというケースもある。要するに町民の方に非常にしこりを残す問題ですよ。

ただ、一方で、永尾分校の話でちょっと考えてみると、平成27年の3月に廃校されていますけど、この波佐見史は平成5年に発行されているんですけど、このタイミングからやっぱ

り上がっているんですよ。どうしようかという話が。

という形で、やっぱり早めに、するにしてもしないにしても、別に統廃合するとか、学校を変えとかしなくても、あるべき小学校の在り方はこういう形で、町民の方はいろいろ御意見をいただきたい。それから、今後小学生になられる保護者の方に御意見をいただきたい。または小学生自身、中学生自身に御意見をいただきたいという場合は早め早めにつくっていても全然おかしくないんじゃないかと思うんですけど、その辺りいかがでしょう。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

今話題に上がりました永尾分校の統廃合につきましても、かなり時間をかけて丁寧にやられた部分があるんだろうと思います。ただ、御指摘のとおり、その協議以前から、見通しを持った研究検討がなされているということにつきましては、私たちも、今後そういう組織といますか、あるいは組織までの道のりということもあるかもしれませんが、現段階ではそこまでしか答弁できないところでございます。

ただ、やっぱり校区の見直し等々につきましては、やはり学校規模の適正というのはあるんだろうと思うときに、学校名を挙げれば、東小さんのその小規模の部分をどのようなことにするほうがいいのかということも踏まえて、意見交換の場をまず設けるということで答弁をしたいと思います。

以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

私が今回その校区について問題提起をしようかなと思ったのが、東小学校に入られた1年生の保護者さんから御意見をいただいたんですよ。そのときに、東小学校、御存じのとおり、もともと東中学校の敷地からスタートした場所なので、校舎のスペース、要するに全体の敷地が非常に広い。運動場も広いですし。あと、校舎は新しく建てたものなんですけれども、当時は増えていた。東小学校、昭和55年が517名いたんですよ。当時、中央小学校は607名なので、ほぼニアリーイコール、非常に大きかったわけですよ。今は123、令和2年で139名ですよ。本当、一番最盛期から比べれば4分の1ぐらいになっているわけですよ。

といったときに、やっぱりクラスがいっぱい余っているというのがどうなのかなというのが保護者の方が言われたんですよ。やっぱりもう少し活用する仕組みというのをつくらな

いと、学校にそのスペースを維持していくのももったいないですし、または、いろんな形でコストがかかってくると思うんで、その辺も踏まえて。例えば、もちろん存続前提と思うんですよ。東小学校も南小学校も中央小学校もですね。であれば、逆にその特色ある小学校を東小学校にするとか、南小学校にするとか、そういう方向性も今後考えていかないといけないと思うんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。東小学校の現校長とも話をするのですが、東小学校の特色である地域とともに歩む学校というところをさらに強調をし、キャリア教育、ふるさと教育を推進する学校にしたいということで、今、空き教室になっているところを地域に開放して、地域交流の場という教室をつくりたいということで、今、話を持ってきております。そのような活用の仕方は積極的に南小学校さんでも中央小学校さんでもやっていきたいと思ひますし、現段階でも、例えば生活科ルームとか、少人数教室だとか、空き教室の有効活用につきましては、現段階でも各学校は知恵を出し合って有効活用はしているのではないかとことを思ひておりますが、今おっしゃったように3校の特色ある学校づくりというのは今後大きな課題であるかなということを考えております。ただ、東小学校さんの今1年生の保護者の御紹介がありましたけれど、逆に東小学校さんのアットホームな、小さな学校でよかったという意見も多数あるのも事実でございます。

以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

今、教育長から東小学校のよさの話が出たので、ぜひ提案というか考えていただきたいんですけども、文科省の方針で、学校というか、その家庭にいろんな形で事情があれば、校区外の通学を認める、認めないといけないという形の指針が出ています。本町でも、いろんな形で、本来はこの学校に行くんだけど、いろんな事情で別の学校に行きたいということで要望を出されて転校されたケースもあるというふうに伺っていますけれども。

そういう形で、今までもあったというふうに伺っていますけど、アットホームさゆえに、なかなか先生と折り合いが合わずに、もう、ちょっとその学校にいられなくなったというケースもあるというふうに伺っていますし、今度は、一方で、中央小学校では人が多いので、

何かそういう人間関係で問題を抱えたという形でちょっと出たいという方もいらっしゃるかもしれないので、もう少しその柔軟に、もし何か問題があったときには校区を移ってほかの学校に行けるという考え方を、ぜひ保護者にも子供たちにも、別にいつもそういう問題提起をする、情報提供をするわけじゃないと思うんですけど、何かこういろんな形で問題が起きたときにはそういう考え方も全然ありなんですよということは何となく示していただきたいなと思うんですけど、いかがでしょう。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

指定校変更につきましては、今、幾つかのもちろん条件をつけております。これをフリーにしてみますと、全くどちらか、家庭的なものだけの部分の理由になっていくところがあるものですから、ある程度の条件、それを私たちのほうにも提供いただいて、教育委員会で協議をして、その条件であれば承諾をしましょうということで、指定校変更についても現段階でも行っております。

ですから、全くフリーにするということは基本的にできないだろうと思っておりますし、選択制という捉え方もやや否の部分がありまして、果たして選択制が本町になじむのかという部分もあると思いますので、他市町を選択制の部分についての光の部分と影の部分も私たちも把握をしておりますので、選択制の導入については今のところ考えておりませんし、指定校変更については、今、議員お説のとおり、その状況状況で対応ができる分はやっていきたいなということで行っているところでございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

先ほどちょっと触れたんですけど、学校で、例えばその学校に近いからこの場所に移住しようという方はかなり多いと思う。特に宿郷とか中央小学校の近くに宅地が開発されているのも、小学校も近い、中学校も近いというのは売り文句にされていますよね、不動産業者さんなんか。そういう部分で、やっぱり東小学校、南小学校というのも魅力がある場所というのも絶対出てくると思うんです。もちろん宅地開発の余地がどれだけあるかというのはちょっと別問題なんですけど。

そういう形で、ぜひ、もちろんその学校だけに依存して、何かそのために学校教育を変えてしまったら元も子もないんですけど、やはりただ、都市部から移住したいというふう

えられているときに、やっぱり学校がアットホームであるから移住したいという方も絶対いらっしゃると思うんですよ。そういう魅力を、ぜひ移住とかやられている企画の部局と御相談いただいて、こういう環境だから波佐見町に来ませんか。こういう環境で移住されているケースもありますよというのは、ぜひ連携を取ってですね。それが学校のためにもなると思いますので、その辺はぜひ検討いただいて、なるべくソフトに、学校に応じて児童数が増えるような形を、ソフトな仕組みをつくっていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。特色ある学校をつくって、そのことが町民増加の一つの魅力といえますか、そういうふうな学校づくりというのは大事にしていきたいと思います。

先ほどの答弁の中で少し足りなかった部分で、指定校変更を考えたときに、地域に住んでほしいという思いがあります。その地域に住んで、地域の方々に見守っていただきながら育てていっていただきたいという子供に対する思いがあります。指定校変更をして、本来ならば東小学校区に住む地区に住んでいながら、南小学校に行きたいという部分、そういう形になっていくと思うんですが、もちろん状況によって柔軟に対応していきたいという思いはありますが、東小学校区のその地区に住むことは、その地区の様々な方々からの見守りや支援等々をいただきながら育てていくという地域協力の最たる例になるんだろうと思っておりますので、地域における子供の存在というのはとても大きいところがありますので、そういう部分での指定校変更につきましても、条件の一つとしては、ぜひ地域に住んで、地域の方々に見守られながらその学校に通われたらどうですかということの提案はさせていただいております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

今まで、ちょっと教育長が地域と関わりがということで、どっちかというプラスの面で言われたんですけど、ちょっと1点、負の面というものもあると思うんですよ。ある地区の保護者の方とお話ししたんですけど、お子さんがたくさんいらっしゃるケースで、地区自治会になかなか子供世代がない。そうすると地区のPTAの役員をずっとしないといけない。というのが、やっぱり少ない地区は少ない地区なりの課題というのをやっぱり抱えられてい

る保護者さんもいらっしゃると思うんですよ。一方で、宿郷とか折敷瀬郷とかは全然役員回ってこなくても卒業してしまうケースというのもあると思うので、そういうのはやっぱり格差になってくると思うので。なかなかそういうので当事者のPTAの会員さんから御意見を上げられるものじゃないと思いますので、ぜひ教育委員会としても、そういう地区の問題とか、なるべく、今、教育長がおっしゃったように、今の校区、今の学校がスムーズにやっっていけるように問題解決を事前に図っていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。地区PTA、これはPTA全体の課題ではありますけれど、入会そのものも、今、選択制もありますし、役員等々につきましてはなかなか成り手がないというのは、もう各学校の現状でございますし、先日、町Pの中でもそのことが話題になりました。

ただ、私たちが思うことは、そのPTA活動につきましては、子供が学校に通っている期間のみできるものであるということと、同じ保護者同士が手を取り合って、子供の教育、あるいは学校の教育支援に関わっていける貴重な機会ではないかということのメリットの部分も訴えていきながらやっていくということも大事だと思っています。

同時に、例だって言えば、東小学校さんのプールの、夏休みのプールの開放が、PTAのほうから要請があって施設利用としてやっておるんですが、監視員の問題で、やっぱり今おっしゃったようなことは多々あっておりますので、そこにつきましては、その該当PTAが協議をし、意見交換をしながら、こういう方法だったらやっっていけますというような、こちら側から主導してこうなさいではなくて、自分たち側からこういう意見が、こういうことだったらできますよということの新しい知恵を今回提案いただいておりますので、大変ありがたかったなということで、そういう対応をしていきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

あと、質問の一番最後にも触れたんですけど、教科担任制とか、あとはICTを使った新しい教育の在り方とか、先生たち、教職員さんにもかなり負担がかかっていると思うんですね。やっぱり小さい学校だと、どうしてもその人数自体が限られてくるんで、やっぱりはたから、普通に素人目線でも考えても、少ない環境で回していくのは、多いところよりも大変じ

やないかなと思うんですけど。

その辺り、十分考慮していただいて、もちろん県のほうとか国のほうでも、小規模校にはいろんな形で支援はあると思うんですけど、やっぱりその中央小学校と東小学校、南小学校というのは波佐見町の中でもやっぱり大きく格差が出やすい環境と思うので、その辺はぜひ教育委員会としても、そういう先生の負荷がないような形で支援をしていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

お説のとおりだと思っております。人的パワーにつきましては、どうしても学校規模に比例するというのがほとんどだと思っておりますので、県の与えられている人材ではなくて、町独自の予算の中で充当できるような形で、今現在、例えば支援員の数だとか、そういうことも含めまして、あるいは県のほうにも強く、現時的には加配はいただけないんだけど、小規模校だとしても同じような課題や同じような方向性があるんだということで、強く求めることによって、今年度、加配を1名いただくこともありましたので、そういうふうに関心強く県のほうにはお願いをし、今おっしゃったような格差がないようなものを今後も取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

あと、その小規模校の地域との溶け込み方なんですけど、それこそ福田次長が非常に丹精込めて作られた芝生のおかげで、南小学校は目に見えて違うわけですよ。地域住民の方にとって、緑色があるという形でも。やっぱり教育長が言われたとおり、学校を、東小学校を開放する動きがあるということであれば、目に見えて地域の方が入りやすい環境整備にやっぱり町としてもぜひ支援をしていただきたいなと思うんですけども、その辺り、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

芝生のことにつきましては、この前も答弁をいたしましたけれど、現在のところは、中央、東についての拡大については考えてはおりません。先ほどの地域、特色、特に東小学校さんはもう実際に地域住民の方々に、こういうふうな学校に支えていただく、あるいは学校に寄

っていただく方々を募集しますというようなチラシ等を作成して現に動き出しているところもありますので、そういうふうな学校ごとの特色づくりに私たちもサポートしていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

最後に、ちょっともう最初から触れたんで、波佐見町史なんですけど、これは一番最後に書いてあるんですけど、波佐見100選ガイドブックに合わせてこの波佐見町史を新しく企画されたみたいなんです。平成5年にですね。ですので、波佐見ガイドブックを作られる計画がありますので、ぜひ波佐見町史も検討していただきたい。

というのが、私、これ、図書館の貸出禁止コーナーで見つけたので、やっぱり広く町民の方に今までの歴史、経過を知っていただいて、将来を考えていただく材料にしていきたい。ましてや、子供たちとかに見ていただくような副読本とかがあったり、いろんな形で活用していただければ、私のような移住者でも、こういう波佐見町の先人の歴史があって今があるんだというのを知っていただく機会にもなると思いますので、ぜひ検討いただきたいと思うんですけど。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。平成5年という、かなり時間がかかっておりますので、検討に入りたいと思いますし、昨年度、小学生が使う社会科の副読本も久しぶりに新しいものを作り上げましたし、歴史文化交流館というとてもすばらしい施設ができましたので、ここを使った歴史学習、地域学習等々を積極的に活用していきたいなと思っております。

○6番（城後 光君）

以上です。

○議長（百武辰美君）

以上で、6番 城後光議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後5時 散会

第2日目（6月9日）（水曜日）

議事日程

第 1 一般質問

第2日目（6月9日）（水曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 筒晴香

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	前川芳徳
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課長	中村和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課長	堀池浩
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
給食センター所長	井関昌男	農業委員会会長	川島博昭
総務課長 総務班係長	太田誠也	企画財政課 財政管財班係長	鶴田秀幸

午前10時 開議

○議長（百武辰美君）

御起立をお願いいたします。皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和3年第2回波佐見町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（百武辰美君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

これから昨日に引き続き、一般質問を行います。順次発言を許します。

12番 今井泰照議員。

○12番（今井泰照君）

皆さん、おはようございます。

福岡管区気象台は、5月15日、長崎県を含む九州北部が梅雨入りしたとみられると発表しました。平年より二十日早く、1951年の統計以来、2番目に早い梅雨入りとなりましたが、ここ数日は梅雨の中休みで晴天が続いています。本日も気温が30度を超える真夏日が予想されています。梅雨明けはいつになるか分かりませんが、豪雨による災害がないよう祈念し、通告しておりました3項目について質問いたします。

1. 防災行政について。

(1) 全国的に地域の防災を支える消防団員の減少傾向に歯止めがかかりません。そのような中、総務省消防庁は4月に消火活動や災害救助に従事した消防団員に支払う手当を出動報酬と位置づけ、1日当たり8,000円を標準額とするよう、全国の自治体に通知しました。また、一般団員の年額報酬の標準額は3万6,500円とし、報酬はいずれも団員個人に自治体が直接支給するよう求めました。減少傾向にある中、団員確保に向けた待遇改善の一環で、国からの交付税に算入されますが、本町では今後の方針をどう考えるのかお尋ねします。

(2) 防災無線については、自治会加入世帯に対してはおおむね配布され、運用されています。先般の総務文教委員会の折、未加入世帯には配布されていないところもあったとのことでした。予算では町内全ての世帯に配布することとなっています。未加入世帯でも必要とするところは配布できるよう、施策を図るべきではないでしょうか。

2. 新型コロナ対策についてです。

(1) 本町において、コロナワクチン接種は町内医療機関や自治会の御協力、また職員の皆さんの御協力により、県下でもいち早く進められております。実施予定としては7月8日まで挙がっていますが、町内対象者の接種が終了するのはいつ頃を予定しているのかお尋ねします。また、今後のスケジュールはどうなっていますか。

(2) 河野行政担当大臣は、ワクチン接種に関し、「早く進む市町村からペースを維持するためにモデルナで打ちたいという要望がある」と述べられ、市区町村が今後新たに会場を設置運営すれば、モデルナ製ワクチンを供給する意向を示されました。モデルナ製ワクチン接種についてどう考えますか。

(3) 町内医療機関における個別接種についてはどう考えているのかお尋ねします。

3. 教育行政についてですが、一つ、本町奨学金条例は昭和31年から施行され、平成28年に美術系大学での就学を希望する者に対し、ものづくり奨学金条例が施行されました。以前からある奨学金については、利用する人がほとんどいないとのこととあります。佐々町や小値賀町においては、入学準備金として30万円を、佐々町は給付、小値賀町は貸与する制度があります。本町でも考えられないでしょうか。

以前にも質問しましたが、町内定住者による債務の減免は考えられないでしょうか。

また、コロナ禍の修学に当たり、経済面での厳しい学生への支援はできないのかお尋ねします。

(2) 本年度より児童生徒にタブレットが配布されますが、当初予算に計上されています。Wi-Fiがない世帯への環境整備はどうなっているのかお尋ねします。

(3) 昨年度当初予算に計上されていた各学校への防犯カメラの設置は、今回、繰越明許費として計上されています。児童生徒の安全対策として、早急に設置すべきではないでしょうか。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

12番 今井議員の御質問にお答えいたします。

1. 防災行政について。

(1) 全国的に地域の防災を支える消防団員の減少傾向に歯止めをかけるため、総務省消

防庁は消火活動や災害救助に従事した消防団員に支払う手当を出動報酬と位置づけ、1日当たり8,000円を標準額とするよう全国の自治体に通知した。また、一般団員の年額報酬の標準額は3万6,500円とし、報酬はいずれも団員個人に自治体が直接、支給するよう求めた。減少傾向にある団員確保に向けた待遇改善の一環で、国からの交付税に算入されるが、本町では今後の方針はどう考えるかという御質問ですが、全国的に消防団員が減少している中であって、災害は毎年多発、激甚化し、全国での火災出動回数は2割減っていますが、風水害に対する出動回数が2.5倍に増加しています。このため国では消防団員の確保が急務と捉え、昨年度から有識者会議を設けて協議を進め、今回、消防庁により出動手当と報酬の改善を図るよう方針が示されました。

本町の消防団の状況は、条例定数330名に対し今年度304人となっており、26人不足している状況です。今回、国のほうから示された指針については、出動手当を報酬と位置づけ、その金額は1日7時間45分を基本として、日額7,000円から8,000円としています。また、報酬についても、一般団員で年額3万6,500円を標準額とし、上位階級については、その職責によって均衡ある額とするよう求められています。併せて出動報酬、年額報酬とも直接、個人に支給すべきであるとも付け加えられています。これを受けての本町での方針はどのお尋ねですが、出動手当については、今年度2,500円を2,700円に改定したところです。火災出動について、おおむね2時間から3時間の出動時間とされますので、国が示す出動標準額を時間当たり1,000円と考えますと、国から示された標準額に近いものと思います。しかし、風水害の警備出動に関しては、半日または1日になる可能性もありますし、大規模火災発生の可能性も考えられますので、これらの出動報酬については、半日出動、1日出動などの時間区分を検討しなければとも思っています。併せて、報酬についても、現在の報酬額より高めの額が示されていますので、今後、郡内での協議も経て、出動報酬と年間報酬の額や支払方法を決定していきたいと考えております。

(2) 防災無線について、自治会加入世帯に対してはおおむね配布され、運用されている。先般の総務文教委員会の折、未加入世帯には配布がなされていないところもあるとのことだった。予算では町内全ての世帯に配布することになっている。未加入世帯でも必要とするところには配布できるよう施策を図るべきではないかという御質問ですが、防災行政無線については、自治会と協議を重ね、それまでの有線放送方式からより災害に強い無線による個別受信機とを転換するとの結論に至りました。個別受信機を設置し、他自治体の例によれば、

約9割の世帯が個別受信機を設置しているという実績を参考に、町内全世帯の9割に当たる4,700台を令和元年度で予算化し、令和2年度に対象世帯に設置しました。現在でもその後、設置を希望する方や新たに転入し設置を希望する方に対して、引き続き設置をしています。自治会未加入世帯への設置については、ホームページや広報誌を通じて周知を図っており、今年3月頃から本町への転入される方に対しては、戸籍班で配布しています冊子に個別受信機の案内を追加し、周知を図っているところでございます。

2. 新型コロナ対策についてです。

(1) 本町において、コロナワクチン接種は、町内医療機関や自治会の協力により、県下でもいち早く進められています。実施予定としては7月8日まで挙がっているが、町内対象者の接種が終了するのはいつ頃を予定しているのか、また、今後のスケジュールはどうなっているのかという御質問ですが、7月8日までとしている予定は、65歳以上の高齢者の集団接種の日程です。高齢者の8割の4,000人が集団接種を受けることを想定したもので、おおむね順調に進んでいます。現在、接種対象者の年齢の16歳以上が12歳以上に変更されるなど、国の方針が定まらない中では予定も見通せませんが、7月以降、65歳未満の基礎疾患を有する方、60から64歳の方と重症化リスクの高い方から接種を始めます。町医師会との協議では、10月までは集団接種を基本としながらも、今後、個別接種も併用しながら進めることとしています。また、65歳未満の意向調査を実施しており、接種希望者数の把握が進めば、スケジュールも立てやすくなっていきます。ただし、国からいつ、どれぐらいワクチンが供給されるかが示されないと明確なスケジュールは立てられない状況であることを御理解願います。

(2) 河野行政改革担当大臣はワクチン接種に関し、「早く進む市区町村からペースを維持するためにモデルナで打ちたいという要望がある」と述べ、市区町村が今後新たに会場を設置運営をすれば、モデルナ製ワクチンを供給する意向を示した。モデルナ製ワクチン接種についてどのように考えるかという御質問ですが、国からの通達では、一つの接種会場では一種類のワクチンが基本とされており、総合文化会館で行う集団接種ではファイザー社製のワクチンを使用するため、モデルナ社製は取扱いができません。また、安全安心な接種には、医師、看護師、その他のスタッフの確保が必要ですので、町では新たな集団接種会場を設ける予定はありません。このことから、町内の医療機関では個別接種をお願いできないか検討いただいているところです。

(3) 町内医療機関における個別接種はどのように進めるのかという御質問ですが、現

在、町内医療機関に対して個別接種ができないか意向調査を行っています。接種後の待機場所、救急処置の設備、ワクチンが無駄にならないような予約の調整など、医療機関の体制整備も必要となりますので、このような体制の整った医療機関から接種をお願いしていく予定です。個別接種を行う町内医療機関が決まりましたら、接種券を送付する際に、ワクチンの種類、接種できる曜日、予約方法などを記した一覧表を同封したいと考えています。

なお、その他の質問につきましては、教育委員会より答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

3. 教育行政について。

(1) 本町の奨学金は昭和31年から施行され、平成28年には美術系大学での就学を希望する者に対し、ものづくり奨学金条例が施行された。以前からある奨学金については、利用する人がほとんどいないとのことである。佐々町や小値賀町においては、大学入学準備金として30万円を佐々町では給付、小値賀町では貸与する制度がある。本町でも考えられないか。以前質問したが、ものづくり奨学金のように町内定住による債務の一部減額は考えられないか、また、コロナ禍により修学に当たり経済面での厳しい学生への支援はできないかの御質問でございますが、奨学金制度は、意欲、能力があるにも関わらず、家庭等の経済的事情で就学困難な生徒に対し、奨学金を貸与し、有能な人材を育成することを目的に、本町をはじめ、様々な団体、機関が制度を設けております。本町については、御紹介がありましたように、以前からある一般の奨学金とものづくり奨学金があり、御指摘のとおり、一般の奨学金につきましては、現在、利用者は少ないのが実情であります。これは先ほど申し上げたとおり、奨学金制度は国、県、市町村、公的機関が設けており、加えて民間の教育ローンもあるため、有利な制度に流れている実態があり、本町の一般の奨学金は他の奨学金制度に比べ見劣りすることから、利用が少ないものと理解をしております。

そこで、今回の御提案を受けて、教育委員会事務局内部で検討し、本町の一般の奨学金制度の拡充は他の奨学金制度との重複があること、大学入学準備給付金は定住に直接つながらない可能性もあることから、波佐見町出身者で大学を卒業後、町内企業に就職または定住した者に対し、奨学金の返済にも充てられる給付金の創設を今後検討したいと考えております。制度設計につきましては、金額や他の奨学金の借入れ有無を条件にするかなど課題もありますので、今後、他自治体の事例も調査の上、検討を行いたいと思います。

次に、コロナ禍により、就学に当たり経済面で厳しい学生への支援はできないかとのお尋ねですが、多くの学生が親の仕送りに加え、奨学金の借入れやアルバイトを行い、学費や生活費の補填を行っているのが実態だと思われます。特にコロナ禍において、アルバイトに向いている業種について、休業等を強いられており、その結果、学生のアルバイトも激減しているものと思われます。このような学生の苦境については理解できるものであり、他の自治体で行われているような臨時的な給付金制度で直接学生に支給する方法もあるかと思いますが、家庭とのつながりを促す観点から、町内で使える既存の商品券を大学生を抱える世帯に給付し、町内で食料品等を購入いただき、学生への仕送りの充実を図り、支援することで今後検討したいと思ひます。

(2) 本年度より、児童生徒にタブレットが配布されるが、当初予算に計上されているWi-Fiがない世帯への環境の整備はどのようになっているのかの御質問でございますが、国のGIGAスクール構想に伴うタブレット使用については、先月、各学校のICT担当教諭の研修を行い、順次、授業での活用を始めています。今後、授業での活用を進め、2学期からタブレットを家庭に持ち帰り、授業の復習、予習に生かしたいと考えています。このタブレットの家庭学習においては、教材をタブレット本体に保存させて行う場合やインターネットに接続し、クラウド上の教材を利用する場合もあり、後者の場合、インターネット接続環境が必要になります。このため、インターネット未整備家庭への支援が必要になり、昨年度の調査では、約22%の家庭が未整備と判明しています。

そこで、具体的な支援ですが、就学援助世帯については、町が購入しているモバイルルーターを貸与し、通信費も町が負担をします。また、未整備の一般の家庭については、インターネット開設の初期費用相当として、上限1万円の助成を行うことで当初予算に計上をしております。現在、補助金要綱の作成を進めており、タブレットの持ち帰りが始まる2学期までには申請受付を開始したいと考えています。

(3) 昨年度の当初予算に計上されていた各学校への防犯カメラの設置は、繰越明許費として計上されている児童生徒の安全対策として、早急に設置するべきではないかとの御質問でございますが、防犯カメラ設置事業は昨年度の当初予算に計上したものの、新型コロナの対応や国のGIGAスクール構想に伴い、タブレットの導入、小中学校情報ネットワーク整備事業など、臨時かつ緊急の事業が発生したため、学校側との打合せが遅延をし、本年度に繰越しになったことを深くおわびを申し上げます。

本年度に繰越し後、学校との協議も整い、既に設計も完了し、入札手続が開始をされております。入札が整えば、学校の安全対策を強化するため、早期の完成を目指したいと考えております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

まず、防災行政について、消防団員の報酬についてでございますけれども、今、全国的に6割が団員に報酬を個人的にやっていないということでございます。私も23年11か月消防団員であり、ラッパ隊長あるいは分団長もさせていただきました。そういう中に、私が所属していた分団におきましては、出動手当の以前から半分を個人の通帳に振り込んで、辞めるときにその通帳も一緒にもらっていたわけなんですけれども、実際の話、年間に1万円ぐらいたまりよったと思います。そういう中でございましたけれども、本町のそれぞれの分団は、個人にそういう配付っていうことをしているところもあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

ただ今の質問でございますけれども、全分団の把握はできておりませんが、他分団もしているところがあるというのは伺っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

今後、来年の3月までに、総務省の消防庁のほうでは、今後どのような方向に持っていくのか返答をせよというようなことで来ているかと思っておりますけれども、そのようなことが来ているかちょっとお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

返答というか、検討状況を報告ということでございますけれども、そちらにつきましてはまだはっきりとしたことは来ておりませんが、来年の4月からそういった、できるように努力をなささいという通知は参っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

今回、そういうことができるまでは、私も交付税措置で団員の報酬、出動手当等がされて

いるというようなことは全然知らなかったんですけども、以前からそういったことがあったのにも関わらず、やっぱりこう見たとき、団員報酬安いなって思うわけですね。そして、先ほど町長の答弁の中で、時給からすれば今の出勤手当は妥当ではないかなって、2時間、3時間出るというようなことですね。長崎市の場合は、私が調べたところによりますと、4時間以内あるいは儀式や訓練、そこには5,700円、そして4時間を超えるときは1万1,400円の出勤手当が出るというようなことでありました。本町も今後、先ほど町長がおっしゃいましたとおり、半日あるいは半日を超える、実際、以前平成2年に私も消防で出たとき、一晚とか以上に、平成2年の豪雨災害のときは出勤しました。そのときもそのときの当時の出勤手当ぐらいなものやったけん、やっぱり1日も、日にちをまたいで2日とかそういうあれで、自分の家のことは、団員というと、そういったときはほたってでも行かんばわけですね。そういうことにおきましては、もう少し本当に団員に優遇をしていいのではないかと考えております。

また、個人にやはりそういう報酬あたりをやってほしいなと思うわけですよ。実際の話、本当に出勤している方は出勤する、なかなか出れない方は出れないってそういう個人差がかなりあるわけですね。そういうところも、やはり今、ここだけでは話もできませんけども、消防委員会あるいは分団長会、そういったところで十分な検討が必要かと思っておりますけども、その辺ぜひやってほしいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今、御指摘がありましたけれども、まずもって、国のほうからそういった交付税措置がされているということでございますけれども、本町の場合は、報酬額につきましては、全体で700万ほど予算化をいたしておりますけれども、国から示された交付税の関係で計算しますと、350万ほど、半分ぐらいが国のほうから措置をされているというふうにみれるかなというふうに思っております。

それと、個人への支給ということでございますけれども、全国的にこの前会議で私も初めて分かったんですけれども、出勤手当につきましては、44%の団体が個人支給をしていると。それと、報酬につきましては53%の団体が直接支給をしているという数字があって、ほぼ半分のところは全国的にそういった個人支給をされているということでございますので、こちらにつきましても、そういった国からの方針も示されたこともございますし、前向きに個人

支給について検討をしていかなければいけないと思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

ぜひ、個人支給の方向で。そういう中においてもやはり分団の親睦あたりとか、そういう中ではやはり分団にも幾らかそういうお金も必要かなと思うわけですね。その辺のなかなかあんばいもあるわけですね。その辺はその分団長あるいはまたそういうことになれば、自治会との話とかも大事になるかと思えますけれども、先ほども言ったとおり、本当に出席するには個人差があるんで、その辺を十分に考えれば、また団員増加にもつながる可能性も十分あると思えますので、お願いしたいと思えます。

次に、防災無線についてですけれども、先ほどの答弁の中で、ホームページ、広報誌で通知をしているというようなことをございますけれども、アパート暮らしとかそういう方たちにはなかなかいってない、自治会に未加入のですね、そういう話さえ伝わっていないのが現状でございます。特に、広報誌はまずいかない、あるいはホームページもなかなか見ないっていうような方もいらっしゃるかもしれませんが、そういったところにはどうにかこの防災無線の貸与ができるっていうようなことを通知できないものかどうかお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

以前からそういった自治会未加入者に対してのそういう行政情報をという指摘をいただいておりますけれども、基本的にはアパートに入っている方がそういった方が多いのかなということで、アパートのオーナーさんとの会議を持ったりとか、そういうのをしている経緯がございます。その中では、アパートのオーナーさんの理解をいただきまして、オーナーさんのほうにそういった広報誌を配ってもらうというところもできるというところもあるようでございますので、今後ともそこらあたりを研究しながら、どういった形でそういった未加入世帯への行政情報を伝えていくかというのはまた検討を進めていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

未加入世帯にでも例えば選挙権とか、あるいはいろんな税金とか請求とかいろんなものがありますね。そうしたら、行政側で分かるじゃないかなと私は思うんですけど、その辺いか

がですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

この方が自治会に入っている、入っていないという詳細な把握が役場としてはできていない状況でございます。ですので、同じ地区のそういう税金の通知とか何とかは入ってらっしゃる方、入ってらっしゃらない方も全部いくんですけれども、その中でこの方が入ってらっしゃらないというのができてない状況ですので、それがもしできれば、そういった方々を抽出して、そういった通知も差し上げられるのかなというふうに思いますけども、そこら辺りをどう改善していくかが今後の課題かなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

そこは御足労かもしれんばってん、自治会あたりがやはり入っていないところとか把握はできてられるのかなって思うんで、その辺も自治会長会あたりでお願いしてもらえば可能じゃないかなって私は思うんですけど、いかがですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

自治会の名簿と照らし合わせて1軒1軒していけば可能にはなるとは思いますけども、どういった形でそういった効率的にそういうのが把握できるか研究させていただければと思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

その辺はどんどん進めてもらいたいと思います。

続きまして、コロナワクチン接種についてでございますけども、先ほどの町長の答弁の中で、本当に本町は順調に進んでいまして、医療関係者や職員さん、そして自治会の皆さんに心より感謝する次第でございます。

そういう中におきまして、現時点で、今日の新聞に載っていたんですけども、河野大臣は、モデルナを打てというような話もありましたけども、そういう中において、なかなか進むところと進まるところを県が一律でワクチンを配付するというようなことですが、そういうことをしないで、どんどん県のほうにこっちから言えば、どんどん出しなさいというよう

なことをおっしゃっております。そういう意味においては、本町もどんどん進めてもらって、できれば私は本当にモデルナを打つところを作ってほしいなと思うんですけど、やはりその辺は医療機関とか何とかの話も先ほどの町長の答弁の中でありましたけども、もう一度その辺の話は医療機関ともモデルナ社製ワクチンについてはお話をされたのかどうかお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

モデルナ社製を進めるようにっていう御意見ですけれども、今、国から入っている情報では、ファイザー社製を1億何千回分とかで、モデルナ社製は5,000万回分確保しているということであって、全体的にみれば、ファイザー社製のほうの確保が進んでいるという状況です。ただし、ワクチンがいつ時点でくるのか、どういう契約になっているのかは、こちらに示されていないので分からない部分があって、恐らく今はモデルナ社製の確保が少しできていることがあって、大規模接種だったり職域接種ということを国が進めているかと思っております。

先ほど答弁でも説明しましたけれども、1会場1ワクチンということが基本ですので、今、総合文化会館ですべてあります会場と別に新たに設けるとするのは、スタッフあるいは医療機関の調整がつかみませんので、そこは難しいと思っております。ただし、町内の医療機関でモデルナ社製で個別接種をしてもいいですよという今検討をさせていただいているところもございますので、まだ日程は申し上げられませんが、町内でもモデルナ社製のワクチンが打てるような形になるかと思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

先ほど答弁の中にも、医療機関でモデルナ社製をとというようなこともありましたけども、ぜひそういう方向性で早く進めてもらいたいと思います。今後、今のところ65歳までの接種は7月8日までで大体予定されているということでございますけれども、今、先般ちょっと聞いた話が、お産介抱に東京に行かれた方が、出張もですけど、どうしても出張とか何とかで所用で行かれなければならないというときがあるということで、そういうときには出張から帰ったら2週間は出産介抱に行かれた方はホテル暮らしをして戻ってくるとか、出張に行かれる方は自分の家で2週間テレワークでされるとか、本当にそういう困っている方もいら

っしゃるわけですね。そういう方には私は優先的に接種をしてほしいなって、そういうところは医療機関が適切なのかなと思いますけども、そういう現状があるということを知ってもらって、そういう医療機関のほうにも、早期にできるところ、全部ができるというわけではないかと思いますが、そういう特定されるかどうか分かりませんが、そういう医療機関があってもいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

そういう御事情で早く打ちたいという御要望もあるかとは思っておりますが、ただしワクチンが十分な量が来ているわけではありませんので、町が定める接種順に応じての接種になるかと思えます。医療機関が対応できないかというところですが、医療機関にもワクチンの取扱いが、例えばモデルナ社製だと1瓶で10人分を取らないといけないということで、1瓶を打つとなると10人の予約を確保しなければいけないとか、ファイザー社製は1瓶で6人分とか、そういう予約の調整とかもかなり御負担になる。最初はよくても、2回目はまた3週間後、4週間後だったりして、決まった間隔をおいて打たなければいけないというところで、2回目をキャンセルしますとか、そうすると医療機関もまたそのキャンセルの対応の人を探さないといけないとか、規模が小さければその辺のキャンセルの調整が難しくなりますが、今、行っている集団接種だとその辺の人数の調整がつきやすくて、国もスピードアップを図るために集団接種を今推奨しているところだと思っております。ただし、個人的にやっぱりそういう会場に行くのが御負担になる方もいらっしゃるって、個人接種を今希望調査しておりますが、希望されている方もある程度はいらっしゃるというのは理解しておりますので、個別接種もできるような形で進めていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

現在、集団接種の中で余ることがたまにあるとか聞くわけなんですけど、そういうときは役場の職員さんが打ったりするとかいう話もありますけど、実際の話、私の周りも、先般、同僚議員もおっしゃいましたが、職員さんたちがどんどん打ってもらうのは私は結構かと思えます。そういう意味では、行政が停滞しないように職員さんが打ったりするのは全然いいかと思えます。そういう中に、どうしてもそういう事情で早期に打たなければならない方もいらっしゃるんで、せっかくコロナワクチン接種の専用ダイヤルあたりがありますね、

本町にも。そういうところで御相談を受けて、そういうところも集団接種の中で受けられる形とか作れないかなと思うんですけど、その辺いかがですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

どこまでを優先とするのかという基準が明確なものがなくて、今も国からは基礎疾患がある方は優先しなさいっていう指針はありますが、それ以外のところは地域の実情に応じてというところで、地方任せになっている部分はございます。東京に出張に行くからという理由だけで認めるというか、そこをしてしまうと、じゃあ大阪はいいのか、どこはいいのかということで範囲が広範囲になってしまうと。こちらがつくっている接種計画、どういう順番でどのくらいの数をこなしていくかというところを今考えている中では、ある程度社会的に必要な職種、エッセンシャルワーカーと言われますけれども、その事業所が休んでしまうと、その周りの方も大変になる、学校の先生であったり、保育園のところだったりとか、そういうところをまず優先的にとは今考えておりますが、それ以外のところというのはなかなか難しいところがあって、できるだけ私たちは住民接種をスピードアップをさせようと今考えております。今は高齢者ですので、動きがゆっくりという部分もあって、1回当たり240人前後で日程を組ませてもらってるんですけど、今後は若くなる世代に応じて、1回当たりの人数も増やして行って、なるべく早く希望される皆さんに接種を行っていきたいというふうに思っています。ただし、ワクチンが来ないとそれも進められないというところで、ワクチンもどんどん県に要望しているところです。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

そういうことも理解できます。ともかくワクチンをどんどん県に要望して、本町がどんどん進むことをお願いしたいと思います。

そういう中において、ワクチンの接種をされた方に証明書とか何とかこれからいろんな行事とか参加するのに、接種の証明書を見せなければいけないというようなことも出てくる可能性もありますね。そういうことに関して、国とか何とかにそういう接種済み証明書というようなものがあるかお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

今後、65歳未満の方にも接種の順番が来ると、こういった接種券の入った封筒をお送りいたします。アマビエのイラストが入った、接種券の入った封筒をお配りします。その中に接種券が入っておりますが、この中に接種が済まれた方、1回目、2回目の方はどのワクチンのどのロット番号の入ったものというのを接種券にシールを貼るようになっておりまして、それでいつ、どこで打ったというのを分かるように、個人の方にはお渡しをするような形になりますので、それがいわゆる接種済み証ということになっております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

ありがとうございます。

今後の接種については、12歳以上となっておりますね。そういう中で、今日の新聞の中にはやっぱり若年層に対して接種はさせたくないとか、そういう苦情も、実際させたところがあって、そういうところには苦情等も出ていると聞きます。本町ではどのように12歳からの接種を考えているのかお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

12歳以上という対象年齢が引き下げられたのが5月末の情報でありまして、まだ医師会のほうとは話をしておりません。先生たちの感触では、若くなるほど副反応があったりするというところもあって、やはりもうちょっと情報を集めてどういう状況かというのを皆さんにも知ってもらってから進めるほうがいいんじゃないか、場合によっては集団接種といいますか、学校でという場合もあるかもしれませんが、その辺りはまた保護者の皆様とか、そういう御意見をいただきながら進めたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

分かりました。次に進みます。

次に、奨学金についてでございますけれども、先ほど教育長の答弁の中で、仕送り世帯に対してそういうものをこちらで購入して送ってもらう、本当にそれはいい考えかと思えますね。本当にそういうことをやっていただければ、なかなか向こうで、先ほどの答弁の中にもありました、アルバイトもない、収入がない、食べ物もない、そういう方には本当に取ってつけた本当にすばらしい支援かと思えます。そういう中で、ぜひ早期にそういうことを検討

していただきたいと思いますが、今後のスケジュール的にはどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まだ制度設計は今からでございますが、予算化をしなければいけませんので、まず9月の議会に上げられるように頑張っていきたいと考えています。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

9月の議会で遅くないかなと私は思うんですね。今、現時点で本当に苦しんでおられる方がたくさんいます。佐々町の場合は10万円を給付するというようなことでなっております、今、5月6日から始まっておりまして、7月30日まで10万円の給付の申請受付が始まっております。本町もぜひ一刻も早くそういうことで進めてもらいたいと思いますけれども、なかなかこれも今日、明日にも本当にという人たちも今おられるかと思えます。できるだけ早くその辺はお願いしたいと思いますが、できませんかね。9月じゃ遅すぎると思います。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

ありがとうございますと言いたいところでございますが、制度設計をまず考えなければいけません。併せて、大学に進学している家庭というのは私どもで分かりませんので、やはり申請というふうになりますので、その辺の手續と予算化がどうしても必要になります。6月から9月の間に臨時議会等があれば、そういうタイミングもあろうと思えますし、ほかの新型コロナの支援策もいろいろ考えられると思えますので、その中でタイミングが合えば、ぜひ予算化をしたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

今、お話がありましたけれども、ある程度方向性を決めれば、そういう保護者の方は教育委員会に御相談くださいというようなことで次の広報誌でも出せるわけですよ。そういうやり方もあります。そういう方向で私は進んでほしいかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

どうしてもお金が伴うものでございますので、町長部局と協議をして、善処したいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

今、答弁に町長部局とありましたが、町長のお考えをお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

本当に速やかにすることも大事だし、ある面ではやっぱりそういう制度とかいろんな情報収集をしながら、きちんとした体制も整えることも大事だなというような思いを致しております。可能な限り早めに対処するような形で取り組めるような気持ちでいきたいというふうに思っております。現場の状況も十分尊重しながら、ミス、ロスがないような形で取り組まないと。一刻も早くというのは十分分かっております。そういう面で、他の支援策で対応できる方もいらっしゃるんじゃないかと、その中に。やっぱりより多くの不特定多数という状況の中で、周知とか制度とかということもある程度万全を済ませないかんということで、その調整にちょっと捉えられないところがありますので、確約はできない。できるだけ早く、可能な限り進めたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

本当にできるだけ早くお願いしたいと思います。

次に進みます。

Wi-Fi環境についてでございますけども、今回、予算で先ほど1軒に対して1万円ということで、予算では144万、144軒そういう世帯があるのかなというようなことで思っております。また、モバイルルーターはどのくらい必要なのか、準要保護世帯にはどのくらいモバイルルーターが必要なのかお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

就学援助世帯として200台、町の教育委員会のほうで購入しております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

あと、1万円の補助を町が出しても、あと大体月5,000円ぐらいW i - F i の通信料がかかるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はやはり各家庭の負担になるわけですよね。そういったところを十分各家庭に周知しなければいけないかと思えますけども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

おっしゃるとおり、インターネット回線を、特に光であれば、御指摘いただいたように月5,000円程度、サービスはいろいろあると思えますが、それくらいはかかるのかなと思っております。一方で、光とかインターネット回線を引くといろんな用途に使えます。今回配付した以外のタブレット以外にもスマートフォンをつないだりとかテレビをつないだりとかいう汎用性がありますので、そういうことも踏まえながら、家庭の御負担について御理解を求めたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

その辺の説明あたりはどのような形で行われますか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど教育長が答弁したとおり、今後、補助要綱を作ります。全世帯に周知をかけたかと思っております。当然、併せて就学援助世帯には別途モバイルルーターの貸出も周知をしたいと思えますので、2本立てで周知を行って、申請を受け付けて、2学期からのタブレットの家庭の持ち帰りについて間に合わせたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

せっかく、本当に一人一人にタブレットを貸与するということはいいことであって、やはりその辺で家庭にそういうW i - F i がなかったらできないこともたくさんあるかと思えます。先ほど答弁にありました、タブレットの中に教育資材を詰めて自宅で勉強できるということもあるかもしれませんが、そういう意味では教育格差がそこでも起きないようにぜひお願いしたいと思います。

防犯カメラについて質問いたします。

先ほどの答弁の中でいろいろ先ほどのタブレットの整備とか何とかでありましたけれども、予定といたしましては、今度、入札はいつぐらいに予定されているのかお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

来月の入札ということで聞き及んでおります。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

以前から、事故とか事件とかないうつの間にかそういうものも忘れてしまって、本当に1年間ほっぽらかしやったってというのが事実かと思います。本当にもっと早く、タブレットの前にもう予算化されていたわけなんですから、できたわけですよ。そういったところはやっぱりスピード感をもってやってもらわなければならないかと思います。そういう意味では、ぜひ、入札が決まったらすぐにでも設置をしてほしいと思っております。

また、今回の場合は購入になるわけでしょうか、それとも別の方向でいかれるのかお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回は防犯カメラの設置と録画装置もしますので、工事として発注の予定でございます。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

ぜひ早急に行ってもらいたいと思います。

元に戻りますけれども、消防団員に対しては冒頭に言いましたとおり、それぞれ個人に報酬はやるようにしていただければ、団員確保にもつながるかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、12番 今井泰照議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、1番 澤田昭則議員。

○1番（澤田昭則君）

皆さん、こんにちは。最近よく「波佐見町はすごいな」と僕に声をかけていただきます。何ですかって言ったら、「ワクチン接種たい」って。ああ、そうですね、本当に、町民が一丸となって自分を守る、地域を守る、町を守るっていうことで、一丸となってワクチン接種に協力をされて、コロナウイルス対策を行っているすばらしい町だなと思います。今日の新聞にも載っておりました。ワクチン接種65歳以上の接種率は、長崎県で1番ということで69.3%、また2回目も順調にいかれてるということで、大変うれしく思います。

それでは、通告書に従い、一般質問をします。

ふるさとづくり応援基金活用事業について。

本町の令和2年度ふるさとづくり応援寄附金（ふるさと納税）は約6万6,600件、約17億6,000万円であった。この寄附金を活用し、今後も波佐見らしさを発揮した元気なまちづくりのための事業が計画されている。

（1）新型コロナウイルス感染拡大の影響で、低迷した町内の消費が好転するように、プレミアム商品券が販売される。販売期間後の商品券の追加販売は、昨年とは違い、実施を予定されていないとのことだが、条件付で低所得世帯や大家族世帯などへ限定して販売はできないか。

（2）コロナ禍で外出自粛が求められる中、読書は安らぎと新たな目標を与えてくれるため、愛好者が増加しています。図書館図書充実ということで、図書購入事業が予定されている。本町の図書館は身近で便利に利用できるが、さらに大村市にある長崎県立長崎図書館の利用促進のために、送迎シャトルバスを年に何回か運行できないか。

（3）本町では、地元食材を提供する機会を増やす地産地消推進事業が継続的に実施されている。また、現在、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入され、学校と地域などが力を合わせて、地域とともにある学校づくりを行っており、各小学校の運営協議会においては、各長寿会（老人会）も参加されている。コロナ禍での各種行事の中止や運動

会の来賓なしでの開催という実情を踏まえ、地域との接点や交流を保つためにも、感染防止策を講じながら、長寿会の方を少人数制で給食に招待することはできないか。

(4) 道路改良や老朽化に伴う公園施設の補修整備に当たり、新しい町並み事業の一つに、やきもの公園の改良を提案する。現在、コロナ禍で生活様式や社会が変化しており、自粛生活で体力低下が懸念されている中、最近では足腰強化のために散歩などをされる方が各所で見受けられる。やきもの公園は陶器まつり開催の主要拠点ではあるが、社会状況を踏まえ、さらに後を見据えて、公園内の道路を縦貫線バイパス道路まで延長し、また、奥にある庭園の公園を町民が利用しやすく、健康増進につながる運動公園などにリニューアルすることはできないか。

また、観光と窯業の販路拡大を視野に入れ、陶芸の館や陶器まつり開催などいろいろな利用が可能な公園に再整備できないか。

2. 新型コロナ対策について。

変異株等で感染拡大の状況は厳しく、外出自粛が求められている。水道利用者の負担軽減のため、上水道の基本料金3カ月分を全戸減免できないか。

以上で壇上の質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

1番 澤田議員の御質問にお答えいたします。

1. ふるさとづくり応援基金活用事業について。

本町の令和2年度ふるさとづくり応援寄附金（ふるさと納税）は約6万6,600件、約17億6,000万円であった。この寄附金を活用し、今後も波佐見らしさを発揮した元気なまちづくりのための事業が計画されている。

(1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響で低迷した町内の消費が好転するように、プレミアム商品券が販売される。販売期間後の商品券の追加販売は、昨年とは違い、実施を予定されていないとのことだが、条件付で低所得世帯や大家族世帯などへ限定して販売はできないかという御質問ですが、新型コロナウイルスの第4波の流行により、町内の飲食店や交通事業者、小売店舗を中心に幅広い業種で影響を受け、町内での経済状況や消費は低迷しています。このタイミングにおいて、プレミアム商品券を販売することで、町内での消費を促し、経済を回すことで事業所支援につなげていきたいと考えています。予定しているスケジュール

ルとしては、6月22日までに参加事業所を募集し、6月14日の自治会長会で販売の事前告知チラシ配布、7月上旬に商品券引換えの御案内を町内全世帯に郵送し、7月19日から7月25日まで町内3カ所の公共施設で販売します。その後も8月30日まで東彼商工会波佐見支所で販売することとしています。なお、有効期間は8月1日から12月31日までの5カ月間です。内容としては、昨年度の商品券が好評だったこともあり、同じ内容で1枚500円券、10枚つづりを1冊とする5,000円の商品券を3,000円で販売し、1世帯10冊まで購入可能とします。ほかに観光誘客向けの商品券も昨年同様に取り組みます。

さて、追加販売についての御質問ですが、販売状況にもよりますが、昨年も実施し、プレミアム商品券への認知度や優位性が広く町民の皆様にも周知されていることや、先着順ではなく、全世帯が確実に購入できるという公平性もあり、今回の販売数、販売率ともに増加することが予想されることから、基本的には今回は追加販売を行わない予定です。

また、低所得者向けの支援の一環で限定的に販売してはということですが、国のコロナ対策として、児童扶養手当を受給している、いわゆる独り親世帯の方へは、独り親世帯臨時特別給付金として1世帯5万円に、第2子以降、子供1人につき3万円、さらに新型コロナの影響により収入減少を申し出れば、さらに5万円の追加給付が行われています。この措置は、令和2年度中に2回実施されております。

また、今回の補正予算でも計上しておりますが、今年度も国のコロナ対策で独り親世帯と独り親世帯に準ずる低所得者世帯への支援が打ち出されており、児童一人につき5万円が給付される予定です。プレミアム商品券事業自体が、購入される世帯に対する支援というより、多くの人に平等に商品券を活用していただき、町内の経済を回し事業者を支援するという考え方でありますので、低所得者向けの支援としては、先ほど言いました国からの支援など別途政策がありますので、これらを有効に活用していただければと思います。

(2)、(3)については教育委員会から答弁があります。

(4) 道路改良や老朽化に伴う公園施設の補修整備に当たり、新しいまちなみ整備事業の一つに、やきもの公園の改良を提案する。現在、コロナ禍で生活様式や社会が変化しており、自粛生活で体力低下が懸念されている中、最近では足腰強化のために、散歩などをされる方が各所で見受けられます。やきもの公園は陶器まつり開催の主要拠点ではあるが、社会状況を踏まえ、さらに今後を見据えて、公園内の道路を縦貫線バイパス道路まで延長し、また、奥にある庭園公園を町民が利用しやすく、健康増進につながる運動公園などにリニューアル

することはできないか。また、観光と窯業の販路拡大を視野に入れ、陶芸の館や陶器まつり開催などいろいろな利用が可能な公園に再整備できないかという質問ですが、波佐見町には鴻ノ巣公園とやきもの公園の二つの都市公園があります。鴻ノ巣公園は総合的運動公園施設としての利用が多く、やきもの公園は世界の窯を展示した観光的な施設と甲辰園グラウンドの運動施設を併せ持つ公園施設としての利用がされています。やきもの公園は窯の歴史広場、催物広場、多目的広場などがあり、それぞれの用途に応じた利用がされており、特にレンガ敷きの催物広場とステージを設置した多目的広場はイベント広場として利用が多く、波佐見町最大のイベントの陶器まつりではメイン会場となっています。最近では、波佐見キャンプ&アウトドアフェスタが開催され、キャンピングカーやグランピングテントの展示会場として多くの来場者がありました。そのほかに小学校や園児の課外活動の場など、いろいろなイベントにも利用され、周辺地域のイベント開催のときには駐車場としての利用もあります。

やきもの公園の改良、再整備についてお尋ねですが、当公園は現在においてもいろいろなイベント開催ができる広場として利用されており、観光と窯業の販路拡大としての様々な利用が可能な公園となっています。御意見の運動公園としては甲辰園グラウンドや鴻ノ巣公園があり、それぞれの目的に応じた利用をしていただければと思いますので、再整備については現在のところ考えておりません。また、公園内の道路を延長し、縦貫線バイパスに接続することについては、県河川への橋梁設置などで相当の事業費となることや、公園の東西両側に県道と町道が縦貫線バイパスに接続していることなどから、将来的計画もございません。

2. 新型コロナ対策について。

変異株等で感染拡大の状況は厳しく、外出自粛を求められている。水道利用者の負担軽減のため、上水道の基本料金3カ月分を全戸減免できないかという御質問ですが、水道料金の減免については、昨年度、新型コロナウイルス感染拡大を受け、外出自粛による家庭での水道使用量の増加が予想されると判断し、水道利用者負担軽減と積極的な手洗いやうがいの促進を図るため、基本料金を3カ月分の全額減免を行いました。また、減免実施による減収分は年間の純利益に相当する額となり、水道会計を圧迫する要因となることから、経営上好ましいことではないために、一般会計から補填しております。今後については、コロナ禍による水道使用量の大幅な増加も見られないことから、ウイルス感染の状況などを勘案し、町全体において様々な支援策が議論される中で検討していく必要があると考えています。

その他の御質問については、教育委員会より答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. ふるさとづくり応援基金活用事業について。

（2）コロナ禍で外出自粛が求められる中、読書は安らぎと新たな目標を与えてくれるため、愛好者が増加している。図書館図書の実充実ということで、図書購入事業が予定されている。本町の図書館は身近で便利に利用できるが、さらに大村市にある長崎県立長崎図書館の利用促進のため、送迎シャトルバスを年に何回か運行できないかとの御質問でございますが、読書は先人の経験や築き上げた知識、知恵を享受できる人類が獲得した大きな文化の一つです。読書をすることにより、書かれている知識を習得することをはじめ、本に書かれている経験を疑似体験することで自分のこととして受入れ、人生を深めることもできます。また、図書館はこういった人類の財産を蔵書という形で収集、整理を行っており、特に公立図書館は国民が知る権利を保障する観点から、無償で貸出を行っているところです。

本町においても、波佐見町図書館を整備し、これまで蔵書並びにサービスの充実を図っているところですが、基礎自治体としての財政力もあり、町民皆様の期待には全て応えられないのが実情です。

そこで、議員御提案の県立図書館利用促進も含め、送迎シャトルバスの運行を行ってはどうかとの御質問ですが、現在、県立図書館や近隣図書館との相互の貸出事業を行っており、これら図書館から蔵書を取り寄せ、波佐見町図書館で貸出、返却するサービスを行っており、利用されている町民の皆さんもいらっしゃいます。一方で、送迎シャトルバスの運行となると、移動の時間を要し、県立図書館等での滞在時間制約も生じられると思われまます。これらから、現時点で送迎シャトルバスの運行は考えていませんが、今後、貸出サービスの周知を図ることで、多くの本を読みたいという町民皆様のお声に応えていきたいと思っております。

（3）本町では、地元食材を提供する機会を増やす地産地消推進事業が継続的に実施されている。また、現在、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入され、学校と地域住民などが力を合わせて、地域とともにある学校づくりを行っており、各小学校の運営協議会においては、各長寿会（老人会）も参加されている。コロナ禍での各種行事の中止や運動会の来賓なしでの開催という実情を踏まえ、地域との接点や交流を保つためにも、感染防止策を講じながら、長寿会の方を少人数制で給食に招待することはできないかとの御質問

でございますが、議員御説のとおり、コロナ禍の状況下において学校行事は中止、縮小を強いられ、本来であればお招きしたい地域の皆様の参加も見合わせているのが状況です。コロナ禍の状況もただちに改善できる見込みが少なく、新しい生活様式を踏まえながら、地域とともにある学校づくりを模索する必要があると感じております。そこで、招待給食に長寿会の皆様を招くことができないかとの質問ですが、招待給食は毎年1月下旬の全国学校給食週間に合わせ、これまで長寿会の皆様をはじめ、議員様、地域の皆様をお招きし、児童と同じ給食を召し上がっていただくことで、学校給食への理解と児童との交流を深めているものです。御指摘のとおり、昨年度は新型コロナの状況を踏まえ実施しておりませんが、今年度については、人数を制限した上、感染対策も行い、お招きできるよう実施を検討したいと思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

それでは、ふるさと納税ですけれども、ふるさと納税は自分の住民税の一部を応援したい地方自治体に送り、地域を活性化させようという趣旨の制度であり、令和元年度は全国で約5,000億円集まったと聞いております。このふるさと納税制度がバブルで終わらないように、長く続いてほしいと思いますけれども、とても地方にとってはいい制度だと思います。まさかコロナ禍にもなると思いませんでしたけれども、景気の悪い中でもこういうふるさと納税のお金が入ってくることで財源ができて、いろんな活動ができるということです。波佐見町でも、令和3年度は、ふるさとづくり応援基金の活用事業一覧として5億5,400万が上げられておりまして、様々な事業が計画されております。その中で、中小企業・小規模事業支援事業ということで、波佐見プレミアム商品券タウンプレミアム、エンジョイプレミアムということで2種類の商品券を販売されるんですけども、自分も商店を営んでおりまして、大変ありがたいことで、昨年度もこの制度をしていただいたおかげで、店がなんとかやりくりできたような感じもあります。これは、町民の方の消費を促すことも計画されておりましたけれども、以前、課長さんにもお話を聞いたときに、「いや、商店の人を本当は助けたいんです」ということで、本当に気持ちが一致しまして、大変ありがたい制度を今年もされるということで大変感謝しております。ただ、今日、答弁いただきましたけれども、追加販売はされないということをお聞きしましてがっかりしてるんですけども、昨年の追加販売のときに私もちょうど議員が確定しておりまして、何か町のためにお手伝いできないかなということで、朝6時

からお手伝いをしたわけなんですけども、大変な混雑だったということは分かっております。そういう状況も踏まえての追加販売をされないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

追加販売ですけども、これは販売状況にもよるとというのが一番だと思います。物すごく余れば、何らかの方法でどうするかというのは考えていかないといけないんでしょうけども、もちろん昨年あのような大混雑を起こしたということも一つはあると思います。ただ、一番はこの事業自体が、購入される町民の皆様の支援というより、事業者の支援ということでありますので、そこがあるので、また制度的に別のことじゃないのかなと、また、そういう低所得者の支援をするということがあれば、違う制度を考えていくのが本当なのかなというところで、私たち商工観光課の立場としてはそういうふうに考えるところであります。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

昨年のことを言ってなんですけども、昨年は8,000冊が残ったということで、追加販売を決定されておまして、金額にしたら4,000万円、一人10冊買ったとして、800人程度ということになります。これは去年の産業厚生委員会の資料なんですけど、12月15日に商工観光課の方がこの委員会で報告されておりますけども、10月17日に追加販売を総合文化会館でされたということで、コロナ対策として整列をされて、フットマークやロープ、コーンなどを設置して、職員が整列のお願いをした。購入時の文化会館への入館は検温、消毒を徹底した。当日は多くの購入者が訪れ、混乱と危険回避のために、急遽、中学校の駐車場を開放し、早朝から並んでいる方へ予定より早く整理券を配布し、駐車場を交代していただくようにしたということでありまして、現状がよく分かるんですけども、いろんな整備をしましたが、一部聞き入れてくれない人たちもいた。渋滞緩和及び周辺住民や子供たちの安全を守るため、有線放送で予定冊子数到着の放送を行い、来場者の減少に努めた。早朝から整理券配布までの間に職員に暴言や体をつかむ、付きまとうなど危険事例も発生した。なお、二重購入などの不正防止策としては、整理券配布時と購入時に身分証明の確認など書類作成を行って、啓発及び注意喚起を行ったと、本当詳しく報告していただいているんですけども、先ほども言ったように、いろんなトラブルがあったと思うんですけども、事業者としては、ぜひ90%以上を売っていただきたい。私も40何店舗、波佐見町商店振興会の代表をしておりますけど

も、お店の人からもいろいろ意見聞いたんですけども、ぜひいい制度だから、今回も2億6,500万円最大で用意されるという商品券の数なんですけども、ぜひそれを販売していただきたい。例えば販売状況によっては、ひょっとしたら2億ぐらいしか売れないかも分かりませんし、金額は分かりませんが、何回も言うようなんですけども、事業者としてはぜひ追加販売を何らかの制度をもってやっていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

前回のいろいろ反省もある中で、まず今回プレミアム率も良かったということで皆さんの支持を受けたということもありますけども、多くの事業者さん、222店舗の事業者さんに参加をしていただいた、これはもうずっと1軒1軒足で回った部分もあります。商工会さんにも大分協力をしていただきました。そういう状況で選択肢が増えたというのはすごくお客様が使いやすい環境ができたのかなというふうに思っております。もちろん全ての枚数を販売したい気持ちで当然、推進していきますし、最初から追加販売ありきとかじゃなくて、まず今ある分を、どうしてもやっぱり施設に入所されて、1世帯ってカウントされている方もいらっしゃると思います。入院の方とかそういう方もいるかもしれませんが、なるべく多くの方に買っていただきたい。この場を借りてでもそういうPRをしていきたいと思っておりますし、前はやっぱり私の実家でもそうだったんですけど、いや、もう町内で買えるものはないとか、あった中から買わないという選択肢をされてたという方も結構いらっしゃるんですね。ただでも後になって、なかったとか何とかそういう声も聞きますので、今回、販売期間を、今一応8月末までしてますけども、場合によってはそこも延長するなど、そういう対策もしながら、多くの人にこの良さを分かっていたいただき、購入をしていただくようPRに励みたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

ぜひ、私も個人でもそうですけども、いろんな形で応援体制を作りますので、ぜひ追加販売といたしますか、100%までいかないかも分かりませんが、たくさんの商品券を販売していただきたいと思っております。

それでは次に、図書館の利用ということで提案をしております、県立図書館、ミライオン図書館というんですかね、大村にあるんですけど、私もまだ行ったことはありません。最

近、確かに読書とかを自粛生活の中でされている方が多いということで、「澤田君、その意見面白いじゃない」とか言って、10人でも20人でも月に1回取りあえずまず1回行ってみてもらって、どういう評価が出るか分かりませんが、頭からちょっとそれはできないじゃなくて、そういう図書の返却の連携とかもされてると思うんですけども、ひょっとしたら県が運行代を出すかも分かりません。県民として利用できる権利がありますから、県立図書館を利用できるように御相談できないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。県立図書館のオープン後がなかなかコロナの関係で利用が制限等々があったところがあり、なかなか残念なところがあり、なかなか市外の方の利用とかがあるんだろうとっております。今おっしゃったように、まずは私たちあるいは町民の方々が県立図書館に出向いて行って、あの建物の中の様子等々を見学をし、本町でもということで利用の要望があれば、そういうことも考えていきたいなとっておりますが、答弁したとおり、今現在ではその取り組みについては考えておりません。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

いろいろな大変なことはあると思いますけども、コロナの終息を見据えて何か機会とかチャンスがあればぜひ検討していただきたいと思います。私もまずこの提案をする前にその図書館に1回行ってみようと思って、その魅力をしっかり体で受け止めてこようと思います。

それでは次に（3）のコミュニティ・スクールを挙げておまして、長寿会の方を給食にでもということなんですけども、十三、四年前、私も東小学校でPTAの役員をしまして、老人会の方の給食の試食会というのが盛んに行われておりました。大変喜ばれて、この企画はいいなとっております、このコロナ禍で絶対できないということは分かってはいるんですけども、最近コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）というのが去年から始まったんですかね。私も東小学校と波佐見中学校の二つの学校の協議委員をやっておりますけども、東小学校では地域カウンセラーということで、とにかく地域と学校を結びつけないといけないということで頑張っておりますけど、なかなかこのコロナ禍で発揮できません。いろんな形ができると思うんですけど。先日も運動会に行きたいなと思ったんですけども、やっぱり来賓のことは断られたので、隠れて見にいきまして、子供たち、先生たちも最初、

円陣を組んで、頑張ってるぞということで気合の入った学校だなと思いました。校長先生も今、馬場校長先生なんですけど、とてもいい方で、とにかく地域の力を借りたい、東校を支えたい募集を今掲げられて、ぜひ議会でも言ってくださいじゃないですけども、PRしてくださいということで今お話ししておりますけど、何とか地域との接点を見つけるためにも、まずは長寿会と僕は書いてますけども、自治会長でも誰でも本当はいいんですけども、長寿会の方は年齢を取っていかれますので、ぜひ早めに食事などの機会を与えてあげたほうが、いろんな人生の思い出にもなると思います。

一つの事例というか、とても感動的な話なんですけども、うちのお客さんで80以上のお客さんが十三、四年前その試食会に行かれました。次の日、「澤田さん、よかったよ」ってうちの店に来られて、「良かったですか、ありがとうございます」とか言ったら、「初めて学校に行った、初めて小学校に行った、初めて給食を食べた」。その方は子供さんがいらっしやいませでした。初めて小学校に行っただけでも感動した。その頃は駿ちゃん事件、大久保小学校事件、様々な考えられない事件が起きて、学校の運営でも地域の手を借りたいということもあったので、じゃんじゃん老人会の方とかを呼んで、支えになってあげようということをやったんですけども、その方の言葉は大変僕もうれしくて、こんだけ喜ばれるんだったら、じゃんじゃん人を送って、給食、1,000円出すからもう1回行きたいとか、とにかく給食を食べる空間が欲しいというか、楽しかったということなので、特に今の東小学校の馬場校長も教室を一つ空けてくれております、コミュニティ・スクールのための部屋を。だからそういうところでも僕は給食とかできるんじゃないかなど。月に3人でも5人でもいいと思うんですけども、そういう接点を作っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。本当にコロナの影響が昨年度、今年度と様々な中止、内容変更、自粛あるいは地域の方々の招待をどうしてもというところは制限等を設けるということで、学校としても大変残念な状況にあります。ですから、これから以降はどのような形で地域の方々と協力を保っていけるのかというところの部分の、今の言葉で言うと、ウィズコロナ、ポストコロナの中でどういうふうに地域とともにある学校づくりに励んでいくかということは大きな視点として今後やっていかななくてはいけないと思っていますし、これまでやってきた中で残せるものとウィズコロナ、ポストコロナ禍でやらなくてはいけないものというところ

ろの精選をしながらやっていきたいなということを考えております。給食だけではなくて、例えば地域の方々が学習の教え、サポートという形で、例えばおはじきとかお手玉と一緒にやったりとかそういうこともあるんだろうと思いますし、学習支援、図書読み語り等々もあるかもしれませんし、地域の方々の知恵、経験を積極的に学校に取り入れて、充実した学校生活ができればなということを思っておりますし、それがひいては子供たちの健全育成、波佐見町民への育成にもつながっていくのかなと思っておりますので、学校運営協議会は、そういう意味では昨年度スタートしたばかりのものでありますので、加除修正を加えながらと思っております。こうあるべきだとか、こうなりたいとかいうことではなくて、様々な活動を行っていきながら増やしていくといたしますか、より充実したものにしていきたいという思いがありますので、まずは今の現状をベースにスタートをして、各学校でどういう地域の方々の御支援をいただきながら、学校とともに、地域とともに子供たちを育成できるかという視点で行事等を検討していきたいということを今、校長会でも指導しているところであります。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

よろしくをお願いします。

それと、給食センター設備等の充実事業ということで、今年度2,400万の予算を挙げられて、実際にもう車とかもうきているんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 給食センター所長。

○給食センター所長（井関昌男君）

今、給食センターの施設整備の件で御質問いただいておりますけれども、今現在、その辺の購入について準備を進めている状況でございますが、まだ車等は来ておりません。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

そういうお披露目も兼ねて、給食試食会の折にはそういう備品等も見せていただければ、町民の方も、ああ、ふるさと納税っていうのはこういうのに使われとっとねという感じで理解をされると思いますので、よろしくをお願いします。

それでは次に、やきもの公園についてなんですけれども、最近、暇があったらよくやきもの公園に行ってみておりますけれども、なかなか何もイベントができなくて、あの公園に行く機会もかなり減ったんですけれども、先ほど答弁にもありましたけど、ここには建設課の資料が

ありまして、都市公園ということで、波佐見町には総合公園としてやきもの公園、地区公園として鴻ノ巣公園の二つの都市公園が整備されています。やきもの公園は先ほども言われました、昭和62年に企画されて、古代から近代までの世界の窯12基を復元し、野外博物館的な総合公園として整備されました。昭和62年ということは、今、昭和で言ったら昭和96年なので、もう34年ほどたつてるといふ公園になります。いろんな改修とか整備をされたと思えますけれども、利用面でまた再度、30年もたつたらこういう公園はこういう形にしたほうがいいのかとかちょっと観点を持っていただきたいので、もし良ければ、やきもの整備検討委員会とかを立ち上げてもらって、3年かかるか5年かかるか10年かかるか分かりませんが、その時に合った公園に整備をしていただくようなことはできないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

やきもの公園の整備についてですが、議員おっしゃるとおり、昭和62年から平成8年度にかけて今のやきもの公園の整備がなされております。やきもの公園といいますと、甲辰園グラウンドを含めて7.4ヘクタールの運動公園になっておりますので、昭和51年頃に今のやきもの公園の広場について要望がありまして、それで10年かけて、62年から工事が実施されたものでございますので、その当時は波佐見町の中心地にイベント広場的なもの、観光客を呼ぶようなものの広場が欲しいということで整備されたものと思っております。町の中で、町長の答弁にもありましたけれども、鴻ノ巣公園と甲辰園グラウンドとして運動をする公園がありますので、今の状況では、やきもの公園の広場に対してはイベント広場として十分活用がありますので、その方向で使っていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

分かりましたけれども、今、湯無田郷に私住んでおりまして、湯無田郷の健康増進ということでグラウンドゴルフを盛んにされております。どこでされているかっていったら、野々川郷のダムの上のほうのグラウンドです。あそこまで車で行って、グラウンドゴルフをさせていただきます。「もし近くに公園ができれば、お前頼むぞ」って言われましたぐらいに、近くに公園ができないかなと思っておりますし、隣の嬉野町にはみゆきドームとあって、屋根つきの整備されたグラウンドもありますし、入り口には芝生の張ったしっかりしたグラウンドゴルフ場もあります。医療とか教育とか福祉とかにお金がかかる時代ですけれども、先を見据えてそ

ういう運動公園みたいな計画ができないものか。今、現在、やきもの公園にも立派な庭園の公園があるんですけども、なかなかそこに2時間も3時間もいようかなとは思わないと思うんですよね。あと、野外ステージの芝生の空間もありますけど、あそこでコンサートをしたのは、僕は1回か2回しか見たことないような感じもします。だからぜひ観点をまた考えていただいて、本当にどういう公園を町民の方が望んでいらっしゃるのかということも何か機会があれば聞いていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

議員おっしゃるとおり、多目的広場、ステージのある広場とその隣に水遊び広場というものがあります。つくった当時は、水遊び広場は用水路から水を引いて、ちゃんと水が流れてやってたんですけども、泥がたまって維持管理が本当に費用が高くつくということで、今では用水路から水を引くことをやめている状況ですので、その辺の水遊び広場とか隣のステージのある広場をもう少し、もっと町民が利用できるような形にできれば、澤田議員おっしゃるとおり、グラウンドゴルフとか何とかできるような公園ができればなど今、思ったところなんです。ありがとうございます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

ぜひ、研究じゃないですけども、いろんな見解を見つけていただきたいと思いますし、最近では人工芝というのがかなり研究されておりまして、いろんな種類の人工芝生があります。多分いろんな活用できると思います。ああいうレンガ張りの公園もいいんでしょうけども、陶器まつりにも使えるし、健康増進のための足腰に負担のないようなグラウンドにもできたりとかいろんなことを研究してもらったら、すばらしい公園になって、またすばらしい観光地としての波佐見がまたリードしていくと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後に水道料金のことなんですけども、去年はどうだったかなと思って、ああ、去年はマスクを買いによく回ったとか、台風時期には水もなくてスーパーががらがらの状態だったとか、取りあえずはコロナ禍で考えると、去年の感染の状況と今の感染の状況では全く違って、今年のほうがすごいと思います。だから、もし水道料金の去年、減免をされて、大変町民の方が安心され、喜ばれて、「こんだけワクチンにも協力したけん、こういうことばしてもらったんだな」というぐらいに、御褒美的にも水道料金の減免はできないか、

お考えをお願いします。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

前年に水道料金の減免を行ったわけですが、その理由として、町長も答弁しましたが、家庭の使用が増加するだろうと、負担が大きくなるだろうということで若干考えさせていただきました。実際の結果で申しますと、令和2年とその前の令和元年を比較しますと、全体では使用料の伸びというのが0.6%で、家庭用に限って言えば、2.5%の増となっております。確かに若干の効果はあったのかなと思いますが、今年まだ4月、5月ですが、4月、5月について数字的に申しますと、対前年比でいくと両方とも1%から2%程度のマイナスという結果となっております。このプラスとかマイナスありますけれども、これは実際には天候不順等による影響というのがかかなり大きいです。大きいときには対前年同月比で10%以上上下することがあります。なので、コロナに対する影響はさほどでもなかったのかなというふうに思っております。で、昨年、減免を実施した一つの理由としては、各役場内でも各箇所において、事業においてどういう支援ができるかというのを考えている最中にさっとできるものはないかということで、水道料金ということになったと思います。これは広く浅くではありませんけど、もう1年以上たっておりますので、必要なところに必要な支援をするという考え方でいけば、もう水道料金ではないのかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

分かりました。

それでは、コロナ対策でいろんな支援があるということなんですけども、先ほども商工観光課にお尋ねしましたプレミアム券、10冊買ったら2万円得する利用者ですね。中小企業でいったら、今は無利子無担保で借り入れることもできます。今日もニュースで言っております日本政策金融公庫14兆円の貸付で、赤字はもう1兆円になっているということで、商店で助かる人もおれば、個人でその支援で助かる人もおって、先ほどいった水道料金というのは本当金額的には細かくて、全体には行き渡ることなので、もし機会があればしてもらったら、町民の方は端々に喜ばれる方もいらっしゃるし、いや、これは絶対しなくていいという考えじゃなくて、何か機会があればぜひお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、1番 澤田昭則議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時より再開します。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、2番 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

それでは、通告に従いまして質問いたします。

1. 地域おこし協力隊制度について。

(1) 本町におけるこれまでの隊員数とその期間、成果と課題、また今後の予定は。

(2) 多くの自治体にまちづくり協議会が作られているが、本町ではどうか。

(3) 五島市奈留島の奈留しまなび協議会は、しまなび舎を建設し、離島留学生の受入れも始めた。この寮や教育プログラムの運営は、4人の地域おこし協力隊が担っている。こうした取り組みを本町でも行うことはできないか。

2番、防災対策について。

(1) 5月に実施した町内危険箇所の点検の総括は。

(2) 改正災害対策基本法に基づく個別避難計画の作成の進捗状況は。

(3) 豪雨災害が予想されるとき、町内三つの避難所に収容できる人数は。

(4) 防災避難用の備蓄品の数は何人分、何日分を想定しているか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

2番 岡村真由美議員の御質問にお答えいたします。

まず、地域おこし協力隊制度について。

これまでの隊員数とその期間、成果と課題、今後の予定はという御質問ですが、本町の地域おこし協力隊は、平成26年7月に第1期生として3名を採用、2名は観光振興、1名は農

業振興に従事していただきました。観光振興の2名は上限の3年間従事し、農業振興の1名は都合により2年目途中で退任されました。観光分野では、旅行雑誌編集の経験を生かし、民間感覚の企画発案やパンフレットの編集、空き家・空き工房バンクの創設など、本町の課題を精力的に解決へと導き、大きな成果を収められました。観光分野のもう1名も、持ち前の明るいキャラクターで多くのメディアに出演するなど、行政職員ではなかなか入り込めない領域で波佐見町のPRを精力的に行っていただきました。農業分野の隊員は、各地区のイベントにもスタッフとして積極的に参加し、地域住民と触れ合う中から情報収集され、美しい田園風景や農産物の魅力をSNSでの発信やリーフレットによる紹介を行うなど、本町農業のPRに努めていただきました。その後は募集しても応募がなかったため、随時募集に切り替えていたところ、東京での移住相談会において相談のあった方を平成30年4月に採用し、空き家対策に3年間従事していただきました。この方は、建築士の資格をお持ちということもあり、町内の空き家調査を実施したほか、自ら空き家を購入し、民泊開業に向け自ら改修するという、空き家利活用のモデル的事業に取り組んでいただきました。ほかにも平成30年11月から2年半農業振興に従事した方、平成31年4月から7か月長寿対策に従事した方がおり、現在は令和2年12月に採用した1名が観光振興に従事しております。これまで観光、農業、空き家対策のそれぞれの分野において、地域に入り込み活躍していただきましたが、任期を終えた6名中3名が町内に定住していることこそ最大の効果でないかと思っております。

課題としましては、隊員が事前に思い描いた理想と実際に移住することで出てくる現実のギャップをいかに小さくできるか、隊員がやりたいことと行政がやっていただきたいこととのミスマッチをいかになくすかということがあります。また、隊員としての任務を具体的に指示したほうがいい人、テーマだけ与えて自由にさせたほうがいい人などそれぞれいますので、その見極めも重要になります。そのため、隊員と行政側のコミュニケーションこそ最重要課題ではないかと考えます。

今後につきましては、現時点で採用は予定ありませんが、各課において必要性を検討し、判断をしております。

次に、多くの自治体にまちづくり協議会がつくられているが、本町ではどうかという御質問ですが、まちづくり協議会は、法的な根拠や明確な定義があるわけではありませんが、人口減少や少子高齢化により集落や地域コミュニティの維持が難しくなる中、地域住民が主体となって、自分たちの地域に必要なことを、地域で決めて地域で実行する組織です。県内の

自治体では、まちづくりに関する条例を制定しているところや、一部地域をモデル地区として取り組みながら、その取り組みを全域に広げていこうとしているところなど、様々な状況です。本町においては、波佐見講堂まちづくり協議会が存在しますが、こちらは波佐見講堂を取り巻くまちなみ、景観、地域活性について取り組む組織であり、他の自治体におけるまちづくり協議会のような組織は現時点では把握しておりません。

(3) 五島市奈留島の奈留しまなび協議会は、しまなび舎を建設し、離島留学生の受入れも始めた。この寮や教育プログラムの運営は、4人の地域おこし協力隊員が担っている。こうした取り組みを本町でも行うことはできないかという御質問ですが、このしまなび舎は、県立奈留高校が平成30年度に離党留学制度を導入したことに伴い、離島留学生の寮として、また教育や多世代交流の拠点として、島民有志でつくる協議会が今年4月に設置し、運営しているものであります。運営の中心は、地域おこし協力隊の4人とのことであり、行政が人的支援をしているということもできます。また、建物の改修工事に当たっては、五島市からの補助金もあったとのこと。こうしたすばらしい取り組みは大変参考となるものであり、本町でも民間での動きや要望があれば行政としての支援を前向きに検討してまいります。

2. 防災対策について。

(1) 5月に実施した町内危険箇所の点検の総括はという御質問ですが、災害危険箇所については、3月の自治会長会議で調査依頼を行い、4月自治会長会議でその報告をいただきました。今年度は17地区で57か所の災害危険箇所の報告があり、5月25日と27日に総務課、建設課、農林課の3名体制で2班に分かれて、地元自治会の案内を受けて、現地調査を行いました。現地調査の結果、緊急的に対策を講じるような箇所は見受けられませんでした。今回の調査結果や今後の方針等について、今月の自治会長会議でそれぞれ回答しますが、今後は経過観察を地元にお願ひし、大雨時等に事態が何らかの変化を見せた場合には、担当課に連絡を入れていただくようにしております。

(2) 改正災害対策基本法に基づく個別避難計画作成の進捗状況は。災害対策基本法の一部改正は、頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、個別避難計画について市町村に作成の努力義務化などが盛り込まれました。現在、特に重度の障害を持つ避難行動要支援者2名について個別避難計画を作成しております。

(3) 豪雨災害が予想されるとき、町内三つの避難所に収容できる人数はという御質問

ですが、これから本格的な梅雨を迎え、気象庁が発表します土砂災害警戒情報等のレベル4の気象情報が発表された場合、勤労福祉会館、総合文化会館、農村環境改善センターの3カ所を避難所として開設し、町民に避難を呼びかけるようにしています。防災計画では、勤労福祉会館170名、総合文化会館270名、改善センター190名の計630名としています。

(4) 防災避難用の備蓄品の数は何人分、何日分を想定しているかという御質問ですが、国の指針では、避難所用の備蓄品については、自ら被災し、備蓄品を持ち出すことができずに避難される避難者に対して3日分を目標に備蓄することになっています。長崎県での備蓄目標量は、人口の5%の3日分の備蓄目標が示されていますので、本町では人口5%730人の3日間の備蓄目標を立てています。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

詳しい説明ありがとうございました。

それでは、順番を追って、詳しい質問をしていきたいと思えます。

まず、1番に関してですけれども、このまちおこし協力隊制度については、4月23日、議員の総務文教委員会で企画財政課のほうから説明をいただきました。このときは時間がなくて、現地に行くということもありまして、詳しい説明を受けなくて、資料だけいただいたものなんですね。そして、後々の2番、3番に関わる問題があるので、確認のためにもお聞きしました。私も地元で腰を据えて生活する期間ってそんなにまだないんですけれども、いただいた広報はさみ等を通じてチェックをしておりました。どういう人が来ていらっしゃるのか、どんなことをしていらっしゃるのかというのは、かじった程度に知っておりました。中に、私の教え子と結婚して、めでたく町内に住んでいらっしゃる方もおられたりして、ただ直接お会いしてお話を聞くななんて機会がなかったので、総括としてお尋ねをいたしました。

この中で町長も言われました箇所、2、3点について少しお伺いをしたいと思います。

最初3名、勢いよく来られて、本当に成果を上げられたと思うんですけれども、3名の後、募集をしても応募がない状況があったというふうなことをおっしゃいましたけれども、募集というのは、どういう形で募集をされたのか。私、ほかの町の、例えば一番最後の奈留の募集を見ましたけど、ああ、これは来たいだろうなというような募集のホームページの記述があったんですけど、当時の募集の仕方っていうのはどうだったのかというのをお伺いしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

当時の地域おこし協力隊の募集についてですが、県を通じて募集してもらったり、総務省を通じたり、あと国の関係団体、移住とかを取り扱ってる組織がございますので、そういったところを通じて募集をしておりました。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

募集の方法は分かりましたけれども、応募の中身というんですかね、こういう課でこういう人材を募集しているんですというような、こと細かな、ここだったら行ってみようかとかいうそういう詳しい応募の仕方ではなかったということですかね。すみません、お願いします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

当時、実際に仕事をしていただく課におりましたので、募集の方法で先ほどは企画財政課長言いましたけど、もう一つ、リクナビっていう有料求人サイトに、波佐見町の紹介から、どういう仕事をやって、どういう人との関わりがあつてとか、こと詳しく書いた、いかにも来て仕事をやりたいっていうような、そういった募集の仕方をやっております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

そういうふうにしてもやっぱり応募がなくて、たまたま東京のほうで優秀な人材を紹介してもらったということだったんですかね。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

先ほど言いましたのは、最初の3人を募集するときにはそういうことをやったということで、その後は私の課じゃなかったのやってませんけども、そこはそういう企画財政課長が言ったような方法で募集したのではないかというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

随時募集のときの東京での相談会で出会った方は、その方が移住を検討されてて、たまた

ま遠い縁があるということで、波佐見町のほうに御相談いただいて、地域おこし協力隊を御紹介して、そういうことであればということで話がまとまった状況です。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

たまたまということで良かったなと思います。最初の3名とかを募集されて応募いただいたときには、すごく活発な動きがあったのかと思います。その後も応募していただいて、各課に配属されて、仕事をなさって、それなりの成果を上げられたと思います。感謝したいと思いますが、課題というのは、1年して3年間の延長が可能だとかそういうふうなあれがあるみたいですが、途中で辞められるとか早期に退職をされる方たちの御本人の都合というのものもあるんでしょうけど、お聞かせいただけるようであれば、どういったものが制度としての課題があるのか、あと、そういういろんな課題があるので、最近新聞に書いてありましたけれども、長崎県内の地域おこし協力隊のネットワークというものを、悩み相談とか何か相談に応じる制度をつくったというのが載っておりましたので、本町においてどういった言っている範囲の悩みとか課題があったかというのをお聞かせいただければと。各課のほうで。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

一つには、御自身の御事情があつて辞められるという方がいらっしゃいます。結婚であったり、他の就職であったりです。それとかまた協力隊自身が思い描いていた仕事と実際任された仕事のギャップ、そういったものにやっていけないと判断されて自主的に辞められるとかそういった事情はございます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

今の答弁は先ほど町長が説明されたのと同じで、理想と現実のギャップ、あと本人が思うやりたいことと行政側がしてもらいたいものとのミスマッチというのが、採用された後で顕在化していったということじゃないかなと判断をいたします。ありがとうございました。

2番目です。まちづくり協議会、私もこの名称を長崎新聞の記事であちこちで目にするものですから、これは面白い組織だなと思って、関心を持って見ております。中に、やはり最近訪れた平戸市の例なんですけれども、平戸市は皆さん御存じのように、合併をして現在の

平戸市ができております。旧市町村、大島まで含めて市町村を一つの市にしたわけですので、なかなか市当局のあれが届かないという部分もあつてかと思うんですが、各行政区に分かれて、平戸市が多分条例をつくられてるんだと思うんですけども、地域の課題にある一定ごとに、小学校を基本の区にしてるといふことなんですけど、まちづくり協議会をつくって、地域の課題の解決に向かってみんなで力を合わせてくださいという説明を市当局が幾つかの行政区に分かれておりますが、そこに出向いて行って、地域の方を集めて説明をして、設置を促したということで、現在13以上あると聞いております、まちづくり協議会がですね。そういうふうに、波佐見町は幸いと私は言いたいんですけども、合併がなくて、昔からの形でいってるので、それほど必要性がないから、まちづくり協議会も条例もつくることなくいってると思うんですね。それはそれで立派だと私は思いますが、こうしたまちづくり協議会、波佐見講堂ファンクラブが元になっているまちづくり協議会が今一つだけあると聞きますけれども、やはり平戸市とか壱岐だとか五島とかと違って、波佐見はまだ人口減少も緩やかで、早急に心配することはないと思うんですが、やはりいいお手本だと、見習うべきところもあるのかなと思いますので、そういったところの取り組みは参考にさせていただければと思います。実際、22の自治会がありますが、なかなか高齢化が急速に進んで、自治会の運営自体も厳しくなっているところもあると聞きますので、やはり例えば小学校区でまとまって何か大きな形を作って、地域の課題に取り組むという組織ができればいいなと思っております。

2番に関しては特に質問はありませんけど、次、3番に移らせていただきます。

しまなび舎というのがあって、これに五島市が協力をして、地域おこし協力隊を募集した。これも最初から4名募集をしてるんですね。私が思ったのは、このしまなび舎をつくるきっかけになられたこのお写真にあられる山口会長さんという人を中心にあるんですけど、これもある意味まちづくり協議会ではないのかなというふうに思うんですね、しまなび舎をつくられた奈留しまなび協議会というのは。まちづくり協議会というのの明確な規定はないというふうに先ほどお聞きしましたので、行政がリードしてつくったのではなくて、自分たちでつくられた、どっちかという波佐見講堂ファンクラブがつくったまちづくり協議会に似たような組織かなと判断をしております。詳しくは知りません。ここにネットから出した分を持ってきました。これが募集要項で、こんなふうに何ページかにわたってあるわけですけども、その中で五島市が最初から4名を求めて、活動内容はとってしっかり明確化しているんですね。奈留しまなび協議会と連携して、離島留学生（奈留高校生も含め）の指導、

生活サポートをするっていうのを1番に持ってきています。つまり、学校教育でやるような生徒のサポートを市当局がする人を募集してくれてるというのがすごいなと思って、私は読ませていただきました。ここのしまなび舎という建物は、離島留学生の部屋も、今年は6人入ったそうです。9つ部屋があつて、その6人はもう入ってるんですけども、じゃなくて、奈留の、たしかあそこは小中高一貫校なんですけれども、子供たちの学習のスペース、家に帰る前の学習スペース、あと高齢者が来て憩うスペース、そういう多世代交流の学び舎というんですか、そういうものにもなってるということですので、ほかにも活動内容のミッションみたいなのが具体的に与えられて、募集が4名になっております。そして、基本、募集の対象が、私もこれは何かの国の措置を受けてるものですから制約があるんだろうなと思いましたけれども、3大都市圏をはじめとする都市地域等にお住まいで、採用後、五島市に居住できる人とかいって。あと、都市の規定があるんですね、ここからでしか受けられないと。これは例えば波佐見町で地域おこし協力隊を募集するときも、そういう限定というのは、措置を受けるためにはあるのですかということをお聞きします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

地域おこし協力隊の元の所在地の限定は総務省から示されているものですので、五島市においても、波佐見町においても同じ条件になるかと思えます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

それではちょっとテレビを見ている皆さんにも分かるように、ちょっと読み上げたいと思います。

3大都市圏をはじめとする都市地域等とはということで、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域、政令都市及び過疎山村離島半島等の地域に該当しない市町村、離島からこっちの田舎に来るのは含めませんよという規定かなと思います。こういうところにいる、ここでいうと大学卒業生、もしくは今年大学を卒業する予定の人ということで募集がかけられているようです。

もう一つ、縛りって書いてないんですけど、これも縛りにあるのかなというのが一つあるので、お聞きしたいと思います。それは何かというと、先ほど町長が答弁の中で言われました、波佐見町に来た地域おこし協力隊の6名のうち3名が波佐見町に今も住んでくれている

と、これは大きな成果だというふうに言われましたが、書いてないんですけれども、応募の一つの条件として、将来的に波佐見町に移住をするというのがあるのでしょうか。移住して活動するというのももちろんあると思うんですけれども、最大3年間の期間が済んだ後も移住をしてもらいたいという規約が、縛りがあるのかというのをお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

本町においても、地域おこし協力隊の設置要綱を定めておりまして、その3大都市などの条件は同じように規定しております。3年間の任務修了後については、定住してもらうのが理想ではありますが、そこまでは要件にはしていない状態です。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

分かりました。何か心強いお言葉で、募集がかけやすいのかなと思います。

今後、先ほど町長の答弁に、各課において必要に応じて募集をかけたいというふうに。もう5月徳久さんでしたか、お辞めになって、今はお一人だけと、古民家再生に取り組んでくださってる方だけで、後は募集の予定はないというふうに聞いておりますが、募集をかける予定は私の今の質問等を聞いて、うちの課でもかけてみようかなってということはないでしょうか。それをどなたか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

先日の管理協議会の折にも、現在の1名しかいない状況をお伝えして、各課で必要があれば遠慮なく申し出てくれと言っておりまして、各課で今は検討中ということだと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

全国にもたくさんいろんないい事例があるだろうというふうに思っております。そういう中で、それぞれの土地の環境条件、そして歴史文化が違ってるといようなところもありますし、おっしゃるようないいところがあれば、遠慮なく学ばせていただいきたいというふうに思っております。幸いにして、波佐見町は窯業、農業の基幹産業ということで、その中でずっと分派もあるわけですね。いろんな振興会だけじゃなくして、そういうふうに、

農業の中山間地とかいろんな形の集まりがあって、そういう各課の中での声を十分、地元の人たちの声を聞きながら、しかしやっぱり地域協力隊っていうのは、やはりそういう文化の違うところから来て、いいものを波佐見に投入をしていただければ幸いだというふうに思っておりますので、いい情報なり、そしてまた各課でそういうふうな、こういうことをやるけれども、地域協力隊を活用したほうがいいということであれば、時を問わずに採用したいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

ありがとうございます。声を上げる課が今のところないということで、声を上げる課を作ってもらいたいと思うんですけども、川棚町も3月にまた1名募集をして、4月から働いていらっしゃるようです。これに関しても多分新聞に載ったと思うんですけど、小串トマトを商品化する、小串トマトの出荷できないものを使った新たなお土産とかそういうのが開発ができないかということで成功してるみたいなことを、ちょっと私、切り抜きをしなかったんですけど、読んだように思います。

あと、お隣になると思うんですけど、大町町というのは武雄市ですかね。大町町の地域おこし協力隊というのが載ってて、2020年7月16日のコメントですけども、大町町は子育て支援を中心に、地域づくりに貢献する地域おこし協力隊がいらっしゃるそうなんです。私、議員になって皆さんのお仕事ぶりを身近で見えるようになりまして、いかに皆さんが御多忙であられるかっていうのをすごく痛感しております。議員のほうから思いつきで提案したことをそんなやっておれるかっていうのが本音だと思うんですけども、自分たちでできないことは、例えば地域おこし協力隊を総務省のプログラムで呼んで、そして自分たちができないことをやってもらおうじゃないかというふうに果敢に手を挙げられたらいかがかたと私は思います。そういう意味で、教育委員会、めちゃくちゃ御多忙だと思うし、これ以上仕事を増やしてくれるなというのが本音だと思います。ですから、私が何でこれを地域おこし協力隊及びまちづくり協議会を持ってきたかというのの魂胆は多分もうお分かりだと思うんですけども、昨日も心強いお言葉を町長からたくさんいただきました。波佐見高校の存続に向けて、寮建設の動きがやっとな見えつつあります。そうしたときに、教育委員会、教育長、教育次長はじめとして、御多忙の皆さんに右往左往してもらうのは本当心苦しいので、できれば地域おこし協力隊等の募集をかけて、有為な人材を集めていただければなというふうに思

って御提案をしているのですが、何か御答弁をいただけますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

町の地域おこし協力隊を本町に導入したときに担当の課長をしておりましたので、その当時の状況も振り返りながら、お話をお聞きしておりました。若干、答弁漏れがございましたものについて補足で答弁させていただきたいと思っておりますけれども、まず、募集の方法について、澤田課長のほうから、リクナビ等を利用して、その後活用がなかったということをお申しましたけれども、若干活用しましたけれども、年齢層が果たしてこの人で大丈夫なのかというような応募もございましたし、応募者を見て、適正ではないんじゃないかなということもありまして、採用に至らなかったという経緯もございます。先ほど申された寮の運営に関して地域おこし協力隊を活用してはどうかということでは、非常に参考になる事例かなというふうな思いはいたしておりますが、地域おこし協力隊も3年間の任期というのがございますので、3年後にその方たちがどうなるのかと、その辺もある程度見据えたところでの検討も必要かなというふうな思いもいたしております。しかしながら、そういった利用がされているようであれば、一つ私達でも研究をさせていただいて、参考になればいいのかなという思いはいたしております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

ありがとうございました。参考にさせて検討をするということでお言葉をいただいたと理解します。

昨日の同僚議員の中のコメントにもありましたけれども、西海市が結局、入学者が少ないということで、3校の学校に入学する生徒に5万円の入学金を支給する、これはもう普通の一般会計です。前回、私が3月に申しましたように、特別基金5億円から子供たちのスポーツの支援を何とかそういったものを積極的にしようとしております。あと、昨日の新聞がその西海市の5万円でしたけれども、今日の新聞に松浦市の分が載っていたのを皆さんお気づきでしょうか。松浦市は地域科学科を新設するというニュースが載っておりました。昨日御紹介があった第3次の高校改革計画の中の第1弾としてこれが出てくるわけですがけれども、進学校の文理探究科の名前が変わるんですけれども、あと松浦高校に地域科学科というのが新設されるというのがまずの目玉です、今から10年間のですね。これは急にできたわけじゃ

ないんですね。2017年から松浦高校は松浦市と連携をし、生徒が地域の課題を考え、解決策を提言する協働教育活動に取り組んでいると。2017年からですから、17、18、19、20、21、今年でもう5年目になるわけですね。こういう長い間の取り組みが県に認められて、学科改編がなったということで、普通科がこういう名称になって、生徒がどのくらい集まるか。松浦市は入学金だけじゃなくて、いろんな補助をしておりますので、頑張っただけで松浦市の中に高校を残そうとしております。「同校は」と書いてありますが、これは決して高校が市に働きかけたわけじゃないと私は確信があります。市長とか市の行政側が残すためには何ができかねるかっていうことで取り組んでいったと思うんですね。もっともっと強い力で波佐見高校を残すために、先例に倣うというよりは、自分たちが先例になるような取り組みをぜひいただきたいというのが私の要望でございます。いろんなところ、この松浦市や例えば西海市の取り組みは多分県では初めてだけでも、よその県にあった例を学んで研究して取り入れられたのかと思うんですけども、できれば率先してやっていただければと思います。

続いて2番目、防災対策についてですけども、5月の点検、私も同行いたしました。5月25日に行かせてもらって、第2班の方々と動かさせていただきました。臨時にもう1カ所ということですのでごく時間を取って申し訳なかったんですけども、良かったです。これも5月20日でしたか、総務文教委員会のほうで説明があった折に、こういうところに出向きますという防災対策の説明がありました。ただここで同僚議員から質問があったんですね。22郷あるのに、17しか行かないけど、あと5つはどうなってるんだと。行かなくても大丈夫なのかという質問があったんですけど、先ほど3月の自治会長会で調査を依頼して、回答を4月に受けて、そして要望があったところに出向いたというふうな回答を得たんですけども、要望がなかったところは大丈夫ということなんですかね。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

この毎年行っております災害危険箇所でございますけれども、その年また新たに危険箇所が見つかったというようなところを主に挙げていただいているような状況で、もちろん過去からの経過観察の場所も地区によってはまた同じように挙げられるところもございます。中にはそういった新しく見てほしいという地区からの要望が挙がってまいりますので、そちらについて今回出していただいたところ、17地区が出されましたので。あと、出されなかった

地区はないというわけではないと思います。その地区におかれても、過去においてそういったところも一応こちらのほうに報告もいただいております。それとあと経過観察と先ほどちょっと申し上げましたけども、今のところは災害に向けて何か次の動きっていうか、また亀裂が広がったとか、例えば堤だったら、漏れている水の量が増えてきたとか、何かそういった経過が変化があればまた御連絡いただいて、そのときは至急現地に出向いて、状況で対応すると、どういった対応するかというのはまた検討するというような状況で、なかったところがないというわけではないと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

よく分かりました。

毎年こういう冊子、このくらい分厚い冊子が作られて、毎年更新をして作っていただく。本当に大変な作業じゃないかなと思います。これが令和元年に配られた、民生委員だった頃にいただいたものです。あと、これが議員になったときにいただいた昨年度の6月に作られて配付されたものです。これがまた新しいのができるんですね、6月は。ここの中の19ページ、災害危険箇所一覧（ため池）というのは、この前の5月20日の説明会の折にも資料としていただきました。ですね、お手元にあると思うんですけども、ここに1から16番までため池が列記されておりまして、現況というところがあるんですね。老朽化しているため、もう全て老朽化しているんですけども、災害危険箇所巡視を行っている、これは定期的に行っているということでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

災害重点危険箇所の老朽ため池です。16カ所と今おっしゃっていただきましたけども、農林課といたしましては、防災重点ため池には67カ所を指定しております。そのうちの16カ所を令和2年の防災計画のほうには載せていると思いますけども、令和3年からは67カ所全て載ります。このため池につきましては、大雨洪水警報が出された折に、1日24時間の雨量80ミリ以上が降った場合には、県のほうからその水量等によりまして、点検をなさいということが来ますので、その都度点検をするということになっております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

よく分かりました。大雨洪水警報が出たときにとのことです。それがこの16カ所についてのことですかね。分かりました。

そしたら、1から16番までナンバリングしてあるんですけども、9番と8番、町内で一番でかい猪狩堤と金屋郷の前尾堤ですかね。この9、10に関しては、災害危険箇所巡視じゃなくて、単なる巡視を行っているというふうに書いてあるんです、この2カ所に限って。この違いはどういう意味なんですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

地域防災計画書に載せております災害危険箇所のため池については、巡視をしているという表記が全てされていると思いますけども、巡視を行っているということですので、先ほど申しましたとおり、雨が降った場合とか、目視により、大体、堤体のほうが水漏れがあっているところがありますので、そういったところが大きくなっていないかとか、亀裂が入っていないかとかいうような状況を随時巡視して、もし確認がされた場合によっては、何らかの手だてを行うというような形を取っております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

確認ですけども、猪狩堤と前尾堤の記述がほかの14と違っているのは、この二つに関しては、警報が出たとき以外でも巡視を行っているということなんですかね。そういうふうに理解するんですかね。単なる印刷ミスですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

もう既に老朽化しているということと、実際、漏水があるということで、常にとのことと、若干違います。ほかのため池が漏れていないというところではなく、緊急性が特に二つが高いような形ですね。ということでこのような表記の仕方をさせていただいております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

記述が違うことに関しては理解できました。

あともう一つ、同じ、皆さんには悪いんですけども、19ページのこのため池の19か所とあと23、24、25にわたってある老朽ため池重要水防箇所というのがあるんですが、これとの

違いというのは、先ほど気象庁から大雨洪水警報が出たときに巡視をするのを含めて、こんだけの老朽化してるため池が町内にはあるのですよというような違いですか。何かよく違いが分からなかったので質問したいと思います。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

議員がおっしゃるとおり、老朽ため池は67カ所全てでございます。そのうち特にと言いますか、規模等によってさらに災害がひどくなるような箇所ということで、16カ所を災害危険箇所のほうにまた別途挙げさせていただいております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

よく理解できました。ありがとうございました。

今、プロジェクターに出てるのは、これは大村郷村記という江戸末期に編さんがなされた分が昭和58年に書籍化されたものです。この中にたくさん、大村藩のいろんな郷、下波佐見村なんかの郷の様子がいろんな項目別に載っております。まず、今、提示しているのは、堤のことという箇所の枝折河内郷の堤がこんだけありますよというふうな箇所なんです。これを見ましたら、13カ所ございました。私は13カ所のうち、自分の住んでいる志折郷というところに13も当時あったのかと、今はどんだけあるのかというのを歩いてみたりしておるんですけども、13のうち7つだけは目視ができています。あとは住民の人に、これ地番が書いてないので、小字の名前でたどり着いていくしかないんですね。地図も載ってないので。これで、例えば2番目、ホケの堤というのはもうできました。山の田堤というところはないから、ヤマダさんという人に聞きにいったら、確かに自分の家の下のところにあったけど、もう堤を崩してなくなっているんだということを聞きました。あと分からないのもいっぱいあったんですけども、このぐらいたくさんあります。その中で、ここに神林堤というのがあります。神林堤というのは、これによると、猪狩堤が一番貯水量が多くて、この志折郷にある神林堤はなんと町内で8番目に大きい、大きいというのは、貯水量が多い堤なんだそうですけれども、ここがうちのところの大きいやつです。これも点検を毎年してもらって、25日もしたんですね。そのときは、取水の道路が壊れているから、これどうかせんといかんですねぐらいで済んだんですが、その後、草刈りを土手をされましたらね、穴が開いている。多分、課長は行かれたと思うんですけど、穴が開いて、水がジョコジョコジョコジョコと流れ

てるんですね。上を見たら亀裂も入ってて、こんなにやっばし老朽化している堤というのは危ないんだなというのを、私がこの下に住んでたら、ただじゃなくてもおれないなというふうな思いをしました。それをやはり志折郷でそうですから、よそにもそういうのがたくさんあるんだということを、私は役場の方より、住んでる自治会の皆さんに理解してもらうためにこれが毎年たくさん作って。自治会長持ってるんですよ、これは。自治会長さんがこれを見て、自分のところにどのくらいそれがあるのかというのを確認してもらいたいなと、そういうのを自治会長会でもう一度伝えてもらいたいなというふうに思っております。ちなみに、川内郷のフジモトさん宅の下を流れてる、堤から流れてくる水が怖いということで、毎回、雨が降ったら避難をされてるそうなんですけども、そこの上にも堤があるんですね。そういう堤があるということは今の自治会長さんは御存じで、一緒に立ち会って見られたんですけども、実は建設課からもらったこういう大きな地図があるんですけども、この地図の中に名前がないんですけども、丸ってしてWって書いてあるのがいっぱいあるんですね、町内に。それが先ほど川内のフジモトさん宅の上にあったんですよ。私見に行きましたけれども、そこだけかと思ったら実はその横にもう一つ、三つあるんですね。でもそれが実際あるのかどうかは多分誰も見に行っていないんじゃないか。もしかしたらなくなってるかも分かりませんが、そのぐらいそこら辺は水がたまってた、たまりやすいところなんだというのをやっぱり皆さんで研究をしなくちゃいけないのかなって思いました。

もう時間がないんですけど、例えば志折郷で13カ所と言いましたけど、志折郷、この山上、小堤、大堤の後が長野郷となってまたどーってあるわけですよ。こういうのがこういう大村郷村記の中にもあるし、後で言おうと思ってたんですけども、この社協が作ってくれてる災害支援支え合いマップを開くと、こういうふうに池の様子とかが印刷されて、入手することができます。そういうものを自治会長会とか民生委員会とかそういう折にお知らせをして、活用を促すということをぜひやっていただきたいと思うんですけど、総務課長、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

ありがとうございます。たしかに今、防災計画でございますけれども、今回、大幅に見直しをするようにしております、今、印刷が間に合っていない状況で、議員さんにも早くやりたいとは思ってるんですけども、その中に先ほどおっしゃいました老朽ため池とか危険箇

所の一覧表載っております。今度の14日にまた6月自治会長会がございますので、その部分だけでもプリントして、早めにそういった意識づけというものも含めて、その部分だけでも早く、今回の調査と結果と併せて御報告させていただければと思います。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。先ほどから何度も言っておりますように、役場の職員さんだけであれもやり、これもやりと、防災もやり、何でもやりというのはなかなかできないことだと思うんですね。そこで私、頼りになるのは自治会かと思ひます。コロナの予防接種に関しても、自治会の組織がしっかりしていればこそ、あまり滞ることなく実施ができたかと思ひます。防災対策に関しても、自治会長を中心とした自主的な防災組織をしっかり作るということです。そのためには、自分の地域を知ることがとっても大事なので、しっかりこの資料を活用してくださいとか、そういったものを進めていただければと思ひます。

自主防災組織の形成についてはまた次の機会にしたいと思ひます。2名のあれができていくということだけを聞きましたので、あとは社協と相談をしてやっていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（百武辰美君）

以上で、2番 岡村真由美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時10分より再開します。

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、10番 脇坂正孝議員。

○10番（脇坂正孝君）

皆様こんにちは。私は新庁舎の建設、そしてまた森林経営管理制度について質問をいたします。

1. 新庁舎の建設についてでございます。

新庁舎の建設に向け作業が進んでいるが、総事業費は令和2年8月時の18億4,000万円から3年4月には22億400万円に大幅な増額である。

(1) 総事業費増額の要因は何でしょうか。

(2) 総事業費の減額はできないか。

(3) 十八親和銀行波佐見支店が新館の使用を検討され、断念されたと聞く。決定であるなら、新館は新庁舎と関連させて、規模や配置を再度見直すべきであると思うがどうか。

(4) 新館の活用として、議会関連施設等を残し、新庁舎の面積を減らすことで、総事業費の減額はできないか。

(5) 教育委員会事務局を新庁舎へ移転計画しているが、関係者の理解は得られるのか。

(6) 町内産業活性化のため、町内産の木材や陶磁器を利活用できないか。

2. 森林経営管理制度について。

森林経営管理法（新たな森林管理システム）が平成31年4月に施行された。森林の多面的機能の発揮と林業の成長産業化に向け期待される。

(1) この制度の対象となる森林はどのような森林か。また、面積は。

(2) 各地区の実施計画は。

(3) 所有者不明森林や境界不明森林の対応はどうするのか。

(4) 町で受託した森林を林業経営者に再委託するとあるが、具体的にはどうするのか。

(5) 町で受託した森林が林業経営に適さない場合は町で管理となるが、どのようにして管理するのか。また、その費用負担は。

(6) この制度の本町におけるメリット、デメリットはどう考えるか。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

10番 協坂議員の御質問にお答えいたします。

1. 新庁舎の建設について。

新庁舎の建設に向け作業が進んでいるが、総事業費は令和2年8月時の18億4,000万円から3年4月には22億400万円、大幅な増額である、総事業費増額の要因は何かという御質問ですが、令和元年12月、基本計画策定時点においては、事業費18億4,000万円を計上させていただきました。今回、基本設計で提示しました概算工事費をベースに、基本計画策定時点

では試算することが困難であった費用 3 億 6,700 万円を加えたものとなっております。

主な内容といたしましては、土捨場造成工事費 2,500 万円、職員駐車場整備工事費 1,000 万円、既存新館外壁等改修費 5,000 万円、アスベスト除去工事費 2,000 万円、防災無線システム等移設工事費 1,300 万円、議会支援システム工事費 3,400 万円、用地等補償費 4,400 万円、机、椅子などの重機等 1 億円など、基本設計を行っていく中で算定されてするものがほとんどの項目となります。

今後は実施設計にてより詳細な予算を算出し、新庁舎の施設や機能の説明や予算の説明を行いながら、事業を進めさせていただきたいと思っております。

(2) 総事業費の減額はできないかという御質問ですが、新庁舎事業費については、現時点では概算としてお示ししているもので、今後の社会情勢の変化、経済状況の動向により変動することは御了解いただきたいと思います。事業費の縮減となれば、建築面積の縮小が考えられますが、これは構造計算を伴う大規模な設計変更となり、時間的にも経済的にも負担増加となります。今後の実施設計において、より詳細な検討を行い、シンプルで機能的なデザインとするなど、よりよい新庁舎整備を推進し、事業費増大を可能な限り抑制し、効率的な整備を進めてまいります。

(3) 十八親和銀行波佐見支店が新館の使用を検討され、断念されたと聞く。決定であるなら、新館は新庁舎と関連させて、規模や配置を再度見直すべきであると思うがどうか。新庁舎の整備については、将来の社会動向の変化等を考慮し、柔軟に対応できるよう検討しています。既存新館も含めた形での準備を進めております。お尋ねの銀行誘致につきましては、町民の皆様の利便性や銀行の合併等で利害関係が合えばという経緯で、既存新館に銀行を誘致してまいりましたが、合意に至りませんでした。ただし、多様化する行政ニーズに対応するための施設としての活用法も検討しているところであり、現計画では、行政事務を分散することは非効率であることなどから、規模や配置の見直しは考えておりません。ただし、今後、少子高齢化や地方分権、地方創生、デジタルトランスフォーメーション等が進展することにより、本町の業務量が変化することも予想され、それに応じた機構改革が必要な場合も想定されます。こうした場合には、各課の職員数や業務量の変化に柔軟に対応し、限られたスペースを有効に活用できるように、既存新館を活用していきたいと考えています。

(4) 新館の活用として、議会関連施設等を残し、新庁舎の面積を減らすことで、総事業費の減額はできないかという御質問ですが、議会関連施設については、令和元年 12 月の公共

施設等調査特別委員会において、新庁舎に移転するという事で御意見をいただき、それを元に基本設計、実施設計を行っている状況です。新庁舎の議場につきましては、議場の床をフラット化し、議席等を移動式とし、多目的に使えるように計画しています。また、傍聴席や傍聴ロビー等は、機能的で使いやすく、高齢者や障害者に配慮した、いわゆるバリアフリーとして計画しています。また、議会機能については、波佐見町の意味決定機関としての独立性を考慮し、最上階3階に配置するとともに、町民に開かれた議会に対応できるようにしています。議員御提案の現議場の継続的利用による総事業費の節減については、イニシャルコストの減額にはなりますが、既存議場を利用した場合、その後、求められるであろう議場のバリアフリー化や前述した議場そのものの重要性、多様な利用性などを考慮すれば、計画どおり新庁舎移転で進めるのがよいと考えております。

(5) は教育委員会から後ほど答弁があります。

(6) 町内産業活性化のため、町内産の木材や陶磁器を利活用できないかという御質問ですが、町産品の利用については、現在実施設計にて、設計業者と協議中であります。陶磁器については、波佐見焼振興会や窯業技術センター、町内産木材については、東彼杵郡森林組合に協力を依頼し、工法や利用箇所の選定を行っています。今後は経済性を考慮しながら、積極的に町産品を活用することで、特色ある庁舎建設に努めてまいります。

2. 森林経営管理制度について。

森林経営管理法（新たな森林管理システム）が平成31年4月に施行された。森林の多面的機能の発揮と林業の成長産業化に向け期待される。

(1) この制度の対象となる森林はどのような森林か、また、面積はという御質問ですが、この制度の対象となる森林については、水源涵養機能及び木材生産機能並びに生物多様性保全機能等の森林の多面的機能を発揮させる間伐等の施業が長期間にわたって実施されず、適切な経営管理が行われていない森林となります。

また、本町において対象となる森林の面積は約1,140ヘクタールとなっています。

(2) 各地区の実実施計画はという御質問ですが、本町には字界や尾根等の地形をもって設定した林班が71区画あることから、森林経営計画が策定されていない森林や過去10年以上間伐が実施されていない森林、そのほか、水源涵養及び災害防止等を考慮した上で、森林整備の緊急性の高い林班から整備するよう計画しています。

(3) 所有者不明森林や境界不明森林の対応はどうかという御質問ですが、森林所

有者の全部または一部が不明である森林については、通常の手続ができないことから、事業を進めることが可能になるよう、法による特例が措置されています。内容としては、不明な森林所有者を探索し、なお、不明な場合については、その旨と併せた当該計画を公告し、6カ月の期間中に異議の申出がない場合は、同意されたものとみなし、計画を進めることができますとなっています。

次に、筆界未定の山林については、森林経営管理制度が所有権の移転を伴うことがないことから、境界を確定させる必要はなく、実際に施業を行う区域の中で、その所有者または共有者、隣接する周辺所有者の同意が得られれば、計画を進めることができますとなっています。

(4) 町で受託した森林を林業経営者に再委託するとあるが、具体的にどうするのかという御質問ですが、所有者の意向や要望によって経営管理の権利が市町村に設定された森林のうち、林業経営に適していないと判断される森林については、市町村が実施する経営管理事業によって間伐等を実施することになります。なお、林業経営に適していると判断される森林については、県が公募した意欲と能力のある林業経営体のリストを基に、本町を希望する事業者の中から、最も適切と考えるものを選定し、経営管理を再委託することとなります。

(5) 町で受託した森林が林業経営に適さない場合は町で管理となるが、どのようにして管理するのか、また、その費用負担はという御質問ですが、議員お説のとおり、林業経営に適さない森林については、市町村自ら管理する必要があります。管理の方法としては、市町村の森林経営管理事業により計画的な間伐の施業を行い、適正な森林環境の維持・管理に努めていくこととなります。なお、間伐等に係る費用については、森林環境譲与税を活用し、全額、公費負担で実施する計画としています。

(6) この制度の本町におけるメリット、デメリットはどう考えるのかという御質問ですが、この制度におけるメリットとしては、地域の森林所有者の所在や意向を確認することにより、行政上、必要な基本情報が整理できることや、間伐が実施されていない山林に手を入れることで、水源涵養機能等の森林の多面的な機能が発揮されることにより、災害発生リスクの低減が図れることが挙げられます。なお、デメリットについては、職員の事務負担の増加が挙げられます。

その他の御質問については、教育委員会より答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. 新庁舎の建設について。

(5) 教育委員会事務局を新庁舎へ移転計画しているが、関係者の理解は得られるのかのお尋ねでございますが、近年の教育委員会を取り巻く環境は、社会の複雑化、多様化に伴い、様々な課題に直面しており、特に学校を取り巻く環境は大きく変化しています。特に、児童生徒に対する虐待案件、家庭の貧困問題等は、児童相談所をはじめ、各種関係機関との連携が重要になっています。また、自然災害や防犯対策などの危機管理、通学路等の安全対策、GIGAスクール構想をはじめとするICT教育の推進、老朽化が進んでいる各施設の維持補修等、教育委員会だけでの対処が困難で、様々な町長部局との連携が必要となっています。加えて、新地方教育行政法に掲げられている総合教育会議にあるように、町長との施策の連携も求められています。このような中、現在の教育委員会は庁舎と離れた波佐見町総合文化会館で業務を行っているため、町長部局の各部署との情報共有不足や連携の希薄があり、年々増加する様々な課題の迅速な対応が難しくなってきていると認識をしております。これら諸課題の解決のため、今回の新庁舎建設に合わせて、教育委員会事務局を移転することで計画しているところでございます。

そこで、関係者の理解は得られるのかとの御質問ですが、まず教育委員については、これまで教育委員会定例会で経過等を説明していましたが、5月の教育委員会定例会で改めて議題としてお諮りし、承認をさせていただいております。また、学校関係者についても、町内校長会で経過等を報告しており、異論はございませんでした。PTA等その他の関係者についても、今後、経過等を説明してまいります。理解が得られるものと考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

去年の8月に町政報告会で示されました18億4,000万円とそれから今回、これは1月頃作ってあると思うんですが、このときが22億400万円ということで、約3億6,000万円の増ということで、今、内訳の説明がありましたけども、ちょっとこの間の金額が2割以上で物すごく大きいんですね。この点について、恐らく町民の方々は去年の8月の金額を聞かれて、「いや、もう22億になりました」ということになっても、理解されるかどうか。この辺は大いに心配しておりますけど、その辺はいかがでしょう。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

昨年の令和2年度から庁舎建設推進室が設けられ、基本設計業務を行ってまいりました。その中で、新庁舎を建設する上で解決しないといけない諸問題を検討してまいりました。

総事業費の増額の要因といたしましては、例を挙げさせていただきたいと思います。現在、北側駐車場を2メートル切り下げのように計画をしております。それで出てくる土砂が1万立方メートル、処分先については、長崎キャノン下飛瀬ため池跡地を選定し、一部、民有地を買収費、それと水路整備費など、補正予算を計上させていただきました。それからあと駐車場整備工事に関しましては、地権者との用地交渉を行いながら買収金額をさせていただき、用地費、整備工事費の予算を計上させていただきました。既存新館外壁等改修費については5,000万円で計上させていただいておりますが、この改修費に関しましても、いろいろな意見が今後出てくる中で、改修内容について変更が生じてくるものと考えております。

今後は計画を進める上で出てくる変更であったり、新庁舎建設の利便性のためには、補正予算等を計上させていただき、進めさせていただいた結果が、総事業費の増加の要因となっております。

そのほかには、重機、会議室の机、椅子とかが1億円、また防災無線システム、議会の支援システム等は新庁舎建設と切り離せないものと考え、新庁舎建設事業に算入させていただきました。これが今、総事業費増額の要因でございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

まずこの経費については、2、3年前だったでしょうか、その頃は15、6億円とお聞きしておりました。そして、昨年18億円、今回22億円ということで、ずっと年を追うごとに増額しているわけですね。もちろん突発的に必要となった経費もあるんでしょうけども、ある程度、例えば備品とかこの什器ですね、それから駐車場ですか、こういったものはある程度、去年の8月以前に分かっていたというふうに思うわけですが、この辺はそのときまでは分からんままの状況だったんですか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

事業費の変動、先ほど申された15億から18億、18億から22億という変動でございますけれども、これまでの御説明の中では、新庁舎に係る経費ということでその建築費を主に申し上げてきたかと思っております。基本的には3,000平米ということで、それに50万円を掛けた

ところの15億円、新庁舎には15億円かかりますよという御説明をしながら、当然、それに設計に係る費用であるとか、諸費用を含んだところで、昨年では18億相当の御説明をしたかと思えます。その後、もろもろの費用等を算出した結果が、今回お示しをしております22億ぐらいの事業費になっております。この事業費が高いというふうな御批判かと思えますけれども、同時に進んでおります佐々町の事例を見てみますと、同程度の規模でさらにこの22億より高い事業費が示されているようでございますので、他市町に比例しても決して膨大な事業費をかけて行っているというようなことではございませんで、可能な限り、事業費の縮減には努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

私は何でこれを申すかと申しますと、昨年の町政報告会の資料を見ますと、建設費は約15億円、税込みが見込まれますと、そしてこのほか、先行自治体の事例等から設計費、附帯工事費、解体費等を算出すると、概算事業費は約18億4,000万円となりますというような記載があるわけですよ。これで普通してみれば、これで全てが入ってるもんというふうに理解するわけですね。そういったことから、何でこの3億も4億も上がったんだろうかというふうなのがまず私のここんところにちょっとした疑問を持ったところです。その辺は今のこの要因ということで10ぐらい挙げてもらいまして、この辺でそれぞれ大分後になってから要因が発生したのかなというふうな思いではありますけれども、やっぱりある程度、こういうふうにして発表するに当たっては、そこまで見込んだところでしてもらわないと、やっぱり町民の方は、恐らく何でだろうかというふうな思いに駆られると思います。そういったある程度は予算で、そして実行されたものもある程度はあるかと思ってるんですけども、今後のものについては大いに節約に努めていただければと思います。

それで次に、この22億の財源についてお尋ねをいたします。財源をまずお願いします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

庁舎建設に係る財源につきましては、まず積み立てております基金がございます。これを10億円ほど見込んでおりまして、その足りない分につきましては、交付税の措置のある起債を計算しますと5億3,000万ぐらいは使えると思っております、それからそれを使えない分は、一般の交付税措置がない起債、それから一般財源ということになります。一般財源は

1億1,500万円ほどを見込んでおります。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

基金が10億円というふうなことで約半分ということになろうかと思えますけども、これにつけても、起債が10億円ちょっと、これで交付税措置があつて戻ってくるっていえばあれですけど、そういうふうな金額はどのくらいなんですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

交付税としましては、1億3,500万円ほどを見込んでおります。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

ということは、10億余りの起債の中から、1億3,000万ちょっとは町の収入として戻ってくるけども、それ以外は町の負担ということになりますですね。その点からいきますと、22億のうちの1億3,000万を除いた残りの金額は、基金にしろ一般財源にしろ、全て町の持ち出しなんですよね、分かりやすく言えば、それに変わりはないですね。だから大きな金額と言えるわけです。私はもう少し有利な起債ということで戻ってくる金額が大きいかなと思ったんですけども、1億3,000万ということで、大分誤差があつてるわけですけども、したがいまして、やはりこの金額を何とかしてでももう少し減らしていかなざるを得ないというふうに思うわけです。町民の納得される、あるいは理解されるためには、それで私なりに減額ができないか考えてみたわけですけども、以下、関連して質問をいたしていきます。

まず、銀行が断念されたという時期、これはいつだったでしょうかね。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

今年に入ってから、2月にお話がありました。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

2月にその話が途切れたと、誘致という形ではありますけども、それがなくなったということでございますけども、恐らくそれまではこの1階、いわゆる新館と言われてますけども、

現庁舎の1階、ここについては今までほとんど何に使うかということは議論されてなかったというふうに思うわけですよ。銀行の借用ありきで。だから、新庁舎だけ議論をされて、このこと、1階のこと、議会はさっきの話でそういうふうな議会からの申出でという話がありましたけども、この1階については、もう銀行が借りるものというふうな前提で持ってこられて、じゃあこっちと併せてという話が恐らく進んでなかったと、私はそういうふうに思っております。というのが、新庁舎が3,300ですよ。そして、下が約550ぐらいありますよね。そうしますと、3,800平米ぐらい合わせてあるわけです。そしてこの議会のあれも含めると4,000超えるわけですよ。だから、物すごく広い庁舎になるんですよ。そのところをもう少し両方含めたところで、配置とか使用目的、そういったところを考えていく必要はあるんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

確かにおっしゃるとおり、新館1階につきましては、銀行との協議を進めてまいりましたが、決してそれありきで話を進めてきたわけではございません。もし銀行が成立しなかった場合については、当然、今、行政に対するニーズというのは非常に増えておりますので、例えば子育て支援であれば、井石の勤労福祉会館のほうに設けております子育て支援センターであるとか、本当はもっと行政と近い場所にあったほうが機能的でいい場合もございますので、そういった機能の移転だとか、あるいはほかの例えば予防接種はどうか分かりませんが、そういったものに活用できないかとかそういった検討は各課から出していただけてきたところでございますので、必ずしも銀行オンリーでやってきたというわけではございません。

それから、おっしゃるとおり、面積が確かに縮小すれば事業費は縮小するわけではございますけれども、必ずしもそれが果たしていいのかということは、今後議論しなくてはいけないと思います。と申しますのは、今縮小してつくっておいて、さらに機能が足りないからやっぱり議場を向こうにつくったほうがいいやというふうになった場合は、かなりの手戻り工事になりますので、かえって負担が大きくなって、後年の負担が大きくなるというふうなことも考えられますので、現在の計画におきましては、新庁舎におけます議場機能の保持というものを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

今後、いろんな行政需要が増すというかもしれませんが、また減るかもしれない。その辺のところは分からないわけですが、前いただいた図面で見ますと、もう1階は多目的利用空間というふうになっているわけですね。これは極めて具体的でない目的ということで、こんな500平米もあるような部屋が何でそのまま残されてるのかというふうに私は思うわけですが、もう少し詰めていくと、先ほど副町長が言われたような部屋に使われる可能性はあるとしても、そういうふうに思います。

それともう一つ、この議会、これがそのまま仮にここを残しますと、建設費のほうは15億円あるわけですが、約500平米、2億数千円浮きます。そしてまた、什器が1億円という予算が出てますが、什器の予算、これは恐らく四、五千万、議会関係が四、五千万だろうと思いますので、合わせて4億近い予算が減額になるというふうに私は試算しているんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

議会の関連施設の新庁舎に移転ということでの事業費についてですが、議員が言われるように、端的には4億円とかなるかと思われませんが、先ほど町長答弁でも述べさせていただいたとおり、バリアフリー化とか連絡通路とか、あと通常、この新館を使うとしたら、通常としても防水やら外壁とかやらないところはあると思うんですが、そこら辺を差し引いた金額と副町長が先ほど言われたように、今後建て替えというか増築となった場合の費用とかそこら辺を考えた場合と、あと今、議場をそのまままで生かさせていただくという意見をいただいた中で、新庁舎に移った議場も移動式家具、フラット化で多目的な利用を考えておりますので、そこら辺も開かれた議場として、議会がないときには多目的に使えるような感じで計画もしております。災害が起こったときにもそこも使わせていただいて、こちらのほうも利活用しながら、多方面で考えながら、お金も端的にはイニシャルコストは下がったように感じますが、そこら辺は利活用を考えながら、やっていかせていただきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

バリアフリー等はどこまで考えるかということになっていくかとは思いますが、例えば新庁舎に設置される予定のエレベーター等をもう少し、中央部に持ってくれば、この連絡

用の橋と使い勝手がよくなりますし、そのほかいろいろあろうかと思えますけれども、もう少し検討をお願いしたいと思います。

そしてまた、現在、この1階の3課か4課ありますけれども、この中でももう移らんほうがいいばいというふうな声もこれは非公式ですけども、聞いております。その辺のところはいかがされますか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

新館の利用につきましては、管理職、職員から様々な意見が出されております。先ほど議員が言われましたが、もう銀行ははっきり言って来るか来ないか分からないような状態でしたので、係長級の職員のワーキングの中でも検討は重ねてまいりました。それで今、概要版のほうには大まかに、抽象的に書いておりますが、2階には会議室や倉庫、書庫、職員組合室、男子厚生室、女子厚生室、1階については様々な意見が出ておりまして、議員が言われたように、それで決まらないのではなくて、決められない状態で今、明記はしておりません。今後はいろいろ機構改革とかあると思えますし、議員が言われたようにいろいろ意見もありますので、そこら辺を検討しながら考えてまいります。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

私の提案といたしましては、この議会の2階部分は残して、ここに書いてあります予定の2階部分にあるわけですね、多目的会議室とか会議室とかそれから厚生室とかこういったものを逆に1階に持っていけば、ぴしっと収まると思っております。そして、新庁舎の3階は半分にすれば、相当減額になろうかと思えますので、改めて検討をお願いしたいと思います。

次にいきたいと思えます。

教育委員会の移転でございますけれども、関係者の御理解ということでございますが、教育委員会のほうは承認があったということですけども、校長会とか。あと、問題は普段利用されている町民の方がいかに御理解されるかですよ。例えば、PTAの方とか保護者会、それから体協とか文化団体とか、そしてまたそのほかに細目がありますよね。そういったところの今までよくよく今の教育委員会、文化センターのほうに来られて、その辺の方が恐らく不便を感じられるんじゃないかろうかというふうな思いがあるわけですが、そういったところまでは御理解を得られてるんですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

今、議員のほうから挙がった団体については、まだそこまでの確認はしておりません。今から丁寧な説明ということになっていくんだろうと思いますし、現在の教育委員会が総合文化会館の中にあり、各施設の貸与あるいは利用等に積極的に活用いただいていること、そしてそれに教育委員会がお世話をしていることの部分のメリットの部分、これまでの成果が高い評価を得てるんだろうということに、そのギャップとしてじゃあという不安の大きさが多分あるのかなと思っておりますが、まず、この新庁舎に教育委員会が移転することを教育委員会あるいは校長会のみではなく、おっしゃったようにPTA、関係各団体に今後、丁寧に説明をし、理解を得ていくというような事前の周知の大切さを今感じているところでございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

例えば、中央小学校の保護者の方とか中学校の保護者の方が学校のほうに担任との面談とかで来られて、この辺はもう少し教育委員会でお話ししましょうということになった場合に、今ならすぐそばですからそのまま行けたわけですけども、また改めてここまで来なくちゃいけないと、こういうふうなことも一つの例ですがあろうかと思うんですけど、そういったことは考えられませんか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。今、例えの例だとしても、今実際、教育委員会のほうの総合文化会館の中の部屋を使つての相談等々につきましては、事前に連絡をいただきます。その部分の対応ですので、今後、指定管理業者等々があそこにおる形になるんだろうと思いますが、その方々との分もありますし、そういう情報が学校からありましたら、こちらから私たちが出向いて行って、その建物を利用して、相談等に当たるということになりますので、決して学校職員だとか保護者の方に不便さを感じるようなことはさせないというように考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

恐らく全部が全部は移転に関しては御理解が難しいところもあろうかと思えますけれども、その辺は今後十分説明され、御理解を得られて、そしてまたその結果で判断されるということも含めて、対応をお願いしたいと思えます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。やはり今まで使い慣れたところがなくなるわけですので、それに対する不安というのはとても大きいんだらうということは分かります。だからこそ丁寧に説明を周知し、御理解をいただくということで、そのスタンスを決して忘れないようにしなくてはならないと同時に、移転後の活用について、今以上の利便性あるいは効果を上げるということを約束しないと決して理解を得られないだらうということを思っておりますので、その覚悟であります。

以上です。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

一応、教育委員会についてはそういった方向でお願いをしたいと思えます。

あと、町内産の木材、陶磁器でございますけれども、材木については、1月頃は町産材を使うとなっておったんですよ。4月の時点では県産材になってるわけですね。これは明確にやっぱり町産材ということで、町有林も郡有林が相当購入されて、多くあるわけですから、ぜひ町有林を使ってもらって、そしてちゃんとここには自宅で言えば自分の山を使って自分の家を作ったと、そういったことを示してもらえば、もっとPR効果が上がって、皆さんの山林所有者の山林に対する意識が違ってくるんじゃないかと思えますけど、そういったところはどうか考えますか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

基本設計の概要版のほうに県産材ということであらうと思うんですけど、基本的には構造材はやはりコストとか流通しているものを使っていきたいなという、コストの関係がありますので思っております。そこで、今までもずっと説明させていただいてると思うんですが、装飾材とかにつきましては、できるだけ町産材を使っていきたいと考えております。使います。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

ぜひ町内産の木材を使ってもらいたいと思っております。陶磁器に関してはもう町内産で間違いなくというふうに思いますけど。陶磁器関係はですね。それはその通りでしょう。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

もちろんなんですけど、波佐見焼振興会、窯業技術センターとタイアップを行って、まず波佐見焼を勉強している状態で、今現在も設計業者とあと係長とかが勉強に行っている状況です。それで、有識者の会長でもあります兒玉会長からも、絶対間違った波佐見焼は使うなということと言われておりまして、そこでももちろん学芸員の盛山さん、中野さんとかにも話を聞きながら、確認を行いながら、間違った波佐見焼を使わないようにしていきたいと思えます。

それと、やっぱり廃石膏についても、歴史文化交流館でも使って塗ってるように、壁面素材として積極的に使用してまいります。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

森林経営管理制度についてももうあんまり時間がございませんけども、元年度の施策の成果に、志折郷の61班を意向調査というふうなことで書いてあるわけですが、対象人数22人、一筆0.5ヘクタール以上の森林所有者ということで、この中で関係者への意向調査を行い、今後の整備についての方向性を示しましたという記載があるわけですけども、今後の整備の方向性ということは、具体的にはどのようなことですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

この志折郷の61林班、10.27ヘクタールにつきましては、令和元年度、2年度で集積計画の策定が終了しております。ですので、令和3年度に実際に整備に入るとということで、保育間伐を実施するよう予定をいたしておるところでございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

今後、71林区についてされると思うんですけども、最終的には何年ぐらいを考えておられ

ますか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

波佐見町内に71林班あるということで、町長の答弁にあったと思いますけれども、その全てがこの制度の対象にはなるわけではございません。この対象になる林班は、既に森林経営計画が策定されている林班につきましては、そこは除外していくということになっておりますので、それとその林班の中でも、個人的に間伐をされているところも省いていくというようなことになっておりますので、その辺の調査を今随時進めているところでございまして、この事業が全て完了すると、完了ということはずないんですね。この制度がずっと続いていきますので、これは永年にわたって、森林がある限りずっと続いていくというようなことになろうかと思えます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

そうしますと、この経費についてはずっと譲与税で賄っていくという考え方ですよ、町に任された分は。町に任されて、そして町でなおかつ再委託ができなかったものについては、町で管理されるというふうな理解でよろしいんですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

はい、議員おっしゃるとおりです。採択できなかったものは全て森林環境譲与税を財源としてやっていくということになります。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

最後に、メリット・デメリットというふうなことで、いろいろ見てみますと、この事業によって市町村が開発することで、長期的に安心して所有する森林を任せられることというふうな、そういった森林所有者のプラス面とかあるいはまた林業経営者としては、長期的に継続して事業ができるというふうなメリットを目にしましたけども、そういった理解でよろしいんですかね。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

メリットにつきましては、それぞれ違うかなと思っております。山の所有者につきましては、この森林経営管理制度のほうに集積といいますか、預けることをしていただければ、自分で管理するというような手間が省けると。それとまた預けていただいた採択をした場合は、その森林を経営する事業者にとっては、また経営面積が広がるということで、それもメリットになってくるというようなことで、全てが全てメリットばかりではないんですけれども、その立場立場でメリットは変わってくるというようなことでございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

全国の調査で、手入れが行き届いてない山林が約83%というふうなデータが載っておりますけども、本町の場合は総じてどうですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

本町の場合、本町の市有林、これはあくまでも市有林が対象になりますので、市有林の人工林面積が1,911.3ヘクタールございます。それで、今回の森林経営管理制度の対象となる面積が、答弁でもありましたとおり、1,140ヘクタールが対象ということですので、おおよそそれぐらいはやっぱりあると、全国的な発表された率と遜色変わらないぐらいあるということでございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

また最初の新庁舎に移りますけども、川棚町の例を引き出して申し訳ないんですが、川棚町が面積的には今つくっておられる新しい新庁舎と、現在、議会が入っている庁舎を合わせまして約2,800平米です。そして、別館のほうですけども、これが三十七、八年経過ですよ。それでもなおかつ議会場として、あるいは下のほうは事務所として活用するというふうなことでございますので、一つこの辺のことも参考にされまして、ここも長寿命化ということでいけば、今のこちらの本庁舎、現在のですね、ここももう50年ですかね、60年ですかね、そのくらいたってますから、いろいろ手を入れていけば、60年どころか70年もてるかと思えますので、その辺はよくよく手入れをしながら長く使うというふうな基本理念の下に、今後の設計を手がけていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、10番 脇坂正孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。15時20分より再開します。

午後3時09分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、8番 三石孝議員。

○8番（三石 孝君）

皆さんこんにちは。通告に従いまして、質問をいたします。

1. 防災対策について。

避難所における備蓄物は十分に確保してあるか。

2. 農業政策について。

(1) 農業担い手育成の現状と今後のプランはどうか。

(2) 駄野地区圃場整備の現状と今後の活用プランはどうか。

3. 波佐見町事業継続支援給付金制度について。

(1) 申請件数が想定件数より大幅に少ないと聞く。どのように分析しているか。

(2) 今後どのような対策を取るのか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

8番 三石議員の御質問にお答えいたします。

1. 防災対策について。

避難所における備蓄物は十分確保してあるかという御質問ですが、避難所における備蓄品については、県では人口の5%の人数に対して三日間の備蓄目標が示されておりますので、730人分の三日間を目標に備蓄を計画をしております。現在の主な備蓄品と数量は、非常食740人分、毛布530人分、パーテーション430人分、マット100人分が在庫としてあります。今回の補正予算で不足しています非常食1,450人分、毛布200人分、パーテーション300人分、

菜、飼料作物の作付が行われることとなります。さらに、駄野地区土地改良区を中心として、中間管理機構を活用した農地の集積と担い手である認定農業者や農事組合法人への配分、集約化について検討されており、事業完了までには耕作者への配分が決定することになっています。

次に、今後の活用プランはどうかということですが、実施されている圃場整備事業は、農地の大区画化と暗渠設備による排水機能の向上が行われたことから、大型機械導入による省力化、汎用化された農地での園芸作目の作付拡大が重要な課題ではないかと思われます。そこで、省力化を図る機械導入等に関しては、認定農業者または農事組合法人を対象にした相談会を通して、その経営計画や状況等を考慮した上で、計画的導入を進めてまいります。また、園芸作目については、平成30年度から3年間の期限で活動を実施した駄野地区園芸産地づくり協議会を今年度以降も継続して活動することとしており、今後もこの協議会を中心に地元と協議を進めながら、作付拡大と産地づくりへの支援を行ってまいります。

3. 波佐見町事業継続支援給付金制度について。

(1) 申請件数が想定件数より大幅に少ないと聞く、どのように分析しているかという質問と、(2) 今後どのような対策を取るのかという御質問ですが、波佐見町事業継続支援給付金制度については、コロナ第3波が流行した令和3年2月上旬に落ち込んだ経済状況により打撃を受けた多くの事業所を対象にした給付金業務を実施したいと、長崎県から県内全市町に打診があり、事業を組み立てたものであります。その後、3月3日に議会の議決をいただき、3月14日の自治会長会議で全世帯へ制度の案内を行い、3月25日から申請の受付を開始しました。事業の内容としては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県下全域に特別警戒警報、長崎市内に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、事業活動に大きな影響を受けている事業者に対して、給付金を支給するもので、支給対象者の要件としては、①県の営業時間短縮要請に応じた飲食店と、直接、間接の取引があること、②県内における不要不急の外出、移動自粛による直接的な影響を受けたことのいずれかにより、令和3年1月または2月の売上が対前年比または対前前年比で50%以上減少している場合に1事業者20万円、20%以上50%未満減少している場合に1事業者10万円給付するという内容になります。この二つの要件については、国の制度を踏襲し、長崎県が県下全市町に適用した要件であり、県の制度では50%以上減少した事業所のみであったため、町独自に20%以上50%未満減少している事業者にも給付する制度をつくったものです。

申請件数が想定件数より大幅に少ないとの御指摘ですが、6月4日現在では、50%以上減少で申請された事業所が126件、20%以上50%未満減少で申請された事業所が53件、合計で179件という実績であります。昨年、単独で実施しました20万円の給付金の実績をベースとして予算量は最大値で計上していましたので、それに比べると申請件数は少ない状況です。しかしながら、事業設計時に県が想定した50%以上減少で申請されるであろう事業所数は174件でありましたので、6月末の申請期限までに近い数字になるのではないかと推計しております。昨年は、全国一斉に緊急事態宣言が発令された影響で、全国的に消費が減退し、波佐見町においても初めて陶器まつりも延期になるなど、経済が沈み込み、ほとんどの事業者が影響を受けたため、また対象期間が3月から8月と長期間であったことも、申請件数が多かった要因と考えています。

一方、今回は対象月が1月と2月のみであり、一番影響を受けている飲食店は、別の支援事業の対象で、この給付金の対象外であったこと、建設関係事業者も落ち込みは少なかったこと、窯元や商社もふるさと納税やネットでの販売などが確立され、生地や型などの下請け事業者も材料の石膏の供給量からも大きな落ち込みがなく、1月、2月はもともと業務日数が少なく、売上げも少なくなることから、年度間での差がつきにくいとの話も聞き及んでおり、全体的に影響幅が小さかったのではないかと分析をしています。

今後の対策ですが、既に申請期限を5月末を6月末に1か月延長して申請漏れに対応しており、町内無線放送やホームページでも周知を図っているところです。また、国においては、4月から6月を対象として、同年同月比50%以上減少した法人に20万円、個人事業者に10万円を支給する月次支援金を新たに創設されています。国県の事業にも注視しながら、コロナの状況や経済状況も勘案し、必要があれば、町単独事業も視野に入れながら、検討してまいりたいと思います。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

最初に、防災対策における避難所における備蓄物の件ですね。当初、予定している段階では、備蓄物の不足を発生している状況で質問を考えておりましたので、今、町長の答弁では、かなりマット数も増えてるということで安心いたしました。ところで、避難所の備蓄に関しては、県の目標値ということで、人口の5%に当たる数を目標として備蓄しようということになっておりますが、この人口の5%という中の元になる人口は、何日現在とい

うことありますが、先ほど同僚議員が言いました、自治会に加入されていない方の数も入っていますか、入ってませんか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

こちらにつきましては、自治会に入っている、入っていない関係なく、町の人口というところでございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

まあ、そうですね。当然のことながら、人口ですから、入っているのが人口ですよ。となりますと、結局、避難のための備蓄目標を5%としましょうということで、県下一斉にそういうことで、県の方と目標を立ててやろうと。でも、避難のときに、自治会に入っていない方にもちゃんとした連絡がいくシステムになってますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

避難を呼びかける際には、気象庁が発表しますレベル4の災害情報の発表があったときに、防災無線等を通じて避難を呼びかけるようにしております。なお、そういった自治会に入っていない方につきましては、もちろん屋内の個別受信機と屋外の防災無線のラップがでございます。ラップでの呼びかけ、それと防災メール、それとラインアット、それと今、最近、携帯のほうがエリアメールということで、多分鳴り響いているかと思えますけども、そのエリアメールを使いまして、避難の呼びかけということでいたしております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

ということは、まったく防災無線のあるとかないとか、設置してある、してないのは関係なく、多くの町民に平等に緊急事態の連絡がされてるという理解でよろしいんですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

昨年、4回ほど呼びかけを行っておりますけれども、それで情報は提供させていただいております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

安心しました。それで、実は、今回の予算に上がってますパーテーションです。今回、多くの数を購入される予定で予算が上がっておりますが、結構大きなパーテーションなんですね。これは避難用の車椅子も入るような形のパーテーションなんですけど、これ自体は先ほどの同僚議員の災害の質問に対しても、まずは最初に避難所として勤労福祉会館、総合文化会館、それと改善センターということでございましたが、相当スペース取りますもんね、これは。それで、実際、去年の7月に豪雨があったときには、小学校の東小学校、中央小学校、南小学校の教室も利用しました。そのときの状況は御覧になってますか、担当課長として。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

現場の状況は、教室までは行っておりません。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

まず、避難者が困ってらっしゃったのは、ここは最初、町長の答弁で、マット数がかなり増えておるなと思ったんですけど、マットだったんですよ。例えばこういうマットです。避難されるところが板張りなんですよ、コンクリートの上に。そういうところだから、例えば掛毛布とかそういう羽織るやつは持ってきてくださいなんですけど、下のやつはなかなか一緒に持って出られない環境にあるわけですね、緊急事態ですから。だからそういうときに対して、やっぱりマットが必要だなということは常に思いましたし、そういうふうに想定されている勤労福祉会館、総合文化会館、改善センターだけじゃないところも開放せざるを得んときがあるわけですね。そういうためには、このマットをしっかりと購入しておって、準備してもらいたいという趣旨もありましたし、このパーテーションですね、戻りますけど。これが場所を取りますから、体育館の開放だったら分かりますよ。ところが勤労福祉会館でどうやってこれをしますか。部屋の中にほとんど数えるくらいの世帯しか入れませんよ。学校とか何とか。これに大幅な予算をつけて、購入しようって、どうも。だから現場を実際しっかり見てらっしゃらないからこがんなるとですよ。現場に行くと、あの緊急事態のときに、着の身着のまま貴重品と羽織だけを持ってきて、どういう環境に避難者が置かれてるっていうのをちゃんと、もう早く言えば10カ月前の話ですよ。それをちゃんとどうすればいいかっていうのをその後、係の人たちから協議をして、これが必要だ、あれが必要だということをし

やんと協議してないから、何も分からんごと、こがんでかいやつを購入することがいいことだと思ってる。その辺についてどうですか、協議されましたか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

昨年の9月の台風のときに、私的には初めてそういった学校の教室まで使わせて、避難所ということで開設をさせていただいております。そのときの避難者の状況を分析したところ、もちろん単身の方、お二人の方、3人の方、5人の方とそれぞれの避難者の割合がございましたので、そこを用いまして、今回そういった3カ所の避難所についてはその方々に対応できるような数を整備をしたいと思っております。独り用の方につきましては、段ボールのパーティションを購入をしておりますけども、そういった方々については、段ボールのパーティションを使っていたく、家族で来られる方はこのサイズを使っていたくというようなことで計画をいたしております。

今回、その3カ所の避難所だけではなく、前回みたいに台風でそういったほかの避難所を開設する場合がありますので、そういったところはこのパーティションを使ってということになろうかと思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

あまり現場をお知りにならないので、お伝えしておきますけど、勤労福祉会館、総合文化会館、改善センターでは全然対応のちごうとったです。全部行きましたよ、学校も。違うんですよ、対応が。改善センターはホールに本当このスペースに二人並んで、そういう状況なんですよ。で、総合文化会館は和室にぼっと来ますね、換気も何もないわけですよ。コロナ禍なんですよ、今。まだまだ分からない、ワクチンの接種も終わってない。じゃあどういふことが必要かっていうのは、扇風機です、換気なんです。そういう扇風機を常備する。こないだ総務文教委員会に行きますと、学校にもそれぞれ体育館にもあります、そういう答弁でしょう。むんむんむんむんしてしまってるんですよ、人の熱気で。やっぱり換気は必要なんです。広いところを利用するに当たってはパーティションも必要ですけど、いろんな形でほこりが舞ってしまっ。段ボールベッドを十分準備するとかってそういうことも必要ですからね。今も梅雨入りがもう早くありましたから、いつ災害が起きてもおかしくない。梅雨だけに災害が来るわけではございませんので、ある程度リハーサルをして、ここにはこうだ、

ああだということをしてしてください。また警報が出た、バタバタ、あっち行け、こっち行け、あれ持ってけ、これ持ってけじゃなくて、1回ないし2回しとってくださいよ。だから、後手になっておる部分が多いから、その点の研修も含めてリハーサルをやってください。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

本当昨年9月の台風のとき、まさしくそういった状況でございました。現場からもそういった意見もお伺いしてから、段ボールのパーテーションもその現場で設置していたときにそういった単身で来られる方については、これはちょっと広すぎてもったいないんじゃないかというところで、現場現場で知恵が生まれて、そこは改善センターだったんですけども、改善センターのほうでは段ボールパーテーションを3人分、4人分の分をわざと分けて、単身のほうを作ったという、それは本当現場の知恵というか、現場で分かったことでございます。今回もそういった改善センターで分かった知恵をほかの避難所のほうにも生かしながら、先ほど言いましたとおり、その割合で来られるかどうかは分かりませんが、それを目安として現場を作っていきたいと思っております。

それと、もう一つ、換気ということでございましたので、まだ予算的にちょっと余裕もございますので、そういった大型扇風機等も検討もさせていただければと思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

そういうことで、いつ何時こういう災害、地震はないだろうというふうに多くの方は思っていますが、あるかもしれません。そういうことで、備えあれば憂いなしで一つ準備のほうをよろしく願いいたします。

それでは、順序は逆になりますけど、まず最初に次には波佐見町事業継続支援給付金制度についてのほうを先にやりたいと思っておりますけども、先ほど御説明がありましたように、今回は1月、2月が対象になりますけど、50%ダウンの事業者に対しては20万、波佐見町単独で20%から50%に対しては10万ということで給付金がなされております。この10万については町の持ち出しですけど、20万の財源の原資はどうなっておりますか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

県が10万、町が10万でございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

そのとおりですよ。県が10万、町が10万。まず最初、こういうことが先ほど町長の説明にもありましたように、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県下全域に特別警戒警報、長崎市のほうには緊急事態が出ましたら、そういう形で事業者支援ということで動いていただきました。最初に、先ほど御案内があったように、4月の段階に全戸に今、御覧になってるような御案内が配付物としてなされております。ここが赤の下のほうを見ますと、5月31日です。そしてこれが5月の配付物として、これは6月30日です。ところが、裏面に右側になりますけど、裏面にはこういう事業が対象になるか不明の方は御確認くださいということで、フローチャートみたいな形で書かれて御案内をされてます。なぜこういうことが起きたかっていうと、一番最初にこの事業の申請に当たっては、商工観光課のほうがいろんな担当課になりますけども、農業者であっても申請できますよという形で農林課のほうのカウンターにもこの用紙が置いてあったわけです。実際のところ、様子はどうなんですかと確認をすると、なかなかいらっしゃらない。あくまでも商工観光課が担当で、下のほうにお問合せ先が商工観光課の御案内の番号が書いてありますし、農林課も書いてあるんですけど、農業者にはその辺の伝わり方はどうしても弱いんです。

そういう面からすると、どうしてかなと思いましたが、上のほうに書いてあります条件のところには、次のいずれかに該当する者ということで、先ほど町長の答弁にもありましたように、県の営業時短の要請に応じた飲食店と直接または間接の取引があること、これ大体分かりますよね。飲食店のほうに材料として食材を持っていかれたり、酒の供給をされたり、飲物、そういう方ですね。代行運転もそうでしょう、間接的に。そして次の2ですよ。2に何て書いてあるかという、県内における不要不急の外出、移動自粛による直接的な影響を受けたことと書いてありますよ。なかなか一般の、私も読んでもよく分からない。どういうことかということで、県のほうにも対応しましたが、町の担当課のほうは、この文言の解釈ってどういうふうに思っていますか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず、この制度を最初に県から説明を受けたときには、極めて限定的な対象とっておりました、私たちも。ただ、県に問い合わせたところ、このコロナの影響を受けているのであ

れば、県内における例えば不要不急の人の流れが少なかったから、売上げが減ったんじゃないか。うちで言えば、焼き物でいえば、普通は消費者だけかなって思うんですけども、消費者が売れるのが少なくなれば、考えようによっては、窯元もそれによって直接の影響を受ける。間接っていう考え方もありますけども、直接影響を受けている。その下請けの生地屋さんも自分の売上げとしては直接影響受けたんだというような考え方もできるんじゃないかなっていう県の回答でありました。だから、幅広い事業者にコロナの影響を受けたら対象になるんだよということで、御相談くださいということで私たちも周知をしたところでございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

そのとおりですね。なかなか言葉で表せていうとなかなか難しいことを質問して、嫌がらせじゃないですけど聞いたんですけど、なかなか表現できないけど、多くの事業者が対象になりますっていうことですよ。その県の産業政策課のタニザキ氏に確認をしました。Q&Aっていうのがありまして、先ほど言いましたね、県内における不要不急の外出、移動自粛によって直接的な影響を受けたことをどのように証明すればいいんですかと書かれてるんですね。ここに書いてある対処法では、主に対面で商品やサービスなどの提供を行っていることを確認する書類ってなってるんです。何なのかっていうふうになってしまって、これもちよっとぼかしながら書いてありますので、商店のサービス業の一覧表とか店舗の写真とか、また領収書もですかと言ったら領収書もおっしゃる。いろんな形で、すなわち飲食店に対して直接、間接影響がある人、その他動いて回ることに対して直接影響のある人って、大方事業は関係しておるわけですよ。それに対してしますということで、今回特に前は800件近くの町単独の利用があったのに対して、今回は126件の53件の179件ということで、なかなか申請が少ないなと僕は思っていたわけですよ。この関係についても、全世帯に配布する割には、全世帯に先ほど説明したこの書類、裏っかわ何もなし、2回目はこれはあるんですけど、行政サービスの最たるもので、町民に分かりやすい表現っていうのはなかなかかわけですよ。フローチャートと手続の流れだけで、文言の解釈なんかがよく分からない人がたくさんいましたので、私が御紹介していく中ではですね。そこら辺がちょっと足りなかったんじゃないかと思うんですよ。確かに防災無線、広報はさみ、その他されてる。その辺について、今後僅かな時間しか残っておりません、6月30日までですね。その対応については

少し改善しながら、お知らせをしていくお考えはないですか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

なかなかこの条件が難しいということも、町のほうで勝手にこの条件を変えることもできませんので、こういう表現になったということで、周知の部分でもう少し工夫もいったのかなということもありますけど、何回となく有線放送もしまして、ある焼き物の下請け事業者さんに聞いてみました。あれだけ放送されたら、大概分かりますっていう答えもありましたので、もちろん理解もなかなか分かりにくいよって、自分のことって思わない方もやっぱりいらっしやると思います。そういうこともあって、あと1か月切ってますので、もちろん無線放送で周知はするということはもちろんですけども、今回このように一般質問でしていただきましたので、波佐見テレビがいつ放送されるか分かりませんが、多くの事業者さんが対象となりますので、ぜひ商工観光課のほうにお尋ねをしていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。こういうふうにPRをしていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

宣伝の仕方はいろいろありますが、そういう形で宣伝していただくのが大変よろしいことかと思えます。

一つだけこの事業について再確認をしたい。それは、農林課のほうで農業関係者の受付をされてますが、今回この事業を使った農業者の申請というのは何件くらいありましたか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

それの前に、町長答弁の中で6月4日現在でしたので、それから少し動いておりますので、今最新のデータが出ておりますと、50%以上減少20万の給付対象の申請が138件、10万円のほうで62件ということで、ちょうど200件今日現在であっておるということで、そのうち、農業者については、20万円のほうで5件、10万円のほうで4件、合計9件ということになっております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

この農業者に関しても、こういうことがございました。農業者が申請をされましたら、農業者自体の事業というのは、お米の生産。お米の生産の件は皆さん御存じだと思いますけど、たくさんお作りになる方は農協のほうの供出をされて、残りについては個人契約があったりして、販売なさったりです。今、いろんな形で農業の変化もあります、進展もありますので、新鮮市場にお米を小袋に入れて出す機会も多いわけですね。そういうことでされていた農業者もおりますし、年金生活をされて、もう供出もできない。取れたお米を個人に販売するというケースもあったと。しかし、けんもほろろ、申請はしましたが、連絡がきたのが、お米の生産についてはこの事業は使えませんということでございました。どういことですか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

先ほど言われたように、通常、農家であってもいろんな出荷、特に農家の場合、1月2月に売上げがあるっていうのは、例えばいちごだったりとかアスパラだったりとか限られてくると思うんですね。まず野菜を作って、そういう新鮮市場に出荷をされている方は当然対象だと思います。じゃあ、お米を個人的に売りました、定期的に事業継続支援金ですから、定期的に事業を継続しながら売っているのかというのが少しポイントになると思います。そういうところで、単発的に昨年の1月に米を1袋売りました、9,000円でした、今年はコロナで売りませんでした、それでゼロでした、そしたら100%減少しています、それでじゃあ20万円給付、権利ありますよね、それはまず住民の皆さんがどう思われるかですね。それは審査しました、当然、県にも確認をしました。そういう中で、当然、そこは駄目だろうという県の見解もあります。そういうふうに、ケースによってやっぱりいろいろありますので、やっぱり御相談をしていただきたい。そういうところがあるので、そういう極端な例で、私もじゃあ通帳見ました、そしたら去年の米の生産端数が何千円とか入ってました。農協に出荷した分ですから、出荷といえば出荷なんですけども、そういった部分も、じゃあ去年の出荷のタイミングとこれは量的な問題もあると思うんですけども、そういうところで下がったら対象になるのかとかいろんなケースがありますので、一概に例は挙げにくいので、相談をしていただければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

おっしゃるとおりですよ。いろんなケースがあるのは当然の話ですよ。そのため、事業継

続ですから、事業をやっていますかという証明が申告書なんです。御存じだと思う。申告書のAとBとございまして、Aのほうは給与を中心とした申告書なんですけど、Bのほうは事業を継続した事業収入が書くような申告、こういうのを提出書類の必要書類としてあげられてるわけです。事業なんです。農業も事業でしょう。反復継続っていうお考えを今ちょっと具体的におっしゃいましたけど、この方聞きましたよ、この人にも。私が過去に応じた相談の件の方です。そりゃそうですよと。そういう御回答なんです。なぜにそういうふうに、農業者だけが外されるような制度なのか。反復継続って当然じゃないですか、事業継続してるんだから。あくまでもいろんなケースがあるから、まず形式的な要件を満たしましょうっていう形でやるわけじゃないですか。なおかつ、行政の立場からすれば、多くの農民の人たちが多くの事業者の人たちにこういう給付金があるならば、それを使っていたきたいという思いが当然あるはずじゃないですか。その辺はどうなんですか。であるならば、いろんな形で理解しやすいような文書に書いてやるとか、審査決定権は県に聞けば、町村、市町になっておるといことですよ。そういうことであれば、当然のことながら、農業者であってもこの申請資格はあるはずですよ。それで、そこをある人に対しては、出荷先はもうここしかありませんという証明書を出せと、どこですか、あんたはって言いたくなるような要求を商工観光課の担当者がしとっとですよ。そういうことについてどう思われますか。それでよろしいんですか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まずおわびをいたします。先ほど、農業者の申請件数で間違いがありました。申請件数は20万以上のが5件で10万はなしということで、5件のみでございました。大変失礼いたしました。

それで、やっぱり出荷するということが一つのこの目安だというふうに考えてますので、ただ紙に1月幾らでした、2月幾らでしたって書いて持ってこられて、間違いありませんというだけでは、証拠書類として弱い、三石議員からも大切な税金はちゃんと審査をしてしっかりとやりなさいってことで常々言われてます。それは私たちとしてもやっぱりそこはしっかりと審査をします。そういう中で、県にも当然、県費が入ってますので、県の担当にも当然、うちだけでは決められませんので、相談をします。そういう中で、そういう指導もありましたので、そういったことをさせていただいたということで、決して出し惜しみをして、

そういうことをしたってということではありませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

出し惜しみをしているように見えてしまったので、質問をやりました。

ということは、基本的に農業者についても、1月幾ら、2月が書類として上がってない、いや、こがん書いてください、こがん書類持ってくださいという指導をやったらどうですか。駄目ですよとか。そこを求めているんですよ。こういう書類に書いて、こがんふうに書いてきてくださいよと。そういう指導が一つ欲しかったから、そこに残念だなという気持ちを伝えなかった。

それと今、町単独の分が基本的に10万じゃないですか。その10万に関しては今回は県の事業として、事業継続、ありましたな。それはそうなんですけど、1月、2月っていうのは、窯業関係者にとってはなかなか前年度もそう変わらない、変動が少ない月みたいですよ。そうなんです、よく考えてみれば、去年も陶器市が中止になって、今年も陶器市が中止になった。町単独であれば、その制度を1月、2月が対象じゃなくて、3、4、5のあと3か月延ばしてでも、陶器関係者を含めた事業者に対して支援、期限を延ばして、単独の分だけですよ、できませんか、町長。

ちょっと時間を止めてください。

○議長（百武辰美君）

時間を止めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

そういうことの字は読めるけども内容が分からないっていうのが国県から来るとです。文書ばかりですよ。だからそういう先ほどのような説明と受け止め方が非常に違うというように、どこでどう線引きをするのかっていうと大変です。ある程度の担当者がきちんと、これはある面では公平公正にやっていかないかんところもありますし、その条件というのがそのような中で違ってくる、受け止め方が違う、それでちょっと感情を害するようなことがあったんだろうというふうに思っております。そういうことを踏まえて、どうせ今回もう済んだことを今から振り返すわけにもいきませんので、まだ制度が国県町、いろんな形が出てくるんじゃないかなと。今の状況の中で。その中で今までのことを十分勘案し

ながら、適正な適切な取り組みをやっていければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

なかなか何か積極的な回答が得られず、とても残念ですけど、そういう業界関係者に直接、先ほども損失が数億円っていう話をされてたのが、であるならば、いろんな形の単独ですからやり方はあるだろうといったところを提案したんですけど、御回答の仕方がちょっと不満でございます。何とか検討していただきたい。

それでは、農業のほうの問題になりますけども、今回、駄野地区の問題と農業の後継者の問題というのを取り上げましたけれども、駄野地区の整備が面的工事が今年の3月で終了しております。附属する設備の終了があと1、2年あるということで、大方でき上がるわけですね。しかしながら、懸案でございます、いろいろな形の課題もあるということはないだの産業厚生委員会でも出ておりましたが、今後どういうふうに持っていくべきかということを考えますと、駄野地区の整備だけの問題じゃなくて、多くの農業者が後継者またはそれをまとめた形で認定農業者っておっしゃいますけど、その人たちに託するお気持ちが多い農家さんが多いんですね。だから、そういう意味からすると、波佐見町に農業をやりに来たいという方がいらしたときの対応を少しお聞きしたいと思います。

まず最初に、若者とかそういう就農したいという方が、波佐見で就農したいって行って農林課のほうにお越しになったときにはどういう対応をされますか。簡単をお願いします。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

簡単にですね。新規就農をしたいということで相談があった場合は、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、担い手育成協議会というのをつくっておりますので、そちらのほうでどのような形で持っていかということで協議検討をしているという形にまずはなります。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

移住定住っていうのが叫ばれておりまして、あちこちから定住いらっしゃいます。御夫婦で、御家族で定住して、都会の方たちが農業にあこがれてらっしゃいます。波佐見町で定住して農業したいという人に対してはどのような対応をしますか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

夫婦で移住定住となりますと、移住先とかいうところもまずあるわけですので、そういったところも総合的に検討をしていかなければならないかなど。それも担い手協議だけじゃなくて、移住定住の担当のほうとも協議を進めながらやっていければと思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

もう一つは、企業、よく建設関係の企業が農業に算入されるケースも多いですが、大きいスーパーの関係もされてますけど、そういう企業が参入したいとなったときにどうしますか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

今までも幾つかの企業、団体が参入してきたいということで幾つかお話を伺ったことがありますけれども、なかなか農地をどれくらい必要ですかというときに、広大な農地を希望されるわけでございまして、なかなかそれに見合ったようなところがないというところで、今のところは断念していつているわけなんですけども、万が一今後そういったところで企業の参入を受けてもいいよというような地域等がありましたら、そこは話を積極的っていいですか、前向きな形で進められればと思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

機械等をお持ちでないという分については、農業するに当たってはなかなか難しかですね。また、同僚議員が例の公設民営っていつて、私設は公費を使って、民営、研修、実習をやらせたらどうかという御意見も結構挙がる。そういうときには対応できますか。どういう対応をしますか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

新規就農の研修等につきましては、別の施設でその作目のスペシャリストといえますか、先駆的な方がいらっしゃると思いますので、そういった方たちの下で研修を受けていただくというような形になっておりまして、その後、就農をする段階になりまして、施設が必要であればその施設の補助金なりの、安くできるかどうかというところの検討も担い手協議会の中で諮っていくというようなことになっております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

3つか4つ御質問しましたが、システムができてませんよね。就農したい人はこういうケースの就農仕方、こういう段取りで研修に行ってもらって、こっちの圃場が集積したもの、ここを充てましようかという話し合いになっていきます、その後はこうなります、家族で来られたらこうなります。プログラムがないじゃないですか。だから、前回の予算特別委員会においても、チャレンジをしてくださいと、大きな圃場もできました、いろんな形でチャレンジをしてくださいということも提案があった。しかしいろんな形で、駄野地区もそうですけども、農業って難しいですが、ある程度今後の農業において、多くの今の農業経営者は跡取り、後継者のことをいつも考えて、認定農業者ってやっぱり80代の方もいらっしゃるんですよ。そういう中において、いかに農業に対する投資も含めて、今、弱体化しているように見えるんです。こういうことを考えますと、将来の農業に対して不安がある。ところが、農業をやるためには農地というのが必要かとですよ、絶対。農地は普通の土地と違って、農耕、耕作を目的に供される土地のことです、すなわち農作物の栽培を目的とする土地を農地というんです。その農地を守るために農地法というのがあるんですね。開拓をされないように。もう時代は変わって、当時は農場ができた頃は農地を農業が主体でしたけん、今は変わってるんですよ。そういう中で、農業委員会の存在も難しいと思います。しかし農業委員会の仕事の中にも、後継者の問題がある。そこで今日は回答者として農業委員会の会長さんをお呼びしております。波佐見町の今後の農業の課題、展望等について、思いのたけを少しお話しいただければというふうに思います。当然のことながら、行政としてももう少し農業に力を入れてくれと、予算もっと出してくれということも含めて、御回答をお願いします。

○議長（百武辰美君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（川島博昭君）

昨年7月20日から農業委員になりまして、会長を務めさせていただいている川島です。よろしく申し上げます。

今、三石町議が波佐見町の今後の農業の課題をとという質問でございますが、農業委員会の事務文書じゃないですが、そういった今まで私が11カ月前になってから、具体的な話はしたことはありません。ほかの農地法の3条、4条、5条とかあつせん事業とかはやったことはありますけども、しかし三石町議がおっしゃるとおり、町長も答弁されましたけども、やは

り農業に関しては大きな問題があると思うし、後継者も20代、30代の方が少ないと思います。特に農業委員会と農林課のほうで人・農地プランといいまして、今後5年後、10年後の現在の年齢の人が、私66歳ですけども、例えば平野の場合は10年後を地図に色分けしてしたんですが、75歳以上が赤で、どの地区も多分。後継者のおところは緑か黄色だったんですが、そういったふうな研修とか長崎県のほうに提出することがありましたので、農業委員会も一緒になって、多分、実質化については、波佐見町では100%できておりますけども、今後が問題と思います。

以上です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

大変ありがとうございます。確かに今後が問題ということで、人・農地プランの話がされてますけども、高齢化する農業者が高齢化する中で効率的な農業作業やスマート農業を行うための農地の集積、集約化が求められているというふうに書いてます。そういうことで、今後の農業というのは、もう次の時代を、窯業関係もそうです、町長が窯業、農業、観光とおっしゃいますけど、窯業関係もこのコロナを契機にころっと変わってきてます。農業はそれ以前から変わるに変わられない状況で、変わる時期がもう来てるわけです。ああいう意味では、今回の駄野地区を中心に圃場を整備されたことによって、農業の変化、先に予定をいろんな形で作ってみると。成功しても成功せんでもつくることはいいんです。協議することはいいんですよ。そういうのをどっかにつくってあげないと、1歩も2歩も前へ出ないわけですよ。だからそれをやってもらいたい。そのためには予算が必要になると思います。今回、窯業界の頑張りもありまして、ふるさと納税が多額の寄附金がございます。私が知ってる限りにおいては、昭和40年から50年代においては、多くの近隣町村から労働者がバスで来られてました。そのときにがんがながんがん成長していったけん、窯業界、その踏み台があったから今。なぜかっていったら、農業者の家庭のお嫁さんとか何とかがバスに乗って来ようしやるんです。なぜか。自分の食べる米、野菜が全部あるから、低賃金で労働ができたんですよ。そこがあるから今の窯業界の発展があるわけです。これ無視できないわけです。であるならば、今、窯業も農業も変わろうとするならば、やっぱり町長、一歩踏み出して、農業のほうにもいろんな支援を、今から課長を中心でやられますので、一歩進んで支援をやっていただけませんか。お願いします。町長、どうぞ。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

もちろん基幹産業である窯業と農業、これは町の経済に一番貢献をしていることだと思います。そういう中で、時代の変化に適応できない企業は淘汰される、これはもう不滅の格言じゃないかなというふうに思っております。いち早く時代の変化に適応したところは今も残っております。しかし、農業は簡単に、地がしっかり大地についておりますし、そういう面で何代も続いているところですね、焼き物業界は二代、三代でつぶれたりとか、どんどん変わってっております。だから、そういう中で僕はいつも言うのは、やっぱり当事者の生き方、やり方、熱意、意欲そして一人で農業のほうはできない部分があるから、集落営農とかいろんなその協議会の中で今、議員がおっしゃるような、5年先、10年先をみた取り組みを今、布石を打っていかないかんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

以上で、8番 三石孝議員の質問を終わります。

以上で通告がありました一般質問は全て終了しました。これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後4時21分 散会

第 8 日 目（6 月 15 日）（火曜日）

諸 報 告

- 1 諸般の報告
議長報告

議 事 日 程

- 第 1 発委第 1 号 波佐見町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第 2 議案第 35 号 専決処分の承認を求めることについて
(波佐見町税条例の一部を改正する条例)
- 第 3 議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 2 年度波佐見町一般会計補正予算 (第 10 号))
- 第 4 議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 2 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 3 号))
- 第 5 議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 2 年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号))
- 第 6 議案第 39 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 2 年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算
(第 4 号))
- 第 7 議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 2 年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 4 号))
- 第 8 議案第 41 号 令和 3 年度波佐見町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 議案第 42 号 財産の取得について
- 第 10 報告第 1 号 令和 2 年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の
報告について
- 第 11 議会改革調査特別委員会の設置
- 第 12 閉会中の継続調査申出について
(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

第8日目（6月15日）（火曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 筒晴香

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	前川芳徳
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課長	中村和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課長	堀池浩
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
給食センター所長	井関昌男	総務課長 総務班係長	太田誠也
企画財政課 財政管財班係長	鶴田秀幸		

午前10時 開会

○議長（百武辰美君）

御起立ください。皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年第2回波佐見町議会定例会第8日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

これから諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、その写しを配付しておりますので御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第1 発委第1号

○議長（百武辰美君）

日程第1. 発委第1号 波佐見町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

議会運営委員会から委員会提出議案として提出されましたので、委員長に内容説明を求めます。

城後委員長。

○議会運営委員会委員長（城後 光君）

おはようございます。

発委第1号

令和3年6月15日

波佐見町議会

議長 百 武 辰 美 様

波佐見町議会議会運営委員会

委員長 城 後 光

波佐見町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び波佐見町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

提案理由でございます。

「標準」町村議会会議規則の改正に伴い、議会への欠席の届出並びに請願書の記載事項等に関して所要の改正を行うものであります。

また、本規則の休会における「休日」を明確にするために「波佐見町の休日を定める条例第1条に定める町の休日」に改めるものであります。

さらに、本会議等に出席した町長等は、議員から質疑等を受けたときは、内容及び趣旨の確認並びに論点や争点を整理し明確にするために、当該議員に対し確認することができる事項を本規則に加えるものであります。

別紙を御参照ください。

別紙

波佐見町議会会議規則の一部を改正する規則

波佐見町議会会議規則（昭和63年波佐見町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第9条第1項中「休日」を「波佐見町の休日を定める条例（平成2年条例第9号）第1条に定める町の休日」に改める。

第57条に次の1項を加える。

2 本会議又は委員会に出席した町長等は、議員から質疑又は質問を受けたときは、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、内容及び趣旨の確認並びに論点や争点を整理し明確にするために、当該議員に対し確認することができる。

第88条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附則。

この規則は公布の日から施行する。

新旧対照表を別個表示しておりますので御参照いただければと思います。
以上です。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第1号 波佐見町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第35号

○議長（百武辰美君）

日程第2. 議案第35号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（山口博道君）

議案第35号について御説明を申し上げます。

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて。

波佐見町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し承認を求める。

令和3年6月8日提出。

次をお願いします。

専決第2号 専決処分書。

波佐見町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日。

専決理由でございますけれども、令和3年3月31日付で地方税法の一部が改正公布され、令和3年4月1日から一部の規定が施行されるため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分するものであります。

別紙をお願いいたします。

波佐見町税条例の一部を改正する条例。

この1ページから10ページまでが改正文。

それから、11ページから27ページまでが新旧対照表。

そして、最後の29ページと30ページに改正概要をつけておりますけれども、改正項目が多く分かりにくい面があると思っておりますので、議会2日目の9日に、A4判の一枚物のプリントで「地方税法等の一部を改正する法律の概要」というものをお配りしておりましたので、これで御説明をさせていただきます。

今回の主な改正点は、大きく分けますと3点あります。

1点目は、固定資産税（土地）の負担調整措置についてであります。改正箇所は、本町税条例の附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第13条になります。

これにつきましては、宅地や農地の負担調整措置、この負担調整措置といいますのは、簡単に言いますと、土地の評価額が急激に上昇した場合でも税額の上昇は緩やかなものになるよう、課税標準額を段階的に本来の額に近づけていくという措置のことであります。

この負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度や税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の仕組みを継続するというものです。また、その上で新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずるというものであります。

次に、大きな2点目の軽自動車税についてであります。これも細かく分けますと三つありまして、1番目に、環境性能割の臨時的軽減の延長についてであります。改正箇所は、本町税条例第81条の4です。

この改正内容は、軽減対象者の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直すものであります。また、クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、2年間の激変緩和措置を講ずるというものでございます。

その下に、四角の枠で囲んでいる部分に内容をもう少し詳しく記載しておりますが、これまでクリーンディーゼル車は、電気自動車や燃料電池車と同じ非課税の枠組みでありましたが、燃費基準の達成状況や普及の状況等を総合的に勘案し、ガソリン車やハイブリッド車と同様に扱うことになりました。その際、取扱いが大きく変化することから、令和3年度と4年度に限り、ほぼ非課税とする激変緩和措置を講ずるということになっております。

2番目は、環境性能割の臨時的軽減の延長についてであります。改正箇所は、本町税条例附則第15条の2、附則第15条の2の2になります。

これは環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、令和3年12月31日までに取得したものを対象として、適用期限を9カ月延長するものであります。

3番目は、グリーン化特例（軽課の見直し）についてであります。改正箇所は本町税条例附則第16条、附則第16条の2になります。

これについては、グリーン化特例（軽課）として、軽課というのは、税が軽くなるという意味でございますが、重点化等を行った上で、2年間延長するというものです。

どういうことかと言いますと、下の枠囲いのところですが、軽自動車を取得した翌年度分の種別割を軽減するグリーン化特例については、環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、クリーンディーゼル車を対象から除外した上で、令和3年度と4年度の2年間延長を行うということでございます。また、自家用自動車以外の種別割においても、重点化及び基準の切替えを行った上で、2年間の延長を行うというものでございます。

最後に大きな3点目、個人住民税に係る住宅ローン控除の特例の延長・拡充についてでございます。改正箇所は、本町税条例附則第26条第2項になります。

これは、令和元年度の10月に消費税が10%に引き上げられましたが、その消費税10%の引上げに伴う反動減対策の上乗せとして、住宅取得控除期間を通常の10年から13年とした特例措置が令和4年12月末まで延長されることになりました。

この適用に当たっては、新築の場合は令和2年10月から令和3年9月末まで、それ以外は令和2年12月から令和3年11月末までに契約を行い、令和4年12月末までの入居を対象とす

るものであります。この延長した部分に限り、合計所得1,000万円以下の者については面積要件を緩和し、床面積が40平米以上50平米未満である住宅も対象とすることになっております。

以上が改正の主なものでありますけれども、これらの施行日はいずれも令和3年4月1日であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

日程第3 議案第36号

○議長（百武辰美君）

日程第3. 議案第36号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

議案第36号 専決第3号 令和2年度波佐見町の一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したのものについて承認を求めるものです。

内容としては、歳入歳出それぞれ6,500万円を減額し、総額を111億3,000万円とするもの

です。

繰越明許費の追加、変更及び廃止については、第2表繰越明許費補正によります。

地方債の変更については、第3表地方債補正によります。

今回の補正は、令和2年度一般会計の最終補正として、決算見込みによる事業費の増減とそれに伴う財源補正を行い、見込まれる決算剰余金を特定目的基金へ積み立てることが主なものです。

7ページをお願いします。

第2表繰越明許費の補正ですが、1番で追加としておりますのは、年度内の納品や事業完了ができなかったものについて繰り越すこととなったものです。

2番の変更につきましては、先に承認いただいた繰越事業のうち五つの事業において、令和2年度内の執行状況により、繰越額を変更するものです。

3番の廃止につきましては、年度内の工事完了は困難と見込んでいたものが、結果的に年度内に完了確認までできたため、繰越しを廃止するものです。

8ページをお願いします。

第3表地方債補正ですが、三つの事業でそれぞれの事業費の変更に伴い、起債対象額に対する借入可能な充当率でいずれも減額補正を行っており、内訳は記載のとおりです。

減収補填債については、3月補正において、地方消費税交付金を4,698万4,000円減額補正したことに伴い、4,080万円を計上しておりましたが、22ページを御覧ください。地方消費税交付金の実績額が3月補正時点の見込額より2,086万8,000円増額となったため、これに対応する形で減収補填債を減額するものです。

次に、歳入に関し主なものを説明します。

11ページをお願いします。

1款、1項、2目、1節の法人税割を563万円減額していますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

14ページをお願いします。

1款、4項、1目の町たばこ税を334万3,000円増額しています。これは昨年10月1日に増税されており本数が大きく減るものと見込んでいましたが、見込みほどは減らなかったため、増税による影響のほうが大きかったことによります。

16ページをお願いします。

16ページの2款. 地方譲与税から、24ページの9款. 地方特例交付金につきましては、実績に基づき補正を行っております。

25ページをお願いします。

10款、1項. 地方交付税ですが、3月に特別交付税が交付され、その実績により3,922万8,000円を増額補正しております。

26ページをお願いします。

11款. 交通安全対策特別交付金から、39ページの16款. 財産収入につきましては、実績等に応じて増減しているところですが、28ページを御覧ください。13款、1項、4目. 商工使用料の岩峠駐車場使用料につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による高速バスの減便等が影響し、228万3,000円減額補正しております。

36ページをお願いします。

15款、2項、5目、1節. 商工費補助金の新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力事業費については、予算の段階で県が想定した件数と実際の申請件数に差があったため、2,459万4,000円の減額補正となっております。

40ページをお願いします。

17款、1項. 寄附金ですが、2目のふるさとづくり応援寄附金は、実績により3,604万6,000円を減額しておりますが、総額としましては、前年度比約3億6,000万円増の17億6,395万4,000円となりました。

41ページをお願いします。

18款、1項、5目. ふるさとづくり応援基金繰入金につきましては、充当事業の実績に応じて、2,640万円減額しております。

42ページをお願いします。

20款. 諸収入から、46ページの22款. 自動車取得税交付金につきましても、実績に応じて増減しております。

次に、歳出に移りますが、こちらは各担当課から説明します。

まずは、企画財政課所管分から説明します。

49ページをお願いします。

2款、1項、5目. 財産管理費の24節. 積立金ですが、決算剰余金の2億3,500万円を庁舎建設基金に積み立てることとしております。なお、令和2年度末の基金残高は10億4,900

万円となる見込みです。

51ページをお願いします。

15目. ふるさと納税管理費ですが、寄附額及びかかった経費の実績に応じ減額しております。なお、24節. 積立金は3,604万2,000円となり、利子も合わせますと、令和2年度の積立金は8億4,895万円ほどとなりました。令和2年度末の基金残高につきましては、12億7,100万円ほどとなる見込みです。

52ページをお願いします。

18目. 地方創生推進費ですが、コンプラプロジェクトをはじめ、各事業につきましては、実績に応じ減額しております。

企画財政課からは以上でございます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは、総務課分を御説明いたします。

48ページをお願いします。

2款、1項、1目、11節. 役務費でございますけれども、113万9,000円を減額しておりますけれども、2年度からこの通信費につきましては各担当課のほうで予算計上するというところでしておりましたので、その部分で減額になっております。

続きまして、81ページをお願いいたします。

9款、1項、1目、12節. 委託費でございますけれども、広域消防業務委託料、佐世保市に委託しております消防業務につきまして、実績に応じて減額をしております。

9款、1項、2目、8節. 旅費の費用弁償につきまして、325万4,000円減額をいたしておりますけれども、昨年度、2分団がポンプ操法大会に出場する予定でございましたけれども、コロナの影響で開催がございましたので、その部分も含めたところで、費用弁償、団員の出動手当関係でございますけれども、減額をさせていただいております。

総務課からは以上でございます。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

それでは、住民福祉課所管に関して御説明申し上げます。

55ページをお願いします。

2款、3項、1目。戸籍住民基本台帳費で500万1,000円を減額いたします。主なものは、12節。委託料で427万6,000円を減額するものでございます。個人番号・カード発行業務委託料、いわゆるマイナンバーカードの発行事務に係る委託料でございますが、実績に基づき減額するものでございます。

次に、58ページをお願いします。

3款、1項、1目。社会福祉総務費でございます。452万4,000円を減額いたしますが、住民福祉課の所管としましては、279万8,000円が減額となります。主なものは、18節。負担金補助及び交付金で245万1,000円を減額いたします。民生委員児童委員協議会運営費補助金及び社会福祉協議会運営費補助金、社会福祉協議会事業補助金でございますが、民生委員児童委員協議会運営費補助金につきましては、コロナ禍において、民生委員児童委員の研修及び視察などができなかつたために、事業費の事業実績に沿って減額するものでございます。

また、一番下の社会福祉協議会事業補助金におきましても、社会福祉協議会が行う地域福祉推進事業に対する補助金でございますが、コロナ禍において事業規模の縮小や中止した事業があり、これも実績に伴って減額するものでございます。

次に、59ページ、60ページになりますが、3款、1項、3目。障害者福祉費でございます。2,267万2,000円の減額となります。事業実績に基づき減額するものですが、主なものは19節。扶助費で、2,163万6,000円の減額となります。障害者に対する福祉サービスの実績見込みに伴い減額するものでございます。

次に、62ページになります。

3款、2項、2目。児童措置費でございます。4,935万4,000円の減額となりますが、このうち住民福祉課所管につきましては、768万9,000円の減額となります。19節。扶助費の下から4段目以降になります。障害児通所支援給付費から以降になりますけれども、実績に伴い減額といたします。

次に、66ページをお願いします。

4款、2項、1目。し尿処理費でございます。144万9,000円を減額するものでございます。18節。負担金補助及び交付金で、これは東彼地区保健福祉組合の分担金（し尿処理分）に係る分でございますが、福祉組合におけるし尿処理の経費が決算見込みに伴って減額となっております。

なお、火葬費、火葬場施設費及びごみ処理施設費につきましても、事業実績が減額になる

わけですけれども、この分につきましては基金のほうへ積立てを行うということで、分担金の変更はございません。

以上が住民福祉課所管でございます。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分の説明をいたします。

58ページをお願いいたします。

3款、1項、1目．社会福祉総務費、27節．国民健康保険事業特別会計繰出金を167万6,000円減額しています。出産育児一時金の確定が主な要因です。

61ページをお願いします。

3款、2項、1目．児童福祉総務費、12節．委託料を235万9,000円減額しています。

主な要因としては、コロナの影響で思ったような活動ができず、放課後児童健全育成事業の委託料が実績見込みで減額しています。あわせて、18節．負担金補助及び交付金で総額305万5,000円の減額も実績を見込んだものです。

3款、2項、2目．児童措置費、12節．委託料1,824万4,000円及び19節．扶助費の認定子ども園の施設給付費1号、1,419万7,000円及び2号、688万7,000円の減額は、令和2年度当初予算額の想定が大きかったため、実績によって大幅な減額となっております。こちらもコロナが少なからず影響しておりまして、保育士さんが採用できなかったことから入所定員を増やすことができなかったことも一因として挙げられます。

同じく、子育てのための施設等利用給付費についても、保育料無償化から一時預かりが増えるものと見込んで当初計上しておりましたけれども、コロナの外出自粛等の影響により実績が伸びず、221万7,000円の減額となっております。

64ページをお願いします。

4款、1項、2目．予防費、10節．需用費で消耗品を123万1,000円減額しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策で消毒液などを購入する予定でしたが、使用期限があることから年度内の購入を控えたためです。

12節．委託料のうち予防接種委託料100万円は、主に乳幼児等が受ける予防接種ですが、実績見込みで増額しています。

19節．インフルエンザワクチン接種費については、ワクチン不足で接種できなかったこと

もあり、154万円の減額となっております。

以上で、子ども・健康保険課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

それでは、長寿支援課所管分について御説明いたします。

58ページをお願いいたします。

3款、1項、2目。老人福祉費、全体で1,827万8,000円を減額しています。

主な内容としまして、18節。負担金補助及び交付金について116万1,000円の減額。そのうち福祉組合負担金については、賦課率の変更等に伴う減、そして、温泉施設利用助成事業費補助金については、コロナ等の影響によりまして、実績見込みにより減となっております。

19節。扶助費、養護老人ホーム入所措置費につきましては、市町村福祉振興協議会から示された実績見込みに伴いまして464万1,000円を減額しております。

27節。介護保険事業特別会計繰出金については、介護保険事業における保険給付費、地域支援事業の減額実績に伴い、負担すべき繰出金を1,237万2,000円減額しております。

以上で、長寿支援課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

それでは次に、農林課所管分の主なものについて御説明申し上げます。

69ページをお願いいたします。

6款、1項、3目。農業振興費の12節。委託料163万1,000円の減額、それから、18節。負担金補助及び交付金103万円の減額についてでございますが、これは、それぞれの実績に応じた減額ということになっております。

次に、その2つ下、5目。土地改良費の18節。負担金補助及び交付金139万4,000円の減額につきましても、同じように実績に応じた減額となっております。

以上で、農林課分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

続きまして、商工観光課関連を説明いたします。

まず、50ページをお願いいたします。

2款、1項、8目。諸費の18節。負担金補助金ですけれども、バス路線維持費補助金316万1,000円の減額であります。これについては、本来コロナによって、川棚内海線の欠損額は増加をしたんですけれども、国・県からこのコロナ対策の特別の補填がございまして、それに伴って、逆に補助金の減額が生じたものでございます。

72ページをお願いします。

7款、1項、2目。商工振興費の7節。報償費で新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金2,736万円の減ですけれども、これについては歳入のほうでも説明がありましたように、この当初の算定基準を県が示しましたけれども、保健所の営業許可ベースで件数が算定されておりました。90件という件数が算定されましたけれども、実際に該当するといえますか、申請があった分が54件だったということで、その分の差額が減額ということになっております。

同じページの12節。委託料でプレミアム商品券事業委託料については、タウンプレミアムの分の販売件数の減少と、旅行者向けの分の商品券の減少ということで、合わせて1,641万1,000円が減額というふうになっております。

続きまして、18節。負担金補助交付金ですけれども、これに書いてありますように合計で1,119万3,000円の減額ということで、これは主にコロナ関連のそれぞれの事業でございますけれども、その実績に応じてそれぞれ減額するものでございます。

73ページをお願いいたします。

7款、1項、3目。観光費の18節ですね。その中の観光協会運営事業費補助金364万1,000円の減額ですけれども、これについては、令和2年度1名増員の計画でございましたけれども、このコロナの状況が急に来たということで増員を断念しております。あわせて、県の事業を活用いたしまして、その人件費の一部を補填する事業がございまして、それを活用して充てたということで減額になっているものでございます。

以上で、商工観光課関連を終わります。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

続きまして、建設課所管の関係について御説明申し上げます。

まず、歳入の部ですけれども、44ページをお願いいたします。

20款、4項、4目。違約金及び延納利息、契約違約金として24万9,000円を計上しており

ます。これにつきましては、平成27年度の鴻ノ巣公園遊具補修工事において官製談合事件が発生しまして、平成30年2月28日に、公契約関係競争入札妨害罪に関する刑が確定しております。この工事契約書に談合等不正行為があった場合の違約金等に関する条項があり、発注者として請負代金の10分の1に相当する額を違約金として業者に請求したものです。

本来ならば、刑が確定後に直ちに対応すべきことでありましたが、契約書の内容の見落としがありました。今回、教育委員会での官製談合事件発生により、違約金についての契約状況が確認できたため、弁護士に相談を行い、違約金の請求が可能との見解を得て、令和3年2月に事務手続を行い、同月に納付をされたものです。

続きまして、歳出について、77ページをお願いします。

8款、2項、2目、道路橋梁維持費、14節、工事請負費152万3,000円の減額をしております。これにつきましては、当初、変更増額を想定していたものが工事費の増とならなかったために減額になっております。また、緊急的な工事費が発生した場合に備えて予算の確保を行っていたものですが、該当する工事がなかったということで今回減額になっております。

以上、建設課所管についての説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、教育委員会事務局関係について、主なものを説明をいたします。

7ページをお開きください。

繰越明許費の追加でございます。今回、10款、2項、小学校費、情報発信用備品購入事業17万3,000円、児童用パソコン購入事業83万円を追加としております。これは9号補正でそもそも計上させていただきましたが、その後の半導体市場の逼迫によりまして、納期が遅れたことに伴う今回の追加でございます。

その下、4項、社会教育費、文化財運搬事業140万円、文化財パンフレット等印刷事業でございます。まず、140万円の運搬事業でございますが、これは歴史文化交流館の開館が7月21日に延期をいたしました。それに伴いまして令和3年度にも運搬業務の予算を上げておりましたが、それと令和2年度分と令和3年度分を抱き合わせて執行するため、令和2年度分を3年度分に繰り越したものでございます。下のパンフレットについては、校正等について不測の日数を要したため、やむを得ず繰越しを行うものでございます。

83ページをお願いいたします。

歳出でございます。

10款、1項、2目。事務局費、1節。報酬で、会計年度任用職員として147万6,000円の減額を行っております。これは、学力向上支援員、特別支援教育支援員の14名の勤務実績によります減額でございます。

そして、14節。工事請負費、小中学校校内情報ネットワーク等整備工事で331万3,000円の減額をしております。これは、令和2年度に行いましたGIGAスクールに対応する校内のネットワーク整備工事に係る工事費の確定に伴う減額でございます。

次ページ、84ページをお願いいたします。

10款、2項、5目。中央小学校教育振興費、13節。教育用コンピューターリース料220万円の減額を行っております。

次ページ、85ページ。

同じく8目。南小学校教育振興費、教育用コンピューターリース料で、同じく220万の減額。

さらに、86ページ。

10款、3項、2目。教育振興費、13節。教育用コンピューターリース料で、110万の減額を行っております。

これは、令和2年度において、以前、教職員のタブレットを配付しており、それを更新するということが当初予算計上しておりましたが、その後GIGAスクールでタブレットの配付が進められまして、その事業にのりまして、児童生徒用と合わせて購入をしたものでございまして、リース分が不要となったということで減額を行うものでございます。

そして、同じく86ページ。

10款、3項、1目。中学校管理費、14節。学校設備改修工事で110万6,000円の減額でございますが、これは工事の実績によるものでございます。

その下、2目。教育振興費、10節。需用費でございまして、消耗品費で129万1,000円の減額を行っておりますが、これはコロナ等の衛生用品について各学校に計上しておりましたが、国の補助事業の実施に伴い事務局費で施行したため、その実績による組替えによりまして減額をするものでございます。

19節。扶助費、要・準要保護生徒就学援助費で150万円の減額を行っております。これは、就学援助世帯の医療費の実績によりまして減額を行うものでございます。医療費の支出につ

いては、就学援助世帯の申請に基づいて支出を行っておりますが、3月末の実績によって減額を行うものでございます。

87ページをお願いいたします。

10款、4項、2目、文化財保護費、10節、需用費、印刷製本費で121万1,000円の減額を行っています。これは繰越しとも関連いたしますが、今回、波佐見150選、波佐見の文化財のパンフレットを印刷することによりましたが、入札減が発生しましたので所要額を減額するものでございます。

そして、88ページでございます。

4目、総合文化会館管理費、14節、施設補修工事として122万円の減額をしておりますが、これは実績によるものでございます。

以上で、教育委員会事務局関係の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 給食センター所長。

○給食センター所長（井関昌男君）

それでは、学校給食センター関連について御説明いたします。

90ページをお願いいたします。

10款、6項、1目、1節、報酬160万円及び3節、職員手当等の98万円を減額するものがあります。

内容といたしましては、会計年度任用職員の報酬及び期末手当であります。年度当初、常勤及びパートに欠員が生じたことにより、実績による減額を計上するものであります。

続きまして、18節の負担金補助及び交付金192万円を減額するものであります。

内容といたしましては、1学期の給食費の補助金であります。実績による減額であります。

以上で、令和2年度一般会計補正予算（第10号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

64ページをお願いいたします。

4款、1項、2目、先ほどちょっとありましたところなんです、この17節の備品購入費で、ワクチン接種用備品購入費ということで88万1,000円上がっております。こういったものを備品購入費ということで今回購入されたのか、説明をお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

4款、1項、2目、17節の備品購入費についてのお尋ねですけれども、今回購入いたしましたのは、医療機関で個別接種用に用いますワクチンを保存する冷凍庫、冷蔵庫を配備するために購入したもので、購入金額総額が261万円ほどで、その差額、不足分の88万1,000円の増額としております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

藤川議員。

○11番（藤川法男君）

7ページをお願いいたします。

繰越明許の御説明をお願いしますけど、中ほどの土木費の都市計画費ですね。15億8,000万あたりが13億6,000万ということで繰越しになるわけですけど、これは令和2年度ということで、令和3年の当初予算も1億6,300万あたりが計上されております。その中には、工事費は別にして、移転費用調査が700万と補償費が6,300万、工事としては8,000万ぐらいの環状線の工事が入っております。あそこら辺はなかなか進んでいないということですから、繰越しも業者関係もあるんでしょうけど、やはりスムーズにできるようにお願いをしたいと思っております。

その中でちょっと聞いた話なんですけど、その業者の方もマンパワーが不足してなかなか仕事をしたいけど進まないということも聞いております。そこら辺も踏まえて、分かればどういう計画で本年度進められるか、お答えをお願いします。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

7ページ、繰越明許費の補正に関わるもので、土木費の都市計画費1億3,650万6,000円の繰越しですけれども、内容としましては、道路水路工事、有田屋前の工事を行ってございましたけれども、これが1,660万、これは6月末の工期でやっております。

それと、残りですね。補償関係になっております。これは建物移転補償でございまして、相手の方がいらっしゃって、交渉してすぐに移転というわけにはいけないので、そこをですね、交渉に時間を要することから、この繰越しになっております。

前年度の繰越しにおいても移転補償の関係で繰越したもので、道路、水路関係でちょっとやっておりますけども、現地に合わせて水路関係をするときにはやっぱり作上がりとかになりますので、どうしても繰越しにならざるを得ないということになっております。

西ノ原の工事に関しては、業者の不足、人員の不足ということは、私のほうには聞いてございません。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。

脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

27ページをお願いします。12款、2項、3目、1節・2節の日本スポーツ振興センター保護者負担金でございまして。

金額的には2万5,000円の減ということで、これはこの掛金を納入するに当たって保護者からの集金かと思うんですけども、まず、集金の方法、これについてお尋ねをいたします。そしてまた、この金額が何人分ぐらいになるものかですね。

以上、まずはお尋ねをいたします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

27ページ、12款、2項、3目、教育費負担金、1節・2節の日本スポーツ振興センター保護者負担金でございまして。

今回、小学校の実績が33万2,000円、そして中学校の実績が17万3,000円でございます。

これは、児童生徒が学校活動中に事故等に遭ったときに補償する分の保護者負担金ということになってございまして、保護者が各学校に納入するものになっております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

そういったことで、児童生徒が恐らく学校に持って行って、そして、学校が集められて教育委員会に持ってきて、この収入ということになっているかと思うんですけども、このスポ

ーツセンターのいわゆる安全管理の経費ですね。これが学校管理下における事故ということになっておりますね。そういった見地からしても、もう保護者からの負担金はお願いせずに全額公費負担ということにできないものでしょうか。

金額的には、義務教育は920円、1人当たり。それを恐らく折半されていると思いますけれども、そのところをぜひ研究をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

制度の趣旨については、協坂議員がおっしゃったとおり、保護者が2分の1、町が2分の1の負担でございます。そこで、町のほうで負担できないかということでございますが、不勉強なところございますが、県下の状況もよく調べておりません。全国的な動きもどうかということもありますので、調査をしてみたいというふうに思います。一定の保護者の理解を得る上で負担は必要なのかと思いますが、一つの課題として捉えて、教育委員会のほうで研究したいと思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。

田添議員。

○3番（田添有喜君）

77ページをお願いします。8款、2項、14節と15節です。

先ほどの説明の中で、作業箇所等がなかったというようなことで御説明がありましたが、私も一般質問等でも行いましたけども、かなり陥没箇所とかそういうがあるので、安全確保、そういうのを目的として、残さずに積極的に利用してもらいたいと思うんですが、今後そういう形じゃなくて、令和3年度はもうゼロになるような形で前向きに要求といいますか、要望のあった箇所の補修工事は、このくらいでもかなり安全性は確保できると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

すみません。補修箇所がなかったのではなくて、緊急の補修箇所がなかったということで、一応緊急の場合に備えてやっぱり少し残しておこうと思って残しているんですけども、150万というちょっと金額がちょっと大きいということなんですけども、入札にかける場合はち

よつと期間を要する、1カ月ぐらいの準備が要るんですね。だから、補正をする前の2月頃とかになったときにはもう、ちょっと工期がなくなってくると、そういうこともございますので、議員おっしゃるとおり、なるべく早く発注をして、そして、どのくらいの金額が残るかということを想定して、なるだけここのお金を使うように努力してまいりたいと思います。

○議長（百武辰美君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。質疑はありませんか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

ページ数は77ページの土木費の道路橋梁費の2目、14節。工事請負費の御説明がありましたけども、もっとちょっと細かく詳しく御説明ください。

それと、この152万3,000円については、その後何かないかということで、少し維持をされていたというお話でございますけども、それについて、どういう使い方をですね、そのまま三角で落とすんじゃなくて、そういうことを検討されたのかということにはちょっと漏れておりましたので、その辺について御説明ください。

あわせて、次のページの78ページ。8款、3項。河川費の中の2目。河川公園管理費の中で14節。工事請負費で20万減額されています。桜づつみ河川公園路面改修工事ということになっておりますが、実際、一般質問でも担当課が管理でしたので、桜づつみ河川公園の管理について住民福祉課のほうに質問して、健康づくりの足踏み竹の塗料が剥げてどうしようもない状態が発生しているということで質問していますが、いまだかつて修繕されていません。利用されている方からの要望でもありましたし、私が現地で確認したときも利用されていた。こういうことに対して、どうして早急に対応をしないのかと。この予算が、逆にこの河川公園管理費じゃなければ、どの予算でどういうふうに対応されるのか。そのことが2点目です。

3点目ですけども、81ページ。9款、1項、3目。消防施設費ですね。これで需用費が7万7,000円落とされています。工事請負費も35万1,000円。これは再三言っておりますけど、

何にも手をつけていらっしやらないのが突起式の消火栓の塗料が剥げているところがあつて目立たないということで、しっかりした緊急事態に、色彩化すると赤が目立ちますよね、赤でちゃんとされてたんですけど、あせてしまってどうしようもないじゃないですかということは何度も言っていますが、何にもされてない。こういう対応に関してはどうお考えになっているんですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

77ページ、8款、2項、2目。道路橋梁維持費の14節。工事請負額152万3,000円の減額についてですけども、予算上二つの財布といいますか、予算の仕方がありまして、一つに純単独費、そしてもう一つに、ふるさと基金をした金額、これを合わせて150万円の減額になっております。

一つの町単独費のほうについては90万の減額になります。これは、湯無田の中通新線の側溝の整備工事を行ってございましたけれども、ここに多分増額の予定をしていたんですけども、それが工事のやり方ですかね、それによりまして増額にならなかったと。ここでは90万分がちょっと余ってしまったという感じになります。それがもう2月頃になりますので、それからまた見積、入札とか何とかする期間、入札の件は大体1カ月程度を要しますので、その次の工事を起こすまでの期間がなかったということと、もう一つ、ふるさとづくりのほうは60万の減額になっておりますけども、こちらは、まだ緊急にしなければならない工事が出てくるのではないかとということで、60万ほど残していたんですけども、これも結局なかったと。これはゲリラ豪雨についての予算を充てていたんですけども、それに対応する工事がなかったということで、寄せ集めて合計150万になるんですけども、それを結局足して150万で工事ができればよかったと思うんですけども、その150万をするにも、工事費ですかね、2月末ぐらいにお金が決まるものですから、それ以降に入札とかする日数が不足しておりますので、ちょっと今回減額をしたということになります。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

78ページ、8款、3項、2目。河川公園管理費の中で、14節。工事請負費、桜づつみ河川公園路面改修工事で20万減額しております。

それに関連して、三石議員のほうから一般質問の際、陣川橋の近くのところの河川公園、

田ノ頭の河川公園のところに竹踏みがあり、そこがちょっと傷みが激しいということで改修を検討してはどうかという御意見もいただいております。その際に、こちらのほうとしても調査研究をします、もちろん撤収も含めてということで答弁した際、いや、撤収じゃなくてやはり必要性があるんじゃないかという御意見もいただいております。

今回減額をしたのは、あくまでも河川公園の路面改修工事という形になります。議員が言われるように河川公園の管理として考えた場合については、ちゃんとした積算を行った上で予算計上をしていかなければならないと思っております。予算が余ったからほかのところに変える、緊急性があればそういうことも可能かと思っておりますけども、令和2年度の予算ではその分については上げておりませんでした。

議員からの一般質問後にも、住民の方から、あるいは利用者の方から、そういった御意見がちょっと直接声が上がってなかったということもあって、ちょっと様子を見ていた状況でございますが、河川公園のところにアンケートボックスをつけようかなという形で考えております。今後の利用方法についての御意見等も拝借したいと思っております。それを踏まえて、本年度の状況を見まして、改修ができるようであれば改修をしたい、あるいはやっぱり必要性がないと判断できるようであれば、そのようにしたいと思っております。

安全性の確保というところも大事ですので、今の現状で、素足で使われたりすれば確かに危険性があるかと思っております。屋外にあるものですから、そのまま土足で使われているのかなというところも判断しております。毎日現地のほうで確認をしておりますので、適宜時間があるときには向こうを回っておりますけども、利用者の方と接触する機会がちょっとありませんでしたので、今現在アンケートという形で予定をしております。

今の段階では、ちょっとまだ方向性は言えませんが、その結果をもって進めさせていただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

81ページの消防施設費でございますけども、昨年度は消火栓の塗料がちょっと落ちてから見えづらい、目立たないんじゃないかということで御指摘をいただいておりますけども、昨年度、消防団のほうと協議をいたしまして、昨年度は立ち上がりよりも地下式の消火栓のほうでちょっと場所が分かりにくいということで、地下式のそういった消火栓の表示の工事を昨年はさせていただいております。

立ち上がりにつきましても、消防団の意見を聞きながら、見えにくいところ、そういったものがあるのを調査しながら、今後対応をさせていただければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

最初の77ページの工事請負費の残金150万についての御説明がありましたけど、これはいろんな形でこういうケースというのは考えられると思うんですね。であるならば、金額的に出てきた合計額150万の確認ができるのが2月だと。時間がなかったからできなかったと。じゃあ、できるようにするためにはどうすればいいかというのを考えるのが仕事じゃないですか。金額が100万円以下やったらここをやろうかと、事前に準備するんですよ。100万から150万だったらどうだと。200万以上の300万だったら、どこをどうしようよと。せっかく予算ができて議会を通ったんだから無駄にせんごとやろうじゃないかと。それをすつとが仕事じゃなかとですか。あ、出てきました金額、今さら時間なかもんねって。これ誰でもしよることですたい。プロの仕事は違いますよ。皆さん方から頂いた税金の予算ができました。皆さん方の要求はたくさんあります。建設課が答えられるのは「予算がなかけん」ですよ。自治会からの要望、個人的な要望、みんなの町民からの要望に回答されるのが、第一声は「予算がないから」ですよ。予算を有効利用してくださいよ。80万円のできる工事もあるでしょう。修繕工事もあるはずですよ。なぜそういうのをリストアップしながら準備をしとかんですか。予算の有効利用のために。それが足りんとですよ。期間がありませんでした、時間がありませんでした、全部どがんでん理由は作れるでしょう。こういう決算時にでも言いますが、そういうことをいつも言ってるじゃないですか。何とか予算を有効利用しようよと。今回、特にまた職員さんが増えてらっしゃるじゃないですか。そういう使い方を常に念頭に置きながら、予算の有効利用を、町民のために使っていくことはできませんか。

もう一つは、竹踏みのですね、そんなかかる仕事ですか。アンケートを取るような仕事ですか、業務ですか。じゃあ、何のために最初にあそこに公園を造ったときに、足踏みのコンクリートづくりの竹を置いたんですか。その趣旨は何ですか。看板は健康づくりって書いてあるじゃなかとですか。何ですか。何人ぐらいの人が利用されて、何人ぐらいの人の声を集約しようって思ってたっしゃるんですか。仕事をやりたくないだけの話じゃないですか。予算が、そがん見積を取って入札でもせんばごたる工事ですか。課長、行かれたことあるでしょうもん。すぐやれることは、すぐやってくださいよ。利用されてる皆さん方からの声を代弁

して伝えてるんですよ。町民に聞かんば分からんって、じゃあ全町民に聞いてください。そういうことをされますか。全くしないようなことを議会答弁されてるだけじゃないですか。

もう一つは、消火栓。地下式がどうこうって。地下式も地下式ですけど、地上に上がってる分も御覧になってんでしょ。色のあせてるの。どうも思わんとですか。緊急時に動揺するって言ったじゃないですか。消防団さえも動揺すつとですよ。その対応に手を打ってくださいと。災害はいつ起こるか分からんとですよ。消防団に聞いてからって。消防団以外の人たちも協力されますよ、そんなときは。なぜその緊急性が分からんとですか。そがんかかりますか、費用が。ペイントだけに。しなかったことの答弁ばかりやってるじゃないですか。

お答えください、3人。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

そうですね。まあ、工期の具合もありますので、3月とかに工期があったのが変更減となって、そこでお金が残っても、ちょっと間に合わないというのも確かにありますので、そういうものをなるべく早く発注して、どのくらい執行残が残るか。そういうのを、さっき議員が言われたとおり把握して、そして準備をしておく。次、こんぐらいのお金があったらこれを出す、そういうふうに、できるだけ努めてまいりたいと思います。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

まず、今現在、河川公園の管理につきましては環境衛生のほうで行っております。ただ、設置したのがどこの部署で作ったかというところは定かではありません。今現在、管理をするということで、住民福祉課環境衛生班のほうで持っております。設置した経緯云々はもうちょっと資料的にどうかというところがございましたので、ただ管理をしている以上は環境のほうで持っていきたいと思っております。

アンケートをするということに関しては、全ての方じゃなくて利用されている方の御意見も拝借したいと思っております。

工事のやり方等につきましても、専門的な認識がちょっと担当課のほうでございませんので、委託をするなりという形からなっていくのか、あるいは、一つ考えていたのは、ちょっとした補修でありますので、パテで埋めるとかそういった類いでいいのかどうかかを考えておりましたけども、その辺については、もう少し調査研究をさせていただきたいと思っております。

おります。

利用者の方の御意見を拝聴しながら、よりよいものになるように進めたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

消火栓の立ち上がりにつきましては、確かに薄れているということで認識しにくいというところはあるかと思っております。消防団と話し合いをしながら、そういった調査箇所を特定というかさせていただいて、対応させていただけばと思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

ちょっと住民福祉課長の発言で問題になるような発言をされた。どこで作られたか定かではありませんって、どがんことですか。分かりません。どこで作られたか定かではありませんって、どういう意味でおっしゃったのか分かりませんが。

利用者でアンケートを取るとおっしゃっていますけども、どういうアンケートの取り方によってやるかは知りませんが、初めて行かれている人が足踏みをやってみましょうかっていうこともありますからね。利用されてる人ばかりの意見じゃないでしょう。町民が利用していいわけですから。あそこを通られる町民以外の人も利用していいんですから。何をとおっしゃっているのか全然分かりません。そこまでのお考えであるならば、現地に行って、自分で見て、やってみてください。なぜそういうことをきれいにしてくださいというふうに町民がお伝えしたかったかという意味が分かると思いますよ。そういうことをやられて、もう緊急にできるんだったら、それをしてあげたらいいじゃないですか。その辺が分からないんですかね。

もう一つは、総務課のほうが御答弁されましたけども、消防団に聞いて調査をしてからって。何箇所あって、どこにどういう消防設備があるかぐらい分かっとうでしょうもん。御自分たちで見て回ればいいじゃないですか、波佐見を。数え切れんごとあつとですか。なぜ消防団消防団なんですか。防災は消防団以外のところも、住民の人たちが皆さん手と手を取り合ってやられることもあるわけですよ。担当部署として町内を歩いて回ればいいわけですよ、車で。一日二日でできると思いますよ。何でそんな消防団消防団って。消防施設だから消防団っておっしゃるんですか。防災施設でしょう。消防団施設じゃなかとすばい。他団体任

せ、他団体って表現はおかしいですけど、団体任せんごと言わんでくださいよ。すぐにやる課なんかもあるとですよ、よそには。やれることは早々やってくださいよ。だらだらだらだらやらずに。お二方、また御回答ください。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

私の発言の中で、ちょっと誤解というか、ちょっと行き違いか分かりませんが、私が答弁したのは、当初設置したところがどこの担当でしたか分からないということで申しました。ただ、今、河川公園の管理については住民福祉課環境衛生班のほうで持っておりますので、やっぱりその点につきましては、うちのほうで行うべきこととは判断をしております。

その対応につきましては、意向に沿うような形でやはり調査をしながら、どういう方法で改修ができるかというところを踏まえながら、あるいは一番危惧するのは、それで怪我をされたりするということでも、もちろん安全性の確保も心配しております。ですから、早急にしたいというところはやまやまでございますので、応急的にするのか、本格的にするのかということも踏まえて対処していきたいと思っております。できる限り早い段階で行っていききたいと思っております。（「ちょっと待ってください。どこの課でしたか分からなくて何で分らんとですか。どこの課がしたのか」と呼ぶ者あり）

資料をちょっと探したんですけども、そういった資料がちょっとなかったんですよ。最初に設置した、工事をしたところが、河川関係ですから建設課かなと思ったんですけども、ちょっとその資料もなかったということ。

ただ、今管理をしておるのは住民福祉課環境衛生のほうで河川公園を管理しておりますので、担当として今するのはうちだとは判断はしております。

最初に述べたのは、どういった経緯で作ったとか、そういったところを調べたかったものから探したんですけど、それがなかったということ。ただ、管理をする以上は、もううちがしないといけないということは認識しておりますので、どこがどういうふうにして設置したかというのは、発言としてちょっと舌足らずというか、ちょっと問題外の発言だったと思っておりますので、今の現状としましては、住民福祉課のほうでの管理を行うべきところでございますので、それについては速やかにといえますか、できる限り意向に沿うような形で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

消火栓のある場所については、こちらのほうでも把握をしております。

私が申し上げたのは、一番、その消火栓、そういった消防施設を利用するのは消防団が一番利用しております。それとあと、月1回の定期点検でそういった消防水利も各消防団で点検をして回っておりますので、一番その現状を分かっているのは消防団だという認識でおります。ですので、そういった消防団の意見を聞きながら、ここは見にくくなっているとかいうのがあるところをピックアップしてから対応をしていこうというふうに思っております。

○議長（百武辰美君）

皆さんにお願い申し上げます。

質疑及び答弁とも、できるだけ簡潔にお願いを申し上げます。

質疑はありませんか。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

38ページの16款、1項、1目、1節のお試し住宅の貸付収入でございます。5万9,000円の減ということになっておりますけども、これはもともと当初予算が8万6,000円ですか。それで5万9,000円減ということになりますと、差引きの2万7,000円が収入ということになるわけですね。

それで、このことについてお尋ねでございますけども、まず一つは1泊当たりの単価ですね。それから、年間の利用者数、何件、延べ何人だったのか、延べ日数ですね。それから、ちょっと件数的には、感じとしては少ないだろうと思うんですけども、お試しで入られた方の移住、それから定住につながっているのかどうか、その辺の効果がどうあっているのかということが、まず1件でございます。

それから、今、同僚議員から質問がございました78ページ、8款、3項、2目の役務費が8万1,000円の減ということになっておりますけども、河川公園の管理についてですが、つい一、二年前、最近工事をされた河川公園の舗装面にもう草がいっぱい生えているんですよ。まあ、御覧になったかどうか分かりませんが。まず端っこのほうから生えてきて、そしてもう中央部も相当生えております。したがって、もう初期の段階で、例えば除草剤が適当かどうか分かりませんが、そういった除草ができないものかどうか、この辺の検討も併せてお願いしたいと思います。

以上、答弁をお願いします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

まず、お試し住宅に関してでございますが、利用料金については定めておりますが、今、手元に持ち合わせておりませんので申し訳ございません。30日間利用したところで2万数千円の利用率となります。

昨年度はやはりコロナの影響で、緊急事態宣言も出される中、利用について相談があってもお断りする期間もございました。昨年度につきましては、1件か2件の利用だったと記憶しております。

昨年度は実際の移住にまでつながったケースはございませんでしたけど、今年度に入りまして早速1件利用がありまして、町内への移住につながったケースがございます。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

78ページ、河川公園の関係ですけれども、舗装工事が済んだところもちょっと草が繁茂する状況もあるということですが、河川公園の管理につきましては愛護団体のほうへ委託をしております。植栽があるところの草刈りとかをお願いをしているところでございまして、一応それ以外で実際植木の剪定等につきましては町のほうで行っております。

その際、昨年度につきましては管理がしやすいようにということで、ツツジの剪定も深く刈り込みをしたわけですが、下のほう、下払いをちゃんとしていれば管理もしやすかったんですけど、なかなかやっぱり枝が大きいのが茂っているというところもあって、なかなか愛護団体のほうも草むしり等についてもちょっと難しいところがあるということでも言われておりました。

御提案がありました除草剤に関しても、私もこちらに来たすぐはそういったもので対応すれば簡単じゃないかと考えたんですけども、やはり環境面から考えると、なかなか河川敷で除草剤を使うというのがいかなものかということもあって、なかなかそれはできないだろうということでもしております。一応愛護団体のほうにも委託をしていますけども、気づいた際には環境美化作業員で対応できるところはしていきたいとは思っております。ただ、ツツジと一緒に生えているところについては、なかなかやっぱり愛護団体のほうのことですので

できませんけども、遊歩道の脇については逐一点検等を行いながら、繁茂した状況がひどいようであれば、環境美化作業員のほうで対応していきたいと思っております。（「すみません、私、述べましたのはですね、愛護団体に委託されてる以外の、いわゆる路面なんですよ。去年か今年工事をされたところですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

ですから、その路面に関して遊歩道の端っこについては、環境美化作業員のほうで適宜パトロール等も行っておりますので、気づいた際に草払いができるような形で対応していきたいと思えます。

ただ、どうしてもタイミングの問題がありまして、即座に対応できる場合と、ちょっとほかの業務との兼ね合いがございますので、ちょっと時期が、繁茂している状況がちょっと続くかも分かりませんが、環境的に影響がない、環境美化として影響がないような体制をつくるのが環境衛生の努めだと思っておりますので、その辺は環境美化に努めるために町のほうで管理していきたいと思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

藤川議員。

○11番（藤川法男君）

51ページをお願いいたします。

ふるさと納税なんですけど、18億が17億6,150万7,000円ということで、3,800万ぐらいは減で、しかし、17億といっても交付税と変わらないぐらいの、地方としては本当にありがたい財源となっております。謝礼が1,900万あたりで減ということで、焼き物が90%と前に聞いたんですけど、それあたりの割合はどれくらいか。そしてまた、件数とか金額は、令和2年度はどれくらいだったかということをお聞きいたします。

やはり焼き物業界も非常にコロナで厳しかったということで、ただ、このふるさと納税の返礼品が非常に助かったということもいろんなところからお聞きしておりますので、小さいことなんですけどお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

ふるさと納税につきましては、大変ありがたいことだと私どもも常々感じております。

令和2年度におきましては、件数にして約6万6,000件、金額にして17億6,000万円ほど御寄附いただいております。

選んでいただいております返礼品につきましては、議員おっしゃるとおり、以前から変わらず焼き物関係が9割を占めております。その他はお肉などが人気のようでございます。

(「返礼品の金額」と呼ぶ者あり)

返礼品につきましては、寄附額の3割になるように設定しておりますので、17億6,000万の9割の3割ということになります。

○議長(百武辰美君) 藤川議員。

○11番(藤川法男君)

はい、分かりました。返礼品の9割ですね。

そこで、やはり49ページにもありますとおり、庁舎積立ても2億3,500万ということで、余剰金ということで、ふるさと納税の関係かなと思っております。ふるさと納税も単独事業でいろんなところで使っていただいて、計画していただいて、ありがたいと思っております。

いろんな方々からいつも御質問があるのは、どがんとに使うとですかということがあるもんですから、ハード、ソフト、いろんな事業がありましようけど、この前、老人福祉でタクシー券が配付になりました。そういうことばかりではないでしょうけど、やはり身近な事業にも、ぜひこのふるさと納税のあたりを使っていただくように計画をお願いいたします。

○議長(百武辰美君) 企画財政課長。

○企画財政課長(藤澤英忠君)

ふるさと納税の用途についてでございますが、寄附者の意向を町が定めてある五つの中から選んでいただいて御寄附いただいておりますが、具体的にどういった事業に充てているかと申しますと、例えば定住奨励金の事業でございますとか、身近なところでは乗合タクシーの事業ですとか、それから、建設課からも説明がありましたけど、ゲリラ豪雨対策の道路関係ですとか、教育分野でも学校関係、図書の購入費ですとか学校の設備の改修工事ですとか、グラウンドの整備などなど、本当に町の予算の様々な分野、特定のものに限らず広い分野で利用させていただいております。また、安心安全のために防災に関しても使わせていただいておりますし、寄附者の意向に沿うように今後も利用させていただきたいと思っております。

○議長(百武辰美君)

ほかに質疑はありませんか。

今井議員。

○12番（今井泰照君）

81ページ、先ほど同僚議員が消火栓のことについてお話をされましたけども、私も消防団に入っておった時分は、分団で消火立ち上がりの色を塗ったこともあります。

先ほど総務課長が答弁されました、月に1回は消防団でみんな点検をしているわけですね。そういう中にそういうところを挙げてもらって、一遍にはできんかもしれんばってん、そういうところは色を塗ってもらうというようなことも、分団長会その辺でお願いできることじゃないかと思えますけども、その辺はいかがですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

本当、消防団の地元のその活動につきまして、詳しく説明していただきありがとうございます。

私もちょっと消防団に入っていましたけども、本部分団ということでちょっと地元の活動がまだよく分かってなかった部分がございますけども、月1のそういった消火施設の点検とか、地元が本当に一生懸命されておりますので、そういったところからの御意見を賜りながら、どういった形で対応していければいいかということは消防団と話をしながら、今後対応させていただければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。

尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

52ページをお願いいたします。

52ページの2款、1項、18目、7節と13節なんですけど、この中に7節のイベント協力謝礼（グリーンスカイフェスタ）ということで4万減が上がっております。それと、13節の使用料ということで、出展ブースの借上料、これもグリーンスカイフェスタで5万5,000円ほど減が上がっております。

普通やったら、どちらかで何かされるんですけど、このグリーンスカイフェスタに限っては、出展料とイベントの協力謝礼ということで両方出ておりますが、大体このグリーンスカ

イフェスタ、このイベントの内容を聞かせてください。

それと、55ページをお願いいたします。

2款、3項、1目、これの委託料の個人番号・通知カード発行業務委託料ということで、427万6,000円減が上がっております。これはマイナンバーカードの委託料なんですけど、現在のマイナンバーカードの登録の実績、これは何%ぐらいなんですか。

2点質問いたします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

52ページの地方創生事業の中のグリーンスカイフェスタ、イベント協力謝礼と出展ブース借上料が上がっていますが、ほかにも旅費だったりとかいろいろな項目で予算を計上しておったところですけども、内容としては、ソラシドエアと包括連携協定を結んでおり、二、三年前に飛行機の機体にラッピングをした事業が終わった後に包括連携を結びまして、いろいろな観光PR、協力していきましょうというような事業でございます。

その中で、二子玉川の、何とかライズという物すごく人通りが多い、おしゃれな町があります。そこでソラシドエアさんがイベントを主催しまして、今までそういうラッピング事業をした自治体、九州の自治体が十数自治体集まってイベントをやるというものでございました。それで、コロナの影響で前回ちょっと中止になったということで、これは減額しているものであります。

このイベント協力謝礼は、そういった波佐見町のPRをするのに、私たちだけじゃなかなか弱いというところで、元地域おこし協力隊の方にも手伝ってもらったり、あと、ブース料も格安で出させてもらっているというような状況で、そういう有利な状況の中でPRをやっていこうというようなイベントでございました。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

55ページ、2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費の委託料、いわゆるマイナンバーの現在の交付状況ということですけども、直近で申しますと、5月末でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

5月末で交付枚数が6,120枚、率で申しますと、この分母となる人口が1万4,635人という、いつ時点の人口かちょっと手元に資料がございませんけども、分母となる数字が1万4,635

人という形で、交付しているのが6,120枚。率で言いますと、41.818%でございます。ちなみに県下では、大村市に次いで2番目の水準となっております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

答弁ですか。（「答弁漏れです」と呼ぶ者あり）

企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

先ほど脇坂議員のお試し住宅に関する質問で、回答漏れがありましたのでお答えします。

お試し住宅の基本の料金でございますが、1日から3日の1泊2日か2泊3日の利用であれば6,000円、4日から7日につきましては1日当たり1,000円の追加で、8日目から30日目までは1日当たり500円の追加で、最大30日の利用で2万1,500円となります。

昨年度につきましては、この30日間1件の利用がございました。

○議長（百武辰美君）

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号 専決処分を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第36号は原案のとおり承認されました。

○議長（百武辰美君）

しばらく休憩します。13時より開会します。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第37号

○議長（百武辰美君）

日程第4. 議案第37号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第37号 専決第4号 令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

内容を説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ200万円を減額し、それぞれ16億1,100万円とするものです。

内容につきましては、決算見込みに伴う調整となっております。

6ページをお願いします。

まず、歳入についてです。

1款. 国民健康保険料は、それぞれの節の実績見込みで調整し、合計33万8,000円を減額します。

8ページをお願いします。

3款. 国庫支出金、1項、1目、1節. 災害臨時特例補助金821万1,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減少で保険料の減免を行った結果、保険料収入の減少分を国から補填されたものです。

同じく、次の9ページの4款. 県支出金、1項、1目、2節. 特別交付金2,241万8,000円の増額も、一部はコロナによる保険料減免に対応した減収分を補うものになります。

1節の普通交付金3,380万6,000円の減額は、歳出の2款. 保険給付費とも関係はしますが、コロナによる受診控えの影響もあり医療費が抑えられたことにより、保険給付費分の県からの負担が減額されたものです。

11ページをお願いします。

6 款. 繰入金、2 項、1 目. 一般会計繰入金について、事務費に係る費用及び出産育児一時金相当分等の実績に伴い167万6,000円減額しています。出産が9人から実績4人への変更によるものです。

15ページをお願いします。

8 款. 諸収入、4 項、2 目. 一般被保険者第三者納付金については、対象者がいなかったため全額を減額しています。

4 目. 一般被保険者返納金276万2,000円の増額は、社会保険に加入していたにもかかわらず、国保の保険証を利用して病院受診された分の保険給付費を返納していただいたものです。

7 目. 特定健康診査等負担金120万2,000円については、令和元年度の受診実績に基づき決定されるもので、過年度精算分として受け入れた収入になります。

次に、歳出です。

21ページをお願いします。

2 款. 保険給付費、1 項. 療養諸費、合計で2,777万3,000円、続きまして、22ページ、2 項. 高額療養費、合計で288万8,000円の減額になりますが、先ほども申し上げましたとおり、コロナの影響により受診控え等によるものと見込まれております。

24ページをお願いします。

2 款、4 項. 出産育児費、1 目. 出産育児一時金210万円の減、出産に係る実績で減額をしております。

26ページをお願いします。

2 款、6 項、1 目. 傷病手当金は、コロナの感染で会社を休まなければならなくなった方への補償になりますが、対象者がいなかったため全額を減額しています。

29ページをお願いします。

4 款、2 項. 特定健康診査等事業費、1 目. 特定健康診査等事業費から103万8,000円を減額しています。特定健康診査委託料の実績見込みで減額をしています。

30ページをお願いします。

5 款、1 項、1 目. 準備基金積立金は令和2年度の決算見込みで剰余が見込まれましたので3,694万1,000円を増額しております。

31ページをお願いします。

7 款、1 項、1 目. 一般被保険者分保険料還付金につきましては、令和2年度の実績見込

みで118万円を減額しています。こちら当初コロナ減免の申請で返還が増えるものと思っ
て予算を取っておりましたけれども、こちらもちよっと思ったほど申請がなかったという
ころで減額になっております。

32ページをお願いします。

8款、1項、1目、予備費につきましては、予算の調整で88万7,000円を減額しています。
以上で、令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わ
ります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第37号は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第38号

○議長（百武辰美君）

日程第5、議案第38号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

それでは、議案第38号 専決第5号 令和2年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予
算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ190万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,860万円とするものです。

内容につきましては、決算見込みに伴う調整となっております。

6ページをお願いします。

歳入の1款、1項。後期高齢者医療保険料は実績を見込み、合計で62万1,000円の減額です。

10ページをお願いします。

6款、2項、1目。保険料還付金について、これは歳出の3款とも関連しますが、令和元年度分のコロナ減免を想定して予算を計上していましたが、見込んだほどの実績がなく、41万2,000円を減額しています。

続いて11ページ。

6款、3項、2目。雑入の74万3,000円の減額は、健診の実績に基づき広域連合から委託料を受け入れますが、最終的な収入見込みで計上しております。

次に、歳出についてです。

12ページをお願いします。

1款。総務費、1項、1目。一般管理費については、健診委託料の実績を見込み、78万5,000円減額しています。

16ページをお願いします。

4款、1項、1目。予備費は、歳入歳出の予算の調整で39万4,000円を減額しています。

以上で、令和2年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第38号は原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第39号

○議長（百武辰美君）

日程第6. 議案第39号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

それでは、議案第39号 専決第6号 令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,560万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,020万円とするものでございます。

今回の補正は決算を見込み、全体の整理を行ったものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款. 保険料、1項、1目. 第1号被保険者保険料について、収納実績に基づき、全体で879万8,000円を増額するものでございます。

7ページをお願いいたします。

4款. 国庫支出金から10ページの6款. 県支出金については、国や県、支払基金それぞれが定めた事業費から算定された交付決定により整理を行っております。

12ページをお願いいたします。

8款. 繰入金、1項. 一般会計繰入金については、1目から5目それぞれ、精算見込みから減額を行っております。

続きまして、13ページになります。

8款、2項. 基金繰入金については、当初予算時に不足分を計上しておりましたが、不用となったため、全て減額を行ったところです。

15ページをお願いいたします。

10款. 諸収入、3項、1目. 介護予防サービス費収入につきましては、実績に伴い減額を行っております。

19ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款. 保険給付費につきましては、1項. 介護サービス等諸費から22ページの6項. 特定入所者介護サービス等費までの費用について、利用者のサービス料に伴うもので、精算見込みによりそれぞれ整理を行い、総額で7,450万円を減額しております。

なお、介護保険におきましても、新型コロナウイルスの影響によりまして、施設の利用やサービスを控えたり、そういったものが行われておりまして全体的な減額となっているようです。

23ページをお願いいたします。

3款. 地域支援事業費、1項、1目. 総合事業費、18節. 負担金補助及び交付金について要支援認定者のサービスに伴うもので、これも先ほどの2款. 保険給付費と同様に、精算見込み400万円を減額をしております。

26ページをお願いいたします。

6款. 基金積立金、1項、1目. 介護給付費準備基金積立金に2,000万円を追加しております。これにつきましては、令和2年度歳計剰余金見込額から基金に積立てを行い、次年度以降の介護給付費増嵩に対応するものとしております。

27ページをお願いします。

8款. 予備費でございますが、予備費につきましては全体の調整をここで行っているところです。

以上で、令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

城後議員。

○6番（城後 光君）

7ページをお願いします。

4款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金、5目. 介護保険保険者努力支援交付金、こちら補正前はゼロで補正額が270万3,000円になっていますけど、この制度の内容を教えてください。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

歳入、4款、2項、5目. 介護保険保険者努力支援交付金でございますが、これにつきましては、波佐見町の取り組みによりまして、その評価を点数化したものに対して、国の総予算を全国の点数で割り戻して、その点数分を配分されるというもので、この4目の保険者機能強化推進交付金、これと同様なものになります。

使途についても、介護予防であったりとか、地域のいろいろな取り組み、そういったものに使うようになっておりますが、現状としまして保険料に当たる分をここに充てて全体の保険料軽減をするというような形に、この分については使っているところです。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第39号は原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第40号

○議長（百武辰美君）

日程第7. 議案第40号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、議案第40号 専決第7号について御説明いたします。

令和2年度波佐見町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分としたものについて承認を求めるものがあります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,500万円とするもので、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

続きまして、地方債の補正ですが、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。今回は決算を見込んだ補正で、歳入では町債の減、歳出では建設費の減が主なものとなっております。

4ページをお願いします。

第2表地方債の補正でございます。公共下水道事業に係るもので、限度額を150万円減額し3,130万円とするもので、これは建設費の事業実績によるものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

それでは、補正の主な内容を説明しますので、9ページをお願いします。

歳入ですが、先ほど申し上げた起債分で、7款、1項、1目。下水道事業債補正額を150万円の減とするもので、下水道工事の実績により下水道事業債の借入れの減額となったものです。

11ページをお願いします。

続きまして、歳出ですが、2款、1項、1目。管渠建設費補正額121万4,000円の減とするものです。主なものは、14節の工事請負費の減によるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第41号

○議長（百武辰美君）

日程第8. 議案第41号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

議案第41号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）について説明します。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれに7,900万円を追加し、総額を85億2,000万円とするものです。

債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症予防接種事業や子育て世帯生活支援特別給付金事業、陶器まつり開催延期に伴う支援等について、所要額を計上しております。

4ページをお願いします。

第2表債務負担行為の補正ですが、学校情報端末フィルタリングライセンス使用料について、期間を令和4年度から6年度まで、限度額を510万円として追加しております。

次に、歳入について説明します。

7ページをお願いします。

14款、1項、2目. 衛生費国庫負担金を910万8,000円減額しておりますが、これは当初予

算では、新型コロナウイルス感染症予防接種の対象者を全町民で積算していたところ、対象者が16歳以上となったことによります。

8ページをお願いします。

14款、2項、2目。民生費国庫補助金は、子育て世帯生活支援特別給付費及び事務費として1,475万円増額しています。

3目。衛生費国庫補助金の新型コロナウイルス予防接種体制確保事業費3,093万4,000円は、国から示された上限額までを活用するための増額です。

9ページをお願いします。

18款、1項、2目。ふるさとづくり応援基金繰入金については、各補正事業の財源とするため、2,400万円増額しています。

10ページをお願いします。

20款、4項、4目。違約金及び延納利息の1,686万3,000円は、株式会社ダイニチの空調機設置工事に係る契約違約金となります。

歳出につきましては、それぞれの担当課から説明します。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは、総務課関係の分を御説明申し上げます。

16ページをお願いします。

9款、1項、5目、10節。需用費でございます。468万4,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、本町の備蓄品の補正となっております。備蓄品の目標につきましては、人口の約5%の3日分を目標に備蓄ということで県から示されておりましたので、人口の5%ということで約730人分の3日分を目標に備蓄品を定めております。

主立った物としまして、非常食につきましては2年度末で740人分、毛布で530人分、パーティションで430人分、マットで約100人分の備蓄がございましたので、本年度の当初予算と今回の補正予算、合わせましたところで、先ほど言いましたとおり、非常食につきましては730人分の3日分、2,190人分、毛布につきましては730人分、パーティションにつきましても730人分、それとあと、マットにつきましても730人分、不足分を購入させていただきたいと思っております。

なお、今年度分につきましては、執行残を見ながら、ほかの、ミルクだったり、そういったものを購入予定にしております。

以上、御説明申し上げます。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分について説明いたします。

12ページをお願いします。

3款、2項、児童福祉費、4目、子育て世帯生活支援特別給付費ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策の低所得者向けの支援となります。児童扶養手当の支給を受けている方は申請不要で、児童1人当たり5万円の支給を受けられるものですが、今回、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変するなど、児童扶養手当受給世帯に準ずる世帯の方へ、ひとり親世帯に限らず支援が拡大されました。約200世帯、275人の児童分の給付費として、18節に1,375万円を見込んだものです。

13ページをお願いします。

4款、1項、2目、予防費は、新型コロナワクチンに係る補正になります。当初予算では、パートの会計年度任用職員を雇用する計画で1節の報酬を計上していましたが、自治会等からの協力をいただけるようになりましたので、12節の集団接種業務委託料へ組替えをしております。

また、3節、職員手当の時間外勤務手当も、住民が接種を受けやすいように土日に従事することから862万円を増額しております。

11節、役務費の通信運搬費は、接種対象者への意向調査を実施するための郵便料で176万円を増額し、手数料120万円と、12節、委託料の新型コロナウイルス感染症予防接種委託料910万8,000円の減額は、接種対象者を、当初、全住民で計上していたものですが、この補正をする段階では16歳以上に限定されたため、人数を調整したことによる減額です。

12節の接種券発行業務委託料160万円は、当初は令和2年度中に実施する予定でしたが、接種の対象年齢が定まらなかったため、令和3年度に新たに契約して実施するものです。

13節、使用料に車借上料がありますが、65歳以上の高齢者の集団接種会場までの交通の確保、足の確保として送迎バスの運行を行うものとして計上していましたが、自家用車で来られる方が多く、利用が少なかったということで400万円を減額するものです。

最後に、17節. 備品購入費に1,608万4,000円を計上していますが、まだ計画段階ではありますが、現在、医療機関が個別接種をする際に必要となる冷蔵庫、冷凍庫の停電対策としての蓄電装置を検討しています。これは医師会とも相談の上、購入を進めたいと思っております。

以上で、子ども・健康保険課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

続きまして、商工観光課関連の補正の説明を行います。

15ページをお願いいたします。

7款、1項、2目、18節の陶器まつり事業費補助金（開催延期緊急対策分）といたしまして、1,208万7,000円を計上いたしております。

これについては御存じのとおり、4月20日に今年度の陶器まつりの延期が決定をいたしました。直前の延期の決定ということで、それまでにかかっていた経費から、POSレジ等の資産価値がある分を除きまして、残りの金額の1,208万7,000円を支援するもので、2年連続での陶器まつりの延期ということもありますし、この売上げがなくなり非常に厳しい状況にありますので、こういった大幅な支援ということになったものでございます。

以上で終わります。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、教育委員会事務局関係について御説明申し上げます。

歳入、10ページをお開きください。

20款. 諸収入、4項. 雑入、4目. 違約金及び延納利息ということで、空調機設置工事違約金として1,686万3,000円を計上させていただいております。

これは、平成31年3月20日に締結をしました各小中学校の空調機設置に係り、株式会社ダイニチと結んだ4件中3件の工事について、御存じのとおり、官製談合事件が起きました。この件について、刑の確定に伴い、株式会社ダイニチについて、契約条項に基づいて1,686万2,688円を請求したもので、所要額を計上したものでございます。

歳出をお願いします。

17ページをお願いいたします。

10款、1項、2目．事務局費、10節．需用費に消耗品費として146万5,000円を計上させていただきます。

これは、令和2年度に児童生徒に配付しましたタブレットを、2学期から家庭のほうに持ち帰り学習を計画しておりますが、その際のタブレットを入れるバッグでございます。

続きまして、その下、13節．使用料及び賃借料でございますが、債務負担行為のほうでも説明がありましたが、情報端末フィルタリングライセンス使用料ということで、ここには令和3年度分、そして債務負担行為のほうで、次年度以降、令和6年度分までの4年間について、フィルタリングソフトを入れるということで所要額を計上しております。

現在、タブレットについては既に学校の授業のほうで使用を始めておりますが、先ほど申したとおり、2学期から家庭学習で持ち帰りを計画しております。そうすると、家庭のネットワークにつながるということになりますので、児童生徒が有害サイトまたは詐欺サイトにアクセスしないようにフィルタリングソフトを導入しまして、児童生徒を守るという趣旨で導入するものでございます。

その下、24節．積立金でございます。教育施設整備基金積立金としまして1,686万3,000円でございますが、これは歳入の雑入のほうで計上させていただきました違約金を基金のほうに積み立てるために、ここに計上させていただいております。

次のページ、18ページをお願いいたします。

10款、2項、4目．中央小学校管理費、14節に学校設備改修工事としまして300万円を計上させていただきます。

これは、中央小学校の音楽室の照明でございますが、天井の照明が27基ありますが、これがちょっと安定器が壊れて、照明がちらついておりまして、児童の授業を受ける際に支障を来しておりますので、今回、年度中途であります。所要額を計上するものでございます。

次ページ、19ページをお願いいたします。

10款、3項、2目．教育振興費、13節に修学旅行車借上料としまして271万円を計上しております。

前ページ、18ページにも各学校のほうに修学旅行車借上料ということで、それぞれ所要額を計上しておりますが、今回この中学校費に関しては、令和2年度に、一般であれば中学校2年生が修学旅行に行くわけでございますが、行けなかったものですから3年生で行きます。したがって、今回は2年生と3年生が重複して修学旅行をするということでありまして、

あわせてコロナ対策でバスを倍にいたします。したがって、今回、増加分8台分について所要額を計上しているところがございます。

次ページ、20ページをお願いいたします。

10款、4項、1目。社会教育総務費、18節に地域ブランディング事業負担金として100万円を計上させていただいております。

これは、長崎県が国民文化祭の誘致に向けて、若者が輝く文化芸術による地域ブランディング事業を進めておられて、今回、長崎県とNPO法人講堂ファンクラブが、波佐見講堂でジャズフェスティバルを計画するというので、採択見込みでございます。この事業は、県が事業主体に委託事業として発注するものでございまして、地元の自治体はその2分の1を負担するという規定になっておられて、事業費の2分の1、100万円を負担したく、今回所要額を計上するものでございます。

以上で、令和3年度一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

15ページの商工費、1項。商工費、2目。商工振興費、こちらは今回、昨年に引き続き、陶器まつり事業補助金等の関係ですけど、陶器まつりが中止された。なおかつ、新様式で準備されておりましたけども、いろんな諸事情があって実行できなかったということで補正額が上がっておりますが、それぞれ皆さん方が準備された分を含めて補正を上げるということでした。

これまでにかかった分、POSレジ等を除くという御説明ではございましたけども、大方どういふものの補正、1,200万上がっていますので、中身について簡単な御説明をお願いします。

もう一点は、20ページの10款、4項、5目、12節。委託料ですけど、機械警備委託料ですね。歴史文化交流館の機械警備委託料、これはどういふシステムなのかの御説明をお願いします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

陶器まつりの支援ですけれども、まず4月20日までにかけた経費の総額を申し上げます。1,462万1,016円です。そして、そのかけた経費の主なものは、まず、テレビコマーシャルとか新聞広告とか、そういったPR費用に420万程度、あと、先ほど言いましたPOSレジあたりは、100万ぐらいですね。あと、テントの設営費が700万ぐらいかかっています。あと、いろいろ感染対策費用とか印刷代とか、もろもろの費用がかかっています、合計が1,462万1,000円ということで、そのうち、先ほど言いました資産価値があるものというのがPOSレジの15台分、106万9,200円。そのPOSレジに関する費用と、あと、買物籠はずっと使えますので、それは59万7,000円。あとはJANシール、バーコードのシールが10万ぐらいというのがあります、あと、業界に負担を求めたものが、708万かけたテント設営費の中で、せめて10%ぐらいはちょっと負担をしてくださいということで申し上げます。それが70万程度ということで、その分を引いた分が1,208万7,000円ということになっています。

以上です。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

20ページ、10款、4項、5目。歴史文化交流館管理費、12節に機械警備委託料で42万円を計上させていただいております。

これは、3月議会の折に防犯カメラを設置してほしいということで要望がございましたので、防犯カメラを4台設置することで所要額を計上しているところでございます。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

今、15ページの商工費の中で説明してもらった分ですけど、当初予算に商工会の補助金として200万程度上がってございましたね。今回は陶器市は延期ということで、その200万という分は、また今回上がっている部分と別なかどうかお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

おっしゃるとおり、あくまで延期でございますので、しかるべきときに開催されたときの補助金ということで残してあります。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

まず、10ページの20款、4項、4目、1節。違約金及び利息のこの計算式ですね。内訳で
ございます。

それから次に、この違約金が、17ページ、10款、1項、2目、24節。積立金ということで
基金にされておりますけども、この理由ですね。

それからもう1件、20ページの10款、4項、1目、18節。負担金補助及び交付金、地域ブ
ランディング事業負担金というこの負担金の内容ですけども、先ほどジャズフェスというの
を開催ということでございましたけども、これについてももう少し詳細に、開催時期とかそう
いったことをお願いします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

10ページについて御説明をいたします。

20款、4項、4目に空調機設置工事で1,686万3,000円を計上させていただいております。

平成31年3月20日に、小中学校の空調機設置工事ということで4件の請負契約を承認して
いただきました。総額が2億2,475万9,880円でございます。うち、株式会社ダイニチが受注
したものが、東小学校空調機設置工事、そして、南小学校空調機設置工事、そして、波佐見
中学校空調機設置工事の計3件で、1億6,862万6,880円となっております。

そのダイニチと締結しました契約条項に、刑法96の6、いわゆる公契約関係競売等妨害と
いう条項に違反した場合、契約額の10分の1に相当する額を違約金として請求をすることが
できるという条項がありますので、それに基づいて今回請求し、納入があったところでござ
います。

次に、歳出、10款、1項、2目、24節に教育施設整備基金積立金として同額を計上させて
いただいております。

その理由ということでございますが、今回の違約金については当然契約に基づいたもので
ございまして、受入れをしたものでございますが、その用途についてはまだ事務局内でも十
分論議をいたしておりません。したがって、一旦基金に積み立てて、今後の学校の施設の
改修費に充てるということで考えておりますので、現時点では具体的な用途を定めており
ませんので基金に積むということでございます。

そして、20ページでございます。

10款、4項、1目の地域ブランディング事業ということですが、今回10月にNPO法人波佐見講堂ファンクラブがジャズフェスティバルを計画されております。2日間フェスティバルをすると、イベントをするということで、1日目は県内の大学生に声をかけてワークショップをしようということで、講堂ファンクラブの方々については、ジャズの著名な方とつながりがあるということでもありますので、そういった方をお招きして、大学生等についていろんなイベントをやりたいということですし、2日目は、そういった学生も含めたところでジャズのフェスティバル、音楽祭をしたいということで現時点では考えられております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

この地域ブランディングというのが、この総称からして教育委員会の事業としてそぐわないんじゃないかというふうに思ったわけですが、講堂とかそういったもののブランド力をつけると、そういった意味で理解してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

開催に当たってですけれども、1日目が県内大学生と、2日目もそういった関係ですかね。これについては、やっぱり町民の方をもっと優先して入ってもらい、主張してもらいたいというふうに思います。

それから、さっきの違約金については、これはもう、いわゆる利息相当分はなしということですか。10分の1の、若干切り上げてありますけれども、そういったことでよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、地域ブランディング事業でございますが、これは先ほど触れましたが、長崎県が国民文化祭の誘致を進めております。そういった中で地域の魅力を情報発信したい、また、地域にある潜在的な地域文化をブランディング、確立したいという思いがある新規事業でございます。

町民にももう少ししてはどうかというお声は、重々承知をしております。運営等については大学生も参画をしていただいて、ワークショップもそういうふうな運用をする方向というふうに聞いておりますので、町内でそういった大学等に進学している若者も多いと聞いてお

りますし、それに社会人も含めて当然拒むものではございませんので、そういった方向でNPO法人と話をしてみたいというふうに考えております。

そして、違約金でございますが、契約条項については利息等は明記がございませんので、契約額の10分の1相当を請求したということでございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

違約金の件ですけれども、契約額というふうになっておりますという御説明でございますが、支払った金額からすると消費税も含めて支払ったという、その消費税総額に対する割合的な部分じゃなくて、契約金そのものに対する割合っていう御説明として理解してよろしいですか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

契約条項には「請負代金の10分の1に相当する額を違約金として」というふうにありますので、請負金額は先ほど言った3件分、1億6,862万6,880円でございますので、その10分の1、1,686万2,688円となっております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

基本的には、請負金額の中には消費税は入ってないという理解をしてよろしいんですか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

消費税は含んでおります。含んでいます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第42号

○議長（百武辰美君）

日程第9. 議案第42号 財産の取得についてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、議案第42号について説明をいたします。

議案第42号 財産の取得について。

別紙のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和3年6月8日提出。

次ページをお願いいたします。

別紙でございます。

まず、財産の種類でございますが、電子黒板機能付ディスプレイ及び同スタンド、数量は14台となっております。

取得予定価格でございますが、848万1,000円、税込みでございます。

取得の予定年月日でございますが、令和3年8月27日までとしております。

契約の相手方でございますが、佐世保市大塔町1266番地24、扇精光ソリューションズ株式会社佐世保支店、支店長川下正人でございます。

今回の電子黒板については、現在導入しています電子黒板の老朽化に伴いまして、近々に取り替えたいもの14台を今回購入するものでございます。

電子黒板というものについて若干御説明いたしますが、外観は御家庭にある液晶テレビと変わりませんが、液晶画面にタッチパネル機能がございます。タブレット上で、画面上で操

作ができ、タッチペンや指で画面上に文字の書き入れ等も自由に行えるものでございます。また、デジタル教科書を表示させたり、先般導入しました教師用のタブレットの画面を電子黒板上で表示させたりすることもできます。

画面の大きさは65型。現在は50型でございますので、一回り大きく見やすくなります。ちょっとぴんとこないかもしれませんが、一般質問の際に壇上の前に大型のテレビがあったと思いますが、それが65型、入口にあったものが50型になりますので、かなり大きくなるというふうに考えております。

次ページをお願いいたします。

入札結果でございますが、今回、一般競争入札により入札を行ったものでございます。

表示されている金額は税抜きでございます。

最後のページをお開きください。

最後のページが物品売買仮契約書の写しとなり、中段に各学校の設置台数を記載をしておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で、議案第42号について説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

ちょっとお尋ねいたします。

今回14台を撤去されて、14台入れられるということなんですが、学校で、東、中央、南、中学校、全部で何台ずつあるのかということと、今回入札で1件だけでした。このタッチパネルつきが特殊な機械ということで、そのタッチパネルのディスプレイ自体を作っているところが多分少なかったのかなというイメージも伺えますが、そこ辺りのこの入札に係るこの規格、そこ辺りはどういったふうに決められたのかお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

現在、各小中学校には10年ほど前に電子黒版を既に導入しております。現時点で東小学校13台、中央小学校20台、南小学校18台、中学校23台、計74台を導入しておりますが、先ほど申したとおり、もう10年以上経過しておりますので老朽化して、ちょっと授業に支障があ

るもの、重要なやつについて今回購入をするものでございます。

次に、入札の形態についてでございますが、今回一般競争入札で行ったところでございます。これは広く業者さんに入札の内容を公告して応募していただく状況でございますので、一社でも問題はないということでございます。

一方で、どのように選定をするかということになりますが、昨年7月末に教職員の皆様に来ていただいて、国内の主要メーカーのデモンストレーションを行いまして、その仕様を決めたところでございます。メーカーの偏りもあってはなりませんので、その辺を公平にするために、いろんなデモの中、そして、資料を寄せて仕様書を作り、今回一般競争入札をしたところでございます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

そしたら、予定価格っていうのは決められないんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

おっしゃるとおりです。そこは大変私も悩みました。インターネット等、市場価格ということでいろいろ調べて、こちらのほうでそういう状況を踏まえて予定価格を設定したという状況でございます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

そしたら、予定価格を設定されたってことですけど、こちらのほう、一覧表には書かれていないんですが、幾らで設定されたかをお教えください。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回、この予算については令和2年度から令和3年度の繰越予算で行っていただきましたので、その予算額、ちょっと私の手元に今ないんですが、1,040万だったと思いますが、それが予算額でございますので、それを基に市場価格をして設定をしたということですが、ほぼ予算額に近い数字ということだけ申し上げたいと思います。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

関連してですけれども、74台あったもののうちの14台、老朽化したものを入れ替える形で今回購入したということですが、10年間、10年前の一番古いのからずっと順次入れ替えていくということになると思うんですけど、この800万相当ちゅうのは、これからも続いていくと思われま。

もう一つ、使用頻度とか本当に活用ができていたのか。もう前の前の議会のお尋ねもあつたし、したと思うんですけど、宝の持ち腐れの的なことが私はやっぱあつたんじゃないかなと思うんですね。買えと言われ、使えと言われ、買いはしたけれども活用することなく時間だけがたつていって、老朽化して入れ替えるというのがやっぱり繰り返されていかなないように今回研修もされているんですけど、そういう抱負というか、そういったものをお聞きしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

確かに議員お説のとおり、学校によって、あるいは個人によって、教科領域等によって、その利用頻度に差があつたのは事実ではないかなということを思っております。ただ、今後このデジタル教育については、ICT教育につきましては優先的に重点化の中でやっていく教育活動でありますので、そういうことがないように今後は有効活用していきたいということで考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

今、プロジェクターあたりも各教室に設置をされているんじゃないかなと。時代の流れで次から次に、今はタブレットの時代になってきましたけれども、先ほども同僚議員が言いましたけども、だんだんだんだん遊んでしまう。使わなかったら古くなる。多分、先生方によっても「いや、まだこれはあつたほうが使える」「いや、もう最新型を」という、そういう温度差もあるのではないかなと思います。

ただ、今、かなりの予算を国も確保して、タブレットを1人1台というようなそういう流れになっていっているわけですよ。そういうことで、この電子黒板が本当に必要なかなと、今までの流れを私も振り返って思うんですけど。プロジェクターあたりが、逆に電子黒板が出た後に、やっぱりプロジェクターのほうが黒板を利用して書き込みもできるし、デジタル教科書あたりの投影もできますよというような形で変わっていているのではないかな

と私は思ったんですけれども、その辺と、この電子黒板をまた新たに数をというのは、どこかで変わっていかねばいけません。私個人的にはもうプロジェクターのほうを充実していたほうが子供たちにとっては、65型と言われますけれども、もっと大きな投影ができて、隅の子供、端っこの子供でも見られるような、そういう教育環境をつくれるのではないかなと思っているんですが、その辺も多分対比されて御検討されたんだらうと思いますが、その辺のお考えをちょっと聞かせていただければと思います。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

ありがとうございます。田添議員がおっしゃったとおり、十数年前にこの電子黒板を入れた後、現場の声からすると、画面の映り込みが激しいということで見づらいという声がありました。その後、おっしゃるとおり、プロジェクター型、ホワイトボードにプロジェクターで映すタイプの商品が出まして、それが使い勝手がいいということで、波佐見町も特に中学校は各学年に1台ずつ入れましたし、各小中学校も1台ずつ入れたような状況でございます。

一方では、なかなかそういった状況で、値段があまり差がなかったということで、ちょっとやきもきしていたんですが、ここ数年この電子黒板の画面の映り込みが劇的に改善されて、そういった中でやはり価格等を考えると電子黒板をまずは入れようということで、若干の方針転換を行ったところでございます。

当然、教科についてはホワイトボード型、プロジェクター型の電子黒板も有効と考えておりますので、この辺については入替えを今後考えていきますが、学校現場のお声も聞いて、そこは丁寧に検討したいと考えております。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

GIGAスクール構想デジタル等々の部分の、今、国が進める施策につきまして、議員お説のとおり、やはり教職員の中にスキルの差もありますし、利用頻度に差があるのも事実だと思っております。そういうことが今後ないように研修を、特に今回はやっていなくちゃいけないかなということを思っておりますし、ありがたいことにICT支援員も4校に1名配属いただいておりますから、そういう専門のスキルも生かしながら、とにかく先生方に差がないような使い方に、利用頻度に差がないような取り組みというのが、今後、今までの反省を受けて、そのスキルアップということを学校全体の課題にしていければと思っております。

おります。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号 財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。14時20分より再開します。

午後2時7分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 報告第1号

○議長（百武辰美君）

日程第10. 報告第1号 令和2年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

令和2年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

別紙を御覧ください。

対象となる事業は、新庁舎建設事業や西ノ原土地地区画整理事業などの15件であり、合計4億3,900万円を繰越明許費として令和3年度に繰り越しました。その財源内訳については、右側記載のとおりです。

以上、報告を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上1件は報告でございますので、これで御了承願います。

日程第11 議会改革調査特別委員会の設置

○議長（百武辰美君）

日程第11、議会改革調査特別委員会の設置の件を議題とします。

お諮りします。

議会改革に関することについて、議長を除く13人の委員で構成する議会改革調査特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とし、調査期限を調査終了までとして、これに付託し調査することにいたしたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。

したがって、議会改革に関することについては、13人の委員で構成する議会改革調査特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とし、調査期限を調査終了までとして、これに付託し調査することに決定しました。

〔名簿配付〕

○議長（百武辰美君）

お諮りします。

ただいま設置されました議会改革調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長においてお手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。

したがって、議会改革調査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

しばらく休憩します。再開の時期は追ってお知らせします。

これから議会改革調査特別委員会を開会します。委員会室へ御移動をお願いします。

午後2時24分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会改革調査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたので、お知らせいたします。

委員長に、尾上和孝委員、副委員長に、田添有喜委員が決定されたのでお知らせいたします。

日程第12 閉会中の継続調査申出について

○議長（百武辰美君）

日程第12. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定による申出がっております。

お諮りします。

お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

会議規則第44条の規定により、今定例会において議決されました案件について、字句、数字、その他の整理に要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。よって、これらの整理を要するものについては議長に委任することに決定しました。

これで本日の会議は全部終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

令和3年第2回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後2時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員